

平成十二年郵政省令第六十四号

第一種指定電気通信設備接続料規則

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を施行するため、接続料規則を次のように定める。

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十八条の二第三項第一号ロ、第二号、第四項、第十項及び第十二項の規定に基づき、接続料規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 法定機能の内容等（第四条・第五条）
- 第三章 資産及び費用（第六条）
- 第四章 原価及び利潤の算定（第七条―第十三条）
- 第五章 接続料設定（第十四条―第十八条の三）
- 第六章 その他の接続料（第十八条の四）
- 第七章 通信量等の記録（第十九条）
- 第八章 再計算（第二十条・第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、第一種指定電気通信設備との接続に関し当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき接続料に関して、法定機能の内容等、法定機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法、通信量等の記録及び再計算に関する事項その他の必要な事項を定め、もって接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであることを確保することを目的とする。

（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 第一種指定加入者交換機 マタルインターネットプロトコル電話用設備以外のアナログ電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。
- 一の二 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。
- 一の三 第一種指定ワイヤレス固定電話用設備 専らワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の三に規定するもの）をいう。別表第六において同じ。）を用いて提供される音声伝送業務の提供の用に供される第一種指定電気通信設備をいう。
- 二 第一種指定中継交換機 主として音声伝送業務の提供に用いられる第一種指定中継系交換等設備をいう。
- 三 第一種指定中継伝送路設備等 第一種指定中継系伝送路設備、同一の建物に設置されている第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備、第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備及び第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備をいう。
- 四 一般第一種指定収容ルータ 第一種指定端末系交換等設備に該当するルータ（第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるものを除く。）であって、特定の packets を識別する機能を提供するものをいう。
- 五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（一の都道府県の区域内の通信の交換等を行うものに限る。）であって、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。
- 五の二 一般第一種指定区間中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（専ら異なる都道府県の区域間の通信の交換等を行うものに限る。）であって、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。
- 六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定収容ルータ、一般第一種指定中継ルータ及び一般第一種指定区間中継ルータをいう。
- 六の二 閉門系ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定区間中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定区間中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。
- 六の三 メディアゲートウェイ 他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門交換機又は閉門系ルータで接続する場合において音声信号と packets の相互間の交換を行う装置をいう。
- 七 削除
- 八 削除
- 九 SIPサーバ 電気通信事業法施行規則第二十三条の二第四項第三号の設備（第一種指定ワイヤレス固定電話用設備を除く。以下「制御等設備」という。）であって、メディアゲートウェイ又は一般第一種指定収容ルータと連携してインターネットプロトコルによりパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能を有するものをいう。
- 九の二 セッションボーダコントローラ 制御等設備であって、SIPサーバと連携して、事業者の網内で流通するSIP信号を終端し、事業者と他の電気通信事業者の網間で流通可能なSIP信号に変換する機能を有するものをいう。

九の三 ENUMサーバ 制御等設備であつて、SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能を有するものをいう。

九の四 IP電話用DNSサーバ 制御等設備であつて、入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有するもの（専らIP電話の提供の用に供されるものに限る。）をいう。

十 関門交換機 第一種指定中継交換等設備と他の電気通信事業者の電気通信設備とを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される第一種指定中継交換機であつて、通信路を設定する機能、接続料の精算に係る情報を送信する機能及び発信者の電気通信番号を転送する機能を提供するものをいう。

十一 信号用伝送路設備 信号の伝送を行う設備をいう。

十二 第一種指定設備管理運営費 第一種指定電気通信設備の管理運営に必要な費用の総額をいう。

十三 法定機能 法第三十三条第四項第一号の総務省令で定める機能をいう。

十四 特別法定機能 第四条の表一の項の総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能をいう。

十五 一般法定機能 特別法定機能以外の法定機能をいう。

(遵守義務)

第三条 事業者は、法定機能ごとの接続料に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらなことができない。

第二章 法定機能の内容等

第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれらの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

機能の区分	内容	対象設備
一 端末帯域透過端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するものを除く。）	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。）（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）
帯域分割端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するものを除く。）	第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）に限る。）
光信号端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）に限る。）により通信を伝送する機能	第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）に限る。）
総合デジタル通第一種指定端末系伝送路設備	第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線に限る。）により通信を伝送する機能（第一種指定市内交換局に第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信限る。）（第一種指定市内交換局に設置される交換設備の用に供される場合における機能に限る。）	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの、光信号伝送用の回線（加入者側終端装置及び第一種指定ワイヤレス固定電話用設備を除く。）により通信を伝送する機能（総合デジタル通信端末回線伝送機能を除く。）
その他端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの、光信号伝送用の回線（加入者側終端装置及び第一種指定ワイヤレス固定電話用設備を除く。）により通信を伝送する機能（総合デジタル通信端末回線伝送機能を除く。）	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものを除く。）（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を含む。）
二 端末系ルータ系交換機能	第一種指定収容ルータにより通信の交換を行う機能（この項の一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く。）	一般第一種指定収容ルータ
一般収容ルータ優先パケット識別機能	第一種指定収容ルータにおいて特定のパケットを識別する機能	第一種指定収容ルータ
メタル回線収容第一種指定メタル回線収容装置等	（メディアゲートウェイのうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を開門系ルータで接続する場合において音声信	第一種指定メタル回線収容装置等

<p>三 削除</p>	<p>号とパケットの相互間の交換を行うもの。以下同じ。）により第一種指定端末系伝送路設備を收容し、音声信号とパケットの相互間の交換を行う機能</p> <p>加入者交換機能 第一種指定加入者交換機により通信の交換を行う機能（この項の加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）</p> <p>信号制御交換機能 第一種指定加入者交換機において特定の電気通信番号を識別し、信号用伝送路設備を介して伝送される信号により当該第一種指定加入者交換機を制御する機能</p> <p>番号ポータビリティ機能 番号ポータビリティを実現するため、第一種指定加入者交換機において、第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に直接收容された固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）又は当該他の電気通信事業者が設置する交換等設備を識別する機能</p> <p>加入者交換機専用トランクポート機能 特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定加入者交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能</p> <p>加入者交換機共用トランクポート機能 第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を第一種指定加入者交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能</p>	<p>第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの上に設置される伝送装置等を含む。）</p>
<p>三の二 交換機能</p>	<p>三の二 光信号電気信号変換機能 第一種指定市内交換局に設置される光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との交換を行う機能</p>	<p>光信号電気信号変換装置（第一種指定市内交換局に設置されるものに限る。）</p>
<p>三の三 市内伝送機能</p>	<p>三の三 光信号分離機能 第一種指定市内交換局に設置される光信号分離装置により利用者の電気通信設備の側に光信号の分離を行う機能</p> <p>四 市内伝送機能 第一種指定加入者交換機間の通信を伝送する機能</p>	<p>第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備（第一種指定中継系伝送路設備の両端に對向して設置される伝送装置等を含む。）及び第一種指定中継交換機（第一種指定市内伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備又は信号用伝送装置との間に設置される伝送装置等を含む。）</p>
<p>五 系交換機能</p>	<p>五 中継関門系ルータ交換機能 他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能</p> <p>中継交換機能 第一種指定中継交換機により通信の交換を行う機能（この項の中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）</p> <p>中継交換機専用トランクポート機能 特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定中継交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能</p> <p>中継交換機共用トランクポート機能 第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を第一種指定中継交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能</p>	<p>関門交換機接続用メディアゲートウェイ（メディアゲートウェイのうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機で接続する場合において音声信号とパケットの相互間の交換を行うものをいう。以下同じ。）</p>
<p>五の二 機能</p>	<p>五の二 音声パケット変換機能 他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機で接続する場合における音声信号とパケットの相互間の交換を行う機能</p>	<p>関門交換機接続用メディアゲートウェイ（メディアゲートウェイのうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機で接続する場合において音声信号とパケットの相互間の交換を行うものをいう。以下同じ。）</p>

十	番号案内機能	電気通信番号の案内を行う機能	番号案内データベース及び番号案内装置
十一	削除		
十二	公衆電話機能	公衆電話機（電気通信事業法施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務で用いる電話機を除く。以下同じ。）から通信を発信し、又は公衆電話機に通信を着信させる機能	公衆電話機
十三	端末間伝送等機能	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する端末間に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられているものと同等の機能	当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられている設備
十四	クロック提供機能	クロック提供装置によりクロック（電気通信設備間における電気通信信号の同期をとるための信号）を提供する機能	クロック提供装置

備考

一 表一の項の光信号端末回線伝送機能並びに表六の項の一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能は、帯域が制限される場合におけるものと制限されない場合におけるものとで区分を行うものとする。

二 表二の項の加入者交換機能においては、次に掲げる機能を含むものとする。

イ 事業者が他の電気通信事業者の利用者料金を回収し、当該利用者料金から他の電気通信事業者が事業者を支払うべき接続料を相殺し精算している場合において、利用者料金と接続料とを分離して計算する機能

ロ 第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の交換設備との間の伝送路設備を用いて伝送することが困難な場合に第一種指定中継交換機を経由して当該第一種指定加入者交換機と当該他の電気通信事業者の交換設備との間で伝送を行うことが可能とする機能

三 表六の項の機能（中継伝送共用機能を除く。）は、対象設備が事業者の建物内に設置される場合におけるものと建物外に設置される場合におけるものとで区分を行うものとする。

（法第三十三条第五項機能）

第五条 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能（以下「法第三十三条第五項機能」という。）は、前条の表二の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能（同表備考二のイに掲げる機能を除く。）、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機専用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能（五の項の機能（中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機専用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）、六の二の項の機能（一般中継系ルータ接続伝送機能に限る。）及び八の項の機能とする。

第三章 資産及び費用

（法第三十三条第五項機能に関する資産及び費用の整理の手順等の通知）

第六条 事業者は、法第三十三条第五項機能に関し、第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合の第一種指定電気通信設備（新たに構成するものとした場合）に用いることとなる電気通信設備を含む。以下この項及び次項、次条並びに第十二条の二第二項第一号において同じ。）に係る資産及びこの場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によって提供される電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知する手順により当該通知において定められる当該手順の適用の日までに整理して、総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の整理は、第一種指定電気通信設備を次に掲げる要件を満たすように新たに構成するものとして行うものでなければならない。

一 前項の通知の直前に国が行う調査等の結果に基づき位置を設定する端末設備又は自営電気通信設備を使用する利用者に対して電気通信役務を提供するときに用いるものであること

二 安全性及び信頼性に関する関係法令に適合するものであること

三 現に当該第一種指定電気通信設備を設置する通信用建物の位置にある通信用建物に設置されていること

四 現に当該第一種指定電気通信設備を用いて電気通信役務が提供されている区域において電気通信役務を提供するとき用いるものであること

五 前項の適用の日の直前に法第三十三条第十二項の規定により記録された通信量等を収容することができる範囲内で可能な限り小さな収容能力を有すること

3 第一項の整理は、第四条の対象設備等を別表第一の一及び別表第一の二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとに右欄の設備区分又は設備等区分に区分して行うものでなければならない。

4 第一項の整理は、資産にあつては別表第二の一に掲げる正味固定資産価額算定方法及び別表第二の二に掲げる正味固定資産価額算定に用いる数値を用いて別表第三様式第一による固定資産明細表及び別表第三様式第二による固定資産帰属明細表を作成して、費用にあつては別表第四の一に掲げる費用算定方式、別表第四の二に掲げる共通費等の配賦基準及び別表第四の三に掲げる費用算定に用いる数値を用いて別表第五による設備区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

第四章 原価及び利潤の算定

（原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用）

第七条 事業者は、法第三十三条第五項機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の法定機能に係る接続料にあつては第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価及び利潤を算定しなければならない。

(接続料の原価及び利潤)

第八条 一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤は、一般法定機能ごとに、当該一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費（法第三十三条第五項機能に係るものにあつては、第六条第一項に規定する新たな構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含む。次条第一項及び第十四条第三項において同じ。）に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

2 一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間は、一年とする。ただし、次に掲げる場合は、一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。

一 第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が一般法定機能（法第三十三条第五項機能を除く。）を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものである場合

二 前号以外の場合であつて、接続料の急激な変動を緩和する必要があるとき。

3 特別法定機能に係る接続料の原価及び利潤は、当該特別法定機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金の原価（営業費、減価償却費、諸税及び報酬に相当する費用に限る。以下この項において同じ。）に対して営業費から接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載される費用に相当するものを差し引いたものが占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を差し引いて算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者の選択により、事業者が、当該他の電気通信事業者との間における接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整の業務を行う場合にあつては、算定して得た額に、当該業務に係る費用の料金の原価に占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を合算して算定することができる。

(第一種指定設備管理運営費の算定)

第九条 一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者が設置する設備を利用して当該機能を提供する場合には、当該設備の利用に必要な費用の総額を加えるものとする。

2 前項の費用は、法第三十三条第五項機能に係るものにあつては別表第五の設備区分別費用明細表に記載された費用とし、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用とする。ただし、前条第二項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合における一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、同表様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用の額及び通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定するものとする。

(第一種指定設備管理運営費の算定の特例)

第十条 前条の規定にかかわらず、対象設備等が法第三十三条第五項機能に係る設備以外の設備である場合であつて、当該対象設備等が帰属する設備区分が接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表において独立した設備区分として整理されていないときは、第一種指定設備管理運営費の額は、次に掲げる式により計算することができる。この場合において、対象設備等が法定耐用年数経過後において更改されていないときは、当該対象設備等の取得固定資産価額から残存価額を減じた差額を法定耐用年数で除して得た額を控除するものとする。

2 前項の取得固定資産価額は、合理的な予測に基づき算定された対象設備等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等とする。

3 第一項の類似機能に係る第一種指定設備管理運営費の算定の対象となる設備の取得固定資産価額は、接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の取得価額を基礎として算定された額とする。

(他人資本費用)

第十一条 一般法定機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用Ⅱ当該一般法定機能に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利率

2 一般法定機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

当該一般法定機能に係るレートベースⅡ（対象設備等の正味固定資産価額×（1+繰延資産比率+投資等比率+貯蔵品比率）+運転資本）×原価及び利潤の算定期間

3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として、算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合における一般法定機能の対象設備等の正味固定資産価額は、同表様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

4 第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載された固定資産の額から同表様式第一に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。ただし、法第三十三条第五項機能に係る同式の適用については、同式中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）」とあるのは、「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含み、減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）」とする。

6 第一項の他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する。
7 第一項の他人資本比率は、社債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利率並びに有利子負債以外の負債に対する利率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとす。

8 前項の有利子負債に対する利率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の実績値を基礎として算定する。

9 第七項の有利子負債以外の負債に対する利率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値とする。
（自己資本費用）

第十二条 一般法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用Ⅱ当該一般法定機能に係るレートベイス×自己資本比率×自己資本利益率

2 前項の自己資本比率は、一から前条第一項の他人資本比率を差し引いたものとする。

3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率Ⅱリスクの低い金融商品の平均金利+α×（主要企業の平均自己資本利益率Ⅰリスクの低い金融商品の平均金利）

4 前項のαは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。

5 第三項の規定にかかわらず、第一種指定設備管理運営費の額が第十条第一項に掲げる式により計算される場合（対象設備等を撤去した際の残存価額相当額の支払いを要する場合に限る。）においては、第一項の自己資本利益率は過去三年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

（調整額）

第十二条の二 一般法定機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める式により計算する。

一 当期算定方式が第一号将来原価等方式である場合

調整額Ⅱ 0

二 当期算定方式が第二号長期将来原価方式である場合

イ 前期算定方式が第一号将来原価等方式である場合

調整額Ⅱ 0

ロ 前期算定方式及び前々期算定方式が実績原価等方式である場合

調整額Ⅱ 前期費用収入間予測差額+前々期費用収入間差額

ハ 前期算定方式及び前々期算定方式が第二号長期将来原価方式又は実績原価等方式である場合（ロに掲げる場合を除く。）

調整額Ⅱ 前期費用収入間予測差額+前々期差額実績予測間差分

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合

調整額Ⅱ 前期費用収入間予測差額

三 当期算定方式が実績原価等方式である場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める式

イ 前期算定方式が第一号将来原価等方式である場合

調整額Ⅱ 0

ロ 前期算定方式が第二号長期将来原価方式である場合であって、前々期算定方式が第一号将来原価等方式であるとき

調整額Ⅱ 前期費用収入間予測差額

ハ 前期算定方式が第二号長期将来原価方式である場合（ロに掲げる場合を除く。）

調整額Ⅱ 前期費用収入間予測差額+前々期差額実績予測間差分

ニ 前期算定方式が実績原価等方式である場合であって、前々期算定方式が第一号将来原価等方式であるとき

調整額Ⅱ 0

ホ 前期算定方式が実績原価等方式である場合であつて、前々期算定方式が第二号長期将来原価方式であるとき
調整額Ⅱ前々期差額実績予測間差分
へ イからホまでに掲げる場合以外の場合
調整額Ⅱ前々期費用収入間差額

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 第一号将来原価等方式 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する方式又は第六条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づき接続料の原価及び利潤を算定する方式をいう。
- 2 第二号長期将来原価方式 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する方式であつて、当該原価及び利潤の算定期間が一年を超えるものをいう。

三 実績原価等方式 接続料の原価及び利潤を算定する方式であつて、前二号に掲げる方式以外のものをいう。

四 当期算定方式 前項の規定により計算しようとする調整額がその原価及び利潤に算入される接続料が設定される算定期間における当該接続料の算定方式の種類をいう。

五 前期算定方式 前期算定期間（前号に規定する算定期間の直前の算定期間をいう。以下この項において同じ。）において設定される接続料の算定方式の種類をいう。

六 前々期算定方式 前々期算定期間（前期算定期間の直前の算定期間をいう。第九号において同じ。）において設定される接続料の算定方式の種類をいう。

七 前期費用収入間差額 前期算定期間における費用の額（前年度の費用（第一種指定設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額であつて、前項の規定により調整額を算定する機能に係るものをいう。次号及び第九号において同じ。）は、合理的な予測に基づき計算するものとする。）と前期算定期間における接続料の原価及び利潤に算入された調整額との合計額から、前期算定期間における接続料収入の額（前年度の需要は、合理的な予測に基づき計算するものとする。）を減じた額をいう。

八 前々期差額実績予測間差分 前々期算定期間における費用（実績値に基づくものとする。次号において同じ。）の額から前々期算定期間における接続料収入（実績値に基づくものとする。次号において同じ。）の額を減じた額から、前々期算定期間における費用（前期算定期間において設定された接続料の原価及び利潤に算入された調整額の計算に用いられたものとする。）の額から前々期算定期間における接続料収入（前期算定期間において設定された接続料の原価及び利潤に算入された調整額の計算に用いられたものとする。）の額を減じた額をいう。

九 前々期費用収入間差額 前々期算定期間における費用の額と前々期算定期間における接続料の原価及び利潤に算入された調整額との合計額から、前々期算定期間における接続料収入の額を減じた額をいう。

（利益対応税）

第十三条 一般法定機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

利益対応税Ⅱ（自己資本費用十当該一般法定機能に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率）×利益対応税率

2 前項の他人資本比率は、第十一条第一項の他人資本比率とする。

3 第一項の有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定する。

4 第一項の利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

第五章 接続料設定

（接続料設定の原則）

第十四条 接続料は、一般法定機能ごとに、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

2 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する一般法定機能ごとの通信量等（当該一般法定機能に対応した設備等に関し、他の電気通信事業者との間で事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第十号の四に規定する方式を採用するときは、第一種指定電気通信設備と当該他の電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等を含む。以下この項において同じ。）の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

（利用者料金との比較による接続料の水準の調整）

第十四条の二 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によっては接続料の水準を設定することが困難な場合（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。）は、この省令の他の規定（同条ただし書の規定を除く。）により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。

（端末系交換機能等の接続料）

第十五条 第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能及び信号制御交換機能に限る。）及び五の項の中継交換機能の接続料は、少なくとも、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

2 前項の場合において、通信路を設定する機能の接続料は通信回数を単位として、通信路を保持する機能の接続料は通信時間を単位として、それぞれ設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、通信ビット数その他の単位を組み合わせて定めることができる。

3 第四条の表二の項の一般収容ルータ優先バケット識別機能に係る接続料は、契約数を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

(番号ポータビリティ機能の接続料)
第十五条の二 第四条の表二の項の番号ポータビリティ機能の接続料は、当該機能により通信路が変更された通信の回数を単位として設定するものとする。ただし、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を事業者に支払うことに合理的な理由があり、その支払いが確保される場合には、当該回数に代えて、当該機能に係る第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号の数を単位として設定することができる。

(市内伝送機能等の接続料)
第十六条 第四条の表二の項の機能（加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送専用機能、中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び六の二の項の一般中継系ルータ接続伝送機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項の機能（帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。次項において同じ。）、三の二の項の機能、三の三の項の機能、六の項の機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。次項において同じ。）及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項の機能、三の二の項の機能、三の三の項の機能、六の項の機能及び七の項の機能については、回線容量にあっては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあっては芯線数ごとに、それぞれ細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項の機能（帯域透過端末回線伝送機能に限る。）、七の項及び八の項の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。）に係る原価及び利潤の総額を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。

(端末間伝送機能に係る接続料)

第十八条 第四条の表十三の項の機能に係る接続料は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金と同様の単位を基本として設定するものとする。

(一般中継系ルータ交換伝送機能等に係る接続料)

第十八条の二 第四条の表六の二の項の一般中継系ルータ交換伝送機能に係る接続料は、通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

2 第四条の表の六の二の項の一般中間中継ルータ交換伝送機能に係る接続料は、データ伝送役務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送役務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(SIPサーバ機能等に係る接続料)

第十八条の三 第四条の表九の項から九の四の項までの機能に係る接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第六章 その他の接続料

(その他の接続料に係る法第三十三条第四項第二号の総務省令で定める方法)

第十八条の四 法定機能に係る接続料以外の接続料に係る法第三十三条第四項第二号の総務省令で定める方法は、前三章の規定に準じて算定する方法とする。

第七章 通信量等の記録

(通信量等の記録)

第十九条 法第三十三条第十二項の規定による通信量又は回線数の記録は、法定機能ごとに、通信量にあっては別表第六様式第一により、回線数にあっては別表第六様式第二により行うほか、認可接続約款等において第十四条第三項の規定に基づき設定した単位（次項及び第三項において「設定単位」という。）の通信量又は回線数にあっては適宜の様式により行わなければならない。

2 法第三十三条第十二項の総務省令で定める事項は、別表第七に掲げるもの及びそれ以外の設定単位（通信量及び回線数以外のものに限る。次項において同じ。）とする。

3 法第三十三条第十二項の規定による前項の事項の記録は、別表第七に掲げるものにあつては別表第八により、それ以外の設定単位にあっては適宜の様式により、行わなければならない。

4 第一項及び前項の記録は、毎事業年度経過後六月内を期限として行い、その結果は三年間保存しておくなければならない。

5 第一項及び第三項の記録並びに前項の保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

第八章 再計算

(接続料の再計算の期間)

第二十条 法第三十三条第十四項の総務省令で定める期間は、一年間とする。

(接続料の再計算)

第二十一条 事業者は、法第三十三条第十四項の規定により再計算した接続料を、法第三十三条第五項機能に係るもの並びに第八条第二項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定した一般法定機能に係るものにあつては再計算後直ちに、その他の一般法定機能に係るものにあつては毎事業年度経過後七月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて総務大臣に報告しなければならない。

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第四条の表二の項中「番号ポータビリティ（利用者が電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を当該電気通信事業者以外の電気通信事業者に変更した場合において、当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく変更後の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けることができること）」を実現するため、指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者の固定端末系伝送路設備を識別する機能

優先接続機能電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を指定加入者交換機に登録し、当該指定加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能

一の部分については平成十二年十二月三十一日から施行する。

（郵政省令の廃止）

第二条 次の郵政省令は、廃止する。

- 一 指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則（平成九年郵政省令第九十二号。以下「旧原価算定規則」という。）
- 二 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年郵政省令第三十八号）
- 三 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年郵政省令第六十三号）（経過措置）

第六条 郵政大臣は、この省令の施行後第六条第一項の通知をするものとする。

2 事業者は、この省令の施行の際法第三十八条の二第二項の規定により現に認可を受けている接続料について、この省令に定めるところに合致させるため、この省令の施行の日から二月以内に法第三十八条の二第二項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。

3 前項の規定に基づく申請に対する処分があるまでの間は、現に認可を受けている接続料は、この省令の定めるところに合致しているものとみなす。

4 第二項の規定に基づき事業者が認可の申請をするまでの間は、第六条第一項中「当該通知から六十日以上九十日を超えない期間を経過した日として当該通知において定められる」とあるのは「当該通知において定められる」と読み替えるものとする。

第七条 事業者は、その経営に及ぼす影響を緩和するため必要がある場合には、総務大臣の許可を受けて、前条第二項の規定に基づいて申請する接続料に定める法第三十八条の二第二項の機能に係る接続料を第十四条第二項の規定にかかわらず、通信量の直近の実績値に代えて事業者が現に記録している平成十年四月一日以後に開始する事業年度の通信量等を用いて算定することができる。

第八条 事業者は、その経営に及ぼす影響を緩和するため必要がある場合には、総務大臣の許可を受けて、附則第六条第二項の規定に基づいて申請し、法第三十八条の二第二項の規定により認可を受けた接続料に定める法第三十八条の二第四項の機能に係る接続料について、これを平成十四年四月一日までの期間で段階的に実施することができる。

2 前項の段階的な実施は次の要件を確保するものでなければならない。

- 一 施行の日から平成十三年三月三十一日までの期間に、第四条の表五の項及び六の項（中継伝送共用機能に限る。）の機能に係る接続料が次に掲げる式により計算する上限値を超えないこと
 上限値Ⅱmax〔平成十一年四月一日以後に開始する事業年度の接続料〕（平成十一年四月一日以後に開始する事業年度の接続料）×50%；（平成十一年四月一日以後に開始する事業年度の接続料）×50%；（平成十四年四月一日以後に開始する事業年度の接続料）
- 二 前号の期間に、法第三十八条の二第四項の機能（第四条の表五の項及び六の項（中継伝送共用機能に限る。）の機能を除く。）に係る接続料が次に掲げる式により計算する上限値を超えないこと
 上限値Ⅱmax〔平成十一年四月一日以後に開始する事業年度の接続料〕（平成十一年四月一日以後に開始する事業年度の接続料）×80%；（平成十一年四月一日以後に開始する事業年度の接続料）×45%；（平成十四年四月一日以後に開始する事業年度の接続料）×45%；（平成十四年四月一日以後に開始する事業年度の接続料）
- 三 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの期間に、第四条の表五の項及び六の項（中継伝送共用機能に限る。）の機能に係る接続料が次に掲げる式により計算する上限値を超えないこと
 上限値Ⅱmax〔平成十一年四月一日以後に開始する事業年度の接続料〕（平成十一年四月一日以後に開始する事業年度の接続料）×80%；（平成十四年四月一日以後に開始する事業年度の接続料）×80%；（平成十四年四月一日以後に開始する事業年度の接続料）

4 前号の期間に、法第三十八条の二第四項の機能（第四条の表五の項及び六の項（中継伝送共用機能に限る。）の機能を除く。）に係る接続料が次に掲げる式により計算する上限値を超えないこと
 上限値Ⅱmax〔平成十一年四月一日以後に開始する事業年度の接続料〕（平成十一年四月一日以後に開始する事業年度の接続料）×70%；（平成十四年四月一日以後に開始する事業年度の接続料）×70%；（平成十四年四月一日以後に開始する事業年度の接続料）

前条の規定にかかわらず平成十一年四月一日以後に開始する事業年度の通信量等を用いて算定するとした場合の平成十四年四月一日以後に開始する事業年度の接続料

前条の規定にかかわらず平成十一年四月一日以後に開始する事業年度の通信量等を用いて算定するとした場合の平成十四年四月一日以後に開始する事業年度の接続料

第九条 事業者は、その経営に及ぼす影響を緩和するため必要がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の施行の際法第三十八条の二第二項の規定により現に認可を受けている接続料に定める接続料であつて、第四条の表の二の項に規定する加入者交換機能に係る接続料に統合されることになるものを平成十四年四月一日までの期間で段階的に廃止することができる。

第十条 事業者は、事業者が附則第六条第二項の規定に基づいて申請し、法第三十八条の二第二項の規定により認可を受けた接続料に定める法第三十八条の二第四項の機能に係る接続料を、平成十二年四月一日から適用することができる。

第十一条 この省令の施行の際現にされている法第三十八条の二第二項の申請に係る接続料については、この省令の規定は適用せず、なお従前の例による。

第十二条 この省令の施行の際現に法第三十八条の二第二項の認可を受けている接続料に定める接続料の精算については、第二十一条の規定は適用せず、旧原価算定規則第十五条の規定はなお効力を有する。この場合において、旧原価算定規則第十五条中「接続料を再計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは」とあるのは「接続料を変更したときは」と、「省令で定める機能」とあるのは「接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条に規定する機能」と、「変更前後」とあるのは「変更前の額と接続料を廃止前の指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則（平成九年郵政省令第九十一号）の規定により算定するものとした場合の額」と読み替えるものとする。

第十三条 事業者は、法第三十八条の二第二項の規定により接続料の変更をするに際しては、第十九条で定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、事業者が現に記録している通信量等を用いることとする。

第十四条 第四条の表十三の項の機能のうち専用役務の提供に当たって用いられるものと同等の機能に係る接続料（電気通信事業を営む者の電気通信設備との接続に関するものに限る。）以外のものについては、当分の間は、第八条第三項及び第十八条の規定は適用せず、なお従前の例による。

第十五条 この省令の施行の日から平成十二年十二月三十日までの間は、第五条中「二の項（加入者交換機能のうち番号ポータビリティを実現するため、指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者の固定端末系伝送路設備を識別する機能及び優先接続機能を除く。）」とあるのは、「二の項」とする。

（検討）

第十六条 事業者は、この省令の施行後二年を目途として総務大臣が行うこの省令の規定についての見直し結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成十二年九月二十七日郵政省令第六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を補修して、使用することができる。

附 則 （平成十二年四月六日総務省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十三年六月十一日総務省令第八五号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 電気通信事業者は、この省令の施行の際電気通信事業法（以下「法」という。）第三十八条の二第二項の規定により現に認可を受けている接続料について、この省令の定めるところに合致させるため、この省令の施行の日から速やかに同項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。

3 前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、現に認可を受けている接続料は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則及び接続料規則の定めるところに合致しているものとみなす。

4 第二項の規定に基づく申請に基づく処分があるまでの間は、法第三十八条の二第二項の申請に係る接続料については、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則及び接続料規則の規定は適用しない。

附 則 （平成十三年一月二十九日総務省令第一五三号）

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十二号）の施行の日（平成十三年十一月三十日）から施行する。

附 則 （平成十三年二月二一日総務省令第一六五号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の接続料規則（以下「新規規則」という。）第四条の表備考二への規定（第五条において引用する場合を含む。）は、平成十六年三月三十一日までの間は、適用しない。

3 事業者は、この省令の施行の際電気通信事業法第三十八条の二第二項の規定により現に認可を受けている接続料について、この省令の定めるところに合致させるため、この省令の施行の日から二月以内に同項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。

4 現に認可を受けている接続料は、前項の申請に基づき認可に関する処分があるまでの間、新規規則の定めるところに合致しているものとみなす。

附 則 （平成十四年二月二〇日総務省令第一四号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令による改正後の接続料規則（以下「新規規則」という。）第八条第三項ただし書の規定は、平成十四年六月三十日までの間は、適用しない。
- 3 事業者は、この省令の施行の際電気通信事業法第三十八条の二第二項の規定により現に認可を受けている接続料規則について、この省令の定めるところに合致させるため、この省令の施行の日から二月以内に同項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。
- 4 現に認可を受けている接続料規則は、前項の申請に基づき認可に関する処分があるまでの間、新規規則の定めるところに合致しているものとみなす。

附則（平成十四年六月十九日総務省令第六四号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十四年六月二十日）から施行する。

附則（平成十五年四月一日総務省令第八〇号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の表一の項及び備考の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 総務大臣は、この省令の施行後、第六条第一項の規定による通知を行うものとする。
- 3 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者（以下「指定電気通信事業者」という。）は、この省令の施行の際電気通信事業法（以下「法」という。）第三十八条の二第二項の規定により現に認可を受けている接続料規則について、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規規則」という。）の規定に合致させるため、この省令の施行の日から速やかに、同項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。
- 4 現に認可を受けている接続料規則は、前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間、新規規則の定めるところに合致しているものとみなす。
- 5 指定電気通信事業者は、附則第三項の規定に基づき法第三十八条の二第四項の総務省令で定める機能（以下「法第三十八条の二第四項の機能」という。）に係る接続料の変更をするに際し、法第三十八条の二第四項の機能（第四条の表二の項（加入者交換機能のうち同表備考三のイからニまでの機能及びへの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（中継伝送共用機能に限る。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、第十九条の規定により記録された通信量等（以下「記録通信量等」という。）に代えて、指定電気通信事業者が現に記録している平成十三年度下半期（平成十三年十月一日から平成十四年三月三十一日までの期間をいう。）及び平成十四年度上半期（平成十四年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。）の通信量等を用いるものとする。
- 6 指定電気通信事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の子会社として他の指定電気通信事業者が存在する場合は、第四条の表二の項（同表備考三への機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料については、平成十七年三月三十一日までの間は、第八条及び第十四条の規定の適用については、その原価及び通信量等を当該他の指定電気通信事業者の原価及び通信量等と合算して算定するものとする。
- 7 指定電気通信事業者は、附則第三項の規定に基づいて申請し、法第三十八条の二第二項の規定により認可を受けた接続料規則に定める法第三十八条の二第四項の機能に係る接続料を、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から法第三十八条の二第二項の規定による認可を受けた日（以下「認可日」という。）までの間のいずれかの日から適用することができる。
- 8 指定電気通信事業者は、平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までをいう。又は平成十六年度（平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の記録通信量等を基礎として算定した加入者交換機を経由する通信の総時間（以下「加入者交換機総時間」という。）が附則第三項の規定に基づき変更の申請をし、認可を受けた接続料規則に係る接続料（以下「認可接続料」という。）の再計算に用いた通信量等を基礎として算定した加入者交換機を経由する通信の総時間に比して十五パーセントの割合を超えて変動しているときは、当該年度経過後三月以内に、その旨を総務大臣に報告するものとする。
- 9 総務大臣は、前項の報告があつたときは、第六条第一項の規定による通知を行うものとする。この場合においては、同条第四項の規定と異なる整理の手順を通知することができる。
- 10 指定電気通信事業者は、前項の通知があつたときは、平成十五年度（認可日（附則第七項の規定に基づき、附則第三項及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百五号）第二条の規定による改正前の法第三十八条の二第二項の規定により認可を受けた接続料規則に定める附則第七項に規定する接続料を、施行日から認可日までのいずれかの日から適用する場合にあつては、その日）から平成十六年三月三十一日までをいう。）及び平成十六年度の各年度ごとに、当該年度の記録通信量等（平成十五年度の通信量等にあつては、平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までのものである。）並びに前項の規定により通知する手続に従い整理された資産及び費用を用いて計算した法第三十三条第五項の機能（第四条の表二の項（加入者交換機能のうち同表備考三のイからニまでの機能及びへの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）に限る。）に係る接続料（以下この項及び次項において「再計算後接続料」という。）と同機能に係る認可接続料との差に次の式により算定した数を乗じて得た額に、第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）に係る当該年度の第十九条の規定により記録された通信量を乗じて得た額を、他事業者と精算するものとする。

$$(1) \cdot (1 - R) - 1 \cdot (1 - R) - 1$$

（この式において、R及びR_xは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- R 当該年度（平成十五年年度にあつては、平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までとする。）の通信量が認可接続料の再計算に用いた通信量に比して増加した率
- R_x 他事業者に係る当該年度（平成十五年年度にあつては、平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までとする。）の通信量の総和が他事業者に係る認可接続料の再計算に用いた通信量の総和に比して増加した率

ただし、平成十六年度において、固定端末系伝送路設備から携帯電話に係る端末系伝送路設備に発信される通信に関する電気通信役務（以下この項において「固定電話発着電話着通信」という。）であつて他事業者が指定電気通信事業者の提供する電気通信役務の範囲も含めて利用者が支払うべき料金を設定していたものに関し、法第十九条第一項の規定により届け出られた契約約

款、法第二十条第一項の規定により届け出られた契約約款又は指定電気通信業務の提供の相手方と料金その他の提供条件についてした合意において、指定電気通信事業者が自らの提供する電気通信業務の範囲について利用者が支払うべき料金を設定することとした場合には、平成十六年度の通信量を用いて行う精算については、固定電話発着帯電話着通信に係る通信量を R 及び R_x の算定に用いる通信量から除くものとする。）

- 11 指定電気通信事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の指定電気通信事業者が存在する場合は、附則第八項及び前項に規定する記録通信量等、加入者交換機通信総時間及び再計算後接続料については、その原価及び通信量等を当該他の指定電気通信事業者の原価及び通信量等と合算して算定するものとする。
- 12 指定電気通信事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の指定電気通信事業者が存在する場合は、第四条の表二の項の機能（加入者交換機能については、同表備考三のイからニまでの機能に限る。）に係る平成十五年度及び平成十六年度に適用する精算については、各年度ごとに、接続料を、その原価及び通信量等を当該他の指定電気通信事業者の原価及び通信量等と合算して再計算し、その結果に基づき接続料を変更したものであるとして、同条の規定を適用する。
- 13 この省令の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間は、附則第五項、第六項及び前項中「備考三」とあるのは「備考二」とする。

附則（平成十五年七月二日総務省令第九五号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 事業者は、この省令の施行の際電気通信事業法第三十八条の二第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、この省令による改正後の接続料規則（次項において「新規則」という。）の規定に合致させるため、この省令の施行の日から速やかに、同項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。

- 3 現に認可を受けている接続約款は、前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、新規則の規定に合致しているものとみなす。

附則（平成十五年九月二六日総務省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十五年四月十一日から適用する。

附則（平成十六年三月二日総務省令第四四号）抄

（施行期日）

- 第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成十六年四月一日総務省令第七九号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十七年二月二四日総務省令第一四号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項から第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 総務大臣は、この省令の施行後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。
- 3 事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に合致させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

- 4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

- 5 附則第三項に規定する申請に対する認可の処分の日が平成十七年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に合致しているものとみなす。

- 6 事業者は、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「規則」という。）第四条の表二の項の加入者交換機能の接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は規則別表第一の一第一表に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を算定するものとする。

- 7 前項の規定にかかわらず、事業者は、令和六年十二月三十一日までの間、その提供する電気通信業務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の増減に算入するものではない。

- 8 前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならない。
- 一 平成十七年四月一日以降を開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額を加算するものであること

- 二 平成十八年四月一日以降を開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること

- 三 平成十九年四月一日以降を開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の二を超えない額を加算するものであること

- 四 平成二十年四月一日以降を開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの（き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）との接続に関する接続料の原価の五分の一を超えない額（第一種指定加入者交換機に係る設備区

- 分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の二を超えない額)を加算するものであること
- 五 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること
- 六 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額を加算するものであること
- 七 平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価を超えない額を加算するものであること
- 八 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を超過するもの、その原価及び利潤は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤(公衆電話機(電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第十四条第二号の二に掲げる電気通信役員で用いる電話機を除く)から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。)の全部又は一部を加算して算定することができる。
- 九 事業者は、規則第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤(公衆電話機(電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第十四条第二号の二に掲げる電気通信役員で用いる電話機を除く)から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。)の全部又は一部を加算して算定することができる。
- 10 前項の加算は、令和六年十二月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。
- 一 平成二十九年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること。
- 二 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの(き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く)との接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額(第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の三を超えない額)を加算するものであること。
- 三 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の二を超えない額を加算するものであること。
- 四 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額を加算するものであること。
- 五 平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、加算しないものであること。
- 六 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置から加入者交換機設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤については、加算しないものであること。
- 11 附則第八項第四号から第七号まで及び前項第二号から第五号までのき線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの並びに附則第八項第八号及び前項第六号のき線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局から加入者交換機設置局又は局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置から加入者交換機設置局間に設置するものについては、現に事業者が設置する局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置されているものに限る。
- 12 事業者は、法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の変更の際に、当該機能に係る通信量等については、令和六年十二月三十一日までの間、規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前半期と当該変更が適用される年度の後半期の通信量等の合算値を用いることができる。
- 13 事業者は、前項の合算値を用いる場合において、規則第十九条の規定により記録された通信量等が存在しない場合には、これに代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。
- 14 前項の予測値を用いる場合には、事業者が現に記録している通信量等を用いることとする。
- 15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域(当該事業者が固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。)を設置する都道府県の区域に限る)以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能(加入者交換機能、信号制御交換機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る)、四の項の機能、五の項の機能(中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る)、六の項の機能(中継伝送専用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る)及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

16 事業者は、その第一種指定電気通信設備と接続する電気通信事業者の負担の増加を緩和させるため必要がある場合には、第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。）及び五の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。）の機能に係る接続料について、新規則の規定にかかわらず適切な方法で段階的に実施することができる。

17 現に法第三十三条第二項の認可を受けている接続約款に定める第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。）、三の四の項、五の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。）及び六の項（中継交換機接続伝送専用機能に限る。）の機能に係る接続料については、平成十八年三月三十一日までの間は、新規則に基づき適切な方法で算定された接続料とみなす。

附則（平成一七年九月八日総務省令第一三八号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第四条の表二の項（番号ポータビリティ機能に限る。）の機能に関する第五章の規定の適用については、平成十九年一月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に合致させるため、この省令の施行の日から速やかに同項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。

4 現に認可を受けている接続約款は、前項の申請に対する処分があるまでの間は、新規則の規定に合致しているものとみなす。

附則（平成一八年二月九日総務省令第一八号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に合致させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成十八年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に合致しているものとみなす。

附則（平成一九年二月七日総務省令第九号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（総務大臣による通知）

2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

（経過措置）

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に合致させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成十九年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に合致しているものとみなす。

附則（平成一九年二月七日総務省令第一〇号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年七月六日総務省令第八二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十二条を削る改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第十二条の二の規定にかかわらず、新規則の施行の際現に認可を受け、又は平成二十年四月一日前に開始する事業年度に適用する接続料の原価に加える調整額は、零とする。

3 事業者は、新規則の規定にかかわらず、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第三十三条第十三項及び第十四項の規定により、平成十九年度（平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの期間をいう。以下この項において同じ。）の事業年度の会計を整理し、接続料（新規則第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係るもの並びに法第三十三条第五項の機能に係るものを除く。以下この項において同じ。）を再計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、新規則第四条に規定する機能ごとに、当該機能に係る算定に用いる期間が平成十九年度の事業年度より前である原価により定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た額の二分の一に相当する

額を、第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者と精算するものとする。ただし、新規則第八条第二項ただし書及び新規則第十条の規定に基づき当該機能に係る接続料の原価を算定した場合は精算することを要しない。

4 新規則の施行の際現に認可を受けている接続料又は新規則の施行後に認可を受け、かつ、平成二十年四月一日前に開始する事業年度に適用する接続料を変更して定める接続料は、新規則第十二条の二の規定の適用については、新たに設定する接続料とみなす。

附 則 (平成二十年二月八日総務省令第九号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(総務大臣による通知)

2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則(以下「新規則」という。)第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

(経過措置)

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に合致させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成二十年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に合致しているものとみなす。

附 則 (平成二十年二月八日総務省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十年三月二一日総務省令第二七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十年七月七日総務省令第八〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日までの間は、適用しない。

一 第二条中接続料規則第四条の表六の二の項(特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係る部分を除く。)の改正規定 平成二十一年三月三十一日

二 第二条中接続料規則第四条の表六の二の項の次に一項を加える改正規定 平成二十二年三月三十一日

(検討)

第二条 総務大臣は、この省令の施行後における接続料の原価算定に必要な配賦基準に関する状況及び第四条に規定する機能の利用の動向等を勘案し、必要があると認めるときは、この省令による改正後の接続料規則について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十年二月三日総務省令第五号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(総務大臣による通知)

2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則(以下「新規則」という。)第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

(経過措置)

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成二十一年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

附 則 (平成二十年二月三日総務省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十年五月二一日総務省令第五一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一月八日総務省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月二日総務省令第六号)

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。（経過措置）
- 3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。
- 4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。
- 5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成二十二年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

附則（平成二十三年二月一日総務省令第一号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。（経過措置）

- 3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。
- 4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。
- 5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成二十三年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

附則（平成二十三年二月一日総務省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年一月三〇日総務省令第七号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。（経過措置）

- 3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。
- 4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。
- 5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成二十四年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

附則（平成二十五年一月一六日総務省令第一号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。（経過措置）

- 3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。
- 4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。
- 5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成二十五年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

- 6 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあつては、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「規則」という。）別表第一の一第一表に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに規則別表第一の二第一表に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウェアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、規則の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。

- 7 前項の控除は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
- 一 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあっては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に「一から補正比率（現に事業者が使用している交換機関連設備等の取得原価のうち法定耐用年数を経過して使用している設備の取得原価が占める割合に基づき算定される値であって、規則第六条第一項の規定に基づき総務大臣が通知するものをいう。以下この項において同じ。）を控除した率を乗じて得た額の三分の一に相当する額をそれぞれ控除するものであること。
 - 二 平成二十六年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあっては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に「一から補正比率を控除した率を乗じて得た額の三分の二に相当する額をそれぞれ控除するものであること。
 - 三 平成二十七年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあっては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に「一から補正比率を控除した率を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ控除するものであること。

附 則（平成二十五年八月三〇日総務省令第八三号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、当該事業者が平成二十六年四月一日に開始する事業年度に適用する一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料に係る接続約款の変更認可申請を行った日又は平成二十五年十二月三十一日のいずれか遅い日において当該事業者の一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能を利用していた電気通信事業者とが同一の者であって、当該日までに当該者以外の電気通信事業者から当該事業者の一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能を利用する旨の接続の請求を受けていない場合には、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、新規則に基づき算定した平成二十六年四月一日に開始する事業年度に適用する一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能に係る接続料の原価に、この省令による改正前の接続料規則第十二条の二第一項第六号に定める式により計算した特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能に係る調整額を加えて算定することができる。

附 則（平成二十六年一月一四日総務省令第一号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（総務大臣による通知）

- 2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

（経過措置）

- 3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。
- 4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。
- 5 附則第三項の規定による申請に対する認可の処分の日が平成二十六年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

附 則（平成二十七年一月一五日総務省令第二号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）に適合する手順を定める、接続料規則第六条第一項の規定による通知を行うことができる。

- 3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている電気通信事業法第三十三条第二項の規定による接続約款（附則第五項において「接続約款」という。）について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行の日前においても同条第二項の規定に基づく変更の認可申請をすることができる。

- 4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

（経過措置）

- 5 附則第三項の申請に対する認可の日がこの省令の施行の日後となる場合における接続約款は、当該認可の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

附 則（平成二十八年一月一三日総務省令第一号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）に適合する手順を定める、接続料規則第六条第一項の規定による通知を行うことができる。

- 3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている電気通信事業法第三十三条第二項の規定による接続約款（附則第五項において「接続約款」という。）について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行の日前においても同条第二項の規定に基づく変更の認可申請をすることができる。
- 4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。
- 5 附則第三項の申請に対する認可の日がこの省令の施行の日後となる場合における接続約款は、当該認可の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

（施行期日）

- 1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

附則（平成二八年五月二三日総務省令第五八号）

- この省令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

附則（平成二八年二月一六日総務省令第九七号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月四日総務省令第一号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）に適合する手順を定める、第一種指定電気通信設備接続料規則第六条第一項の規定による通知を行うことができる。

- 3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている電気通信事業法第三十三条第二項の規定による接続約款（附則第五項において「接続約款」という。）について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行の日前においても同条第二項の規定に基づく変更の認可申請をすることができる。

- 4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

（経過措置）

- 5 附則第三項の申請に対する認可の日がこの省令の施行の日後となる場合における接続約款は、当該認可の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

附則（平成三〇年一月一〇日総務省令第二号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）に適合する手順を定める、第一種指定電気通信設備接続料規則第六条第一項の規定による通知を行うことができる。

- 3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている電気通信事業法第三十三条第二項の規定による接続約款（附則第五項において「接続約款」という。）について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行の日前においても同条第二項の規定に基づく変更の認可申請をすることができる。

- 4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

（経過措置）

- 5 附則第三項の申請に対する認可の日がこの省令の施行の日後となる場合における接続約款は、当該認可の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

附則（平成三〇年二月二六日総務省令第六号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第六項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則及び第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）（以下これを「新規則」と総称する。）の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

- 3 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。
- 4 前項の規定による申請に対する認可の処分の日が平成三十年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

5 事業者は、当分の間、新接続料規則第十四条第二項ただし書の規定に基づき、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いた場合であつて、その実績値が判明したときは、新接続料規則第四条の表に規定する次に掲げる機能を利用する電気通信事業者（事業者を除く。）ごとに当該機能ごとの実績値に基づく接続料を計算し、当該電気通信事業者と精算することができ。

- 一 同表二の項に規定する端末系ルータ交換機能
- 二 同表二の項に規定する一般収容ルータ優先パケット識別機能
- 三 同表五の項に規定する閉門系ルータ交換機能
- 四 同表五の二の項に規定する音声パケット変換機能
- 五 同表六の二の項に規定する一般中継系ルータ交換伝送機能
- 六 同表九の項に規定するSIPサーバ機能

6 事業者は、当分の間、総務大臣の許可を受けて、新接続料規則第四条の表五の項に規定する閉門系ルータ交換機能（インターネットへの接続を可能とする電気通信業務の提供に当たって用いられるものに限る。）に係る接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得することができる。

附則（平成三十一年三月五日総務省令第一三三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項に規定する手順を定める通知及び附則第四条第一項第一号に規定する条件を定める通知を行うことができる。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款について、新規則等規定（新規則の規定、第二条の規定による改正後の接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号。以下「新平成十七年改正省令」という。）附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに附則第四条から第六条までの規定をいう。次項及び次条において同じ。）に適合させるため、この省令の施行の日前においても電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新規則等規定に適合していると認めるときは、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

（経過措置）

第三条 前条第二項の申請があつた場合において、当該申請に対する処分の日がこの省令の施行の日後となるときは、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則等規定に適合しているものとみなす。

（接続料算定の特例）

第四条 次に掲げる場合における法第三十三条第四項第一号の総務省令で定める機能（以下この項において「法定機能」という。）については、「法定機能」という。については、新規則第四条の規定（同条の表二の項（加入者交換機能（同表備考二のイに掲げる機能を除く。）、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機専用トランクポート機能に係る部分に限る。）、四の項、五の項（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機専用トランクポート機能に係る部分に限る。）、六の項（中継伝送専用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に係る部分に限る。）及び八の項に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、法定機能は、同条の表一の項の機能（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイに掲げる機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポートビリティ機能に限る。）、三の項から三の三の項までの機能、五の項の閉門系ルータ交換機能、五の二の項の機能、六の項の機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）並びに六の二の項から七の項まで及び九の項から十四の項までの機能に限る。）のほか、附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能とする。

一 新規則の規定（新平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第一号。以下「平成二十五年改正省令」という。）附則第六項及び第七項を含む。）を適用することとしたならば算定されることとなる法第三十三条第五項機能（法第三十三条第五項の総務省令で定める機能をいう。以下同じ。）に係る接続料の水準が、電気通信業務（卸電気通信業務を除く。）に関する料金の水準との関係を検討し、より高度で新しい電気通信技術を利用して設備を構成するものとして接続料を算定することが必要であるものとして総務大臣が通知する条件に該当する場合（次号に掲げる場合を除く。）

二 算定しようとする接続料の原価及び利潤の算定期間（以下この号において「算定期間」という。）の直前の算定期間（次条第二項第三号において「前算定期間」という。）において同条第一項に規定する方法（同条第二項第一号において「特例算定方法」という。）により法第三十三条第五項機能に係る接続料を算定した場合

三 令和四年三月三十一日までの間において、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この号において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の電気通信事業者が存在する場合において、当該他の電気通信事業者の設置する第一種指定電気通信設備の機能（法第三十三条第五項機能に限る。次条第二項第二号において「他地域設備機能」という。）に係る接続料の水準が第一号に規定する条件に該当する場合（前二号に掲げる場合を除く。）

2 前項各号に掲げる場合における新規則第五条及び別表第六の規定の適用については、同条中「前条の表二の項の機能（加入者交換機能（同表備考二のイに掲げる機能を除く。）、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機専用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機専用トランクポート機能に限る。）、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機専用トランクポート機能に限る。）、及び八の項の機能」とあるのは「第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号。以下「平成三十一年改正省令」という。）附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能」と、同表様式第二の第五表中「中継伝送専用機

能」とあるのは「加入者交換機専用トランクポート中継伝送専用機能」と、同表様式第二の第六表中「中継伝送共用機能に係る回線数」とあるのは「第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間の中継伝送に係る回線数（加入者交換機専用トランクポート中継伝送専用機能に係るものを除く。）とする。

3 第一項各号に掲げる場合における法第三十三条第五項機能に関する資産及び費用の整理、原価及び利潤の算定並びに接続料の設定については、新規第三章から第五章までの規定（第十四条の二の規定を除く。）は、適用しない。

第五条 前条第一項各号に掲げる場合における法第三十三条第五項機能に係る接続料は、附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能ごとに、単位費用（附則別表第一の二又は附則別表第一の三の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能（附則別表第一の機能の区分の欄に定める機能の接続料の原価及び利潤を算定するための要素となる機能をいう。以下同じ。）について附則別表第一の二又は附則別表第一の三の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を用いて算定された当該部分機能の原価及び利潤の総額を当該部分機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。）の総額（以下「単位費用総額」という。）であつて附則別表第一の単位費用総額の算定方法（一）の欄に定める方法により算定したものに特定比率を乗じることにより算定した額に、単位費用総額であつて附則別表第一の単位費用総額の算定方法（二）の欄に定める方法により算定したものに特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

2 前項において、特定比率は、五分の一、五分の二、五分の三、五分の四又は五分の五のいずれかの比率であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 その比率を用いて特例算定方法によることとしたならば算定されることとなる法第三十三条第五項機能に係る接続料の水準が前条第一項第一号の条件に該当しないこと。

二 全ての法第三十三条第五項機能（令和四年三月三十一日までの間においては、前条第一項第三号に該当する場合における他地域設備機能を含む。）について同一であること。

三 前条第一項第二号に掲げる場合にあつては、前算定期間に用いた比率よりも低くないものであること。

第六条 新規第三章から第五章までの規定（第六条、第七条、第八条（第一項及び第二項本文に限る。）、第九条（第一項及び第二項本文に限る。）、第十一条（第三項ただし書を除く。）、第十二条（第五項を除く。）、第十三条（第二項）、第十四条（第二項ただし書を除く。）、第十五条（第三項を除く。）並びに第十六条から第十七条までの規定に限る。）及び別表第一の一から別表第五までの規定並びに新平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに平成二十五年改正省令附則第六項及び第七項の規定は、附則別表第一の二の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

新規第六条第一項	場合の当該第一種指定電気通信設備	場合の当該第一種指定電気通信設備（新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備を含む。以下この項及び次項、次条、第十二条の二第二項第一号並びに別表第一の一において同じ。）	法第三十三条第二項の規定による接続料の認可の申請の日
新規第六条第二項第五号	当該通知において定められる当該手順の適用の日	申請の日	申請の日
新規第六条第三項	第四条の対象設備等	第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号。以下「平成三十一年改正省令」という。）附則第五条第一項の対象設備等（平成三十一年改正省令附則別表第一の二の対象設備の欄に定めるものに限る。）	第一種指定電気通信設備管理運営費（第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含む。次条第一項及び第十四条第三項において同じ。）
新規第八条第一項	第一種指定設備管理運営費	平成三十一年改正省令附則別表第一の二の部分機能の区分の欄	平成三十一年改正省令附則別表第一の二の部分機能の区分の欄
新規第九条第一項	第四条の表の上欄	別表第三様式第二	別表第三様式第二
新規第九条第二項	費用とし、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第費用	別表第三様式第二	別表第三様式第二
新規第十一条第三項	別表第三様式第二	基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表基礎として	基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表基礎として
新規第十一条第五項	第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として、	減価償却費	減価償却費
新規第十二条の二第一項	次の各号	第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含み、減価償却費	第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含み、減価償却費
新規第十五条第一項	当該各号	第一号	第一号
	第四条の表二の項	加入者交換部	加入者交換部
	五の項の中継交換機能	二の項の部分機能（中継交換部に限る。）	二の項の部分機能（中継交換部に限る。）

新規則第十六条	<p>第四条の表二の項の加入者交換機共用トランクポート機能、四の項の機能、五の項の中継交換機共用トランクポート機能及び六の項の中継伝送共用機能</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一の二の一の項の部分機能（加入者交換機共用トランクポート機能（中継伝送共用部に限る。）及び三の項の部分機能（中継伝送共用部に限る。））</p>
新規則第十六条の二第一項	<p>第四条の表二の項</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一の二の一の項</p>
新規則第十六条の二第二項	加入者交換機専用トランクポート機能	加入者交換機専用トランクポート部
	五の項	二の項
	中継交換機専用トランクポート機能	中継交換機専用トランクポート部
	六の項	三の項
	中継交換機接続伝送専用機能	中継交換機接続伝送専用部
	第四条の表二の項及び五の項	平成三十一年改正省令附則別表第一の二の一の項及び二の項
新規則第十七条第一項	<p>第四条の表一の項</p> <p>帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能</p> <p>、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能（中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の項までの機能の</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一の二の三の項</p> <p>中継伝送専用部</p>
新規則第十七条第二項	<p>第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能に</p>	<p>回線容量</p>
新平成十七年改正省令附則第七項	<p>加入者交換機</p>	<p>加入者交換部</p>
新平成十七年改正省令附則第十二項	<p>当該機能</p>	<p>部分機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則別表第一の二の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定めるものに限る。）</p>
2 新規則第三章から第五章までの規定（第六条、第七条、第八条（第一項及び第二項本文に限る。）、第九条（第一項及び第二項本文に限る。）、第十一条（第三項ただし書を除く。）、第十二条（第五項を除く。）、第十二条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第十三条、第十四条（第二項ただし書を除く。）、第十五条（第三項を除く。）、第十六条並びに第十六条の二の規定に限る。）並びに新平成十七年改正省令附則第六項及び第十二項から第十五項までの規定は、附則別表第一の三の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	<p>新規則第六条第一項</p> <p>場合の当該第一種指定電気通信設備</p> <p>場合の当該第一種指定電気通信設備（新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備を含む。以下この項及び次項、第七条並びに第十二条の二第二項第一号において同じ。）</p>	<p>場合の当該第一種指定電気通信設備（新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備を含む。以下この項及び次項、第七条並びに第十二条の二第二項第一号において同じ。）</p>
新規則第六条第二項第五号	<p>当該通知において定められる当該手順の適用の日</p>	<p>法第三十三条第二項の規定による接続約款の認可の申請の日</p>
新規則第六条第三項	<p>第四条の対象設備等を別表第一の一及び別表第一の二</p>	<p>第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号。以下「平成三十一年改正省令」という。）附則第五条第一項の対象設備等（平成三十一年改正省令附則別表第一の三の対象設備の欄に定めるものに限る。）を平成三十一年改正省令附則別表第二の一及び附則別表第二の一</p>
新規則第六条第四項	別表第二の一	平成三十一年改正省令附則別表第三の一
	別表第二の二	平成三十一年改正省令附則別表第三の二
	別表第三様式第一	平成三十一年改正省令附則別表第四様式第一
	別表第三様式第二	平成三十一年改正省令附則別表第四様式第二
別表第四の一	平成三十一年改正省令附則別表第五の一	
別表第四の二	平成三十一年改正省令附則別表第五の二	
別表第四の三	平成三十一年改正省令附則別表第五の三	

新規則第八条第一項	別表第五	別表第五	平成三十一年改正省令附則別表第六
新規則第九条第一項	別表第五	第一種指定設備管理運営費（第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含む。次条第一項及び第十四条第三項において同じ。）	平成三十一年改正省令附則別表第六
新規則第九条第二項	別表第五	費用とし、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会費用	平成三十一年改正省令附則別表第六
新規則第十一条第三項	別表第三様式第二	基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として、	、平成三十一年改正省令附則別表第四様式第二
新規則第十一条第五項	減価償却費	第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含み、減価償却費	第一号
新規則第十二条の二第二項	次の各号	第一号	同号
新規則第十五条第一項	第四条の表二の項	（加入者交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能	平成三十一年改正省令附則別表第一の三の一の項
新規則第十六条	第四条の表二の項	（加入者交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能	及び二の項の部分機能（中継系ルータ交換部及び中継系ルータ変換部に限る。）
新規則第十六条の二第一項	第四条の表二の項	（加入者交換機専用トランクポート機能、四の項の機能、五の項の中継交換機専用トランクポート機能及び六の項の中継伝送共用機能	平成三十一年改正省令附則別表第一の三の三の項の部分機能（中継伝送共用部に限る。）
新規則第十六条の二第二項	加入者交換機専用トランクポート機能	加入者交換機専用トランクポート機能	平成三十一年改正省令附則別表第一の三の二の項
	、五の項	及び三の項	中継系ルータ専用トランクポート部
	中継交換機専用トランクポート機能	中継系ルータ接続伝送専用部	及び三の項
	及び六の項の機能（中継交換機接続伝送専用機能に限る。次項において同じ。）の	中継系ルータ接続伝送専用部	及び三の項
新規則第十六条の二第二項	第四条の表二の項及び五の項	三の項	平成三十一年改正省令附則別表第一の三の二の項
新平成十七年改正省令附則第六項	規則別表第一の一に掲げる第一種指定加入者交換機	第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号。以下「平成三十一年改正省令」という。）附則別表第二の一に定める収容ルータ	平成三十一年改正省令附則別表第一の三の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定めるものに限る。）
新平成十七年改正省令附則第十二項	当該機能	部分機能（平成三十一年改正省令附則別表第一の三の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定めるものに限る。）	（平成三十一年改正省令附則別表第一の三の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定めるものに限る。）
附則別表第一（附則第四条関係）	機能	単位費用総額の算定方法（一）	単位費用総額の算定方法（二）
機能の区分	内容	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用
1 加入者交換第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、同一の第一種指定加入者交換機内	機内折返し通信で折り返す通信の交換及び伝送を行う機能	+ 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用×2	+ 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用×2
機能		+ 中継伝送共用部に係る単位費用×2	+ 中継伝送共用部に係る単位費用×2
2 加入者交換第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、第一種指定加入者交換機間で行う加入者交換部（交換等設備）	機設置局内折返し通信であつて、同一の第一種指定加入者交換機設置局内で折り返す通信の交換及び伝送を行う機能	に係る単位費用×2	に係る単位費用×2
通信機能		+ 中継系ルータ交換部に係る単位費用×2	+ 中継系ルータ交換部に係る単位費用×2
		+ 中継系ルータ交換部に係る単位費用	+ 中継系ルータ交換部に係る単位費用
		+ 中継伝送共用部に係る単位費用×2	+ 中継伝送共用部に係る単位費用×2

3	<p>単位料金区第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、第一種指定加入者交換機設置局間域内折返し通信で行う通信であって、同一の単位料金区域内で折り返す通信の交換及び伝送を行う機能</p>	<p>加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用×2 + 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用×2 + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用×2 + 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用×2</p>	<p>端末系ルータ交換部に係る単位費用×2 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用×2</p>
4	<p>中継区域内第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、単位料金区域間で行う通信であつ折返し通信機能で、同一中継区域内で折り返す通信の交換及び伝送を行う機能</p>	<p>加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用 + 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用 + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用 + 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用×0.5</p>	<p>端末系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用×0.5 + 中継伝送共用部に係る単位費用</p>
5	<p>加入者交換第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成9年郵政省令第91号）第2条第2項第6号の特別第一種指定設備（第一種指定電気通信設備接続料規則第2条第2項第6号の2に規定する専門系ルータを除く。）以外の電気通信設備（次項及び7の項において「他の電気通信設備」という。）を第一種指定加入者交換機で接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送を行う機能であつて、第一種指定中継交換機を経由せずに通信の交換及び伝送を行うもの（12の項において総務大臣が告示する機能を除く。）</p>	<p>加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用 + 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用 + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用 + 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用</p>	<p>端末系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ変換部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用</p>
6	<p>中継交換機接続機能 他の電気通信設備を第一種指定中継交換機で接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送を行う機能であつて、第一種指定加入者交換機を経由して通信の交換及び伝送を行うもの（12の項において総務大臣が告示する機能を除く。）</p>	<p>加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用 + 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用 + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用 + 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用</p>	<p>端末系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ変換部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用</p>
7	<p>中継交換機經由機能 他の電気通信設備を第一種指定中継交換機で接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送を行うもの（12の項において総務大臣が告示する機能を除く。）</p>	<p>中継交換部に係る単位費用</p>	<p>中継系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ変換部に係る単位費用</p>
8	<p>加入者交換機専用トランクポート機能 特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定加入者交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能（次項の加入者交換機専用トランクポート中継伝送専用機能を除く。）</p>	<p>加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用</p>	<p>中継系ルータ専用トランクポート部に係る単位費用 + 中継系ルータ接続伝送専用部に係る単位費用</p>
9	<p>加入者交換機専用トランクポート中継伝送専用機能 第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する機能と同等のものであつて、特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送し、信号を編集する機能</p>	<p>加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用 + 中継伝送専用部に係る単位費用</p>	<p>中継系ルータ専用トランクポート部に係る単位費用 + 中継系ルータ接続伝送専用部に係る単位費用</p>
10	<p>中継交換機専用トランクポート機能 第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備（第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）により当該他の電気通信事業者に係る通信を伝送し、信号を編集する機能</p>	<p>中継交換機専用トランクポート部に係る単位費用 + 中継交換機接続伝送専用部に係る単位費用</p>	<p>中継系ルータ専用トランクポート部に係る単位費用 + 中継系ルータ接続伝送専用部に係る単位費用</p>

<p>收容ルータに係る設備区分のうち、回線数の増減に応じ、当該設備に係る費用が増減するもの</p>	<p>收容交換機用DBという</p>	<p>收容局に設置するもの</p>
<p>警察消防用回線集約装置</p>	<p>アナログ局内回線收容部</p>	<p>アナログ局内回線收容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。</p>
<p>アナログ局内回線收容部</p>	<p>主配線盤</p>	<p>加入者側終端装置、收容ルータ間に設置するもの</p>
<p>アナログ・デジタル回線共通部</p>	<p>光ケーブル成端架</p>	<p>加入者側終端装置、き線点遠隔收容装置間に設置するもの</p>
<p>共用コアルータ</p>	<p>共用コアルータ</p>	<p>收容ルータに属する部分に限る。</p>
<p>共用コアルータ</p>	<p>コア局用レイヤ2スイッチ（以下「コア局用L2SW」という。）</p>	<p>コア局に設置するもの</p>
<p>共用コアルータ</p>	<p>メディアゲートウェイ（以下「MGW」という。）</p>	<p>コア局に設置するもの</p>
<p>共用コアルータ</p>	<p>メディアゲートウェイコントローラ（MGWを制御する装置。以下「MGC」という。）</p>	<p>コア局に設置するもの</p>
<p>共用コアルータ</p>	<p>光ケーブル成端架</p>	<p>收容ルータ、共用コアルータ間に設置するもの</p>
<p>共用コアルータ</p>	<p>伝送装置</p>	<p>收容ルータ、共用コアルータ間に設置するもの</p>
<p>共用コアルータ</p>	<p>中間中継伝送装置</p>	<p>收容ルータ、共用コアルータ間に設置するもの</p>
<p>共用コアルータ</p>	<p>中継系光ケーブル</p>	<p>收容ルータ、共用コアルータ間に設置するもの</p>
<p>共用コアルータ</p>	<p>海底光ケーブル</p>	<p>收容ルータ、共用コアルータ間に設置するもの</p>
<p>共用コアルータ</p>	<p>海底中間中継伝送装置</p>	<p>收容ルータ、共用コアルータ間に設置するもの</p>
<p>共用コアルータ</p>	<p>無線伝送装置</p>	<p>收容ルータ、共用コアルータ間に設置するもの</p>
<p>共用コアルータ</p>	<p>無線アンテナ</p>	<p>收容ルータ、共用コアルータ間に設置するもの</p>
<p>共用コアルータ</p>	<p>無線铁塔</p>	<p>收容ルータ、共用コアルータ間に設置するもの</p>
<p>共用コアルータ</p>	<p>衛星通信設備</p>	<p>收容ルータ、共用コアルータ間に設置するもの</p>

中継系伝送路設備等であって、收容ルータと共用コアルータとの間に設置されるもの（中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）及び共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの（共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）

定率法正味固定資産価額 \parallel n \parallel 1 \parallel 経済的耐用年数 (定率法正味固定資産価額 (n)) \times 経済的耐用年数
 定率法正味固定資産価額 (n) \parallel (期首定率法正味固定資産価額 (n)) \div 期末定率法正味固定資産価額 (n) \times 1.2
 期首定率法正味固定資産価額 (n) \parallel MAX (投資額 \times (1 - 償却率) n - 1, 投資額 \times 最低残存率)
 期末定率法正味固定資産価額 (n) \parallel MAX (投資額 \times (1 - 償却率) n , 投資額 \times 最低残存率)
 償却率 \parallel 1 - (残存率) \parallel 1 \div 法定耐用年数
 残存率 \parallel 0.1 \times 1 とする。

なお、投資額は、次の設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

設備区分	算定方法
音声収容ルータ	<p>1 音声収容ルータの設置基準 収容局であつて、収容回線に光地域 IP 回線が含まれないもの又はコア局との間の伝送（離島設備の適用区間に限る。）を無線伝送装置又は衛星通信設備により行うものには、音声収容ルータを設置する。</p> <p>2 設備量の算定 (1) 音声収容ルータ設置局ごとに、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の音声収容ルータユニット数とする。 ア 音声 1G ポート数、ADSL 地域 IP 1G ポート数及び音声収容ルータ PTN（パケット伝送装置をいう。以下同じ。）対向 1G ポート数の合計を音声収容ルータ収容率で除したものの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容ルータ インタフェース数とし、これを音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大インタフェース数で除したものの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙時呼量パケット数（最繁忙呼量に 1 接続 1 秒当たり音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。）並びに ADSL 地域 IP サービスの最繁忙時呼量帯域の合計を音声収容ルータの最繁忙時呼量帯域とし、これを音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁忙呼量パケット数で除したものの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。） ウ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙時呼量パケット数（最繁忙呼量に 1 接続 1 秒当たり音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。）並びに ADSL 地域 IP サービスの最繁忙時呼量パケット数の合計を音声収容ルータの最繁忙呼量パケット数とし、これを音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁忙呼量パケット数で除したものの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。） (2) (1) の音声収容ルータユニット数を音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット数とし、ADSL 地域 IP サービスに係るもの（最繁忙呼量帯域により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。 (3) (1) アの音声収容ルータ インタフェース数を音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータ インタフェース数とし、ADSL 地域 IP サービスに係るもの（ポート数比及び最繁忙時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後音声収容ルータ インタフェース数とする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごと音声収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容ルータ投資額を算定する。 局ごと音声収容ルータ投資額 \parallel 音声系冗長化後音声収容ルータユニット数 \times 音声収容ルータユニット単価 \parallel 音声系冗長化後音声収容ルータ インタフェース数 \times 音声収容ルータ インタフェース単価 \parallel 音声系冗長化後音声収容ルータユニット数 \times 音声収容ルータ ソフトウェア単価</p>
共用収容ルータ	<p>1 共用収容ルータの設置基準 音声収容ルータを設置しない収容局には、共用収容ルータを設置する。</p> <p>2 設備量の算定 (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。 ア 共用収容ルータ 1G インタフェース数（音声 1G ポート数及び ADSL 地域 IP 1G ポート数の合計）を共用収容ルータ 1G ボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ 1G ボード数とし、これを共用収容ルータ 1 ユニット当たり最大 1G ボード数で除したものの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ 共用収容ルータ 10G インタフェース数（光地域 IP 10G ポート数、共用収容ルータ CWD M（波長分割多重装置をいう。以下同じ。）対向 10G ポート数（当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。）、共用収容ルータ共用コア局対向 10G ポート数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）及び共用収容ルータ間渡り 10G ポート数の合計）を共用収容ルータ 10G ボード当たり最大 10G ボード数とし、これを共用収容ルータ 10G ボード数で除したものの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。） エ ネット当たり最大 10G ボード数で除したものの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p>

	<p>ウ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙時呼量帯域並びにADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに收容するものに限る。）の最繁忙時呼量帯域の合計を共用収容ルータの最繁忙時呼量帯域とし、これを共用収容ルータ收容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙時呼量帯域で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>エ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙時呼量帯域並びにADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに收容するものに限る。）の最繁忙時呼量帯域の合計を共用収容ルータの最繁忙時呼量帯域とし、これを共用収容ルータ收容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙時呼量帯域で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(1) (1)アの音声1Gポート数を冗長化考慮したもの（ポート数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とし、ADSL地域IPサービスに係るもの（ポート数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とする。</p> <p>(4) (1)イの共用収容ルータ10Gインタフェース数を冗長化考慮したもの（最繁忙時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とする。</p> <p>(5) (1)イの共用収容ルータ10Gボード数を冗長化考慮したもの（インタフェース数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とし、ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに收容するものに限る。）に係るもの（最繁忙時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とする。</p> <p>(6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに收容するものに限る。）に係るもの（最繁忙時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと共用収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用収容ルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと共用収容ルータ投資額</p> <p> 音声系冗長化後共用収容ルータユニット数 × 共用収容ルータユニット単価 + 音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数 × 共用収容ルータ10Gボード単価 + 音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数 × 共用収容ルータ10Gインタフェース単価 + 音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数 × 共用収容ルータ1Gボード単価 + 音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数 × 共用収容ルータ1Gインタフェース単価</p> <p>置 音声収容装置 1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、アナログ電話回線数を音声収容装置回線收容率及び音声収容装置ラインカード当たり最大收容回線数で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(2) (1)の音声収容装置ラインカード数を音声収容装置シェルフ数で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容装置シェルフ数とする。</p> <p>(3) (2)の音声収容装置シェルフ数を音声収容装置架当たり最大收容シェルフ数で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと音声収容装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 音声収容装置（回線收容部）投資額</p> <p> 音声収容装置ラインカード数 × 音声収容装置ラインカード単価</p> <p>(2) 音声収容装置（ユニット部）投資額</p> <p> 音声収容装置シェルフ数 × 音声収容装置架数 × 音声収容装置架単価</p> <p>(3) 音声収容装置（ソフトウェアユニット部相当）投資額</p> <p> (音声収容装置ソフトウェア単価) × 音声収容装置（ユニット部）投資額 × (音声収容装置（回線收容部）投資額 + 音声収容装置（ユニット部）投資額)</p> <p>(4) 局ごと音声収容装置投資額</p> <p> 音声収容装置（ユニット部）投資額 + 音声収容装置（ソフトウェアユニット部相当）投資額</p>
<p>置 音声収容装置 1 設備量の算定</p> <p>置 音声収容装置 2 設備量の算定</p>	<p>置 音声収容装置 1 音声収容装置用L2SWの設置基準</p> <p>置 音声収容装置 2 設備量の算定</p> <p>(1) 音声収容装置用L2SW設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局の音声収容装置用L2SWユニット数とする。</p> <p>ア 音声収容装置シェルフ数及び收容ルータユニット数の合計を音声収容装置用L2SWポート收容率及び音声収容装置用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p>

<p>CS</p> <p>1 アナログ電話の最繁時呼量に1接続当たり音声パケット数を乗じ、音声収容装置用L2SWポート収容率及び音声収容装置用L2SW最大処理最繁時呼量パケット数で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。 (2) (1)の音声収容装置用L2SWユニット数に音声収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容装置用L2SWユニット数とする。 3 投資額の算定 次の算定式により局ごと音声収容装置用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容装置用L2SW投資額を算定する。 局ごと音声収容装置用L2SW投資額 Ⅱ冗長化後音声収容装置用L2SWユニット数×音声収容装置用L2SWユニット単価</p> <p>1 CSの設備量の算定 (1) 中継区域ごとに、アナログ電話回線数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごとCS収容アナログ電話回線数とし、これをCS収容率及びCS1ユニット当たり最大処理回線数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (2) (1)のCSユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域に属する局ごと冗長化後CSユニット数とする。 2 CS用データベース(以下「CS用DB」という。)の設備量の算定 (1) 中継区域ごとに、アナログ電話の最繁時呼数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごとCSアナログ電話最繁時呼数とし、これをCS用DB収容率及びCS用DB1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (2) (1)のCS用DBユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域に属する局ごと冗長化後CS用DBユニット数とする。 3 投資額の算定 次の算定式により局ごとCS投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、CS投資額を算定する。 局ごとCS投資額 Ⅱ冗長化後CSユニット数×CSユニット単価 +CS収容アナログ電話回線数×CS1回線当たり単価 +CSソフトウェア投資額 +冗長化後CS用DBユニット数×CS用DBユニット単価</p>	<p>総合デジタル通信回線 1 設備量の算定 (1) 収容局ごと及びサービスごとに、総合デジタル通信サービス回線数を総合デジタル通信回線収容交換機回線収容率及び総合デジタル通信用ボード1枚当たり最大収容回線数で除したものに(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (2) (1)のサービスごと総合デジタル通信用ボード数に総合デジタル通信用ボード当たり占用スロット数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当該局の総合デジタル通信回線収容交換機スロット数とし、これを総合デジタル通信回線収容交換機1ユニット当たりスロット数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (3) (1)のサービスごと総合デジタル通信用ボード数に当該サービス総合デジタル通信用ボード単価を乗じ、総合デジタル通信回線収容交換機(ユニット部)投資額 (4) 局ごと総合デジタル通信回線収容交換機(ユニット部)投資額 Ⅱ総合デジタル通信回線収容交換機(ソフトウェアユニット部)投資額 +総合デジタル通信回線収容交換機(ソフトウェアユニット部相当)投資額</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと総合デジタル通信回線収容交換機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信回線収容交換機投資額を算定する。 (1) サービスごと総合デジタル通信回線収容交換機(回線収容部)投資額 Ⅱ当該サービス総合デジタル通信用ボード数×当該サービス総合デジタル通信用ボード単価 (2) 総合デジタル通信回線収容交換機(ユニット部)投資額 Ⅱ総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ユニット単価 (3) 総合デジタル通信回線収容交換機(ソフトウェアユニット部相当)投資額 Ⅱ(総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価) ×総合デジタル通信回線収容交換機(ユニット部)投資額 + (総合デジタル通信回線収容交換機(回線収容部)投資額+総合デジタル通信回線収容交換機(ユニット部)投資額) (4) 局ごと総合デジタル通信回線収容交換機投資額 Ⅱ総合デジタル通信回線収容交換機(ソフトウェアユニット部)投資額 +総合デジタル通信回線収容交換機(ソフトウェアユニット部相当)投資額</p>	<p>総合デジタル通信回線収容交換機 1 設備量の算定 (1) 設備量の算定 (2) 投資額の算定 (3) 投資額の算定</p> <p>2 投資額の算定 (1) 設備量の算定 (2) 投資額の算定 (3) 投資額の算定</p>
---	--	--

<p>消防警察トランク</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容回線数が2万回線以上の場合、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に2を加えた値とする。当該局の収容回線に他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局の収容回線が含まれる場合は、当該他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局1局につき消防警察トランク数を1加算する。さらに、当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。</p> <p>(2) 消防警察トランク設置収容局ごとに、(1)の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の消防警察トランク架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと消防警察トランク投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。</p> <p>局ごと消防警察トランク投資額</p> <p>＝消防警察トランク架数×消防警察トランク単価</p> <p>＋消防警察トランク架数×消防警察トランク搭載架単価</p>	<p>警察消防用1 設備量の算定</p> <p>警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された収容局ごとに、以下の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。</p> <p>(1) 受付台収容局に設定された専用線回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象として指定された消防警察トランク設置収容局ごとに、必要となる専用線回線数を算定して割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該割付対象局の総割付回線数とする。</p> <p>(2) 割付対象局の警察消防用回線集約装置数は、当該割付対象局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には0とし、総割付回線数を超える場合には、当該割付対象局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(3) (2)の割付対象局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載架最大搭載数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該割付対象局の警察消防用回線集約装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を求め、全ての対象局について当該投資額を合算し、警察消防用回線集約装置投資額を算定する。</p> <p>割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額</p> <p>＝警察消防用回線集約装置数×警察消防用回線集約装置単価</p> <p>＋警察消防用回線集約装置架数×警察消防用回線集約装置搭載架単価</p>	<p>き線点遠隔1 回線数の算定</p> <p>国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。なお、各(県、調査区)につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。</p> <p>世帯自県案分率(県、調査区)＝世帯数(県、調査区)÷総世帯数(調査区)</p> <p>就業者自県案分率(県、調査区)＝就業者数(県、調査区)÷総就業者数(調査区)</p> <p>(1) 住宅用加入電話回線数</p> <p>＝局ごと住宅用加入電話契約回線数×調査区ごと世帯数の局ごと合計</p> <p>×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p> <p>(2) 事務用加入電話回線数</p> <p>＝局ごと事務用加入電話契約回線数×調査区ごと就業者数の局ごと合計</p> <p>×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率</p> <p>(3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数</p> <p>＝単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数</p> <p>×調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p> <p>(4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数</p> <p>＝単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数</p> <p>×調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率</p>
---	---	--

- (5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数
 || 単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数
 ⊖ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率
- (6) 第一種公衆電話回線数
 || 単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数⊖ 単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率
 ⊖ 単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率
- (7) 第一種デジタル公衆電話回線数
 || 単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数
 ⊖ 単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率
- (8) 第二種公衆電話回線数
 || 単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数⊖ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
 × 調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
- (9) 第二種デジタル公衆電話回線数
 || 単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数⊖ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
 × 調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
- (10) 低速専用線二線式回線数
 || 単位料金区域別低速専用線実績回線数
 × (県別低速専用線二線式実績回線数⊖ (県別低速専用線二線式実績回線数+県別低速専用線四線式実績回線数))
 ⊖ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
- (11) 低速専用線四線式回線数
 || 単位料金区域別低速専用線実績回線数
 × (県別低速専用線四線式実績回線数⊖ (県別低速専用線二線式実績回線数+県別低速専用線四線式実績回線数))
 ⊖ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
- (12) 高速メタル専用線回線数
 || 単位料金区域別高速専用線実績回線数
 × (県別高速メタル専用線実績回線数⊖ (県別高速メタル専用線実績回線数+県別高速光専用線実績回線数))
 ⊖ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
- (13) 高速光専用線回線数
 || 単位料金区域別高速専用線実績回線数
 × (県別高速光専用線実績回線数⊖ (県別高速メタル専用線実績回線数+県別高速光専用線実績回線数))
 ⊖ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
- 2 き線点↷収容局間伝送路経路の選択
 収容局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものとし、き線点↷局間伝送路経路は、次の基準により決定する。
- (1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。
 (2) 局を起点とし、H45.の傾きの範囲ごとに収容する。
 (3) H45.の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。
 (4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区を中心に敷設する伝送路を設置する。
 (5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。
 (6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。
- 3 設備構成選択
 き線点↷収容局間伝送路ごとに、次の組合せの中から設備管理運営費(減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により選択不可能なものを除く。
- (1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。
 (2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
 (3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。
 (4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
- 4 設備量の算定

線共通部	<p>2 投資額の算定</p>
アナログ・デジタル回線共	<p>1 設備量の算定</p>
アナログ局内回線収容部	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 音声収容装置の設備量の算定において求めた音声収容装置シェルフ数を局ごとの音声収容装置シェルフ数とする。</p> <p>(2) 収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとのアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとアナログ局内回線収容部投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ局内回線収容部投資額を算定する。</p> <p>(1) 音声収容装置 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額</p> <p>II (音声収容装置シェルフ数×音声収容装置ソフトウェア単価)</p> <p>× 音声収容装置 (回線収容部) 投資額</p> <p>× (音声収容装置 (回線収容部) 投資額 + 音声収容装置 (ユニット部) 投資額)</p> <p>(2) 局ごとアナログ局内回線収容部投資額</p> <p>II 局ごときアナログ局内回線収容部投資額</p> <p>× 局ごときアナログ局内回線収容部投資額</p> <p>× 音声収容装置 (回線収容部) 投資額</p> <p>+ 音声収容装置 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額</p>
総合デジタル通信局内回線終端装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 総合デジタル通信回線収容交換機 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額</p> <p>II (総合デジタル通信回線収容交換機 ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価)</p> <p>× 総合デジタル通信回線収容交換機 (回線収容部) 投資額</p> <p>× (総合デジタル通信回線収容交換機 (回線収容部) 投資額 + 総合デジタル通信回線収容交換機 (ユニット部) 投資額)</p> <p>(2) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額</p> <p>II 局ごとき総合デジタル通信局内回線終端装置投資額</p> <p>× 局ごとき総合デジタル通信局内回線終端装置投資額</p> <p>+ 総合デジタル通信回線収容交換機 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 総合デジタル通信回線収容交換機 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額</p> <p>II (総合デジタル通信回線収容交換機 ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価)</p> <p>× 総合デジタル通信回線収容交換機 (回線収容部) 投資額</p> <p>× (総合デジタル通信回線収容交換機 (回線収容部) 投資額 + 総合デジタル通信回線収容交換機 (ユニット部) 投資額)</p> <p>(2) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額</p> <p>II 局ごとき総合デジタル通信局内回線終端装置投資額</p> <p>× 局ごとき総合デジタル通信局内回線終端装置投資額</p> <p>+ 総合デジタル通信回線収容交換機 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額</p>
総合デジタル通信局外回線終端装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 総合デジタル通信回線収容交換機 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額</p> <p>II (総合デジタル通信回線収容交換機 ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価)</p> <p>× 総合デジタル通信回線収容交換機 (回線収容部) 投資額</p> <p>× (総合デジタル通信回線収容交換機 (回線収容部) 投資額 + 総合デジタル通信回線収容交換機 (ユニット部) 投資額)</p> <p>(2) 局ごと総合デジタル通信局外回線終端装置投資額</p> <p>II 局ごとき総合デジタル通信局外回線終端装置投資額</p> <p>× 局ごとき総合デジタル通信局外回線終端装置投資額</p> <p>+ 総合デジタル通信回線収容交換機 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと総合デジタル通信局外回線終端装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信局外回線終端装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 総合デジタル通信回線収容交換機 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額</p> <p>II (総合デジタル通信回線収容交換機 ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価)</p> <p>× 総合デジタル通信回線収容交換機 (回線収容部) 投資額</p> <p>× (総合デジタル通信回線収容交換機 (回線収容部) 投資額 + 総合デジタル通信回線収容交換機 (ユニット部) 投資額)</p> <p>(2) 局ごと総合デジタル通信局外回線終端装置投資額</p> <p>II 局ごとき総合デジタル通信局外回線終端装置投資額</p> <p>× 局ごとき総合デジタル通信局外回線終端装置投資額</p> <p>+ 総合デジタル通信回線収容交換機 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額</p>

<p>主配線盤</p>	<p>次の算定式により局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ・デジタル回線共通部投資額を算定する。 局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額 〓 線点遠隔收容装置收容回線数×線点遠隔收容装置回線単価</p> <p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で收容される回線数及びき線回線予備率分の回線数の合計を主配線盤回線收容率で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする)を当該局の主配線盤端子数とし、専用線サービスに係るもの(回線数比により算定するものとする)を控除したものを当該局の音声系主配線盤端子数とする。 (2) (1)の主配線盤端子数を主配線盤架当たり回線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする)を当該局の主配線盤架数とし、専用線サービスに係るもの(回線数比により算定するものとする)を控除したものを当該局の音声系主配線盤架数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと主配線盤投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、主配線盤投資額を算定する。 局ごと主配線盤投資額 〓 音声系主配線盤端子数×主配線盤端子当たり単価 + 音声系主配線盤架数×主配線盤架当たり単価</p>
<p>光ケーブル</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに、次のア及びイにより求めた心線数の合計を当該局の光ケーブル成端架心線数とする。 ア 当該局に直接光回線で收容される回線数に1回線当たり心線数を乗じたものにき線回線予備率分の心線数を加えたもの及び当該局に帰属するき線点遠隔收容装置数にき線点遠隔收容装置1ユニット当たり心線数を乗じたものに光予備心線数を加えたものの合計を光ケーブル成端架收容率で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする)。 イ 当該局が收容する中継伝送用光回線心線数の合計を光ケーブル成端架收容率で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする)。 (2) (1)の光ケーブル成端架心線数を光ケーブル成端架(大型)架当たり心線数で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする)を当該局の光ケーブル成端架(大型)架数とし、これに光ケーブル成端架(大型)架当たり心線数を乗じたものを当該局の光ケーブル成端架(大型)心線数とする。 (3) (1)の光ケーブル成端架心線数から(2)の光ケーブル成端架(大型)心線数を減じたものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架(中型)架当たり心線数を超える場合は光ケーブル成端架(大型)に收容する。また、この心線数が光ケーブル成端架(小型2)架当たり心線数を超え光ケーブル成端架(中型)架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(中型)に收容し、光ケーブル成端架(小型1)架当たり心線数を超え光ケーブル成端架(小型2)架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(小型2)に收容し、光ケーブル成端架(小型1)架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(小型1)に收容する。 (4) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(大型)に收容する場合には、光ケーブル成端架(大型)架数に1を加え、光ケーブル成端架(大型)心線数に光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。 (5) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(中型)に收容する場合には、光ケーブル成端架(中型)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(中型)心線数とする。 (6) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型2)に收容する場合には、光ケーブル成端架(小型2)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型2)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)に收容する場合には、光ケーブル成端架(小型1)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)の結果、光ケーブル成端架残り心線数とする。 (7) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)に收容する場合には、光ケーブル成端架(小型1)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、階梯ごとにデータ系サービスに係るもの(心線数比により算定するものとする)を控除したものをそれぞれ当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。 階梯ごと光ケーブル成端架投資額 〓 当該階梯音声系光ケーブル成端架(大型)架数×光ケーブル成端架(大型)架当たり単価 + 当該階梯音声系光ケーブル成端架(中型)架数×光ケーブル成端架(中型)架当たり単価 + 当該階梯音声系光ケーブル成端架(小型2)架数×光ケーブル成端架(小型2)架当たり単価 + 当該階梯音声系光ケーブル成端架(小型1)架数×光ケーブル成端架(小型1)架当たり単価 + 当該階梯音声系光ケーブル成端架(大型)心線数×光ケーブル成端架(大型)心線当たり単価 + 当該階梯音声系光ケーブル成端架(中型)心線数×光ケーブル成端架(中型)心線当たり単価 + 当該階梯音声系光ケーブル成端架(小型2)心線数×光ケーブル成端架(小型2)心線当たり単価 + 当該階梯音声系光ケーブル成端架(小型1)心線数×光ケーブル成端架(小型1)心線当たり単価</p>

<p>共用コアラ 1 設備量の算定</p> <p>(1) コアラ局ごとに、CWD M10Gインタフェース数、共用収容ルータ対向10Gインタフェース数(当該局が収容局兼コア局の場合に限る。)、コア局用L2SW対向10Gインタフェース数及びデータ系IP装置対向10Gインタフェース数の合計を共用コアラ10Gインタフェース数とする。また、接続する伝送装置(CWD M)、共用収容ルータ、コア局用L2SW及びデータ系IP装置の最繁時呼量帯域及び最繁時呼量パケット数から、共用コアラ10G最繁時呼量帯域及び共用コアラ10G最繁時呼量パケット数を算定する。</p> <p>(2) (1)の共用コアラ10Gインタフェース数を共用コアラ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>共用コアラ10Gボード数とし、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアラ10Gボード数とする。</p> <p>ア 共用コアラ10Gボード数を共用コアラ10Gボード当たり最大10Gボード数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 共用コアラ10G最繁時呼量帯域を共用コアラ10G最繁時呼量帯域で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>ウ 共用収容ルータ最繁時呼量パケット数を共用コアラ10G最繁時呼量パケット数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(3) (2)の共用コアラ10Gボード数から1を減じたものを共用コアラ10Gインタフェース数とし、これを共用コアラ10Gインタフェース数に加える。</p> <p>(4) (1)から(3)までにより求めた共用コアラ10Gインタフェース数、共用コアラ10Gボード数及び共用コアラ10Gインタフェース数のそれぞれについて冗長化考慮した後、データ系に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。))を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後共用コアラ10Gインタフェース数、音声系冗長化後共用コアラ10Gボード数及び音声系冗長化後共用コアラ10Gインタフェース数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと共用コアラ10G投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用コアラ10G投資額を算定する。</p> <p>局ごと共用コアラ10G投資額</p> <p>Ⅱ 音声系冗長化後共用コアラ10Gボード数×共用コアラ10Gボード単価</p> <p>Ⅲ 音声系冗長化後共用コアラ10Gボード数×共用コアラ10Gボード単価</p> <p>Ⅳ 音声系冗長化後共用コアラ10Gインタフェース数×共用コアラ10Gインタフェース単価</p> <p>Ⅴ 音声系冗長化後共用コアラ10Gインタフェース数×共用コアラ10Gインタフェース単価</p>	<p>コア局用L2SW 1 設備量の算定</p> <p>(1) コアラ局ごとに、PTN1Gポート数、CS1Gポート数、MGW1Gポート数及びMGC1Gポート数の合計をコア局用L2SW1Gインタフェース数とし、共用コアラ10Gインタフェース数をコア局用L2SW10Gインタフェース数とする。</p> <p>(2) (1)のコアラ局用L2SW1Gインタフェース数及びコア局用L2SW10Gインタフェース数の合計をコア局用L2SW10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定したコア局用L2SW1Gインタフェース数、コア局用L2SW10Gインタフェース数及びコア局用L2SW10Gインタフェース数のそれぞれについて冗長化係数を乗じ、PTN経由のADDSL地域IPサービスに係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。))を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフェース数、音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース数及び音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとコア局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コア局用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごとコア局用L2SW投資額</p> <p>Ⅱ 音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数×コア局用L2SWユニット単価</p> <p>Ⅲ 音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース数×コア局用L2SW10Gインタフェース単価</p> <p>Ⅳ 音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース数×コア局用L2SW10Gインタフェース単価</p>	<p>MGW 1 設備量の算定</p> <p>(1) コアラ局ごとに、コア局ごとIC接続回線数から定まるMGWSTM-1ポート数について冗長化考慮したものを冗長化後MGWSTM-1ポート数とする。</p> <p>(2) (1)の冗長化後MGWSTM-1ポート数をMGW収容率及びMGW10Gボード当たり最大STM-1ポート数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとMGW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、MGW投資額を算定する。</p> <p>局ごとMGW投資額</p> <p>Ⅱ (MGWユニット部投資額+MGWユニット部ソフトウェア投資額)</p> <p>Ⅲ (MGW回線依存部投資額+MGW回線依存部ソフトウェア投資額)</p> <p>Ⅳ (冗長化後MGWユニット数×MGWユニット単価+冗長化後MGWユニット数×MGWユニットソフトウェア単価)</p> <p>Ⅴ (冗長化後MGWSTM-1ポート数×MGWSTM-1ポート単価+冗長化後MGWSTM-1ポートソフトウェア単価)</p>
--	--	--

MGC		1 設備量の算定 (1) コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁時呼数を当該区域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁時呼数とし、これをMGC収容率及びMGC1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)をMGCユニット数とする。 (2) (1)のMGCユニット数を冗長化考慮したものを冗長化後MGCユニット数とする。 (3) (1)のコア局当たり接続呼最繁時呼数をMGC用データベース(以下「MGC用DB」という。)収容率及びMGC用DB1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したものに満たない端数は、切り上げるものとする。)をMGC用DBユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを冗長化後MGC用DBユニット数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとMGC投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、MGC投資額を算定する。 局ごとMGC投資額 Ⅱ冗長化後MGCユニット数×MGCユニット単価 +冗長化後MGCユニット数×MGCソフトウェア単価 +冗長化後MGC用DBユニット数×MGC用DBユニット単価
SGW		1 設備量の算定 (1) コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁時呼数を当該区域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁時呼数とし、これをSGW1リンク当たり信号数で除し(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)、信号区域間リンク分散数を乗じたものをコア局当たり信号リンク数とする。 (2) コア局ごとに、次のア及びイにより算定したユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のSGWユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後SGWユニット数とする。 ア (1)のコア局当たり信号リンク数をSGW収容率及びSGW1ユニット当たり最大リンク数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 イ 冗長化後MGC用DBユニット数をコア局当たりポイントコード数とし、これをSGW収容率及びSGW1ユニット当たり最大処理ポイントコード数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。) 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとSGW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、SGW投資額を算定する。 局ごとSGW投資額 Ⅱ冗長化後SGWユニット数×SGWユニット単価 +冗長化後SGWユニット数×SGWソフトウェア単価
信号用中継交換機		1 設備量の算定 (1) 局ごとに、アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼数にそれぞれ1呼当たり信号数を乗じたものの合計を最繁時信号数とし、これに接続呼比率を乗じたものをI接続呼最繁時信号数とする。 (2) (1)のI接続呼最繁時信号数にICTランジット呼最繁時信号数を加え、東西別に全ての局について合計し、信号区域数で除したものをSTP(信号用中継交換機をいう。以下同じ。)最繁時信号数とする。 (3) コア局当たり接続呼最繁時信号数から算定したコア局当たり信号リンク数を東西別に全てのコア局について合計し、信号区域数で除したものをSTP渡り以外リンク数とする。 (4) STP設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のSTPユニット数とする。 ア 当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数をSTP収容率及びSTP1ユニット当たり最大リンク数(STP対当たり渡りリンク数を減じたもの)で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 イ 当該局が属する信号区域のSTP最繁時信号数をSTP1ユニット当たり処理信号数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (5) STP設置局ごとに、STPユニット数をSTP対当たり渡りリンク数を乗じたものを当該局のSTP渡りリンク数とする。 (6) STP設置局がコア局以外の場合は、当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数及びSTP渡りリンク数の合計を当該局のSTPリンク数とする。STP設置局がコア局の場合は、当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数及びSTP渡りリンク数の合計から当該コア局のコア局当たり信号リンク数を減じたものをSTPリンク数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとSTP投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、STP投資額を算定する。 局ごとSTP投資額 ⅡSTPユニット数×STPユニット単価 +STPリンク数×STPリンク単価
伝送装置		1 PTN及びCWDの設置基準 収容局とコア局間の伝送は、PTN又はCWDにより行う。共用収容ルータを設置する収容局にはCWDを設置し、それ以外の収容局にはPTNを設置する。コア局には対向する収容局と同じ伝送装置を設置する。

2 PTNの設備量算定

- (1) PTN設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス及び専用線サービスの最繁忙時呼量帯域から算定されるPTN低速インタフェース混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数とし、データ系に係るもの(ポート容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数とする。
- (2) PTN設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものをPTNユニット数とする。
- ア 当該局が属するループのPTNリング数を合計し、これから1を減じたもの(1に満たない場合は、1とする。)
- イ PTN低速インタフェース混在ボード数をPTNユニット当たり最大低速インタフェースボード数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- (3) (2)のPTNユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTNユニット数とし、ADSL地域IPサービス及び専用線サービスに係るもの(最繁忙時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系冗長化後PTNユニット数とする。
- (4) (2)のPTNリング数及びPTNユニット数から算定した当該局のPTN高速インタフェース数のうちPTN10G高速インタフェース数に、残りをPTN2.4G高速インタフェース数とする。
- (5) (4)のPTN10G高速インタフェース数及びPTN2.4G高速インタフェース数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTN10G高速インタフェース数及び冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数とし、これからそれぞれADSL地域IPサービス及び専用線サービスに係るもの(最繁忙時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後PTN10G高速インタフェース数及び音声系冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数とする。
- 3 収容局設置CWD Mの設備量算定
- (1) CWD M設置収容局ごとに、CWD Mが接続する共用収容ルータ及び光地域IP装置の設備量からCWD M10Gインタフェース数及びCWD M低速10Gカード数を算定する。また、当該CWD Mが接続する専用線装置の設備量からCWD MSTM1インタフェース数及びCWD M低速STM1カード数を算定する。CWD M低速10Gカード数及びCWD M低速STM1カード数の合計に2を乗じたものを当該局のCWD M高速インタフェース波長数とする。
- (2) (1)のCWD M高速インタフェース波長数をCWD M高速インタフェース最大波長数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のCWD Mユニット数とする。
- (3) (2)のCWD Mユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後CWD Mユニット数とし、これから光地域IP装置(音声非共用分に限る。)及び専用線装置に係るもの(波長数比により算定するものとする。)を控除し、さらにADSL装置及び光地域IP装置(音声共用分に限る。)に係るもの(最繁忙時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系冗長化後CWD Mユニット数とする。
- (4) (1)のCWD M低速10Gカード数及びCWD M10Gインタフェース数についてそれぞれ冗長化考慮したものを当該局の冗長化後CWD M低速10Gカード数及び冗長化後CWD M10Gインタフェース数とし、これらからそれぞれ光地域IP装置(音声非共用分に限る。)に係るもの(インタフェース数比により算定するものとする。)を控除し、さらにADSL装置及び光地域IP装置(音声共用分に限る。)に係るもの(最繁忙時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後CWD M低速10Gカード数及び音声系冗長化後CWD M10Gインタフェース数とする。
- 4 コア局設置CWD Mの設備量算定
- (1) CWD M設置収容局は2つのコア局に帰属するものとし、コア局間で伝送を行う冗長構成とする。コア局ごとに、当該局に属するCWD M設置収容局のCWD M10Gインタフェース数、CWD M低速10Gカード数及びCWD Mユニット数についてそれぞれデータ系控除後に合計したものを音声系収容局対向CWD M10Gインタフェース数、音声系収容局対向CWD M低速10Gカード数及び音声系収容局対向CWD Mユニット数とする。
- (2) コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービスの最繁忙時呼量帯域から定まるコア局渡りCWD M10Gインタフェース数をCWD M低速10Gカード当たり最大収容インタフェース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWD M低速10Gカード数とする。
- (3) コア局間で伝送される専用線サービスの最繁忙時呼量帯域から定まるコア局渡りCWD MSTM1インタフェース数をCWD M低速STM1カード当たり最大収容STM1インタフェース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWD M低速STM1カード数とする。
- (4) (2)及び(3)で算定したコア局渡りCWD M低速10Gカード数及びコア局渡りCWD M低速STM1カード数の合計に2を乗じたものをコア局渡りCWD M高速インタフェース波長数とし、これをCWD M高速インタフェース最大波長数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWD Mユニット数とする。
- (5) (2)及び(4)で算定したコア局渡りCWD M10Gインタフェース数、コア局渡りCWD M低速10Gカード数及びコア局渡りCWD Mユニット数からそれぞれデータ系に係るもの(インタフェース数比及び最繁忙時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを音声系コア局渡りCWD M10Gインタフェース数、音声系コア局渡りCWD M低速10Gカード数及び音声系コア局渡りCWD Mユニット数とする。
- (6) 局ごとに、(1)及び(5)で算定した音声系CWD M10Gインタフェース数、音声系CWD M低速10Gカード数及び音声系CWD Mユニット数についてそれぞれ合計したものを当該局の音声系冗長化後CWD M10Gインタフェース数、音声系冗長化後CWD M低速10Gカード数及び音声系冗長化後CWD Mユニット数とする。
- 5 XCM(クロスコネクタ装置をいう。以下同じ。)の設備量算定
- (1) コア局ごとに、加入者交換機接続回線数に0.5を乗じたもの及び中継交換機接続回線数の合計を当該局のIC接続回線数とし、これをチャネル切上単位(52M)、伝送装置収容率及びXCM1ユニット当たり52Mパス数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のXCMユニット数とする。

	<p>(2) (1) の I C 接続回線数及び X C M ユニット数を基に、X C M 局内 1 5 6 M インタフェース数、X C M 局間 5 2 M インタフェース数、X C M 増設リンク数、X C M 空間スイッチユニット数、X C M 基本架数及び X C M 接続架数を算定する。</p> <p>6 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと P T N 投資額、局ごと C W D M 投資額及び局ごと X C M 投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、P T N 投資額、C W D M 投資額及び X C M 投資額を算定する。</p> <p>局ごと P T N 投資額</p> <p>Ⅱ (音声系冗長化後 P T N 低速インタフェース混在ボード数×P T N 低速混在インタフェースボード単価 + 音声系冗長化後 P T N ユニット数×P T N ユニット単価 + 音声系冗長化後 P T N 2・4 G 高速インタフェース数×P T N 2・4 G 高速インタフェースポート単価 + 音声系冗長化後 P T N 1 0 G 高速インタフェース数×P T N 1 0 G 高速インタフェースポート単価) × (1 + クロック供給装置投資額加算率)</p> <p>局ごと C W D M 投資額</p> <p>Ⅱ (音声系冗長化後 C W D M ユニット数×C W D M ユニット単価 + 音声系冗長化後 C W D M 低速 1 0 G カード数×C D W M 低速 1 0 G カード単価 + 音声系冗長化後 C W D M 1 0 G インタフェース数×C W D M 1 0 G インタフェース単価) × (1 + クロック供給装置投資額加算率)</p> <p>局ごと X C M 投資額</p> <p>Ⅱ X C M 基本架数×X C M 基本架単価 + X C M 接続架数×X C M 接続架単価 + X C M 局内 1 5 6 M インタフェース数×X C M 局内 1 5 6 M インタフェース単価 + X C M 局間 5 2 M インタフェース数×X C M 局間 5 2 M インタフェース単価 + X C M 局間 1 5 6 M インタフェース数×X C M 局間 1 5 6 M インタフェース単価 + X C M 増設リンク数×X C M 増設リンク単価 + X C M 空間スイッチユニット数×X C M 空間スイッチユニット単価 + X C M ユニット数×X C M ユニット単価</p> <p>中間中継伝送装置</p> <p>1 収容局とコア局間に設置する C W D M 用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>C W D M を設置する収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送距離を C W D M 用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数 (1 に満たない端数は、切り捨てるものとする。) に、音声系冗長化後 C W D M ユニット数を乗じたものを当該局の音声系冗長化後 C W D M 用中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>2 コア局間に設置する C W D M 用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>C W D M を設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送距離を C W D M 用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数 (1 に満たない端数は、切り捨てるものとする。) に、当該区間の音声系コア局渡り C W D M ユニット数を乗じたものを当該区間の音声系 C W D M 用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。</p> <p>3 P T N 用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>P T N を設置するループごとに、ループ延長を P T N 用中間中継伝送装置設置箇所数 (1 に満たない端数は、切り捨てるものとする。) から当該ループに属する P T N 局数を減じ、当該ループの P T N リング心線数 (音声系に係るものに限る。) を乗じたものを当該ループの音声系 P T N 用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ内の P T N 局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。</p> <p>4 中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>1 から 3 までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局の音声系中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと中間中継伝送装置投資額</p> <p>Ⅱ 音声系中間中継伝送装置ユニット数×中間中継伝送装置ユニット単価</p> <p>メタルケーブル</p> <p>1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布を基にあらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの互長 k m を算定する。ケーブルの対数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数及び条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長 k m 及び対 k m を算定する。</p>
--	--

加入系光ケーブル	<p>(2) 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 k m 及び対 k m は、局ごとに与えられた配線地下比率により算定する。ただし、2 (3) において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>(3) ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する。</p> <p>(4) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 k m 及び対 k m のそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブル対 k m、音声系架空メタルケーブル延長 k m、音声系地下メタルケーブル対 k m 及び音声系地下メタルケーブル延長 k m とする。</p> <p>2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線長 k m を算定する。</p> <p>(2) (1) によりき線長 k m を算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費（減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、当該局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。</p> <p>(4) (3) により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。</p> <p>(5) 伝送路の各区間において需要数を勘案して必要対数及び条数を算定し、それらを用いてメタルケーブル延長 k m 及び対 k m を算定する。</p> <p>(6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 k m 及び対 k m のそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブル対 k m、音声系架空メタルケーブル延長 k m、音声系地下メタルケーブル対 k m 及び音声系地下メタルケーブル延長 k m とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとのメタルケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタルケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと種別ごとメタルケーブル投資額</p> <p>Ⅱ 当該種別音声系架空メタルケーブル対 k m × 当該種別架空メタルケーブル対 k m 単価</p> <p>Ⅲ 当該種別音声系架空メタルケーブル延長 k m × 当該種別架空メタルケーブル延長 k m 単価</p> <p>Ⅳ 当該種別音声系地下メタルケーブル対 k m × 当該種別地下メタルケーブル対 k m 単価</p> <p>Ⅴ 当該種別音声系地下メタルケーブル延長 k m × 当該種別地下メタルケーブル延長 k m 単価</p> <p>Ⅵ 当該種別音声系地下メタルケーブル延長 k m × 当該種別地下メタルケーブル延長 k m 単価</p> <p>加入系光ケーブル 1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの巨長 k m を算定する。ケーブルの心数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数及び条数を用いて、光ケーブルの延長 k m 及び心 k m を算定する。</p> <p>(2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長 k m は、収容局ごとに与えられた配線地下比率により算定する。ただし、2 (3) において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線長 k m を算定する。</p> <p>(2) (1) によりき線長 k m を算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費（減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、当該局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。</p> <p>(4) (3) により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。</p> <p>(5) 伝送路の各区間において需要数を勘案して必要心数及び条数を算定し、それらを用いて光ケーブル延長 k m 及び心 k m を算定する。</p>
----------	---

<p>(6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長 k m 及び心 k m のそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空光ケーブル心 k m、音声系架空光ケーブル延長 k m、音声系地下光ケーブル心 k m 及び音声系地下光ケーブル延長 k m とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとの光ケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと光ケーブル投資額</p> <p>II 音声系加入系架空光ケーブル心 k m × 加入系架空光ケーブル心 k m 単価 + 音声系加入系架空光ケーブル延長 k m × 加入系架空光ケーブル延長 k m 単価 + 音声系加入系地下光ケーブル心 k m × 加入系地下光ケーブル心 k m 単価 + 音声系加入系地下光ケーブル延長 k m × 加入系地下光ケーブル延長 k m 単価</p> <p>中継系光ケーブル</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で経由する全てのループについて、冗長化後 C W D M ユニット数に C W D M 1 ユニット当たり心線数及び 0.5 を乗じた心線数を算定する。</p> <p>(2) コア局渡りごとに、コア局間の伝送で経由する全てのループについて、コア局渡り C W D M ユニット数に C W D M 1 ユニット当たり心線数及び 0.5 を乗じた心線数を算定する。</p> <p>(3) ループごとに、(1) 及び (2) で算定した心線数を合計したものを当該ループの C W D M 心線数とする。</p> <p>(4) ループごとに、P T N リング数に P T N 高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループの P T N リング心線数とし、これら心線数と、P T N を共有しないデータ系心線数、(3) の C W D M 心線数、中継ダークファイバ分の心線数及び光子備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とする。</p> <p>(5) (4) の必要心線数を光ケーブル最大規格心線数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。光ケーブル心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。</p> <p>(6) ループごとに、(5) の光ケーブル心線数及び光ケーブル心線数にそれぞれループ延長 k m を乗じたものを当該ループの光ケーブル心 k m 及び光ケーブル延長 k m とする。</p> <p>(7) (6) の光ケーブル心 k m 及び光ケーブル延長 k m からそれぞれ離島設備に係るものを控除し、設備中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心 k m、中継系架空光ケーブル延長 k m、中継系地下光ケーブル心 k m 及び中継系地下光ケーブル延長 k m とする。</p> <p>(8) ループごとに、(7) の中継系架空光ケーブル心 k m、中継系架空光ケーブル延長 k m、中継系地下光ケーブル心 k m 及び中継系地下光ケーブル延長 k m からそれぞれデータ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系中継系架空光ケーブル心 k m、音声系中継系地下光ケーブル心 k m 及び音声系中継系地下光ケーブル延長 k m とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>ループごと光ケーブル投資額</p> <p>II 音声系中継系架空光ケーブル心 k m × 中継系架空光ケーブル心 k m 単価 + 音声系中継系架空光ケーブル延長 k m × 中継系架空光ケーブル延長 k m 単価 + 音声系中継系地下光ケーブル心 k m × 中継系地下光ケーブル心 k m 単価 + 音声系中継系地下光ケーブル延長 k m × 中継系地下光ケーブル延長 k m 単価</p>	<p>海底光ケーブル</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合には、当該区間は有中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。有中継海底光ケーブル心線数とし、これら有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル心線数とする。</p> <p>(2) (1) の有中継海底光ケーブル心線数及び有中継海底光ケーブル心線数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の有中継海底光ケーブル心 k m 及び有中継海底光ケーブル延長 k m とする。</p> <p>(3) 区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合には、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。を無中継海底光ケーブル心線数とする。</p> <p>(4) (3) の無中継海底光ケーブル心線数を加えたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(3)の必要心線数との差分である無中継海底光ケーブル心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを無中継海底光ケーブル心線数とする。</p> <p>(5) (3) 及び(4)で算定した無中継海底光ケーブル心線数及び無中継海底光ケーブル心線数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の無中継海底光ケーブル心 k m 及び無中継海底光ケーブル延長 k m とする。</p>
--	---

<p>海底中間中継伝送装置</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(6) ループごとに、(2) 及び(5) で算定した有中継海底光ケーブル心 k m、有中継海底光ケーブル延長 k m、無中継海底光ケーブル心 k m 及び無中継海底光ケーブル延長 k m (それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの。) からそれぞれデータ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系有中継海底光ケーブル心 k m、音声系有中継海底光ケーブル延長 k m、音声系無中継海底光ケーブル心 k m 及び音声系無中継海底光ケーブル延長 k m とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと海底光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>ループごと海底光ケーブル投資額</p> <p>Ⅱ 音声系有中継海底光ケーブル心 k m</p> <p>× (有中継海底光ケーブル心 k m 当たり単価 + 海底光ケーブル心 k m 当たり漁業補償費)</p> <p>+ 音声系有中継海底光ケーブル延長 k m</p> <p>× 有中継海底光ケーブル延長 k m 当たり単価</p> <p>+ 音声系無中継海底光ケーブル心 k m</p> <p>× (無中継海底光ケーブル心 k m 当たり単価 + 海底光ケーブル心 k m 当たり漁業補償費)</p> <p>+ 音声系無中継海底光ケーブル延長 k m</p> <p>× 無中継海底光ケーブル延長 k m 当たり単価</p>	<p>海底中間中継伝送装置</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間中有中継海底光ケーブルを使用する場合には区間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を区間中継数とし、これに有中継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該区間の海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>(2) ループごとに、(1)の海底中間中継伝送装置数(当該ループが属する全ての区間について合計したもの。)からデータ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>(3) (1)の場合の区間の両端の局に海底中間中継伝送装置用給電装置を1ずつ設置し、これを当該局の海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(3)の海底中間中継伝送装置用給電装置数(当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からデータ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと海底中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。また、局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を算定する。</p> <p>ループごと海底中間中継伝送装置投資額</p> <p>Ⅱ 音声系海底中間中継伝送装置数 × 海底中間中継伝送装置単価</p> <p>局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額</p> <p>Ⅱ 音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数 × 海底中間中継伝送装置用給電装置単価</p>	<p>無線伝送装置</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52 Mbps数を、変復調回線切替装置1ユニット当たり最大収容52 Mbps数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を変復調回線切替装置ユニット数、無線送受信装置1ユニット当たり最大収容52 Mbps数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を無線送受信装置ユニット数とする。</p> <p>(2) 局ごとに、(1)の変復調回線切替装置ユニット数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)を変復調回線切替装置架当たりユニット数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を変復調回線切替装置架とし、(1)の無線送受信装置ユニット数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)を無線送受信装置架当たりユニット数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を無線送受信装置架とする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系変復調回線切替装置架数、音声系無線送受信装置架数、音声系無線送受信装置架数、音声系無線送受信装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額</p> <p>Ⅱ 音声系変復調回線切替装置ユニット数 × 変復調回線切替装置ユニット単価</p> <p>+ 音声系変復調回線切替装置架数 × 変復調回線切替装置架・共通部単価</p> <p>+ 音声系無線送受信装置ユニット数 × 無線送受信装置ユニット単価</p> <p>+ 音声系無線送受信装置架数 × 無線送受信装置架・共通部単価</p>
---	---	--

<p>インタフェース変換装置</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置又は通信衛星設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mbps数をインタフェース変換装置ポート収容率で除した(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)をインタフェース変換装置ユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のインタフェース変換装置ユニット数をインタフェース変換装置ユニット当たり最大収容インタフェース数で除した(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)をインタフェース変換装置ユニット数とする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したインタフェース変換装置ユニット数及びインタフェース変換装置ユニット数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からそれぞれデータ系に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系インタフェース変換装置ユニット数及び音声系インタフェース変換装置ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとインタフェース変換装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、インタフェース変換装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとインタフェース変換装置投資額</p> <p>＝音声系インタフェース変換装置ユニット数×インタフェース変換装置ユニット単価</p> <p>＋音声系インタフェース変換装置ユニット数×インタフェース変換装置ユニット単価</p>	<p>無線アンテナ</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線伝送装置が指定されている経路数の合計に1経路当たりアンテナ数を乗じたものを当該局の無線アンテナ数とする。</p> <p>(2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数(当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からデータ系に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系無線アンテナ数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線アンテナ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線アンテナ投資額</p> <p>＝音声系無線アンテナ数×アンテナ単価</p>	<p>無線鉄塔</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線アンテナ数(当該局が属する全てのループについて合計したもの。)を最大アンテナ搭載数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局が無線単独局に該当する場合は当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合は当該局の屋上設置用鉄塔数とする。</p> <p>(2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数からそれぞれデータ系に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系地上設置用無線鉄塔数及び音声系屋上設置用無線鉄塔数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線鉄塔投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線鉄塔投資額</p> <p>＝音声系地上設置用無線鉄塔数×地上設置用鉄塔単価</p> <p>＋音声系屋上設置用無線鉄塔数×屋上設置用鉄塔単価</p>	<p>衛星通信設備</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mbps数をチャンネル切上単位(52M)を乗じたものを地球局必要回線数とする。</p> <p>(2) (1)の地球局必要回線数を、1トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除したものを必要トランスポンダ数、時分割多元接続装置(この項において「TDM A装置」という。)架当たり最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)をTDM A装置架数、衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を衛星送受信装置架数とする。</p> <p>(3) 地球局1局ごとに衛星アンテナ数は1組とし、本土側地球局1局ごとに衛星回線制御装置架数は1組とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(1)から(3)までにより求めた必要トランスポンダ数、TDM A装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からそれぞれデータ系に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系トランスポンダ数、音声系TDM A装置架数、音声系衛星送受信装置架数、音声系衛星アンテナ数及び音声系衛星回線制御装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと衛星通信設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと衛星通信設備投資額</p> <p>＝音声系トランスポンダ数×トランスポンダ単価</p>
--	--	--	---

加入系電柱	<p>＋音声系TDM A装置架数×TDM A装置架単価</p> <p>＋音声系衛星送受信装置架数×衛星送受信装置架単価</p> <p>＋音声系衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価</p> <p>＋音声系衛星回線制御装置架数×衛星回線制御装置架単価</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものを当該局の電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系電柱投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系電柱投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系電柱投資額＝音声系加入系電柱本数×加入系電柱単価×電柱共架率</p>
中継系電柱	<p>1 設備量の算定</p> <p>ループごとに、中継系管路巨長$k\text{ m}$（離島設備の適用区間を除く。）に中継線路架空比率を乗じて電柱間隔で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該ループの中継系電柱本数とし、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系電柱投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系電柱投資額を算定する。</p> <p>ループごと中継系電柱投資額＝音声系中継系電柱本数×中継系電柱単価</p>
加入系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>（1）局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の合計を当該局の加入系管路巨長$k\text{ m}$とする。</p> <p>（2）（1）の敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、それぞれ当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の加入系管路条$k\text{ m}$及びインナーパイプ延長$k\text{ m}$とし、これらを局ごとにそれぞれ合計したものを当該局の加入系管路条$k\text{ m}$及びインナーパイプ延長$k\text{ m}$とする。</p> <p>（3）局ごとに、加入系管路条$k\text{ m}$及び加入系管路巨長$k\text{ m}$から、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。</p> <p>（4）（3）の加入系管路条$k\text{ m}$、加入系管路巨長$k\text{ m}$及び（2）のインナーパイプ延長$k\text{ m}$からそれぞれデータ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系管路条$k\text{ m}$、音声系加入系管路巨長$k\text{ m}$及び音声系インナーパイプ延長$k\text{ m}$とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系管路投資額</p> <p>＝音声系加入系管路条$k\text{ m}$×（加入系管路条$k\text{ m}$当たり単価＋管路条$k\text{ m}$当たり災害対策増分単価）</p> <p>＋音声系加入系管路巨長$k\text{ m}$×加入系管路巨長$k\text{ m}$当たり単価</p> <p>＋音声系インナーパイプ延長$k\text{ m}$×インナーパイプ延長$k\text{ m}$当たり単価</p>
中継系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>（1）ループごとに、ループ延長$k\text{ m}$（離島設備及び架空設備の適用区間を除く。）を中継系管路巨長$k\text{ m}$とし、光ケーブル条数を1管路当たり最大ケーブル条数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を管路条数とし、中継系管路巨長$k\text{ m}$に管路条数を乗じたものを中継系管路条$k\text{ m}$とする。</p> <p>（2）（1）の中継系管路条$k\text{ m}$及び中継系管路巨長$k\text{ m}$からそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系管路条$k\text{ m}$及び音声系中継系管路巨長$k\text{ m}$とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>ループごと中継系管路投資額</p> <p>＝音声系中継系管路条$k\text{ m}$×（中継系管路条$k\text{ m}$当たり単価＋管路条$k\text{ m}$当たり災害対策増分単価）</p> <p>＋音声系中継系管路巨長$k\text{ m}$×中継系管路巨長$k\text{ m}$当たり単価</p>
加入系中口径管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>（1）端末系伝送路のうち、き線部分の管路巨長$k\text{ m}$にき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路巨長$k\text{ m}$とする。</p> <p>（2）端末系伝送路のき線部分に中口径管路、共同溝及びとう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路条数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。</p> <p>（3）局ごとに、中口径管路巨長$k\text{ m}$から、中継系中口径管路巨長$k\text{ m}$を控除し、データ系に係るもの（加入系音声比率（電柱本数比率と管路延長比率とのいずれか大きい比率をいう。以下同じ。）により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系中口径管路巨長$k\text{ m}$とする。</p> <p>2 投資額の算定</p>

<p>次の算定式により局ごと加入系中口径管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系中口径管路投資額</p> <p> 音声系加入系中口径管路長 $k \text{ m} \times$ 中口径管路長 $k \text{ m}$ 当たり単価</p>	<p>中継系中口径管路</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定した中口径管路長 $k \text{ m}$ を、条数比率により当該局が属する各ループに案分する。</p> <p>(2) ループごと及び局ごとに、(1) の中口径管路長 $k \text{ m}$ に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系中口径管路長 $k \text{ m}$ とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系中口径管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。</p> <p>ループごと中継系中口径管路投資額</p> <p> 音声系中継系中口径管路長 $k \text{ m} \times$ 中口径管路長 $k \text{ m}$ 当たり単価</p>	<p>加入系共同溝</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路長 $k \text{ m}$ にき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝長 $k \text{ m}$ とする。</p> <p>(2) 局ごとに、共同溝長 $k \text{ m}$ から中継系共同溝長 $k \text{ m}$ を控除し、データ系に係るもの（加入系音声比率により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系共同溝長 $k \text{ m}$ とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系共同溝投資額</p> <p> 音声系加入系共同溝長 $k \text{ m} \times$ 共同溝長 $k \text{ m}$ 当たり単価</p>	<p>中継系共同溝</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定した共同溝長 $k \text{ m}$ を、条数比率により当該局が属する各ループに案分する。</p> <p>(2) ループごと及び局ごとに、(1) の共同溝長 $k \text{ m}$ に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系共同溝長 $k \text{ m}$ とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系共同溝投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。</p> <p>ループごと中継系共同溝投資額</p> <p> 音声系中継系共同溝長 $k \text{ m} \times$ 共同溝長 $k \text{ m}$ 当たり単価</p>	<p>加入系共同溝</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路長 $k \text{ m}$ にき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝長 $k \text{ m}$ とする。</p> <p>(2) 局ごとに、共同溝長 $k \text{ m}$ から中継系共同溝長 $k \text{ m}$ を控除し、データ系に係るもの（加入系音声比率により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系共同溝長 $k \text{ m}$ とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系共同溝投資額</p> <p> 音声系加入系共同溝長 $k \text{ m} \times$ 共同溝長 $k \text{ m}$ 当たり単価</p>	<p>中継系共同溝</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定した共同溝長 $k \text{ m}$ を、条数比率により当該局が属する各ループに案分する。</p> <p>(2) ループごと及び局ごとに、(1) の共同溝長 $k \text{ m}$ に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系共同溝長 $k \text{ m}$ とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系共同溝投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。</p> <p>ループごと中継系共同溝投資額</p> <p> 音声系中継系共同溝長 $k \text{ m} \times$ 共同溝長 $k \text{ m}$ 当たり単価</p>	<p>電線共同溝</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路長 $k \text{ m}$ にき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長 $k \text{ m}$ とする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路長 $k \text{ m}$ に配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長 $k \text{ m}$ とする。</p>
---	--	---	--	---	--	--

<p>自治体管路</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条 k m にき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長 k m とする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条 k m に配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長 k m とする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1) 及び (2) で算定したき線自治体管路延長 k m 及び配線自治体管路延長 k m の合計を当該局の自治体管路延長 k m とし、データ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系自治体管路延長 k m とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>自治体管路は、自治体の資産であり、投資額は算定しない。</p>	<p>情報ボックス</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条 k m にき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長 k m とする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条 k m に配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長 k m とする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1) 及び (2) で算定したき線情報ボックス延長 k m 及び配線情報ボックス延長 k m の合計を当該局の情報ボックス延長 k m とし、データ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系情報ボックス延長 k m とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>情報ボックスは、国の資産であり、投資額は算定しない。</p>	<p>空調設備</p> <p>1 R T - B O X (収容局(音声収容装置架数、総合デジタル通信回線収容交換機架数及び共用架数がそれぞれ1以下のものに限る。))又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。)</p> <p>2 R T - B O X 以外の局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごと及び空調区画ごとに電力容量の合計に発熱換算係数を乗じ、空調設備の1台当たりの能力で除した値(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別(空調設備(大)又は空調設備(小))を選択する。</p> <p>(2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数からデータ系に係るもの(電力容量比により算定するものとする。))を控除し、全ての空調区画について合計したものを当該局の種別ごと音声系空調設備台数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと空調設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと空調設備投資額</p> <p>II 音声系空調設備(大) 台数×空調設備(大) 1台当たり単価</p> <p>+ 音声系空調設備(小) 台数×空調設備(小) 1台当たり単価</p>	<p>電力設備</p> <p>(整流装置)</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局(コア局及び収容局(緊急通報設備又はオペレーション設備を設置するものに限る。))をいう。以下同じ。))ごとに、当該局に設置される設備(整流装置を要するものに限る。))の所要電流値の合計を整流装置1系統当たり最大電流で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))を当該局の整流装置系統数とする。</p> <p>(2) (1)の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器1ユニット当たり最大電流値で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))に整流器予備ユニット数を加えたものを当該局の整流装置1系統当たりユニット数とする。</p> <p>(3) (2)の整流装置1系統当たりユニット数から整流装置基本部収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流装置数を除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))を当該局の整流装置1系統当たり増設架数とする。</p> <p>(4) (1)の整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とする。(2)及び(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数及び整流装置1系統当たりユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを当該局の整流装置増設架数及び整流器ユニット数とする。</p> <p>(5) (4)の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系に係るもの(電流比により算定するものとする。))を控除したものを当該局の音声系整流装置基本部数、音声系整流装置増設架数及び音声系整流器ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと整流装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。</p>
--	--	---	--

<p>局ごと整流装置投資額</p> <p>Ⅱ音声系整流装置基本部数×整流装置基本部単価</p> <p>+音声系整流装置増設架数×整流装置増設架単価</p> <p>+音声系整流器ユニット数×整流器ユニット単価</p>	<p>電力設備1 設備量の算定</p> <p>(直流変換電源装置)</p> <p>(1) 大規模局ごとに、消防警察トランク数に警察消防用回線1回線当たりの消費電流を乗じたもの及び警察消防用回線共通部の電流の合計を当該局の警察消防用回線所要電流値とする。</p> <p>(2) (1)の警察消防用回線所要電流値を直流変換電源装置1架最大電流で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(1)を当該局の音声系直流変換電源装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと直流変換電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、直流変換電源装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと直流変換電源装置投資額</p> <p>Ⅱ音声系直流変換電源装置架数×直流変換電源装置架当たり単価</p>	<p>電力設備1 設備量の算定</p> <p>(交流無停電電源装置)</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流1000Vを要する設備の交流1000V所要容量の合計を交流無停電電源装置(1000V用最大規格)の規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。(2)を当該局の交流無停電電源装置(1000V)台数とする。また、それによって生じた交流1000V所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置(1000V用直近上位規格)台数を交流無停電電源装置(1000V)台数に加える。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流2000Vを要する設備の交流2000V所要容量の合計を交流無停電電源装置(2000V用最大規格)の規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。(3)を当該局の交流無停電電源装置(2000V)台数とする。また、それによって生じた交流2000V所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置(2000V用直近上位規格)台数を交流無停電電源装置(2000V)台数に加える。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した交流無停電電源装置(1000V)台数及び交流無停電電源装置(2000V)台数からそれぞれデータ系に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする)を控除したものを当該局の音声系交流無停電電源装置(1000V)台数及び音声系交流無停電電源装置(2000V)台数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとと種別ごとと交流無停電電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。</p> <p>種別ごとと交流無停電電源装置投資額</p> <p>Ⅱ当該種別音声系交流無停電電源装置台数×当該種別交流無停電電源装置単価</p>	<p>電力設備1 設備量の算定</p> <p>(蓄電池)</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池容量とする。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(1000V)の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置(1000V)用蓄電池容量とする。また、当該局に設置される交流無停電電源装置(2000V)の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置(2000V)用蓄電池容量とする。</p> <p>(3) 種別ごとに、(1)及び(2)で算定した蓄電池容量を蓄電池(種別ごと最大規格)の規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。(2)を当該局の種別ごと蓄電池(最大規格)組数とする。また、それによって生じた蓄電池容量の余りから選定される蓄電池(種別ごと直近上位規格)組数を種別ごと蓄電池組数に加える。</p> <p>(4) 種別ごとに、(3)の蓄電池組数からデータ系に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする)を控除したものを当該局の種別ごと音声系蓄電池組数とする。</p> <p>2 小規模局(大規模局以外の局をいう。以下同じ。)に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置用蓄電池の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とする。</p> <p>(2) (1)の小規模局用電源装置用蓄電池容量を整流装置用蓄電池(最大規格)の規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。(2)を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池(最大規格)組数とする。また、それによって生じた蓄電池容量の余りから選定される蓄電池(整流装置用直近上位規格)組数を蓄電池組数に加える。</p> <p>(3) (2)の蓄電池組数からデータ系に係るもの(当該局の電流比により算定するものとする)を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとと種別ごと蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。</p> <p>種別ごと蓄電池投資額</p> <p>Ⅱ当該種別音声系蓄電池組数×当該種別蓄電池単価</p>	<p>電力設備1 設備量の算定</p> <p>(受電装置)</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置受電容量とする。</p>
---	--	--	--	---

電力設備 (発電装置)	<p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)の所要容量及び交流無停電電源装置(200V)の所要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。</p> <p>(4) 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを建物付帯設備受電容量とする。</p> <p>(5) (1) から(4) までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置(最大規格)の規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の受電装置(最大規格)台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから選定される受電装置(直近上位規格)台数を受電装置台数に加える。</p> <p>(6) (1) から(5) までにおいて、音声相当分の所要容量により算定した受電装置所要容量を当該局の音声系受電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと受電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと受電装置投資額</p> <p> 音声系受電装置所要容量×受電装置単位容量当たり単価</p>
電力設備 (小規模局用電源装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)の所要容量及び交流無停電電源装置(200V)の所要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局に設置される建物付帯設備受電容量を乗じたものを建物付帯設備受電容量とする。</p> <p>(4) 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを建物付帯設備受電容量とする。</p> <p>(5) (1) から(4) までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電装置所要容量とし、これを発電装置(最大規格)の規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の発電装置(最大規格)台数とする。また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから選定される発電装置(直近上位規格)台数を発電装置台数に加える。</p> <p>(6) (1) から(5) までにおいて、音声相当分のユニット数及び所要容量により算定した発電装置所要容量を当該局の音声系発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと発電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと発電装置投資額</p> <p> 音声系発電装置所要容量×(発電装置単位容量当たり単価+発電装置単位容量当たり停電対策増分単価)</p>
電力設備 (可搬型発電機)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 所要電流値ごとに、可搬型発電機設置台数に可搬型発電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計したものを可搬型発電機容量とする。</p> <p>(2) 小規模局ごとに、可搬型発電機容量を総電流の割合に応じて割り当てたものを当該局の可搬型発電機容量とし、データ系に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系可搬型発電機容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと可搬型発電機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、可搬型発電機投資額を算定する。</p> <p>可搬型発電機投資額</p> <p> 音声系可搬型発電機所要容量×可搬型発電機単位容量当たり単価</p>
機械室建物	<p>1 RTOBOX以外の局の機械室建物の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のアからエまでにより求めた面積の合計を当該局のネットワーク設備面積とする。</p>

機械室土地	<p>ア 専用架搭載設備（音声収容装置、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、CS、MGW、XCM、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク、警察消防回線集約装置及び信号用中継交換機）ごとに当該設備の架数に架当たり面積を乗じたものを全ての設備について合計したもの</p> <p>イ 単独設置設備（主配線盤、光ケーブル成端架、海底中間中継伝送装置及びオペレーション設備）ごとに当該設備のユニット数に1ユニット当たり面積を乗じたものを全ての設備について合計したもの</p> <p>ウ 共用架搭載設備（音声収容装置用L2SW、音声収容ルータ、共用収容ルータ、共用コアルータ、コア局用L2SW、PTN、CWD、中間中継伝送装置、SGW、MGW及びインタフェース変換装置）ごとに、当該設備のユニット数を共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の共用架数とし、これに共用架当たり所要面積を乗じたもの</p> <p>エ 音声収容装置、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、CS、MGW、XCM、海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク、警察消防回線集約装置、信号用中継交換機及び共用架の各設備の更改面積のうち最大のものを</p> <p>(2) 局ごとに、次のアからクまでにより求めた面積の合計を当該局の電力設備面積とする。</p> <p>ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計</p> <p>イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの</p> <p>ウ 交流無停電電源装置架数に、交流無停電電源装置架当たり単位面積を乗じたもの合計</p> <p>エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたものの合計</p> <p>オ 発電装置種別ごとに、発電装置架数に発電装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>キ 小規模局用電源装置種別ごとに、小規模局用電源装置架数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、発電装置及び小規模局用電源装置の各設備の更改面積の合計</p> <p>(3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものを当該局の空調設備面積とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(1)の面積のうち主配線盤の所要面積を当該局のケーブル室面積とする。</p> <p>(5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、1から建物付帯設備面積付加係数を減じたものを乗じ、建物付帯設備面積付加係数で除したものを当該局の建物付帯設備面積とする。</p> <p>(6) (1)から(5)までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とし、データ系に係るものを控除したものを当該局の音声系機械室建物面積とする。</p> <p>2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定</p> <p>RT-BOX数を1とし、データ系に係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系RT-BOX数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。</p> <p>(1) 局舎種別が複数階局の場合</p> <p>局ごと機械室建物投資額</p> <p>II 音声系機械室建物面積×（機械室建物建設単価+機械室建物災害対策増分単価）</p> <p>(2) 局舎種別が平屋局であって離島単独局の場合</p> <p>局ごと機械室建物投資額</p> <p>II 音声系機械室建物面積×機械室建物建設単価</p> <p>(3) 局舎種別が平屋局であって(2)以外の場合</p> <p>局ごと機械室建物投資額</p> <p>II 音声系機械室建物面積×（機械室建物建設単価+機械室建物災害対策増分単価）</p> <p>(4) 局舎種別がRT-BOXの場合</p> <p>局ごと機械室建物投資額</p> <p>II 音声系RT-BOX数×RT-BOX単価</p> <p>1 RT-BOX以外の局の機械室土地の設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局の局舎種別は、複数階局とする。大規模局以外の収容局の局舎種別は、無線併設局及び衛星通信併設局の場合は複数階局、離島単独局の場合は平屋局とし、その他の場合は建物及び土地に係る年間コストを比較し、複数階局と平屋局のうちより低い方を選択する。</p> <p>(2) 局舎種別が複数階局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。</p>
-------	---

	<p>(3) 局舎種別が平屋局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものの、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積（無線伝送装置を設置する場合に限る。）の合計を当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>(4) (2) 及び (3) で算定した機械室土地面積から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系に係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系機械室土地面積とする。</p> <p>2 RT-BOXの機械室土地面積の設備量の算定</p> <p>局ごとに、RT-BOX土地面積を当該局の機械室土地面積とし、駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系に係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系機械室土地面積とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。この場合に使用する土地単価時点補正係数は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと機械室土地投資額</p> <p> 音声系機械室土地面積 × (固定資産評価額 × 土地単価時価補正係数) × 土地単価時点補正係数</p>
監視設備 (総合監視)	<p>監視設備 (総合監視) 投資額</p> <p> ネットワーク設備 (注) 投資額合計 × 監視設備 (総合監視) 対投資額比率</p> <p>注 ネットワーク設備とは、附則別表第2の1に規定する設備区分に係る設備及び附則別表第2の2に規定する附属設備等のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。</p>
監視設備 (収容局設備)	<p>監視設備 (収容局設備) 投資額</p> <p> (音声収容ルータ投資額 + 共用収容ルータ投資額 + 音声収容装置投資額 + 音声収容装置用L2SW投資額 + 総合デジタル通信回線収容交換機投資額 + 消防警察トランク投資額 + 警察消防用回線集約装置投資額)</p> <p>× 監視設備 (収容局設備) 対投資額比率</p>
監視設備 (コア局設備)	<p>監視設備 (コア局設備) 投資額</p> <p> (共用コアルータ投資額 + コア局用L2SW投資額 + CS投資額 + MGW投資額 + MGC投資額 + XCM投資額 + SGW投資額)</p> <p>× 監視設備 (コア局設備) 対投資額比率</p>
監視設備 (伝送無線機械)	<p>監視設備 (伝送無線機械) 投資額</p> <p> (伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + インタフェース変換装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通信設備投資額)</p> <p>× 監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率</p>
監視設備 (市外線路)	<p>監視設備 (市外線路) 投資額</p> <p> 市外線路投資額 (中継系光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置及び中継系電柱の投資額の合計)</p> <p>× 監視設備 (市外線路) 対投資額比率</p>
監視設備 (市内線路)	<p>監視設備 (市内線路) 投資額</p> <p> 市内線路投資額 (加入系光ケーブル、メタルケーブル及び加入系電柱の投資額の合計)</p> <p>× 監視設備 (市内線路) 対投資額比率</p>
共通用建物	<p>共通用建物投資額</p> <p> ネットワーク設備投資額合計 × 共通用建物対投資額比率</p>
共通用土地	<p>共通用土地投資額</p> <p> ネットワーク設備投資額合計 × 共通用土地対投資額比率 × 共通用土地単価補正係数</p>
構築物	<p>構築物投資額</p> <p> (機械室建物投資額 + 共通用建物投資額) × 構築物対投資額比率</p>
機械及び装置	<p>機械及び装置投資額</p> <p> ネットワーク設備投資額合計 × 機械及び装置対投資額比率</p>
車両	<p>車両投資額</p> <p> ネットワーク設備投資額合計 × 車両対投資額比率</p>

工具、器具、器具及び備品投資額		無形固定資産投資額		II ネットワーク設備投資額合計×工具、器具及び備品対投資額比率	
II ネットワーク設備投資額		II ネットワーク設備投資額合計×無形固定資産(ソフトウェア以外)対投資額比率		正味固定資産価額算定に用いる数値	
項目	規格対数	数値	単位	項目	規格対数
メタルケーブル(小)	規格対数(1)	5	対	メタルケーブル(小)	規格対数(1)
メタルケーブル(小)	規格対数(2)	10	対	メタルケーブル(小)	規格対数(2)
メタルケーブル(小)	規格対数(3)	20	対	メタルケーブル(小)	規格対数(3)
メタルケーブル(小)	規格対数(4)	30	対	メタルケーブル(小)	規格対数(4)
メタルケーブル(小)	規格対数(5)	50	対	メタルケーブル(小)	規格対数(5)
メタルケーブル(小)	規格対数(6)	100	対	メタルケーブル(小)	規格対数(6)
メタルケーブル(小)	規格対数(7)	200	対	メタルケーブル(小)	規格対数(7)
メタルケーブル(小)	規格対数(8)	400	対	メタルケーブル(小)	規格対数(8)
メタルケーブル(小)	規格対数(9)	600	対	メタルケーブル(小)	規格対数(9)
メタルケーブル(小)	規格対数(10)	800	対	メタルケーブル(小)	規格対数(10)
メタルケーブル(小)	規格対数(11)	1,000	対	メタルケーブル(小)	規格対数(11)
メタルケーブル(小)	規格対数(12)	1,200	対	メタルケーブル(小)	規格対数(12)
メタルケーブル(小)	規格対数(13)	1,400	対	メタルケーブル(小)	規格対数(13)
メタルケーブル(小)	規格対数(14)	1,600	対	メタルケーブル(小)	規格対数(14)
メタルケーブル(小)	規格対数(15)	1,800	対	メタルケーブル(小)	規格対数(15)
メタルケーブル(小)	規格対数(16)	2,000	対	メタルケーブル(小)	規格対数(16)
メタルケーブル(小)	規格対数(17)	2,400	対	メタルケーブル(小)	規格対数(17)
メタルケーブル(小)	規格対数(18)	3,000	対	メタルケーブル(小)	規格対数(18)
メタルケーブル(中)	規格対数(1)	5	対	メタルケーブル(中)	規格対数(1)
メタルケーブル(中)	規格対数(2)	10	対	メタルケーブル(中)	規格対数(2)
メタルケーブル(中)	規格対数(3)	20	対	メタルケーブル(中)	規格対数(3)
メタルケーブル(中)	規格対数(4)	30	対	メタルケーブル(中)	規格対数(4)
メタルケーブル(中)	規格対数(5)	50	対	メタルケーブル(中)	規格対数(5)
メタルケーブル(中)	規格対数(6)	100	対	メタルケーブル(中)	規格対数(6)
メタルケーブル(中)	規格対数(7)	200	対	メタルケーブル(中)	規格対数(7)
メタルケーブル(中)	規格対数(8)	400	対	メタルケーブル(中)	規格対数(8)
メタルケーブル(中)	規格対数(9)	600	対	メタルケーブル(中)	規格対数(9)
メタルケーブル(中)	規格対数(10)	800	対	メタルケーブル(中)	規格対数(10)
メタルケーブル(中)	規格対数(11)	1,000	対	メタルケーブル(中)	規格対数(11)
メタルケーブル(中)	規格対数(12)	1,200	対	メタルケーブル(中)	規格対数(12)
メタルケーブル(大)	規格対数(1)	5	対	メタルケーブル(大)	規格対数(1)
メタルケーブル(大)	規格対数(2)	10	対	メタルケーブル(大)	規格対数(2)
メタルケーブル(大)	規格対数(3)	20	対	メタルケーブル(大)	規格対数(3)
メタルケーブル(大)	規格対数(4)	30	対	メタルケーブル(大)	規格対数(4)
メタルケーブル(大)	規格対数(5)	50	対	メタルケーブル(大)	規格対数(5)
メタルケーブル(大)	規格対数(6)	100	対	メタルケーブル(大)	規格対数(6)
メタルケーブル(大)	規格対数(7)	200	対	メタルケーブル(大)	規格対数(7)
メタルケーブル(大)	規格対数(8)	400	対	メタルケーブル(大)	規格対数(8)

メタルケーブル(大) 規格対数(9)		600	対
メタルケーブル(小) 最大規格対数		3,000	対
メタルケーブル(中) 最大規格対数		1,200	対
メタルケーブル(大) 最大規格対数		600	対
加入系光ケーブル規格心数(1)		8	心
加入系光ケーブル規格心数(2)		16	心
加入系光ケーブル規格心数(3)		24	心
加入系光ケーブル規格心数(4)		32	心
加入系光ケーブル規格心数(5)		40	心
加入系光ケーブル規格心数(6)		60	心
加入系光ケーブル規格心数(7)		80	心
加入系光ケーブル規格心数(8)		100	心
加入系光ケーブル規格心数(9)		120	心
加入系光ケーブル規格心数(10)		160	心
加入系光ケーブル規格心数(11)		200	心
加入系光ケーブル規格心数(12)		300	心
加入系光ケーブル規格心数(13)		400	心
加入系光ケーブル規格心数(14)		500	心
加入系光ケーブル規格心数(15)		600	心
加入系光ケーブル規格心数(16)		800	心
加入系光ケーブル規格心数(17)		1,000	心
加入系電柱間隔		0.035	km
配線回線予備率		0.026	心
加入系光予備心数		4	心
区画戸建最大回線数		31.25	
メタルケーブル(小) 最大伝送距離		2	km
メタルケーブル(中) 最大伝送距離		4	km
メタルケーブル(大) 最大伝送距離		7	km
メタルケーブル(小) 最大規格対数(架空)		400	対
メタルケーブル(中) 最大規格対数(架空)		400	対
メタルケーブル(大) 最大規格対数(架空)		200	対
加入系光ケーブル最大規格心数		1,000	心
加入系光ケーブル最大規格心数(架空)		200	心
メタルケーブル(小) 径(1)		11	mm
メタルケーブル(小) 径(2)		11	mm
メタルケーブル(小) 径(3)		12	mm
メタルケーブル(小) 径(4)		14	mm
メタルケーブル(小) 径(5)		16	mm
メタルケーブル(小) 径(6)		19	mm
メタルケーブル(小) 径(7)		23	mm
メタルケーブル(小) 径(8)		30	mm
メタルケーブル(小) 径(9)		35	mm
メタルケーブル(小) 径(10)		39	mm
メタルケーブル(小) 径(11)		43	mm

加入系光ファイバケーブル径 (16)	23	m
加入系光ファイバケーブル径 (15)	23	m
加入系光ファイバケーブル径 (14)	23	m
加入系光ファイバケーブル径 (13)	19	m
加入系光ファイバケーブル径 (12)	19	m
加入系光ファイバケーブル径 (11)	17	m
加入系光ファイバケーブル径 (10)	15	m
加入系光ファイバケーブル径 (9)	15	m
加入系光ファイバケーブル径 (8)	13	m
加入系光ファイバケーブル径 (7)	13	m
加入系光ファイバケーブル径 (6)	11	m
加入系光ファイバケーブル径 (5)	11	m
加入系光ファイバケーブル径 (4)	11	m
加入系光ファイバケーブル径 (3)	11	m
加入系光ファイバケーブル径 (2)	11	m
加入系光ファイバケーブル径 (1)	11	m
メタルケーブル (大) 径 (9)	70	m
メタルケーブル (大) 径 (8)	59	m
メタルケーブル (大) 径 (7)	43	m
メタルケーブル (大) 径 (6)	38	m
メタルケーブル (大) 径 (5)	34	m
メタルケーブル (大) 径 (4)	27	m
メタルケーブル (大) 径 (3)	23	m
メタルケーブル (大) 径 (2)	18	m
メタルケーブル (大) 径 (1)	14	m
メタルケーブル (中) 径 (12)	70	m
メタルケーブル (中) 径 (11)	67	m
メタルケーブル (中) 径 (10)	60	m
メタルケーブル (中) 径 (9)	53	m
メタルケーブル (中) 径 (8)	44	m
メタルケーブル (中) 径 (7)	33	m
メタルケーブル (中) 径 (6)	28	m
メタルケーブル (中) 径 (5)	21	m
メタルケーブル (中) 径 (4)	18	m
メタルケーブル (中) 径 (3)	16	m
メタルケーブル (中) 径 (2)	14	m
メタルケーブル (中) 径 (1)	13	m
メタルケーブル (小) 径 (18)	70	m
メタルケーブル (小) 径 (17)	63	m
メタルケーブル (小) 径 (16)	59	m
メタルケーブル (小) 径 (15)	56	m
メタルケーブル (小) 径 (14)	53	m
メタルケーブル (小) 径 (13)	50	m
メタルケーブル (小) 径 (12)	47	m

加入系光ファイバケーブル径(17)			30	m
インナーパイプ径(外徑)(1)			27	m
インナーパイプ径(外徑)(2)			36	m
インナーパイプ径(外徑)(3)			47	m
インナーパイプ径(外徑)(4)			56	m
インナーパイプ径(内徑)(1)			14	m
インナーパイプ径(内徑)(2)			23	m
インナーパイプ径(内徑)(3)			32	m
インナーパイプ径(内徑)(4)			40	m
インナーパイプ径(空き径)(1)			42	m
インナーパイプ径(空き径)(2)			33	m
インナーパイプ径(空き径)(3)			22	m
インナーパイプ径(空き径)(4)			13	m
予備管路当たり最大管路数			15	条
き線点遠隔収容装置最大収容電話回線数			512	回線
き線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数			23	回線
き線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数			3	回線
き線点遠隔収容装置当たり必要心数			4	心
き線点遠隔収容装置収容配線最大長			7	km
き線点遠隔収容装置設置最小回線数			400	回線
き線点遠隔収容装置収容率			0.965	
き線回線予備率			0.116	
配線光子備心線数			2	心
引込ビル数算定式二次係数			0.00000007	
引込ビル数算定式一次係数			0.0319	
引込ビル数算定式定数			0	
き線点遠隔収容装置加入者交換機間中継伝送路年経費			0	円
き線管路総延長			127,955	km
自治体管路総延長			39	km
電線共同溝総延長			1,515	km
情報ボックス総延長			8,274	km
配線自治体管路適用率			0.02275	
配線電線共同溝適用率			0.10725	
配線情報ボックス適用率			0	
き線点遠隔収容装置帰属先局舎種別判別値			15,000	回線
第二種総合デジタル通信サービス換算係数			10	
時間帯パラメータ(アナログ電話)			1	
時間帯パラメータ(総合デジタル通信サービス)			1	
呼完了率(アナログ電話)			0.7	
呼完了率(総合デジタル通信サービス)			0.7	
1接続当たり音声帯域			105	kbps
1接続1秒当たり音声パケット数			100	pps
音声パケット優先係数			1	
6Mbps当たり帯域			6	Mbps

共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gボード数	1	1	ボード/ユニット
共用収容ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数	1	1	ボード/ユニット
共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理BHMbps	44,000	Mbps/ユニット	
共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理BHMbps	65	Mbps/ユニット	
共用収容ルータ収容率	0.8	数	
信号区域間リンク分散数	2	数	
信号用中継交換機収容率	1	数	
信号用中継交換機当たり最大リンク数	1,056	リンク/ST	
信号用中継交換機対当たり渡りリンク数	8	リンク/ST	
信号用中継交換機対当たり処理信号数	56,320	信号数/ST	
専用6Mバス収容回線数(低速)	96	回線/6Mバス	
専用6Mバス収容回線数(高速メタル)	48	回線/6Mバス	
専用6Mバス収容回線数(高速光)	4	回線/6Mバス	
中間中継伝送装置平均距離(CWDM)	80	km	
中間中継伝送装置平均距離(PTN)	80	km	
コア局用L2SW1ユニット当たり最大収容インタフェース数	48	IF/ユニット	
コア局用L2SW冗長化係数	2	ユニット	
共用コアルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数	18	IF/ボード	
共用コアルータ1ユニット当たり最大10Gボード数	4	ボード/ユニット	
共用コアルータ1ユニット当たり最大処理BHMbps	240,000	Mbps/ユニット	
共用コアルータ1ユニット当たり最大処理BHMbps	180	Mbps/ユニット	
共用コアルータ収容率	0.8	数	
SGW1リンク当たり信号数	240	信号数/リンク	
SGW1ユニット当たり最大リンク数	128	リンク/ユニット	
SGW1ユニット当たり最大処理可能ポイントコード数	8	ポイントコード/ユニット	
SGW収容率	1	数	
SGW冗長化係数	2	ユニット	

CS1ユニット当たり最大処理回線数		260,000	回線/ユニット
CS収容率		1	
CS冗長化係数		2	ユニット
CS用DB1ユニット当たり最大処理最繁時呼数		2,190,000	BHCA/ユニット
CS用DB冗長化係数		1	
CS用DB収容率		2	ユニット
MGC1ユニット当たり最大処理最繁時呼数		3,750,000	BHCA/ユニット
MGC収容率		0.8	
MGC冗長化係数(1)		1	ユニット
MGC冗長化係数(2)		1	ユニット
MGC用DB1ユニット当たり最大処理最繁時呼数		3,750,000	BHCA/ユニット
MGC用DB収容率		1	
MGC用DB冗長化係数		0	ユニット
MGW STM-1 冗長化係数(1)		1	ポート
MGW STM-1 冗長化係数(2)		1	ポート
MGW1ユニット当たり最大STM-1ポート数		9	ポート/ユニット
MGW収容率		1	
MGWポート収容率		1	
IC接続156M接続回線比率		0.5	km
中継系電柱距離		0.35	km
中継系管路当たり最大ケーブル条数		2	ケーブル条数/管路
チャネル切上単位(52M)		672	
チャネル切上単位(156M)		2,016	
クロスコネクタ装置1ユニット当たり52Mパス数		18	52Mパス/ユニット
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数(1架構成)		1	ユニット/架
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数(複数架構成)		2	ユニット/架
クロスコネクタ装置接続架当たり基本架数		4	基本架/接続架
クロスコネクタ装置最大接続架数		2	架
クロスコネクタ装置1ユニット当たり増設リンク数		6	JIF/ユニット
クロスコネクタ装置冗長構成係数		2	JIF/ユニット
クロスコネクタ装置1スイッチユニット当たり増設リンクインタフェース数		16	JIF/S Unit
架当たり回線数(主配線盤)		150,000	回線/架
架当たり心線数(光ケーブル成端架大)		2,000	心線/架

架当たり心線数(光ケーブル成端架中)	389	心線/架
架当たり心線数(光ケーブル成端架小1)	128	心線/架
架当たり心線数(光ケーブル成端架小2)	256	心線/架
CWDM低速10Gカード当たり最大収容インタフェース数	1	IF/カード
CWDM低速STM-1カード当たり最大収容STM-1インタフェース数	4	IF/カード
CWDM高速インタフェース最大波長数	8	波長/IF
CWDM1ユニット当たり心線数	1	心/ユニット
PTN2・4G高速インタフェース最大容量	24	Gbps
PTN10G高速インタフェース最大容量	10	Gbps
PTN1リング当たり高速インタフェース数	2	IF/リング
PTN1ユニット当たり最大高速インタフェース数	4	IF/ユニット
PTN高速インタフェース当たり心線数	2	心/IF
PTN低速混在インタフェースボード最大STM-1ポート数	4	STM-1ポート/混在ボード
PTN低速混在インタフェースボード最大1Gポート数	8	1Gポート/混在ボード
PTN1ユニット当たり最大低速インタフェースボード数	2	ボード/ユニット
PTN冗長化係数	2	ユニット
データ系高速インタフェース最大容量	10	Gbps
データ系高速インタフェース当たり心線数	2	心/IF
伝送装置収容率	1	
伝送装置ポート収容率	1	
1Gポート最大Mbps	1,000	Mbps/ポート
10Gポート最大Mbps	10,000	Mbps/ポート
STM-1ポート最大Mbps	156	Mbps/ポート
回線当たり心線数(第二種総合デジタル通信サービス)	2	心線/回線
回線当たり心線数(高速光専用線)	2	心線/回線
主配線盤回線収容率	0.965	
光ケーブル成端架収容率	0.965	
中継系光ケーブル規格心数(1)	8	心
中継系光ケーブル規格心数(2)	16	心
中継系光ケーブル規格心数(3)	24	心
中継系光ケーブル規格心数(4)	32	心
中継系光ケーブル規格心数(5)	40	心
中継系光ケーブル規格心数(6)	60	心
中継系光ケーブル規格心数(7)	80	心
中継系光ケーブル規格心数(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心数(9)	120	心

中継系光ケーブル規格心数(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心数(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心数(12)	300	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km
有中継光ケーブル最大規格心線数	8	心
無中継光ケーブル最大規格心線数	100	心
無中継光ケーブル規格心線数(1)	16	心
無中継光ケーブル規格心線数(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線数(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	100	心
52Mbps当たり帯域	52	Mbps
変復調回線切替装置1ユニット当たり最大収容52Mbps数	1	52Mbps/架
架当たりユニット数(変復調回線切替装置)	4	ユニット/架
無線送受信装置1ユニット当たり最大収容52Mbps数	1	52Mbps/架
架当たりユニット数(無線送受信装置)	5	ユニット/架
ルート当たりアンテナ数	3	個
最大アンテナ搭載数	12	個
中継系最大規格心線数	300	心
トランスボンダ当たり最大接続可能回線数	149	回線/トランスボンダ
時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架
衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架
局当たり衛星通信用アンテナ数	2	個
インタフェース変換装置1ユニット当たり最大収容インタフェース数	6	IF/ユニット
インタフェース変換装置ポート収容率	1	ト
RTBOX最大音声収容装置架数	1	架/RTBO
RTBOX最大総合デジタル通信回線収容交換機架数	1	架/RTBO
RTBOX最大共用架数	4	架/RTBO
共用架当たり所要面積	1.5	X架/RTBO
音声収容装置1シェルフ当たりDC電流	22.5	m ² /架
音声収容装置架当たり面積	1.5	A/シェルフ
音声収容ルータ1ユニット当たりDC電流	5	m ² /架
音声収容ルータ1ユニット当たりAC100V電流	0	A/ユニット
音声収容ルータ1ユニット当たりAC200V電流	0	A/ユニット
音声収容ルータ共用架当たり最大搭載ユニット数	11	ユニット/架

音声収容装置用L2SW1ユニット当たりDC電流	0	A/ユニット
音声収容装置用L2SW1ユニット当たりAC100V電流	6.6	A/ユニット
音声収容装置用L2SW共用架当たり最大搭載ユニット数	8	ユニット/架
共用収容ルータ1ユニット当たりDC電流	5	ユニット/架
共用収容ルータ共用架当たり最大搭載ユニット数	12	ユニット/架
総合デジタル通信回線収容交換機1ユニット当たりDC電流	27.1	A/ユニット
総合デジタル通信回線収容交換機架当たり面積	2	m ² /架
総合デジタル通信回線収容交換機用DB1ユニット当たりDC電流	36.1	A/ユニット
総合デジタル通信回線収容交換機用DB架当たり最大搭載ユニット数	4	ユニット/架
総合デジタル通信回線収容交換機用DB架当たり面積	1.5	m ² /架
共用コアルータ1ユニット当たりDC電流	88	A/ユニット
共用コアルータ1ユニット当たりAC200V電流	0	A/ユニット
共用コアルータ共用架当たり最大搭載ユニット数	2	ユニット/架
コア局用L2SW1ユニット当たりAC100V電流	6.6	A/ユニット
コア局用L2SW共用架当たり最大搭載ユニット数	6	ユニット/架
CS1ユニット当たりDC電流	54.5	A/ユニット
CS1ユニット当たりAC100V電流	0	A/ユニット
CS架当たり最大搭載ユニット数	12	ユニット/架
CS架当たり面積	1.5	m ² /架
CS用DB架当たり最大搭載ユニット数	2	ユニット/架
CS用DB架当たり面積	3	m ² /架
MGW1ユニット当たりDC電流	40	A/ユニット
MGW架当たり最大搭載ユニット数	0	ユニット/架
MGW共用架当たり最大搭載ユニット数	4	ユニット/架
MGW架当たり面積	0	m ² /架
SGW1ユニット当たりDC電流	15.63	A/ユニット
SGW1ユニット当たりAC100V電流	0	A/ユニット
SGW共用架当たり最大搭載ユニット数	7	ユニット/架
MGW1ユニット当たりDC電流	0	ユニット/架
MGW1ユニット当たりAC100V電流	13	A/ユニット
MGC共用架当たり最大搭載ユニット数	11	ユニット/架
クロスコネクタ装置基本電流	40.3	A/架
クロスコネクタ装置増設架基本電流	38.2	A/架
クロスコネクタ装置ユニット電流	7.9	A/ユニット
クロスコネクタ装置架面積	1.44	m ² /架
PTN1ユニット当たりDC電流	3.05	A/ユニット
PTN共用架当たり最大搭載ユニット数	16	ユニット/架
CWDM1ユニット当たりDC電流	4.2	A/ユニット
CWDM1ユニット当たりAC100V電流	2	ユニット/架
CWDM共用架当たり最大搭載ユニット数	8	ユニット/架
中間中継伝送装置1ユニット当たりDC電流	4.2	A/ユニット
中間中継伝送装置1ユニット当たりAC100V電流	2	A/ユニット
中間中継伝送装置共用架当たり最大搭載ユニット数	8	ユニット/架

信号用中継交換機基本部電流	12.7	A/台
信号用中継交換機收容架単位電流	67	A
信号用中継交換機收容架単位電流最大收容リンク数(48K換算)	480	リンク
信号用中継交換機AC電流	0.16	A/台
信号用中継交換機基本部面積	0	m ² /台
信号用中継交換機收容架単位面積	1.5	m ²
1万端子当たりの必要主配線盤長	2.52	リンク
作業スペース込みの主配線盤幅	3.9	m
光ケーブル成端架単位面積(大)	12	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大收容端子数(大)	2,000	端子
光ケーブル成端架単位面積(中)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大收容端子数(中)	389	端子
光ケーブル成端架単位面積(小1)	1	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大收容端子数(小1)	128	端子
光ケーブル成端架単位面積(小2)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大收容端子数(小2)	256	端子
オペレーション設備(総合監視)単位面積当たりAC電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備(試験受付)単位面積当たりAC電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備(総合監視)面積	505	m ²
オペレーション設備(試験受付)面積	432	m ²
海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流	0.92	A/台
海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積	1.44	m ²
変復調回線切替装置単位電流	1.7	A/台
変復調回線切替装置単位面積	1.92	m ² /架
無線送受信装置単位電流	0.5	A/台
無線送受信装置架単位面積	1.44	m ² /架
地上鉄塔土地面積	144	m ²
発熱量換算係数	860	kcal/k
空調設備1台当たりの能力(1)	48,151	kcal/台
空調設備1台当たりの能力(2)	19,261	kcal/台
空調設備1台当たりの電力容量(1)	18.54	kVA
空調設備1台当たりの電力容量(2)	5.6	kVA
空調設備単位面積(1)	3.43	m ²
空調設備単位面積(2)	0.67	m ²
空調設備予備台数	1	台
整流装置1ユニット当たり最大電流	100	A/ユニット
整流装置1系統当たり最大電流	800	A/系統
整流装置基本部收容可能整流器数	4	個/架
整流装置増設架收容可能整流器数	4	個/架

交流無停電電源装置所要面積 (13)		10	m ²	AH
交流無停電電源装置所要面積 (14)		10	m ²	AH
交流無停電電源装置所要面積 (15)		30	m ²	AH
交流無停電電源装置所要面積 (16)		30	m ²	AH
交流無停電電源装置所要面積 (17)		20	m ²	AH
交流無停電電源装置所要面積 (18)		30	m ²	AH
交流無停電電源装置所要面積 (19)		50	m ²	AH
交流無停電電源装置所要面積 (20)		40	m ²	AH
交流無停電電源装置所要面積 (21)		50	m ²	AH
交流無停電電源装置総合効率		0.88		
蓄電池容量算出係数 (大規模局、整流装置用、保持時間…3時間)		5.8		AH/A
蓄電池容量算出係数 (大規模局、交流無停電電源装置用、保持時間…3時間)		4.2		AH/A
蓄電池容量算出係数 (小規模局 (作業員の到着に1.5時間以上を要するもの及び災害対策の強化を目的とするものを除く)、保持時間…10時間)		12.6		AH/A
蓄電池容量算出係数 (小規模局 (作業員の到着に1.5時間以上を要するものに限る)、保持時間…18時間)		21.7		AH/A
蓄電池容量算出係数 (小規模局 (災害対策の強化を目的とするものに限る)、保持時間…36時間)		39.7		AH/A
整流装置用蓄電池規定容量 (1)		300	AH	
整流装置用蓄電池規定容量 (2)		300	AH	
整流装置用蓄電池規定容量 (3)		500	AH	
整流装置用蓄電池規定容量 (4)		1,000	AH	
整流装置用蓄電池規定容量 (5)		1,500	AH	
整流装置用蓄電池規定容量 (6)		2,000	AH	
整流装置用蓄電池規定容量 (7)		3,000	AH	
整流装置用蓄電池規定容量 (8)		4,000	AH	
整流装置用蓄電池規定容量 (9)		5,000	AH	
整流装置用蓄電池規定容量 (10)		6,000	AH	
整流装置用蓄電池所要面積 (1)		5	m ²	
整流装置用蓄電池所要面積 (2)		6	m ²	
整流装置用蓄電池所要面積 (3)		5	m ²	
整流装置用蓄電池所要面積 (4)		8	m ²	
整流装置用蓄電池所要面積 (5)		11	m ²	
整流装置用蓄電池所要面積 (6)		13	m ²	
整流装置用蓄電池所要面積 (7)		15	m ²	
整流装置用蓄電池所要面積 (8)		18	m ²	
整流装置用蓄電池所要面積 (9)		22	m ²	
整流装置用蓄電池所要面積 (10)		23	m ²	
交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池規定容量 (1)		50	AH	
交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池規定容量 (2)		100	AH	
交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池規定容量 (3)		200	AH	
交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池規定容量 (4)		300	AH	
交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池規定容量 (5)		500	AH	
交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池規定容量 (6)		1,000	AH	

交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池規定容量(7)	1,500	AH
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池規定容量(8)	2,000	AH
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池規定容量(9)	3,000	AH
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(1)	8	m ²
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(2)	8	m ²
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(3)	8	m ²
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(4)	9	m ²
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(5)	8	m ²
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(6)	13	m ²
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(7)	18	m ²
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(8)	21	m ²
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(9)	27	m ²
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池規定容量(1)	200	AH
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池規定容量(2)	300	AH
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池規定容量(3)	500	AH
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池規定容量(4)	1,000	AH
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池規定容量(5)	1,500	AH
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池規定容量(6)	2,000	AH
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池規定容量(7)	3,000	AH
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池所要面積(1)	13	m ²
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池所要面積(2)	16	m ²
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池所要面積(3)	22	m ²
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池所要面積(4)	22	m ²
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池所要面積(5)	31	m ²
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池所要面積(6)	38	m ²
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池所要面積(7)	49	m ²
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池所要面積(8)	0.9	kVA/m ²
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池所要面積(9)	0.8	kVA/m ²
建物付帯設備面積付加係数(複数階局舎、オペレーション設備あり)		0.7	
建物付帯設備面積付加係数(複数階局舎、オペレーション設備なし)		0.8	
建物付帯設備面積付加係数(平屋局舎)		0.9	
単位面積当たりの建物付帯設備電力容量		0.01	kVA/m ²
受電装置規定容量(1)		100	kVA
受電装置規定容量(2)		200	kVA
受電装置規定容量(3)		300	kVA
受電装置規定容量(4)		500	kVA
受電装置規定容量(5)		750	kVA
受電装置規定容量(6)		1,000	kVA
受電装置規定容量(7)		1,500	kVA
受電装置規定容量(8)		2,000	kVA
受電装置規定容量(9)		4,000	kVA
受電装置所要面積(1)		30	m ²
受電装置所要面積(2)		45	m ²

受電装置所要面積 (3)	45	m ²
受電装置所要面積 (4)	50	m ²
受電装置所要面積 (5)	50	m ²
受電装置所要面積 (6)	50	m ²
受電装置所要面積 (7)	50	m ²
受電装置所要面積 (8)	60	m ²
受電装置所要面積 (9)	162	m ²
受電装置更改面積 (1)	15	m ²
受電装置更改面積 (2)	25	m ²
受電装置更改面積 (3)	25	m ²
受電装置更改面積 (4)	32	m ²
受電装置更改面積 (5)	35	m ²
受電装置更改面積 (6)	37	m ²
受電装置更改面積 (7)	52	m ²
受電装置更改面積 (8)	54	m ²
受電装置更改面積 (9)	212	m ²
発電装置規定容量 (1)	10	kVA
発電装置規定容量 (2)	20	kVA
発電装置規定容量 (3)	37.5	kVA
発電装置規定容量 (4)	50	kVA
発電装置規定容量 (5)	75	kVA
発電装置規定容量 (6)	100	kVA
発電装置規定容量 (7)	150	kVA
発電装置規定容量 (8)	200	kVA
発電装置規定容量 (9)	250	kVA
発電装置規定容量 (10)	300	kVA
発電装置規定容量 (11)	375	kVA
発電装置規定容量 (12)	500	kVA
発電装置規定容量 (13)	625	kVA
発電装置規定容量 (14)	750	kVA
発電装置規定容量 (15)	1,000	kVA
発電装置規定容量 (16)	1,500	kVA
発電装置規定容量 (17)	1,750	kVA
発電装置規定容量 (18)	2,000	kVA
発電装置規定容量 (19)	3,125	kVA
発電装置所要面積 (1)	36	m ²
発電装置所要面積 (2)	36	m ²
発電装置所要面積 (3)	36	m ²
発電装置所要面積 (4)	36	m ²
発電装置所要面積 (5)	36	m ²

可搬型発動発電機設置台数(8)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(7)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(6)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(5)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(4)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(3)	6	台
可搬型発動発電機設置台数(2)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(1)	0	台
可搬型発動発電機規定容量(11)	1	kVA
可搬型発動発電機規定容量(10)	1	kVA
可搬型発動発電機規定容量(9)	9	kVA
可搬型発動発電機規定容量(8)	8	kVA
可搬型発動発電機規定容量(7)	7	kVA
可搬型発動発電機規定容量(6)	6	kVA
可搬型発動発電機規定容量(5)	5	kVA
可搬型発動発電機規定容量(4)	4	kVA
可搬型発動発電機規定容量(3)	3	kVA
可搬型発動発電機規定容量(2)	2	kVA
可搬型発動発電機規定容量(1)	1	kVA
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積(RT-BOX)(3)	9	m ²
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積(RT-BOX)(2)	9	m ²
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積(RT-BOX)(1)	9	m ²
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積(小規模局)	7	m ²
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流(RT-BOX)(3)	100	A
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流(RT-BOX)(2)	50	A
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流(RT-BOX)(1)	37.5	A
発電装置所要面積(19)	150	m ²
発電装置所要面積(18)	108	m ²
発電装置所要面積(17)	108	m ²
発電装置所要面積(16)	108	m ²
発電装置所要面積(15)	108	m ²
発電装置所要面積(14)	72	m ²
発電装置所要面積(13)	72	m ²
発電装置所要面積(12)	72	m ²
発電装置所要面積(11)	72	m ²
発電装置所要面積(10)	72	m ²
発電装置所要面積(9)	54	m ²
発電装置所要面積(8)	54	m ²
発電装置所要面積(7)	54	m ²
発電装置所要面積(6)	36	m ²

可搬型発動発電機設置台数(9)	0	0	台
可搬型発動発電機設置台数(10)	0	0	台
可搬型発動発電機設置台数(11)	1	400	台
複数階局舎容積率	400	0	%
平屋局舎容積率	100	0	%
駐車スペース等土地面積	90	0	m ²
RTBOX土地面積	75	0	m ²
駐車スペース面積	21	5	m ²
時分割多元接続装置架単位電流	9.5	44	A/架
時分割多元接続装置架単位面積	1.44	7	m ² /架
衛星送受信装置架単位電流	36.7	44	A/架
衛星送受信装置架単位面積	1.44	5	m ² /架
衛星回線制御装置架単位電流	210.5	38	A/架
衛星回線制御装置架単位面積	16.38	25	m ² /架
インタフェース変換装置1ユニット当たりDC電流	3.125	7	A/ユニット
インタフェース変換装置共用架当たり最大搭載ユニット数	5	0	ユニット/架
土地単価時価補正係数	0.7	0	
土地単価時点補正係数(北海道)	0.8342	0	
土地単価時点補正係数(青森県)	0.6847	0	
土地単価時点補正係数(岩手県)	0.7212	0	
土地単価時点補正係数(宮城県)	0.470	0	
土地単価時点補正係数(秋田県)	0.6377	0	
土地単価時点補正係数(山形県)	0.7560	0	
土地単価時点補正係数(福島県)	0.8189	0	
土地単価時点補正係数(茨城県)	0.7221	0	
土地単価時点補正係数(栃木県)	0.7403	0	
土地単価時点補正係数(群馬県)	0.7476	0	
土地単価時点補正係数(埼玉県)	0.8891	0	
土地単価時点補正係数(千葉県)	0.9070	0	
土地単価時点補正係数(東京都)	0.748	0	
土地単価時点補正係数(神奈川県)	0.9338	0	
土地単価時点補正係数(新潟県)	0.7711	0	
土地単価時点補正係数(富山県)	0.8334	0	
土地単価時点補正係数(石川県)	0.8043	0	
土地単価時点補正係数(福井県)	0.7214	0	
土地単価時点補正係数(山梨県)	0.7611	0	
土地単価時点補正係数(長野県)	0.7663	0	
土地単価時点補正係数(岐阜県)	0.8136	0	
土地単価時点補正係数(静岡県)	0.8427	0	
土地単価時点補正係数(愛知県)	0.0098	0	
土地単価時点補正係数(三重県)	0.7952	0	
土地単価時点補正係数(滋賀県)	0.8724	0	
土地単価時点補正係数(京都府)	0.9646	0	

土地単価時点補正係数(大阪府)	0.9368	
土地単価時点補正係数(兵庫県)	0.8905	
土地単価時点補正係数(奈良県)	0.8481	
土地単価時点補正係数(和歌山県)	0.7002	
土地単価時点補正係数(鳥取県)	0.6865	
土地単価時点補正係数(島根県)	0.7422	
土地単価時点補正係数(岡山県)	0.8316	
土地単価時点補正係数(広島県)	0.8552	
土地単価時点補正係数(山口県)	0.7234	
土地単価時点補正係数(徳島県)	0.6469	
土地単価時点補正係数(香川県)	0.7072	
土地単価時点補正係数(愛媛県)	0.7625	
土地単価時点補正係数(高知県)	0.6171	
土地単価時点補正係数(福岡県)	0.9642	
土地単価時点補正係数(佐賀県)	0.7365	
土地単価時点補正係数(長崎県)	0.7914	
土地単価時点補正係数(熊本県)	0.8777	
土地単価時点補正係数(大分県)	0.8025	
土地単価時点補正係数(宮崎県)	0.8018	
土地単価時点補正係数(鹿児島県)	0.7152	
土地単価時点補正係数(沖縄県)	1.2187	
監視設備(総合監視) 対投資額比率	0.001481	
監視設備(収容局設備) 対投資額比率	0.05500	
監視設備(コア局設備) 対投資額比率	0.07619	
監視設備(市外線路) 対投資額比率	0.03454	
監視設備(市内線路) 対投資額比率	0.01132	
監視設備(伝送無線機械) 対投資額比率	0.1075	
共用建物 対投資額比率	0.01003	
共用土地 対投資額比率	0.006876	
共用土地単価補正係数	1	
構築物 対投資額比率	0.06682	
機械及び装置 対投資額比率	0.006599	
車両 対投資額比率	0.001194	
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.004942	
無形固定資産(ソフトウェアを除く) 対投資額比率	0.004290	

附則別表第4
(附則第6条関係)

附則別表第5の1 (附則第6条関係) 費用算定方式

費用区分	算定方式	
減価償却費	(投資額－最低残存価額) × 法定耐用年数 × 法定耐用年数 ÷ (除去損 ÷ 最低残存価額とする) × 経済的耐用年数	
通信設備使用料	(1) 伊豆大島と本土中継交換機間及び犬石と中継交換局間の伝送路に係るもの (2) 信号用中継交換機に係るもの 信号用中継交換機伝送路数 × 信号用中継交換機専用線料金単価	
固定資産税	定率法正味固定資産価額 × 固定資産税率 定率法正味固定資産価額は、附則別表第3の1に定める算出式により算定する。	
施設保全費	(1) 加入系線路に係るもの 設備延長 $k \text{ m} \times 1 \text{ k m}$ 当たりの施設保全費 + 加入者数 × 1 加入者当たり施設保全費 (2) 中継系架空ケーブル、中継系地下ケーブル、海底光ケーブル、電線共同溝、自治体管路、監視設備(市外線路)及び監視設備(市内線路)に係るもの 設備延長 $k \text{ m} \times 1 \text{ k m}$ 当たりの施設保全費 (3) 管路、中口径管路、共同溝及びびと道に係るもの 設備延長 $k \text{ m} \times 1 \text{ k m}$ 当たりの施設保全費 (4) 上記以外のもの 投資額 × 施設保全費対投資額比率	
道路占用料	(1) 電柱に係るもの 電柱本数 × 電柱1本当たり道路占用料 (2) 管路、中口径管路及びびと道に係るもの 設備延長 $k \text{ m} \times 1 \text{ k m}$ 当たり道路占用料 (3) 電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスに係るもの 設備延長 $k \text{ m} \times 1 \text{ k m}$ 当たり道路占用料 (4) き線点遠隔収容装置に係るもの き線点遠隔収容装置ユニット数 × き線点遠隔収容装置1ユニット当たり道路占用料 投資額 × 撤去費用対投資額比率	
撤去費用	直接費 × 対直接費比率	
試験研究費	直接費 ÷ 減価償却費 + 通信設備使用料 + 固定資産税 + 施設保全費 + 道路占用料 + 撤去費用	
接続関連事務費	音声回線数 × 1 回線当たり接続関連事務費	
管理共通費	(施設保全費 + 試験研究費 + 接続関連事務費) × 管理共通費比率	
附則別表第5の2 (附則第6条関係) 共通費等の配賦基準		
区分	帰属対象設備	配賦基準
試験研究費	附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	直接費比
接続関連事務費	附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	投資額比
管理共通費	附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	施設保全費 + 試験研究費 + 接続関連事務費の合計額比
監視設備総合監視備	収容局以上の各設備	資本コスト + 保守コストの合計額比
収容局設備	収容局の各設備	資本コスト + 保守コストの合計額比
コア局設備	コア局の各設備	資本コスト + 保守コストの合計額比

共通用建物	伝送無線機械	伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備及びインタフェース変換装置	資本コスト+保守コストの合計額比
	市外線路	中継系光ケーブル、海底光ケーブル及び海底中間中継伝送装置	資本コスト+保守コストの合計額比
	市内線路	メタルケーブル及び加入系光ケーブル	資本コスト+保守コストの合計額比
共通用土地		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費+接続関連事務費の合計額比
構築物		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費+接続関連事務費の合計額比
機械及び装置		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費+接続関連事務費の合計額比
車両		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	施設保全費
工具、器具及び備品		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費+接続関連事務費の合計額比
無形固定資産		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	ネットワーク設備投資額比
空調設備		音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用電力容量比	電力容量比
電力設置装置		DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びびオレーション設備	電力容量比
	蓄電池	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用電力容量比	電力容量比
交流無停電電源装置		DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びびオレーション設備	電力容量比
	受電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用電力容量比	電力容量比
発電装置		DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びびオレーション設備	電力容量比
	小規模局用電源装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用電力容量比	電力容量比
小規模局用蓄電池		DB、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	電力容量比
		DB、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	電力容量比

項目	数値	単位
可搬型発動発電機	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用	電流比
直流変換電源装置	DB、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	電流比
機械室建物	消防警察トランク及び警察消防用回線集約装置	
機械室土地	主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びビオペレーション設備	面積比
加入者交換機施設保全費対投資額比率	0.04771	
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.03705	
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.02624	
音声収容装置施設保全費対投資額比率	0.0519	
音声収容装置用L2SW施設保全費対投資額比率	0.0519	
総合デジタル通信回線収容交換機施設保全費対投資額比率	0.0519	
音声収容ルータ施設保全費対投資額比率	0.1365	
共用収容ルータ施設保全費対投資額比率	0.1727	
共用コアルータ施設保全費対投資額比率	0.1650	
コア局用L2SW施設保全費対投資額比率	0.0519	
CS施設保全費対投資額比率	0.0390	
中継系ソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.0644	
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	126,123	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	119,007	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	123,193	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	129,054	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	121,518	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	124,867	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	126,960	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	129,891	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	128,635	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	126,960	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	135,752	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	136,589	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	145,380	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	137,007	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	126,960	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	131,565	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	131,984	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	121,100	円/km

附則別表第5の3(附則第6条関係)費用算定に用いる数値

メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	134,914	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	129,054	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	129,054	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	134,077	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	129,472	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	129,891	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	126,123	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	124,030	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	127,798	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	122,774	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	126,123	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	117,751	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	117,751	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	117,751	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	120,263	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	122,774	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	121,100	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	121,100	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	122,774	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	119,007	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	119,007	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	124,867	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	121,100	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	119,844	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	120,681	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	118,588	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	121,100	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	110,634	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	151,033	円/回線
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	27,033	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	25,508	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	26,405	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	27,661	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	26,046	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	27,764	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	27,212	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	27,571	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	27,840	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	27,212	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	27,097	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	29,276	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	31,160	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	29,366	円/km

加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	27,212	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	28,199	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	28,289	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	25,956	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	28,917	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	27,661	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	27,661	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	28,738	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	27,751	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	27,840	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	27,033	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	26,584	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	27,392	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	26,315	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	27,123	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	27,233	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	25,238	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	25,238	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	26,777	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	26,315	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	25,956	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	26,956	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	26,315	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	25,508	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	25,508	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	27,123	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	26,764	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	25,956	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	25,687	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	25,866	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	25,418	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	25,956	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	23,713	円/km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	151	円/回線
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	97,747	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	92,191	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	95,459	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	100,034	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	94,152	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	96,766	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	98,400	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	100,687	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	99,707	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	98,400	円/km

中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	105,262	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	105,916	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	112,778	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	106,243	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	98,400	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	101,995	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	102,321	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	93,825	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	104,609	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	100,034	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	100,034	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	100,034	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	100,361	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	100,687	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	97,747	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	96,113	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	99,054	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	95,132	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	97,747	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	98,073	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	91,211	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	91,211	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	93,172	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	95,132	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	93,825	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	93,825	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	95,132	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	92,191	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	92,191	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	98,073	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	96,766	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	92,825	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	92,825	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	93,498	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	91,865	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	93,825	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	277,012	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	260,998	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	270,418	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	283,605	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	266,650	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	274,186	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	278,896	円/km

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	285,	489	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	282,	664	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	278,	896	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	298,	677	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	300,	561	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	320,	342	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	301,	503	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	278,	896	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	289,	257	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	290,	199	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	265,	708	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	296,	793	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	283,	605	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	283,	605	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	294,	909	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	284,	547	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	285,	489	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	277,	012	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	272,	302	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	280,	780	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	269,	476	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	277,	012	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	277,	954	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	258,	172	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	258,	172	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	263,	824	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	269,	476	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	265,	708	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	265,	708	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	269,	476	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	260,	998	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	277,	954	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	274,	186	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	265,	708	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	262,	882	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	264,	766	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	260,	056	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	265,	708	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	242,	159	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	53,	301	円/km
管径延長1km当たり施設保全費	53,	301	円/km
中口径管径延長1km当たり施設保全費	53,	301	円/km
とう道延長1km当たり施設保全費	53,	301	円/km
共同溝延長1km当たり施設保全費	53,	301	円/km

自治体管路延長1km当たり施設保全費	53,301	円/km
電線共同溝延長1km当たり施設保全費	53,301	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.03999	
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01606	
監視設備(総合監視)施設保全費対投資額比率	0.1592	
監視設備(収容局設備)施設保全費対投資額比率	0.04730	
監視設備(コア局設備)施設保全費対投資額比率	0.04161	
監視設備(市外線路)市外線路延長1km当たり施設保全費	3,828	円/km
監視設備(市内線路)市内線路延長1km当たり施設保全費	1,168	円/km
監視設備(伝送無線機械)施設保全費対投資額比率	0.02624	
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.01606	
構築物施設保全費対投資額比率	0	
機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	
車両施設保全費対投資額比率	0.03804	
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.002741	
音声収容装置ソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.0519	
総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.0519	
音声収容ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.1365	
共用収容ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.1727	
共用コアルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.1650	
CSソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.0390	
中継系ソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.0644	
無形固定資産(ソフトウェアを除く)施設保全費対投資額比率	0	
電柱1本当たり道路占用料	313	円/本
管路1km当たり道路占用料	33,192	円/km
中口径管路1km当たり道路占用料	33,037	円/km
とう道1km当たり道路占用料	738,114	円/km
情報ボックス1km当たり道路占用料	3,885	円/km
自治体管路1km当たり道路占用料	3,885	円/km
電線共同溝1km当たり道路占用料	3,885	円/km
き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料	65	円/台
機械設備撤去費用対投資額比率	0.003127	
市外線路撤去費用対投資額比率	0.005530	
市内線路撤去費用対投資額比率	0.002433	
土木設備撤去費用対投資額比率	0.001107	
建物撤去費用対投資額比率	0.003284	
構築物撤去費用対投資額比率	0.003556	
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.001010	
車両撤去費用対投資額比率	0.0001237	
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0009387	
試験研究費対直接費比率	0.02902	
1回線当たり接続関連事務費	0	円/回線
管理共通費比率	0.1157	
経済的耐用年数		

監視設備（市内線路）	共用建物	構築物	機械及び装置	車両	工具、器具及び備品	音声収容装置ソフトウェア	総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア	音声収容ルータソフトウェア	共用収容ルータソフトウェア	共用コアルータソフトウェア	CSソフトウェア	中継系ソフトウェア	無形固定資産（ソフトウェアを除く。）
17.4	23.1	15.8	10.7	5	5.5	5	9	5	5	5	5	5	5.2
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

附則別表第6（附則第6条関係） 設備区分別費用明細表

設備区分直接の減価償却費	設備区分直接の通信設備使用料	設備区分直接の固定資産税	設備区分直接の施設保全費	設備区分直接の道路占用料	設備区分直接の撤去費用	附属設備の減価償却費	附属設備の固定資産税	附属設備の施設保全費	附属設備の撤去費用	試験研究費	接続関連事務費	管理共通費	設備区分ごとの費用合計
音声収容ルータ	音声収容ルータ	音声収容装置	音声収容L S	総合デジタル通信回線交換機	総合デジタル通信回線交換機	消防警備線点配光ケーブル	共用コア局	CGM	伝送中間メタル加入系中継系	交換機			

附則（令和元年五月一四日総務省令第五号）抄

第一条 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（令和元年九月二七日総務省令第四五号）

この省令は、令和元年十二月二十四日から施行する。ただし、第一条中電気通信事業法施行規則第二十四条の四第二項及び様式第十八の改正規定並びに第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和二年一月一〇日総務省令第一号）

（施行期日）
第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項に規定する手順を定める通知を行うことができる。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款について、新規則等規定（新規則の規定及び第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令附則第四条から第六条までの規定をいう。以下同じ。）に適合させるため、この省令の施行の日前においても電気通信事業法第三十三条第二項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新規則等規定に適合していると認めるときは、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

(経過措置)

第三条 前条第二項の申請があった場合において、当該申請に対する処分の日がこの省令の施行の日後となるときは、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則等規定に適合しているものとみなす。

附則（令和三年一月二四日総務省令第一号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）及び第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）（以下これらを「新規則」と総称する。）の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

3 前項の規定による申請に対する認可の処分の日が令和三年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

第五条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）五の項の機能（関門系ルータ交換機能に限る。）五の二の項の機能、六の二の項の機能（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継ルータ伝送交換機能に限る。）及び九の項から九の四の項までの機能を用いて、他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機又は関門系ルータで接続し、IP電話（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるものを除く。以下同じ。）を提供するために通信の交換及び伝送を行う機能（次項及び第三項において「光IP電話接続機能」という。）の接続料を設定するものとする。

2 光IP電話接続料は、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、関門交換機を経由してIP電話を提供する場合及び関門系ルータを経由してIP電話を提供する場合の通信回数及び通信時間をそれぞれ合算したものを単位として設定するものとする。この場合において、通信路を設定する機能の接続料は通信回数を単位として、それぞれ設定するものとする。

3 令和六年十二月三十一日までの間、関門交換機を経由してIP電話を提供する場合における新接続料規則第四条の表五の項の機能（中継交換機能に限る。）の接続料は、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、関門交換機を経由してIP電話を提供する場合及び関門系ルータを経由してIP電話を提供する場合の通信回数及び通信時間を乗じたものに、関門交換機を経由してIP電話を提供する場合及び関門系ルータを経由してIP電話を提供する場合の通信回数及び通信時間をそれぞれ合算したもので除して得た額を光IP電話接続機能と組み合わせて適用する。

附則（令和三年一月二四日総務省令第二号）

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項に規定する手順を定める通知を行うことができる。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款について、新規則等規定（新規則の規定及び第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令附則第四条から第六条までの規定をいう。以下同じ。）に適合させるため、この省令の施行の日前においても電気通信事業法第三十三条第二項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新規則等規定に適合していると認めるときは、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

(経過措置)

第三条 前条第二項の申請があった場合において、当該申請に対する処分の日がこの省令の施行の日後となるときは、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則等規定に適合しているものとみなす。

附則（令和四年二月二八日総務省令第七号）抄

(施行期日)

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年三月一日総務省令第九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）第六条第一項に規定する手順を定める通知を行うことができる。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款について、新接続料規則等規定（新接続料規則の規定、第三条の規定による改正後の接続料規則の一部を改正する省令（以下「新平成十七年改正省令」という。）附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定、第四条の規定による改正後の接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（以下「新平成二十五年改正省令」という。）附則第六項及び第七項の規定並びに附則第四条から第八条までの規定をいう。次項及び次条において同じ。）に適合させるため、この省令の施行の日前においても電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新接続料規則等規定に適合していると認めるときは、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

（経過措置）

第三条 前条第二項の申請があつた場合において、当該申請に対する処分の日がこの省令の施行の日後となるときは、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新接続料規則等規定に適合しているものとみなす。

第四条 令和七年三月三十一日までの間、次の表に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新接続料規則別注3	同一中継区域内通信回数の欄には発信回数を、同一中継区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発信回数又は発信時間を記録すること。	注3 同一中継区域内通信回数の欄には発信回数を、同一中継区域内通信時間の欄には発信時間を記録すること。
表第六様式第一	の欄には発信回数又は発信時間を記録すること。	注4 電気通信事業者間の相互接続点の変更に伴い増加することが見込まれる各欄の通信回数又は通信時間は、現に各欄の通信回数又は通信時間であるものとみなして記録すること。

第五条 令和六年十二月三十一日までの間、法第三十三条第四項第一号の総務省令で定める機能は、新接続料規則第四条に定める機能のほか、加入電話・メタルIP電話接続機能（他の電気通信事業者の電気通信設備を加入者交換機若しくは中継交換機又は関門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備によりアナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下同じ。）又は総合デジタル通信用設備（同項第五号に規定するものをいう。以下同じ。）である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送を行う機能をいう。以下同じ。）とする。

2 加入電話・メタルIP電話接続機能に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新接続料規則 第六条 第二項	第一種指定電気通信設備	の当該機能に係る電気通信設備
新接続料規則 第六条 第三項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第六項	次項、次条並びに第十二条の二第二項第一号	次項 、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号。以下「令和四年改正省令」という。）附則第五条第一項の加入電話・メタルIP電話接続機能に係る電気通信設備
新接続料規則 第六条 第七項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第八項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第九項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第十項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第十一項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第十二項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第十三項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第十四項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第十五項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第十六項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第十七項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第十八項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第十九項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第二十項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第二十一項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第二十二項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第二十三項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第二十四項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第二十五項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第二十六項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第二十七項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第二十八項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第二十九項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第三十項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第三十一項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第三十二項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第三十三項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第三十四項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第三十五項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第三十六項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第三十七項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第三十八項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第三十九項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第四十項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第四十一項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第四十二項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第四十三項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第四十四項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第四十五項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第四十六項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第四十七項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第四十八項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第四十九項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第五十項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第五十一項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第五十二項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第五十三項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第五十四項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第五十五項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第五十六項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第五十七項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第五十八項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第五十九項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第六十項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第六十一項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第六十二項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第六十三項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第六十四項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第六十五項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第六十六項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第六十七項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第六十八項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第六十九項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第七十項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第七十一項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第七十二項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第七十三項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第七十四項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第七十五項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第七十六項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第七十七項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第七十八項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第七十九項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第八十項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第八十一項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第八十二項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第八十三項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第八十四項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第八十五項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第八十六項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第八十七項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第八十八項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第八十九項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第九十項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第九十一項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第九十二項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第九十三項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第九十四項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第九十五項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第九十六項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第九十七項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第九十八項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第九十九項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備
新接続料規則 第六条 第一百項	当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備

第二十条は再計算後直ちに、その他の一般法定機能に係るものにあつては毎事業年度経過後七月以内に

新接続料規則別表第一の一の二表	IP電話用DNSサーバ	相互接続局に設置するもの	伊豆大島と本土中継交換機間及び大石と中継交換局間の伝送路に係るもの (1) 伊豆大島と本土中継交換機間及び大石と中継交換局間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価 (2) 都道府県区域間伝送路に係るもの 都道府県区域間伝送路の最繁時間帯(メタルIP電話に係るものに限る。) ×都道府県区域間伝送路設備帯域当たり単価	IP電話用DNSサーバ	都道府県区域間伝送路設備	都道府県区域間伝送路設備	相互接続局に設置するもの	共用コアルータク間系ルータ間に設置するもの
	相互接続局に設置するもの							
新接続料規則別表第二	アナログ・デジタル回線共通部			アナログ・デジタル回線共通部		都道府県区域間伝送路設備		

3 加入電話・メタルIP電話接続機能に関する原価及び利潤の算定並びに接続料の設定については、新接続料規則第四章及び第五章の規定(第十四条の二の規定を除く。)は、適用しない。
第六条 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、附則別表第一一表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額(単位費用(附則別表第二の要素機能の区分の欄に定める要素機能(附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。以下同じ。))について、附則別表第二の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。)の総額であつて、附則別表第一の単位費用総額の算定方法の欄に定める方法により算定したものをいう。以下同じ。)を当該各部分機能に係る需要(要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であつて、当該各部分機能に係るものをいう。)により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

2 前項において、特定比率は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる比率とする。
一 令和四年四月一日以降に適用される接続料を算定する場合(次号及び第三号に掲げる場合を除く。) 〇.〇九
二 令和五年四月一日以降に適用される接続料を算定する場合(次号に掲げる場合を除く。) 〇.三四
三 令和六年四月一日以降に適用される接続料を算定する場合 〇.七七

3 第一項の加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料の算定においては、ワイヤレス固定電話用設備(事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。)である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備の数及び当該端末設備から発信する通信の通信量等を、附則別表第一一表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額の算定にあつてはアナログ電話に係る通信量等に、附則別表第一二表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額の算定にあつてはメタルIP電話に係る通信量等にそれぞれ合算したものをいうものとする。

第七条 新接続料規則第四章及び第五章の規定(第七条、第八条(第一項及び第二項本文に限る。)、第九条(第一項及び第二項本文に限る。)、第十一条(第三項ただし書を除く。)、第十二条(第五項を除く。)、第十二条の二第一項(第一号に係る部分に限る。))及び第二項(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第十三条、第十四条(第二項ただし書を除く。)、第十五条(第三項を除く。)、第十六条並びに第十八条の三の規定に限る。)及び別表第一の一から別表第五までの規定、新平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに新平成二十五年改正省令附則第六項及び第七項の規定は、附則別表第二の要素機能の区分の欄及び内容の欄に定める要素機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

新接続料規則第七条	前条	第一種指定電気通信設備	電気通信設備
第一種指定電気通信設備	第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(令和四年総務省令第九号。以下「令和四年改正省令」という。)	第一種指定電気通信設備	第一種指定電気通信設備

新接続料規則第八條第一項	、それ以外の法定機能に係る接続料にあつては第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価	原価
新接続料規則第九條第一項	第一種指定設備管理運営費 設備管理運営費 令和四年改正省令附則第五條第二項の規定により読み替えて適用される第六條第一項	設備管理運営費 令和四年改正省令附則第五條第二項の規定により読み替えて適用される第六條第一項
新接続料規則第九條第二項	第一種指定設備管理運営費 費用とし、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備費用 令和四年改正省令附則別表第二の要素機能の区分の欄に定める	設備管理運営費 令和四年改正省令附則別表第二の要素機能の区分の欄に定める
新接続料規則第十一條第三項	別表第三様式第二 基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固 基礎として	別表第三様式第二
新接続料規則第十一條第四項	接続会計規則 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）	第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）
新接続料規則第十一條第五項	第一種指定設備管理運営費 第六條第一項	設備管理運営費 令和四年改正省令附則第五條第二項の規定により読み替えて適用される第六條第一項
新接続料規則第十二條の第二項	第一種指定設備管理運営費 当該各号	設備管理運営費 第一号
新接続料規則第十二條の第二項	第八條第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する方式又は第六條	令和四年改正省令附則第五條第二項の規定により読み替えて適用される第六條
新接続料規則第十四條第三項	第一種指定電気通信設備 第一種指定設備管理運営費	電気通信設備 設備管理運営費
新接続料規則第十五條第一項	第四條の表二の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能及び信号制御交換機能に限る。）及び五の項の中継交換機能	令和四年改正省令附則別表第二第一表の一の項の要素機能（加入者交換部に限る。）及び二の項の要素機能（中継交換部に限る。）並びに第二表の一の項の要素機能
新接続料規則第十六條	第四條の表二の項の機能（加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）四の項の機能（中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）五の項の機能（中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）六の項の機能（中継伝送専用機能、中継伝送トランクポート部に限る。）及び六の二の項の一般中継系ルータ接続伝送機能	令和四年改正省令附則別表第二第一表の一の項の要素機能（加入者交換機専用トランクポート部及び加入者交換機共用トランクポート部に限る。）二の項の要素機能（中継交換機専用トランクポート部及び中継交換機共用トランクポート部に限る。）及び三の項の要素機能並びに第二表の一の項、三の項及び五の項の要素機能
新接続料規則第十八條の三	第四條の表九の項から九の四の項までの機能	令和四年改正省令附則別表第二二表の四の項及び六の項から八の項までの要素機能
新平成十七年改正省令附則第六項	第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「規則」という。）第四條の表二の項の加入者交換機能 規則別表第一の一第一表	第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則別表第二第一表の一の項の加入者交換部 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「規則」という。）別表第一の一第一表
新平成十七年改正省令附則第七項	加入者交換機能	加入者交換部
新平成十七年改正省令附則第十五項	規則第四條の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）六の項の機能（中継伝送専用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能	要素機能

附則別表第1（附則第6条関係）

部分機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法
一 加入者交換機	他の電気通信事業者の電気通信設備を第一種指定加入者交換機で接続する場合における第一種指定電気機接続機能（一）通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能であって、第一種指定中継交換機係る単位費用十加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用を經由せずに通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行うもの（次項の加入者交換機接続機能（二）を除く。）	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用十加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用十加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用
二 加入者交換機接続機能（二）	他の電気通信事業者の電気通信設備を第一種指定加入者交換機で接続する場合における第一種指定電気機接続機能（二）通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能であって、特定の電気通信事業者に係る単位費用十加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用十中継伝送に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を経由して通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行うもの	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用十加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用十加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用十中継交換部に係る単位費用十加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用十中継交換部に係る単位費用十中継交換機専用トランクポート部に係る単位費用十中継伝送共用部に係る単位費用十中継交換機専用トランクポート部に係る単位費用
三 中継交換機接続機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を第一種指定中継交換機で接続する場合における第一種指定電気機接続機能（一）通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能であって、第一種指定加入者交換機係る単位費用十加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用十中継交換部に係る単位費用十中継交換機専用トランクポート部に係る単位費用十中継交換部に係る単位費用十中継交換機専用トランクポート部に係る単位費用十中継伝送共用部に係る単位費用十中継交換機専用トランクポート部に係る単位費用	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用十加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用十加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用十中継交換部に係る単位費用十加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用十中継交換部に係る単位費用十中継交換機専用トランクポート部に係る単位費用十中継交換部に係る単位費用十中継交換機専用トランクポート部に係る単位費用

部分機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法
一 閉門系ルータ接続機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門系ルータで接続する場合における第一種指定電気機接続機能（一）通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用十加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用十加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用十中継交換部に係る単位費用十加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用十中継交換部に係る単位費用十中継交換機専用トランクポート部に係る単位費用

附則別表第2（附則第6条関係）

部分機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法
一 加入者交換機	加入者交換機により通信の交換を行う要素機能（この項の加入者交換機専用トランクポート部及び加入者交換機共用トランクポート部を除く。）	第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等）及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。

要素機能の区分	内容	対象設備
一 加入者交換機	加入者交換機により通信の交換を行う要素機能（この項の加入者交換機専用トランクポート部及び加入者交換機共用トランクポート部を除く。）	第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等）及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。
二 加入者交換機専用トランクポート部	加入者交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を加入者交換機に收容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する要素機能	第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）
三 中継交換機	中継交換機により通信の交換を行う要素機能（この項の中継交換機専用トランクポート部及び中継交換機共用トランクポート部を除く。）	第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）
四 中継交換機専用トランクポート部	中継交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を中継交換機に收容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する要素機能	第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）
五 中継交換機共用トランクポート部	加入者交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を中継交換機に收容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する要素機能	第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）

- 一 次条の規定 公布の日
- 二 第二条中第一種指定電気通信設備接続料規則別表第二の二及び別表第四の三の改正規定 令和五年四月一日
(経過措置)
- 第二条 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）第六条第一項（第三条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する手順を定める通知を行うことができる。
- 2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は新接続料規則及び第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）（以下これらを「新規則」と総称する。）の施行の際現に電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。
- 3 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新施行規則の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接続約款の変更は、この省令の施行の日において法第三十三条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。
- 4 第二項の規定による申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日が新規則の施行後となる場合において、新規則の施行の際現に法第三十三条第二項の規定による認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

附 則（令和五年二月二七日総務省令第九九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表二の項の改正規定、第四条、第五条及び第七条の規定は、令和六年三月一日から施行する。

（準備行為）

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）の施行の際現に電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接続約款の変更は、新規則の施行の日において、法第三十三条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

3 第一項の申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日が新規則の施行後となる場合において、新規則の施行の際現に法第三十三条第二項の規定による認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

附 則（令和六年一月二四日総務省令第四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する手順を定める通知を行うことができる。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行の日前においても電気通信事業法第三十三条第二項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合していると認めるときは、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

第三条 前条第二項の申請があった場合において、当該申請に対する処分の日がこの省令の施行の日後となるときは、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

附 則（令和六年三月七日総務省令第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

別表第1の1（第6条関係） 対象設備に係る設備区分

第1表

対象設備

第一種指定端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置等を除く。）

設備区分	主配線盤	光ケーブル成端架	第一種指定端末系伝送路設備に属する部分に限る。
第一種指定端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置等を除く。）	光ケーブル成端架	第一種指定端末系伝送路設備に属する部分に限る。	
第一種指定端末系交換等設備	メタルケーブル	加入者側終端装置	加入者側終端装置、局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの

第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれ間に設置される伝送装置等を含む。）

加入系電柱	加入者側終端装置より局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より局設置遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
加入系管路	加入者側終端装置より局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より局設置遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
加入系中口径管路	加入者側終端装置より局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より局設置遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
加入系共同溝	加入者側終端装置より局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より局設置遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
加入系とう道	加入者側終端装置より局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より局設置遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
電線共同溝	加入者側終端装置より局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より局設置遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
自治体管路	加入者側終端装置より局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より局設置遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
情報ボックス	加入者側終端装置より局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より局設置遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
総合デジタル通信局内回線	加入者側終端装置より局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より局設置遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
終端装置	加入者側終端装置より局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より局設置遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置より加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局より加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
加入者交換機	アナログ局内回線收容部、総合デジタル通信局内回線終端装置、アナログ・デジタル回線共通部及び加入者交換回線收容装置を除く。

容量装置	き線点遠隔収アノログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。
加入者系半固定パス伝送装置	第一種指定加入者交換機に属する部分に限る。
主配線盤	光ケーブル成第一種指定加入者交換機に属する部分のうち、加入系光ケーブル及び中継系光ケーブル（き線点遠隔収容装置）加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置加入者交換機間に設置するもの並びに局設置簡易遠隔収容装置加入者交換機間に設置するものに限る。）を収容するもの
中間中継伝送装置	局設置簡易遠隔収容装置加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置加入者交換機間に設置するもの
クロック供給装置	局設置簡易遠隔収容装置加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置加入者交換機間に設置するもの
中継系光ケーブル	局設置簡易遠隔収容装置加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置加入者交換機間に設置するもの
海底光ケーブル	局設置簡易遠隔収容装置加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置加入者交換機間に設置するもの
海底中間中継伝送装置	局設置簡易遠隔収容装置加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置加入者交換機間に設置するもの
無線伝送装置	局設置簡易遠隔収容装置加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置加入者交換機間に設置するもの
無線アンテナ	局設置簡易遠隔収容装置加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置加入者交換機間に設置するもの
無線鉄塔	局設置簡易遠隔収容装置加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置加入者交換機間に設置するもの
衛星通信設備	局設置簡易遠隔収容装置加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置加入者交換機間に設置するもの
中継系電柱	局設置簡易遠隔収容装置加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置加入者交換機間に設置するもの
中継系管路	局設置簡易遠隔収容装置加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置加入者交換機間に設置するもの
中継系中口径管路	局設置簡易遠隔収容装置加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置加入者交換機間に設置するもの

第一種指定端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）	設備区分	第一種指定端末系伝送路設備に属する部分に限る。 第一種指定端末系伝送路設備に属する部分に限る。 加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～メタル回線收容装置（き線点遠隔收容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
第一種指定端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を含む。）	主配線盤 光ケーブル成端架 メタルケーブル	第一種指定端末系伝送路設備に属する部分に限る。 第一種指定端末系伝送路設備に属する部分に限る。 加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～メタル回線收容装置間に設置するもの
第一種指定メタル回線收容装置等（第一種指定端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。）	音声收容ルータ 共用收容ルータ メタル回線收容装置 メタル回線收容装置用レイヤ 2スイッチ（以下「メタル回線收容装置用L2SW」という。）	收容局に設置するもの 收容局に設置するもの 收容局に設置するもの 收容局に設置するもの 收容局に設置するもの 收容局に設置するもの
第一種指定メタル回線收容装置等に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	消防警察トランク 警察消防用回線集約装置 き線点遠隔收容装置 アナログ局内回線收容部	收容局に設置するもの 收容局に設置するもの アナログ局内回線收容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。 加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～メタル回線收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～メタル回線收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの
第一種指定メタル回線收容装置等に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	アナログ・デジタル回線共通部 主配線盤 光ケーブル成端架 共用コアルータ	第一種指定メタル回線收容装置等に属する部分に限る。 第一種指定メタル回線收容装置等に属する部分に限る。 加入者側終端装置～メタル回線收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～メタル回線收容装置間に設置するもの
第一種指定メタル回線收容装置等に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	アナログ・デジタル回線共通部 主配線盤 光ケーブル成端架 共用コアルータ コア局用レイヤ2スイッチ （以下「コア局用L2SW」という。）	第一種指定メタル回線收容装置等に属する部分に限る。 第一種指定メタル回線收容装置等に属する部分に限る。 加入者側終端装置～メタル回線收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～メタル回線收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの

共通用土地	共通用土地
構築物	構築物
機械及び装置	機械及び装置
車両	車両
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
無形固定資産（ソフトウェアを除く。）	無形固定資産（ソフトウェアを除く。）

別表第2の1（第6条関係） 正味固定資産価額算定方法

第1表

- 定額法正味固定資産価額 $\parallel M_{n-1}$ 経済的耐用年数（定額法正味固定資産価額 (n) ） \times 経済的耐用年数
- 定額法正味固定資産価額 $(n) \parallel$ （期首定額法正味固定資産価額 (n) ） $+ 期末定額法正味固定資産価額 (n) ） $\times 1/2$$
- 期首定額法正味固定資産価額 $(n) \parallel M_{AX}$ （投資額 $-$ （投資額 $-$ 最低残存価額） \times （ $n-1$ ）） \times （ $n-1$ ） \times 最低残存価額
- 期末定額法正味固定資産価額 $(n) \parallel M_{AX}$ （投資額 $-$ （投資額 $-$ 最低残存価額） \times （ $n-1$ ） \times 最低残存価額）
- 定率法正味固定資産価額 $\parallel M_{n-1}$ 経済的耐用年数（定率法正味固定資産価額 (n) ） \times 経済的耐用年数
- 定率法正味固定資産価額 $(n) \parallel$ （期首定率法正味固定資産価額 (n) ） $+ 期末定率法正味固定資産価額 (n) ） $\times 1/2$$
- 期首定率法正味固定資産価額 $(n) \parallel M_{AX}$ （投資額 \times （ $1 -$ 償却率） $^{n-1}$ ） \times 投資額 \times 最低残存率
- 期末定率法正味固定資産価額 $(n) \parallel M_{AX}$ （投資額 \times （ $1 -$ 償却率） n ） \times 投資額 \times 最低残存率
- 償却率 $\parallel 1 -$ （残存率） $^{1/\text{法定耐用年数}}$
- 残存率 $\parallel 0.1$ とする。

なお、投資額は、次の設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

設備区分 算定方法

加入者交換機	加入者交換機1 交換機の設置基準
局ごとに、アナログ電話・総合デジタル通信サービスの局別総収容回線数（以下「局別収容回線数」という。）から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数が1万2千回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する。	
単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。	
局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先交換機の決定	
(1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超える場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機設置局に当該単位料金区域の全ての局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置を帰属させる。	
(2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に当該単位料金区域の全ての局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置を帰属させる。	
(3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置ごとに、局設置遠隔収容装置設置局より加入者交換機設置局又は局設置簡易遠隔収容装置設置局より加入者交換機設置局間の伝送路距離を考慮して局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先を決定する。	
3 設備量の算定	
加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。	
なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあっては、以下の(1)から(4)の方法により求めた加入者交換機ユニット数のうち最大のものが1であるときは、これを2とみなす。	
(1) アナログ電話・総合デジタル通信サービスの発着信呼量に各役務の収容回線数を乗じたものを個別の最繁忙時呼量とし、その最繁忙時呼量の合計を当該局の最繁忙時呼量とし、最繁忙時呼量を加算した加入者交換機の最大処理最繁忙時呼量で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。	
(2) アナログ電話・総合デジタル通信サービスの最繁忙時呼量で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。	
(3) 局別収容回線数の合計を加算した加入者交換機の最大処理最繁忙時呼量で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。	
(4) 加入者交換機設置局の中継交換機対向パス数、加入者交換機接続呼中継パス数、局設置遠隔収容装置対向52Mパス数の合計を当該局の加入者交換機中継インタフェース数とし、下係数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。	
4 投資額の算定	

次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。

局ごと加入者交換機投資額Ⅱ加入者交換機ユニット数×加入者交換機ユニット当たり単価+回線共通投資額+加入者交換機直収電話端子数×加入者交換機直収アナログ電話回線単価+加入者交換機直収デジタル通信端子数×加入者交換機直収デジタル通信回線単価+最繁時総呼数×最繁時総呼数単価+最繁時呼量投資額+対向局設置遠隔収容装置ユニット数×局設置遠隔収容装置対向基本単価+局設置遠隔収容装置対向1・5Mbps数×局設置遠隔収容装置対向1・5Mbps単価+加入者交換機中継52Mbps単価

局設置遠隔収容装置の設置基準

局ごとに、局別収容回線数から当該局のき線点遠隔収容装置回線数を除いた回線数が1万2千回線を超えない局のうち、次に掲げる条件のいずれにも該当する局には局設置簡易遠隔収容装置を、それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。

ア 局に収容される回線に、メタル電話回線、低速専用線、高速メタル専用線及び光地域IP回線（当該光地域IP回線が当該局へ加入者交換機設置局間に設置される伝送装置をメタル電話回線、低速専用線又は高速メタル専用線と共用しない場合に限る。）以外の回線を含まないこと。

イ メタル電話回線が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容電話回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。

ウ 低速専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容低速専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。

エ 高速メタル専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容高速メタル専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。

2 設備量の算定

局設置遠隔収容装置設置局ごとに、収容回線数に局設置遠隔収容装置の回線収容率、混在収容時効率低下係数を考慮して局ごと収容回線数を算定する。

3 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に用いた収容回線数に基づき局ごと局設置遠隔収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと局設置遠隔収容装置投資額を合算し、局設置遠隔収容装置投資額を算定する。

局ごと局設置遠隔収容装置投資額Ⅱ局設置遠隔収容装置ユニット投資額+局設置遠隔収容装置収容アナログ電話端子数×局設置遠隔収容装置アナログ電話端子単価+局設置遠隔収容装置収容デジタル通信端子数×局設置遠隔収容装置総合デジタル通信回線単価+回線収容部投資額+中継インタフェース部投資額

局設置簡易遠隔収容装置の算定

局設置簡易遠隔収容装置のユニット数を1とする。

2 投資額の算定

次の(1)及び(2)の算定式により、前項の規定に基づく局ごとのユニット数を用いて求めた局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額のうち最小のものを当該局の局設置簡易遠隔収容装置投資額として、全ての局の局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額を合算し、局設置簡易遠隔収容装置投資額を算定する。

(1) 局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額Ⅱ(局設置簡易遠隔収容装置ユニット数×局設置簡易遠隔収容装置専用回線単価)+局設置簡易遠隔収容装置収容アナログ電話回線数×局設置簡易遠隔収容装置アナログ電話回線単価+局設置簡易遠隔収容装置投資額Ⅲ(局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信回線数×局設置簡易遠隔収容装置回線単価+回線収容部投資額)

(2) 局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額Ⅱ局設置簡易遠隔収容装置ユニット数×局設置簡易遠隔収容装置回線単価+局設置簡易遠隔収容装置収容アナログ電話回線数×局設置簡易遠隔収容装置アナログ電話回線単価+局設置簡易遠隔収容装置投資額Ⅲ局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信回線単価+回線収容部投資額

き線点遠隔収容装置

1 回線数の算定

国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。

なお、各(県、調査区)につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。

世帯自県案分率(県、調査区)Ⅱ世帯数(県、調査区)÷総世帯数(調査区)

就業者自県案分率(県、調査区)Ⅱ就業者数(県、調査区)÷総就業者数(調査区)

(1) 住宅用加入電話回線数Ⅱ局ごと住宅用加入電話契約回線数÷調査区ごとの世帯数の局ごと合計×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率

(2) 事務用加入電話回線数Ⅱ局ごと事務用加入電話契約回線数÷調査区ごとの就業者数の局ごと合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率

(3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数Ⅱ単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数÷調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率

(4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数Ⅱ単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数÷調査区ごとの就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率

(5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数Ⅱ単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数÷調査区ごとの就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率

(6) 第一種公衆電話回線数Ⅱ単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数÷単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率

<p>加入者系半固定バス伝送装置</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 加入者交換機設置局ごとに、アからウまでにより求めた加入者系半固定バス伝送装置の必要台数のうち最大のものを当該局の加入者系半固定バス伝送装置台数とする。 ア 当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置数及び線点遠隔収容装置数を加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフェース装置最大収容システム数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 イ 当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置及び線点遠隔収容装置に収容されるアナログ回線数を加入者系半固定バス伝送装置インタフェース装置当たりアナログ最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 ウ 当該局の加入者系半固定バス伝送装置局内インタフェース装置最大搭載数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 エ 当該局の加入者系半固定バス伝送装置局内インタフェース装置最大搭載数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 オ 当該局の加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフェース装置最大搭載数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 カ 当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置及び線点遠隔収容装置に収容される低速専用回線数を加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり低速専用回線最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 キ 当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置及び線点遠隔収容装置に収容される高速専用回線数を加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり高速専用回線最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 ク 加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 ケ (1)の台数に、当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置及び線点遠隔収容装置に収容される回線数から専用役員に係るものを除いた比率を乗じたものを加入者系半固定バス伝送装置架数とする。</p>
<p>消防警察トランク</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 加入者交換機設置局ごとに、当該局が2万回線未満の局別収容回線数を収容する場合は、当該局の消防警察トランクの必要設備量は2とする。2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を引いた後、1万で除した商(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2)を加えた値を当該局の消防警察トランク必要数とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。 (2) 局設置遠隔収容装置設置局又は局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、消防警察トランクの必要設備量を2とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。 (3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク必要数及び当該局に帰属する全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局の消防警察トランク必要数を加えたものを当該局の消防警察トランク数とする。 (4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除した商(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2)を当該局の消防警察トランク架数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した消防警察トランク数及び消防警察トランク架数を用いて局ごと消防警察トランク投資額を求め、全ての局の局ごと消防警察トランク投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。</p>
<p>警察消防用回線集約装置</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 受付台収容局に設定された専用回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、必要となる専用回線数の算定をして割付処理を行い、割り付けられた専用回線数を当該加入者交換機設置局の総割付回線数とする。 (2) 当該局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には、当該局の警察消防用回線集約装置数を0とする。総割付回線数を超える場合には、当該局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除した商(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2)を、当該局の警察消防用回線集約装置数とする。 (3) 当該局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載架最大搭載数で除した商(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2)を当該局の警察消防用回線集約装置架数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した警察消防用回線集約装置数及び警察消防用回線集約装置架数を用いて割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を求め、全ての割付対象局の割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を合算し、警察消防用回線集約装置投資額を算定する。</p>
<p>警察消防用回線集約装置</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 受付台収容局に設定された専用回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、必要となる専用回線数の算定をして割付処理を行い、割り付けられた専用回線数を当該加入者交換機設置局の総割付回線数とする。 (2) 当該局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には、当該局の警察消防用回線集約装置数を0とする。総割付回線数を超える場合には、当該局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除した商(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2)を、当該局の警察消防用回線集約装置数とする。 (3) 当該局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載架最大搭載数で除した商(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2)を当該局の警察消防用回線集約装置架数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した警察消防用回線集約装置数及び警察消防用回線集約装置架数を用いて割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を求め、全ての割付対象局の割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を合算し、警察消防用回線集約装置投資額を算定する。</p>

主配線盤	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で收容される回線数にき線回線予備率分を加算したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(2) (1)の端子数を主配線盤架当たり回線数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した端子数及び架数を用いて局ごと主配線盤投資額を求め、全ての局の局ごと主配線盤投資額を合算し、主配線盤投資額を算定する。</p> <p>局ごと主配線盤投資額Ⅱ主配線盤電話架数×主配線盤架当たり単価+主配線盤電話端子数×主配線盤端子当たり単価</p>
光ケーブル成端架	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に直接光回線で收容される回線数に回線当たり心線数を乗じてき線回線予備率分を加算したものを、当該局に帰属するき線点遠隔收容装置数にき線点遠隔收容装置当たり心線数を乗じたものに光予備心線数を加算したものと及び中継系電話用心線数の合計を光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>(2) (1)の心線数を光ケーブル成端架(大型)架当たり心線数で除したものを(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)</p> <p>(3) (1)の光ケーブル成端架心線数から(2)で求めた光ケーブル成端架(大型)心線数を引いたものを光ケーブル成端架(小型)架当たり心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架(小型)架当たり心線数より多ければ光ケーブル成端架(大型)に收容することとする。光ケーブル成端架(大型)架数とする。</p> <p>(4) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型)架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(小型)架数に1を加え、光ケーブル成端架(大型)心線数に光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。</p> <p>(5) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(中型)に收容する場合には、光ケーブル成端架(中型)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型)に收容する場合には、光ケーブル成端架(小型)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型)心線数とする。</p> <p>(6) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型)に收容する場合には、光ケーブル成端架(小型)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型)心線数とする。</p> <p>(7) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型)に收容する場合には、光ケーブル成端架(小型)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型)心線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した心線数及び架数を用いて局ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局の局ごと光ケーブル成端架投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。</p> <p>局ごと光ケーブル成端架投資額Ⅱ光ケーブル成端架(大型)架数×光ケーブル成端架(大型)架当たり単価+光ケーブル成端架(小型)架数×光ケーブル成端架(小型)架当たり単価+光ケーブル成端架(中型)架数×光ケーブル成端架(中型)架当たり単価+光ケーブル成端架(小型)架数×光ケーブル成端架(小型)架当たり単価</p>
伝送装置	<p>1 局設置遠隔收容装置加入者交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定</p> <p>(1) 局設置遠隔收容装置局ごとに、次の手順で伝送装置の台数を算定する。</p> <p>ア 局設置遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に直接收容されるアナログ回線で收容される回線数を、局設置遠隔收容装置集線率、伝送装置收容率及びチャネル切上単位(1.5M)で除して、多重変換装置1.5Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 局設置遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に直接收容される総合デジタル通信サービス回線数を、局設置遠隔收容装置集線率、伝送装置收容率及び総合デジタル通信サービス6Mパス收容回線数で除して、多重変換装置6Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>この場合において、総合デジタル通信サービス回線数は、第一種総合デジタル通信サービス回線数及び第二種総合デジタル通信サービス回線数に第二種総合デジタル通信サービス換算係数を乗じたものの合計の回線数とする。</p> <p>ウ 局設置遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に直接收容される低速専用線回線数、高速メタル専用線回線数及び高速光専用線回線数を伝送装置收容率及び6Mパス收容回線数で除して、6Mパス数をそれぞれ求め、その合計を多重変換装置専用6Mパス数とする(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>エ 局設置遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に直接收容されるATM専用線回線数、ADSL地域IP回線数及び光地域IP回線数をそれぞれの回線当たり速度で乗じ、伝送装置收容率及び6Mパスあたり速度で除して、それぞれの伝送設備共用比率を乗じた上で6Mパス数をそれぞれ求め、その合計を多重変換装置データ系6Mパス数とする(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>オ イ、ウ及びエで算定した多重変換装置6Mパス数、多重変換装置専用6Mパス数及び多重変換装置データ系6Mパス数の合計並びにアの多重変換装置1.5Mパス数をインタフェース当たりハイウェイ数で除して、6Mインタフェース数及び1.5Mインタフェース数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p>

カ イ、ウ及びエで算定した多重変換装置6 Mパス数、多重変換装置専用6 Mパス数及び多重変換装置データ系6 Mパス数の合計にチャネル切上単位(6 M)を乗じたもの及びアの多重変換装置1.5 Mパス数にチャネル切上単位(1.5 M)を乗じたものの合計をチャネル切上単位(5.2 M)で除して、多重変換装置5.2 Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする)。

キ カで算定した多重変換装置5.2 Mパス数を3で除して(1に満たない端数は、切り捨てるものとする)、多重変換装置1.56 Mインタフェース数を算定する。

ク この際に生じた剰余の数を多重変換装置5.2 Mインタフェース数とする。

ク カで算定した多重変換装置5.2 Mパス数を3で除した商(1に満たない端数は、切り上げるものとする)を多重変換装置ユニット数とする。また、多重変換装置ユニット数を多重変換装置当たりユニット数で除したものを多重変換装置架数とする(1に満たない端数は、切り上げるものとする)。

(2) 加入者交換機設置局ごとに以下の手順で伝送装置の台数を算定する。

ア 当該局に帰属する局設置遠隔収容装置設置局の多重変換装置1.56 Mインタフェース数及び多重変換装置5.2 Mインタフェース数それぞれの合計を当該局の多重変換装置1.56 Mインタフェース数及び多重変換装置5.2 Mインタフェース数とする。

イ 当該局に帰属する局設置遠隔収容装置設置局の多重変換装置5.2 Mパス数の合計を3で除した商(1に満たない端数は、切り上げるものとする)を多重変換装置ユニット数とする。

ウ 当該局の多重変換装置ユニット数を多重変換装置架当たりユニット数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする)を多重変換装置架数とする。

2 加入者交換機中継交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定

加入者交換機中継交換機間伝送路ごとに、次の手順で伝送装置の種類ごとの台数を算定する。

(1) 伝送装置の組合せは次のとおりとする。

ア 加入者交換機設置局に多重変換装置を設置し、中継交換機設置局に多重変換装置を設置する。

イ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(1.56 M)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(1.56 M)を設置する。

ウ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(600 M)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(600 M)を設置する。

エ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4 G)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4 G)を設置する。

オ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(1.56 M)を設置し、中継交換機設置局にクロスコネクタ装置を設置する。

カ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(600 M)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(600 M)及びクロスコネクタ装置を設置する。

キ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4 G)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4 G)及びクロスコネクタ装置を設置する。

ク 加入者交換機設置局及び中継交換機設置局に分岐挿入伝送装置を設置する。

(2) 加入者交換機の設備量から、(1)の「アからエ」までの組合せごとの伝送装置のインタフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

(3) 中継交換機が2台以上の場合又は当該局に相互接続点が設置される場合にクロスコネクタ装置を設置することとし、(1)の「オ、カ及びキ」の組合せごとの伝送装置のインタフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

(4) (2)及び(3)で選択された組合せと(1)の「ク」を比較し、投資額が最も低くなるものを選択する。

3 1及び2の規定に基づき算定した設備量から、当該設備を共有する専用線回線等(低速専用線回線数、高速メタル専用線回線数、高速光専用線回線数、ATM専用線回線数、ATMデータ伝送回線数、ADSL地域IP回線数及び光地域IP回線数)に係る設備量を、それぞれのパス数の比率に基づいて控除する。

4 投資額の算定

次の算定式により、前3項の規定に基づき算定した伝送装置の種類別の架数等を用いて伝送装置投資額を算定する。

局ごと伝送装置投資額Ⅱ多重変換装置投資額Ⅱ高速終端中継伝送装置投資額Ⅱクロスコネクタ装置投資額Ⅱ分岐挿入伝送装置投資額

局ごと多重変換装置投資額Ⅱ多重変換装置架数×多重変換装置架・共通部当たり単価Ⅱ多重変換装置ユニット数×多重変換装置ユニット当たり単価Ⅱ多重変換装置1.5 Mインタフェース数×多重変換装置1.5 Mインタフェース当たり単価Ⅱ多重変換装置2 Mインタフェース数×多重変換装置2 Mインタフェース当たり単価Ⅱ多重変換装置6 Mインタフェース数×多重変換装置6 Mインタフェース当たり単価Ⅱ多重変換装置8 Mインタフェース数×多重変換装置8 Mインタフェース当たり単価Ⅱ多重変換装置5.2 Mインタフェース数×多重変換装置5.2 Mインタフェース当たり単価Ⅱ多重変換装置1.56 Mインタフェース数×多重変換装置1.56 Mインタフェース当たり単価

局ごと高速終端中継伝送装置投資額Ⅱ高速終端中継伝送装置架数×高速終端中継伝送装置架・共通部当たり単価Ⅱ高速終端中継伝送装置ユニット数×高速終端中継伝送装置ユニット当たり単価Ⅱ高速終端中継伝送装置局間インタフェース数×高速終端中継伝送装置局間インタフェース当たり単価Ⅱ高速終端中継伝送装置局間インタフェース数×高速終端中継伝送装置局間インタフェース当たり単価

局ごとクロスコネクタ装置投資額Ⅱクロスコネクタ装置基本架数×クロスコネクタ装置基本架当たり単価Ⅱクロスコネクタ装置接続架数×クロスコネクタ装置接続架当たり単価Ⅱクロスコネクタ装置増設リンク数×クロスコネクタ装置増設リンク当たり単価Ⅱクロスコネクタ装置空間スイッチユニット数×クロスコネクタ装置空間スイッチユニット当たり単価Ⅱクロスコネクタ装置局内5.2 Mインタフェース数×クロスコネクタ装置局内5.2 Mインタフェース数×クロスコネクタ装置局外インタフェース数×クロスコネクタ装置局外インタフェース数×クロスコネクタ装置局外インタフェース当たり単価Ⅱクロスコネクタ装置局内1.56 Mインタフェース数×クロスコネクタ装置局内1.56 Mインタフェース数×クロスコネクタ装置局外インタフェース数×クロスコネクタ装置局外インタフェース当たり単価Ⅱクロスコネクタ装置ユニット単価

<p>局ごと分岐挿入伝送装置投資額Ⅱ分岐挿入伝送装置システム数×分岐挿入伝送装置局内インタフェース数×分岐挿入伝送装置局内インタフェース数</p>	<p>中間中継伝送装置 1 局設置簡易遠隔収容装置設置局より加入者交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、局設置簡易遠隔収容装置設置局より加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2)に、当該局に帰属する線点遠隔収容装置数と当該局に設置される局設置簡易遠隔収容装置数の合計を乗じたものを、当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。 2 局設置遠隔収容装置設置局より加入者交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、次の(1)及び(2)の手順で求めた中間中継伝送装置架数及び中間中継伝送装置架数の合計を、当該局の中間中継伝送装置架数及び中間中継伝送装置架数とする。</p>	<p>クロック供給 1 設備量の算定 (1) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数(当該局に設置される無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDM A装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したもの)をクロック供給装置架数として、クロック供給装置架数を架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。 (2) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数(局設置遠隔収容装置の台数、多重変換装置の架数、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDM A装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したもの)をクロック供給装置架数として、クロック供給装置架数を架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。 (3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数(当該局に帰属する局設置遠隔収容装置設置局との間で設置する多重変換装置の架数、加入者系半固定パス伝送装置の架数、多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数及び加入者交換機のユニット数、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDM A装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したもの)をクロック供給装置架数として、クロック供給装置架数を架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。 (4) 中継交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数(多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数、中継交換機のユニット数、クロスコネクト装置基本架数及びクロスコネクト装置増設架数、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDM A装置架数、衛星送受信装置架数)</p>
---	---	---

<p>装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したものを、クロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した被クロック供給装置数及び架数を用いて局ごとクロック供給装置投資額を合算し、クロック供給装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとクロック供給装置投資額Ⅱ</p> <p>クロック供給装置架数×クロック供給装置架・共通部単価+クロック供給装置被クロック供給装置数×4×クロック供給装置供給クロック単価</p>	<p>1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布をもとに、あらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの巨長 k m を算定する。ケーブルの対数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数、条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長 k m、対 k m を算定する。</p> <p>(2) 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 k m、対 k m は、加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>(3) ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する。</p> <p>2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線巨長 k m を算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線巨長 k m が確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費(減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものは除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p>	<p>1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定にあたっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの巨長 k m を算定する。ケーブルの心数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数、条数を用いて、光ケーブルの延長 k m、心 k m を算定する。</p> <p>(2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長 k m は、加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線巨長 k m を算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線巨長 k m が確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費(減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものは除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p>	<p>前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が収容される全ての局ごとにメタルケーブル対 k m 及びメタルケーブル延長 k m の合計を求め、次の算定式により、局ごとのメタルケーブル投資額を算定し、全ての局ごとメタルケーブル投資額を合算して、メタルケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと種別ごとメタルケーブル投資額Ⅱ</p> <p>当該種別架空メタルケーブル対 k m × 当該種別架空メタルケーブル延長 k m × 当該種別架空メタルケーブル対 k m 単価 + 当該種別地下メタルケーブル対 k m × 当該種別地下メタルケーブル延長 k m × 当該種別地下メタルケーブル対 k m 単価 + 当該種別地下メタルケーブル対 k m × 当該種別地下メタルケーブル延長 k m × 当該種別地下メタルケーブル対 k m 単価</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>(5) 伝送路の各区分間における必要対数、条数は、需要数を勘案して算定し、メタルケーブル延長 k m、対 k m の算定に使用する。</p>	<p>1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定にあたっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの巨長 k m を算定する。ケーブルの心数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数、条数を用いて、光ケーブルの延長 k m、心 k m を算定する。</p> <p>(2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長 k m は、加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線巨長 k m を算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線巨長 k m が確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費(減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものは除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p>	<p>加入系光ケーブル</p>
---	--	---	--	---	-----------------

<p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、加入者交換機、局設置遠隔收容装置又は局設置簡易遠隔收容装置を設置する局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先することとする。</p> <p>(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれが設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。</p> <p>(5) 伝送路の各区間における必要心数、条数は、需要数を勘案して算定し、光ケーブル延長k m、心k mの算定に使用する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が收容される全ての局ごとに光ケーブル心k m及び光ケーブル延長k mの合計を求め、次の算定式により、局ごとの光ケーブル投資額を算定し、全ての局の局ごと光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと光ケーブル投資額Ⅱ加入系架空光ケーブル心k m×加入系架空光ケーブル心k m単価+加入系架空光ケーブル延長k m×加入系架空光ケーブル延長k m単価+加入系地下光ケーブル心k m×加入系地下光ケーブル心k m単価+加入系地下光ケーブル延長k m×加入系地下光ケーブル延長k m単価</p> <p>1 局設置簡易遠隔收容装置設置局+加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定</p> <p>局設置簡易遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に帰属する線点遠隔收容装置ユニット数及び当該局に設置する局設置簡易遠隔收容装置ユニット数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。</p> <p>2 局設置遠隔收容装置設置局+加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定</p> <p>局設置遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に帰属する線点遠隔收容装置ユニット数及び当該局に必要な多重変換装置数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。</p> <p>3 交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定</p> <p>網構成(交換機設置局間の伝送路の構成)ごとに、必要となる伝送装置の量を勘案し、必要なケーブル設備量を算定し、交換機設置局ごとに必要となる伝送容量に応じて設備量を帰属する。</p> <p>4 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定した設備量を基に、局ごとに光ケーブル心k m及び光ケーブル延長k mの合計を求め、次の算定式により、局ごと光ケーブル投資額を算定し、全ての局の局ごと光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>局ごと光ケーブル投資額Ⅱ中継系架空光ケーブル心k m×中継系架空光ケーブル心k m単価+中継系架空光ケーブル延長k m×中継系架空光ケーブル延長k m単価+中継系地下光ケーブル心k m×中継系地下光ケーブル心k m単価+中継系地下光ケーブル延長k m×中継系地下光ケーブル延長k m単価</p>	<p>海底光ケーブル</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として海底光ケーブルが指定されている局間の海底光ケーブル設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合、当該区間は有中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2)を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線k mとする。また、必要心線数から有中継海底光ケーブル最大規格心線線数を引いたものの直近上位の規格心線数を有中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル残り心線k mとする。</p> <p>(2) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合、当該区間は有中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(3)を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に、無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを、無中継海底光ケーブル最大規格心線線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線k mとする。また、必要心線数から無中継海底光ケーブル最大規格心線線数を引いたものの直近上位の規格心線数を無中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル残り心線k mとする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した海底光ケーブルの設備量は、当該区間の両端の各局で二分の一ずつに案分する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した有中継海底光ケーブル心k m及び無中継海底光ケーブル心k mをそれぞれ合計し、以下の算定式により、局ごとの有中継海底光ケーブル投資額及び無中継海底光ケーブル投資額をそれぞれ算定し、全ての局の局ごと有中継海底光ケーブル投資額と無中継海底光ケーブル投資額を合算して、海底光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>局ごと有中継海底光ケーブル投資額Ⅱ有中継海底光ケーブル心k m×有中継海底光ケーブル心k m単価+有中継海底光ケーブル延長k m×有中継海底光ケーブル延長k m単価</p> <p>局ごと無中継海底光ケーブル投資額Ⅱ無中継海底光ケーブル心k m×無中継海底光ケーブル心k m単価+無中継海底光ケーブル延長k m×無中継海底光ケーブル延長k m単価</p>	<p>海底中間中継伝送装置</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として海底光ケーブルが指定されている局間中有中継海底光ケーブルを使用する場合、局間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。(2)を区間中継数とする。これに有中継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該局間の海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p>	<p>2 投資額の算定</p>
---	---	--	-----------------

<p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した海底中間中継伝送装置数を用いて局ごとの海底中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局の局ごと海底中間中継伝送装置投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと海底中間中継伝送装置投資額Ⅱ 海底中間中継伝送装置数×海底中間中継伝送装置用給電装置数×海底中間中継伝送装置用給電装置単価</p> <p>無線伝送装置 1 設備量の算定</p> <p>区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の局ごとに、無線伝送装置設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該区間の通信量を勘案して求められた5.2 Mパス数を変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容5.2 Mパス数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2)を、変復調回線切替装置ユニット数とする。</p> <p>(2) (1)で算定した変復調回線切替装置ユニット数を変復調回線切替装置架当たりユニット数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(3)を、変復調回線切替装置架数とする。</p> <p>(3) 当該区間の通信量を勘案して求められた5.2 Mパス数を変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容5.2 Mパス数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(4) (3)で算定した無線送受信装置ユニット数を無線送受信装置架当たりユニット数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(5) (1) (4)で算定した各設備量は、当該区間の両端の各局にそれぞれそのままの量を割り付けるものとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した変復調回線切替装置ユニット数等を用いて次の算定式により、局ごと無線伝送装置投資額を算定し、全ての局の局ごと無線伝送装置投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額Ⅱ 変復調回線切替装置ユニット数×変復調回線切替装置架数×変復調回線切替装置架・共通部単価＋無線送受信装置ユニット数×無線送受信装置ユニット単価＋無線送受信装置架数×無線送受信装置架単価</p>	<p>無線アンテナ</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の局ごとに、無線通信が指定されている経路数の合計に経路当たりアンテナ数を乗じたものを、当該局のアンテナ数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定したアンテナ数を用いて次の算定式により、局ごとアンテナ投資額を算定し、全ての局の局ごとアンテナ投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。</p> <p>局ごとアンテナ投資額Ⅱ アンテナ数×アンテナ単価</p>	<p>無線鉄塔</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局が無線単独局に該当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2)を、当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(3)を、当該局の地上設置用鉄塔数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した鉄塔数を用いて次の算定式により、局ごと鉄塔投資額を算定し、全ての局の局ごと鉄塔投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。</p> <p>局ごと鉄塔投資額Ⅱ 地上設置用鉄塔数×地上設置用鉄塔単価＋地上設置用鉄塔数×地上設置用鉄塔単価</p>	<p>衛星通信設備</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として衛星通信が指定されている区間の両端の局ごとに、衛星通信設備設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該区間の通信量を勘案して求められた5.2 Mパス数にチャネル切上単位(5.2 M)を乗じたものを地球局必要回線数とする。この地球局必要回線数の総和を1トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除して2を乗じたものを、トランスポンダ数とする。</p> <p>(2) 地球局必要回線数をTDM A装置架当たり最大収容回線数で除して(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2)を乗じたものを、TDM A装置架数とする。</p> <p>(3) 地球局必要回線数を衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除して(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2)を乗じたものを、衛星送受信装置架数とする。</p> <p>(4) 地球局1局ごとに、アンテナ数は2とする。</p> <p>(5) 本土側地球局1局ごとに、衛星回線制御装置架数は1組とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定したトランスポンダ数等を用いて次の算定式により、局ごと衛星通信設備投資額を算定し、全ての局の局ごと衛星通信設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと衛星通信設備投資額Ⅱ トランスポンダ数×トランスポンダ単価＋TDM A装置架数×TDM A装置架単価＋衛星送受信装置架数×衛星送受信装置架単価＋衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価＋衛星回線制御装置架数×衛星回線制御装置架単価</p>	<p>加入系電柱</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものを、当該局の電柱本数とする。</p>
---	---	---	---	--

中継系電柱	<p>2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価及び共架率を使用する。 局ごと加入系電柱投資額Ⅱ加入系電柱本数×加入系電柱単価×電柱共架率</p> <p>1 設備量の算定 局ごとに、中継系管路長 k m に中継線路架空比率を乗じて電柱間隔で除したものを、当該局に帰属する中継系電柱本数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、全ての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の電柱共架率を使用する。 局ごと中継系電柱投資額Ⅱ中継系電柱本数×中継系電柱単価×電柱共架率</p>
加入系管路	<p>1 設備量の算定 局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路長 k m とする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを、それぞれ当該敷設区間の管路長 k m 及びインナーパイプ延長 k m とし、局ごとに合算したものを当該局の管路長 k m 及びインナーパイプ延長 k m とする。なお、管路長 k m、管路条 k m からは、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックスを適用した区間は控除する。 2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路長 k m 及び管路条 k m を用い局ごと管路投資額を求め、全ての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと管路投資額Ⅱ加入系管路条 k m × 加入系管路長 k m 当たり単価 + 加入系管路長 k m 当たり単価 × インナーパイプ延長 k m × インナーパイプ延長 k m 当たり単価</p>
中継系管路	<p>1 設備量の算定 都道府県ごとに、中継系地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路長 k m とする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する中継系地下光ケーブルの設備量を勘案して管路の敷設条数を算定する。中継系地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の管路長 k m とし、都道府県ごとに合算したものを当該局の管路長 k m とする。なお、管路長 k m、管路条 k m からは、中口径管路、共同溝、とう道を適用した区間は控除する。局の中継容量に応じて、局ごとの管路長 k m、管路条 k m を算定する。 2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路長 k m 及び管路条 k m を用い局ごと管路投資額を求め、全ての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと管路投資額Ⅱ中継系管路条 k m × 中継系管路長 k m 当たり単価 + 中継系管路長 k m × 中継系管路長 k m 当たり単価</p>
加入系中口径管路	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路長 k m にき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路長 k m とする。 (2) 端末系伝送路のき線部分に中口径管路・共同溝・とう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路長を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。 (3) 中口径管路長 k m から、中継系中口径管路長 k m を控除して、加入系中口径管路長 k m を算定する。 2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系中口径管路長 k m を用い、次の算定式により、局ごと加入系中口径管路投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系中口径管路投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと加入系中口径管路投資額Ⅱ加入系中口径管路長 k m × 中口径管路長 k m 当たり単価</p>
中継系中口径管路	<p>1 設備量の算定 中口径管路長 k m に、中継系管路条数比率を乗じて、中継系中口径管路長 k m を算定する。 2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系中口径管路長 k m を用い、次の算定式により、局ごと中継系中口径管路投資額を算定し、全ての局の局ごと中継系中口径管路投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと中継系中口径管路投資額Ⅱ中継系中口径管路長 k m × 中口径管路長 k m 当たり単価</p>
加入系共同溝	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路長 k m にき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝長 k m とする。 (2) 共同溝長 k m から、中継系共同溝長 k m を控除して、加入系共同溝長 k m を算定する。</p>

<p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系共同溝亘長k mを用い、次の算定式により、局ごと加入系共同溝投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系共同溝投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。この場合において、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系共同溝投資額\parallel加入系共同溝亘長k m\times共同溝亘長k m当たり単価</p>	<p>中継系共同溝</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>共同溝亘長k mに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系共同溝亘長k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系共同溝亘長k mを用い、次の算定式により、局ごと中継系共同溝投資額を算定し、全ての局の局ごと中継系共同溝投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと中継系共同溝投資額\parallel中継系共同溝亘長k m\times共同溝亘長k m当たり単価</p>	<p>加入系とう</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長k mにき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道亘長k mとする。</p> <p>(2) とう道亘長k mから、中継系とう道亘長k mを控除して、加入系とう道亘長k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系とう道亘長k mを用い、次の算定式により、局ごと加入系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系とう道投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系とう道投資額\parallel加入系とう道亘長k m\timesとう道亘長k m当たり単価</p>	<p>中継系とう</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>とう道亘長k mに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系とう道亘長k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系とう道亘長k mを用い、次の算定式により、局ごと中継系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと中継系とう道投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと中継系とう道投資額\parallel中継系とう道亘長k m\timesとう道亘長k m当たり単価</p>	<p>電線共同溝</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長k mにき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長k mとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長k mに配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長k mとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定したき線電線共同溝延長k m及び配線電線共同溝延長k mを合算したものを当該局の電線共同溝延長k mとし、次の算定式により、局別電線共同溝投資額を算定し、全ての局の局ごと電線共同溝投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと電線共同溝投資額\parallel電線共同溝延長k m\times電線共同溝延長k m当たり単価</p>	<p>自治体管路</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長k mにき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長k mとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長k mに配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長k mとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>自治体管路は自治体の資産であり、投資額は算定しない。</p>	<p>情報ボックス</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長k mにき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長k mとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長k mに配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長k mとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>情報ボックスは国の資産であり、投資額は算定しない。</p>	<p>総合デジタル通信局内</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容する第一種総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容装置が収容する第一種総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p>
--	---	---	--	---	--	--	--

	<p>(3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置遠隔収容装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数、局設置簡易遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数又は加入者交換機の総合デジタル通信局内回線終端装置数を用い、次の算定式により、局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定し、全ての局の局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を合算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置については、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額\timesき線点遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数\timesき線点遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価\times局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数\times局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価\times局設置遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数\times局設置遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価\times加入者交換機総合デジタル通信局内回線終端装置単価</p>
アナログ局内回線収容部	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容するアナログ加入者回線の数を当該装置のアナログ局内回線収容部数とする。</p> <p>(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容装置が収容するアナログ加入者回線の数を当該局のアナログ局内回線収容部数とする。</p> <p>(3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容するアナログ加入者回線の数を当該局のアナログ局内回線収容部数とする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容するアナログ加入者回線の数を当該局のアナログ局内回線収容部数とする。</p>
アナログ・デジタル回線共通部	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容するアナログ・デジタル回線共通部の数を当該装置のアナログ・デジタル回線共通部数とする。</p> <p>(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容装置が収容するアナログ・デジタル回線共通部の数を当該局のアナログ・デジタル回線共通部数とする。</p> <p>(3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置遠隔収容装置が収容するアナログ・デジタル回線共通部の数を当該局のアナログ・デジタル回線共通部数とする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容するアナログ・デジタル回線共通部の数を当該局のアナログ・デジタル回線共通部数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数、局設置簡易遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数、局設置遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数又は加入者交換機のアナログ・デジタル回線共通部数を用い、次の算定式により、局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を算定し、全ての局の局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を合算し、アナログ・デジタル回線共通部投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部については局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額\timesき線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数\timesき線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価\times局設置簡易遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数\times局設置簡易遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価\times局設置遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数\times局設置遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価\times加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部単価</p>
加入者交換機回線収容装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>加入者交換機設置局の中継交換機対向バス数及び加入者交換機接続呼中継バス数の合計を当該局の加入者交換機中継インタフェース数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した局ごと加入者交換機回線収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換機回線収容装置投資額を合算し、加入者交換機回線収容装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入者交換機回線収容装置投資額\times加入者交換機中継インタフェース数\times加入者交換機中継インタフェース単価\times加入者交換機中継インタフェース収容装置投資額</p>
中継交換機回線収容装置	<p>1 設備量の算定</p>

中継交換機	<p>中継交換機設置局の加入者交換機対向パス数(当該局に所属する加入者交換機設置局の中継交換機向けパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向パス数を合計したもの)及び中継交換機接続呼中継パス数の合計を当該局の中継交換機中継インタフェース数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した局ごと中継交換回線収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと中継交換回線収容装置投資額を合算し、中継交換回線収容装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと中継交換回線収容装置投資額Ⅱ中継交換機中継インタフェース数×中継交換機中継インタフェース単価+中継交換機中継インタフェース収容装置投資額</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>中継交換機設置局ごとに、(1)から(4)までにより求めた中継交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の中継交換機ユニット数とする。</p> <p>(1) 県間最繁時呼量(当該局に所属する加入者交換機設置局の県間呼量の合計を2で除したものをいう)、県内最繁時呼量(当該局に所属する加入者交換機設置局の県内自局外呼量の合計を4で除したものをいう)、中継交換機渡り県間最繁時呼量(同一中継区域内の当該局に所属しない加入者交換機設置局の県間呼量の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したものをいう)、中継交換機渡り県内自局外最繁時呼量(同一中継区域内の当該局に所属しない加入者交換機設置局の県間呼量を4で除したものをいう)及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量(当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼量のうち加入者交換機を経由しないものをいう)。(3)及び(4)において同じ)の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を中継交換機の最大処理最繁時呼量で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(2) 県間最繁時総呼数(当該局に所属する加入者交換機設置局の県間呼数の合計を2で除したものを)、県内最繁時総呼数(当該局に所属する加入者交換機設置局の県内自局外呼数の合計を4で除したものを)、中継交換機渡り県内自局外最繁時総呼数(同一中継区域内の当該局に所属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したものを)、中継交換機渡り県内自局外最繁時総呼数(同一中継区域内の当該局に所属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計を4で除したものを)及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時総呼数(当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼数のうち加入者交換機を経由しないものをいう)の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を中継交換機の最大処理最繁時総呼数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(3) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に所属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向1.5Mパス数を合計したもの)を合計し5.2Mパス単位に変換したものに中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した5.2Mパス数を加算したものを中継交換機に収容する総中継インタフェース数とし、この総中継インタフェース数を中継交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(4) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に所属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向1.5Mパス数を合計したもの)を合計し5.2Mパス単位に変換したものに中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した5.2Mパス数を加算したものを中継交換機に収容する総中継インタフェース数とし、この総中継インタフェース数を中継交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数等を用いて局ごと中継交換機投資額を求め、全ての中継交換機設置局の局ごと中継交換機投資額を合算し、中継交換機投資額を算定する。</p> <p>局ごと中継交換機投資額Ⅱ中継交換機ユニット数×中継交換機低速度パス数×中継交換機低速度パス単価+中継交換機5.2Mパス数×中継交換機5.2Mパス単価+最繁時総呼数×最繁時総呼数単価+最繁時呼量×最繁時呼量単価</p>
信号用中継交換機	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに、自ユニット内折返し比率分を除いた最繁時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、加入者交換機ユニット数で除し、さらに3,600で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に、加入者交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。</p> <p>(2) 中継交換機設置局ごとに、県間、中継交換機渡り県間及び県内自局外最繁時総呼数の和に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、中継交換機ユニット数で除し、さらに3,600で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に、中継交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。</p> <p>(3) サービス制御局装置設置局ごとに、サービス制御局装置の最繁時受付呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、3,600で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、当該局の信号リンク数とする。</p> <p>(4) 信号区域ごとに、次のア及びイの手順で求めた信号用中継交換機のユニット数のうち最大のものを当該信号区域の信号用中継交換機ユニット数とする。</p> <p>ア 信号用中継交換機渡り以外リンク数(1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に信号区域間リンク数(中継交換機設置局ごとの県間最繁時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものの合計を、リンク当たり信号数で除したものを、信号区域間リンク分散数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に、信号区域間リンク分散数を乗</p>

<p>空調設備</p> <p>1 交換機設置局の空調設備の設備量の算定</p> <p>局ごとに次の(1)から(4)までにより求めた設置台数の合計を、当該局の空調設備の設置台数とする。この場合において、各項ごとに、投資額が最低となるように空調設備の種別を選択し、種別ごとにそれぞれの設置台数の合計を算定する。</p> <p>(1) 当該局に設置される加入者交換機、局設置遠隔収容装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、クロック供給装置及び加入者系半固定バス伝送装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(2) 当該局に設置される伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、クロック供給装置及び中間中継伝送装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(3) 当該局に設置される中継交換機、信号用中継交換機及びクロック供給装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(4) 当該局に設置される総合監視及び試験受付の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>2 局設置遠隔収容装置設置局(RTIBOXの場合を除く。)の空調設備の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した台数を用い種別ごと空調設備投資額を求め、その合計を当該局の空調設備投資額ととし、全ての局の空調設備投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。</p> <p>種別ごと空調設備投資額Ⅱ当該種別空調設備設置台数×当該種別空調設備1台当たり単価</p>	<p>電力設備</p> <p>(整流装置)</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計を、整流装置1系統当たり最大電流で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。を、当該局の整流装置系統数とする。この場合において、中継交換機が設置される局については、当該局に設置される中継交換機関連設備(中継交換機、信号用中継交換機、伝送装置(加入者交換機、中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの)、無線伝送装置(加入者交換機、中継交換機間伝送に係るもの)、衛星通信設備(加入者交換機、中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの)、中間中継伝送装置(加入者交換機、中継交換機間伝送に係るもの)及びクロック供給装置(中継交換機、加入者交換機、中継交換機間伝送に係るもの)の所要電流値の合計及び加入者交換機関連設備(整流装置を要する設備より中継交換機関連設備を除いたもの)の所要電流値の合計を算定し、それぞれの所要電流値の合計を、整流装置1系統当たり最大電流で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計を、(1)で算定した整流装置系統数で除したものを、整流器1ユニット当たり最大電流値で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。に1を加えたものを、当該局の整流器1系統当たりユニット数とする。この場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備、中継交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流器1系統当たりユニット数を上記の方法により算定する。</p> <p>(3) (2)で算定した整流装置1系統当たりユニット数から整流装置基本部収容可能整流器数を減じたものを、整流装置増設架収容可能整流器数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。を、当該局の整流装置1系統当たり増設架数とする。この場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備、中継交換機関連設備用それぞれの整流装置1系統当たり増設架数を上記の方法により算定する。</p> <p>(4) (1)で算定した整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とし、(2)で算定した整流装置1系統当たりユニット数に(1)で算定した整流装置系統数を乗じたものを、当該局の整流装置ユニット数とし、(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数に(1)で算定した整流装置系統数を乗じたものを、当該局の整流装置増設架数とする。この場合において</p>
---	--

じたもの。ただし、信号区域間リンク数実績の値の方が小さい場合には、信号区域間リンク数実績を用いる。を、信号用中継交換機当たり最大リンク数から信号用中継交換機対当たり渡りリンク数を減じたもので除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。

イ(1)、(2)及び(3)で算定した信号数の合計を、信号用中継交換機対当たり処理信号数で除したものを、3,600で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。

(5) 信号用渡りリンク数(4)で算定した信号用中継交換機ユニット数に信号用中継交換機対当たり渡りリンク数を乗じたものを、及び信号用中継交換機渡り以外リンク数の合計を信号用中継交換機リンク数とする。

(6) (1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に2を乗じたもの及び信号用渡りリンク数の合計から、信号用中継交換機を設置する局の信号リンク数の合計を減じたものを、信号用中継交換機伝送路数とする。なお、この数値は別表第4の1第1表における通信設備使用料の算定に用いる。

2 投資額の算定

信号区域ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数及びリンク数を用いて信号区域ごと信号用中継交換機投資額を求め、全ての信号区域の信号区域ごと信号用中継交換機投資額を合算し、信号用中継交換機投資額を算定する。

信号区域ごと信号用中継交換機投資額Ⅱ信号用中継交換機ユニット数×信号用中継交換機リンク数×信号用中継交換機リンク当たり単価

<p>て、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流装置について上記の方法にて算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した基本部数、増設架数及びユニット数を用い局ごと整流装置投資額を求め、全ての局ごと整流装置投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと整流装置投資額Ⅱ 整流装置基本部数×整流装置基本部単価+整流装置増設架数×整流装置増設架単価+整流器ユニット数×整流器ユニット単価</p> <p>電力設備 1 設備量の算定</p> <p>(直流変換電源装置)</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに消防警察トランク数に警察消防用回線1回線当たりの消費電流を乗じたもの及び警察消防用回線共通部の電流の合計を、当該局の警察消防用回線所要電流とする。</p> <p>(2) (1)で算定した警察消防用回線所要電流を直流変換電源装置1架最大電流で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、当該局の直流変換電源装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した架数を用い局ごと直流変換電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと直流変換電源装置投資額を合算し、直流変換電源装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと直流変換電源装置投資額Ⅱ 直流変換電源装置架数×直流変換電源装置架当たり単価</p>	<p>電力設備 1 設備量の算定</p> <p>(交流無停電電源装置)</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される、交流1000Vを要する設備(加入者交換機、中継交換機、信号用中継交換機及び警察消防用回線集約装置)の交流1000V所要電流の合計に交流無停電電源装置出力電圧0.1kVを乗じたものを、当該局の交流1000V所要電流とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備(監視設備(総合監視))の交流200V所要電流の合計に3の平方根及び交流無停電電源装置出力電圧0.2kVを乗じたものを、当該局の交流200V所要電流とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した所要電流から、それぞれの種別ごとの交流無停電電源装置規定容量で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を交流無停電電源装置(100V)台数及び交流無停電電源装置(200V)台数とする。この場合において、投資額が最低となるように交流無停電電源装置の種別を選択する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い、種別ごと交流無停電電源装置投資額を求め、その合計を当該局の交流無停電電源装置投資額とし、全ての局の交流無停電電源装置投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。</p> <p>種別ごと交流無停電電源装置投資額Ⅱ 当該種別交流無停電電源装置台数×当該種別交流無停電電源装置単価</p>	<p>電力設備 (蓄電池)</p> <p>1 交換機設置局の蓄電池の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、交換機設置局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とする。この場合において、中継交換機が設置される局については、加入者交換機関連設備用整流装置及び中継交換機関連設備用整流装置の別に整流装置用蓄電池容量を算定する。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置(100V)用蓄電池容量とし、当該局に設置される交流無停電電源装置(200V)の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置(200V)用蓄電池容量とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>2 局設置遠隔收容装置設置局の蓄電池の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔收容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>3 局設置簡易遠隔收容装置設置局の蓄電池の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔收容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔收容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔收容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>4 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前3項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。</p> <p>種別ごと蓄電池投資額Ⅱ 当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価</p>
--	--	--

電力設備 (受電装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置受電容量とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)の所要容量及び交流無停電電源装置(200V)の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。</p> <p>(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備受電容量とする。</p> <p>(5) (1)、(2)、(3)及び(4)で算定した容量の合計を、種別ごとの受電装置規格容量で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を受電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように受電装置の種別を選択する。選択した受電装置規格容量の合計を、当該局の受電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い受電装置投資額を求め、その合計を当該局の受電装置投資額とし、全ての局の受電装置投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと受電装置投資額Ⅱ\div受電装置所要容量\times受電装置単位容量当たり取得単価</p>
電力設備 (発電装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に、整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。</p> <p>(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。</p> <p>(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備発電容量とする。</p> <p>(5) (1)、(2)、(3)及び(4)で算定した容量の合計を、種別ごとの発電装置規格容量で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を発電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように発電装置の種別を選択する。選択した発電装置規格容量の合計を当該局の発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い局ごと発電装置投資額を求め、その合計を当該局の発電装置投資額とし、全ての局の局ごと発電装置投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと発電装置投資額Ⅱ\div発電装置所要容量\times発電装置単位容量当たり取得単価</p>
電力設備 (小規模局用電源装置)	<p>1 R T B O X以外の局に設置する設備の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置1台当たりの最大電流で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、当該局の小規模局用電源装置台数とする。</p> <p>2 R T B O Xに設置する場合の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備(局設置簡易遠隔收容装置を除く。)の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置(R T B O X用最大規格)の1台当たりの最大電流で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから選定される小規模局用電源装置(R T B O X用直近上位規格)台数を小規模局用電源装置台数に加える。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前二項の規定に基づき算定した台数を用い局ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと小規模局用電源装置投資額Ⅱ\div小規模局用電源装置台数\times小規模局用電源装置単価</p>
電力設備 (可搬型発電機)	<p>1 設備量の算定</p> <p>全ての局設置遠隔收容装置設置局及び局設置簡易遠隔收容装置設置局を所要電流値ごとに分類した局数を全ての局設置遠隔收容装置設置局及び局設置簡易遠隔收容装置設置局数でそれぞれ除した値を可搬型発電機発電機の所要電流別配置比率として、その比率に応じて総設置数を割り当てることにより、所要電流別可搬型発電機設置台数を算出する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>(1) 所要電流別可搬型発電機設置台数に、可搬型発電機規定容量を乗じ、所要電流別可搬型発電機容量を算出する。</p> <p>(2) (1)で求めた値に、所要電流に応じた可搬型発電機単価を乗じた値を算出し、これらを合算した値を投資額とする。</p>
機械室建物	<p>1 R T B O X以外の局の機械室建物の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のアからツの手順で求めた面積の合計を、当該局のネットワーク設備面積とする。</p> <p>ア 局設置遠隔收容装置基本部面積に、局設置遠隔收容装置1台当たり收容回線数を局設置遠隔收容装置単位面積当たり最大收容回線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に局設置遠隔收容装置単位面積を乗じたものを加え、局設置遠隔收容装置台数を乗じたもの</p>

- イ 加入者交換機基本部面積に、加入者交換機1台当たり收容回線数を加入者交換機收容架単位面積当たり最大收容回線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- ウ 中継交換機基本部面積に、中継交換機1台当たり收容回線数を中継交換機收容架単位面積当たり最大收容回線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- エ 伝送装置の種類ごとに当該装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを算定し、全種別の面積を合計したもの
- オ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものに、無線送受信装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを加えたもの
- カ 衛星通信設備のTDM A装置、衛星送受信装置及び衛星回線制御装置のそれぞれの架数に当該装置の架当たり面積を乗じて合算したもの
- キ クロック供給装置の架数にクロック供給装置の架当たり面積を乗じたもの
- ク 中間中継伝送装置の架数に中間中継伝送装置の架当たり面積を乗じたもの
- ケ 海底中間中継伝送装置給電装置数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの
- コ 信号用中継交換機基本部面積に、信号用中継交換機1台当たり收容リンク数を信号用中継交換機收容架単位面積当たり最大收容リンク数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- サ 主配線盤收容回線数に線回線予備率分を加算したものを、10,000で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- シ 当該局に帰属する線点遠隔收容装置数(当該局に帰属する局設置遠隔收容装置設置局に帰属する線点遠隔收容装置数を含む。)
- ス 光ケーブル成端架收容端子数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大收容端子数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
- セ 消防警察トランクの架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの
- ソ 警察消防回線集約装置の架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの
- タ 総合監視面積及び試験受付面積の合計
- チ 次の(ア)から(エ)までの中で最大のもの(更改のための面積を確保)
- (ア) 局設置遠隔收容装置1台当たり所要面積
- (イ) 加入者交換機1台当たり所要面積
- (ウ) 中継交換機1台当たり所要面積
- (エ) 信号用中継交換機1台当たり所要面積
- ツ 伝送装置の種類別の1アイランド当たり所要面積の中で最大のもの
- (2) 局ごとに、次のアからクまでの手順で求めた面積の合計を、当該局の電力設備面積とする。
- ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計
- イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの
- ウ 交流無停電電源装置架数に、交流無停電電源装置架数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計
- エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池面積を乗じたものの合計
- オ 受電装置種別ごとに、受電装置数に受電装置所要面積を乗じたものの合計
- カ 発電装置種別ごとに、発電装置数に発電装置所要面積を乗じたものの合計
- キ 小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計
- ク 整流装置1台分の面積、局内の最大容量の交流無停電電源装置1台分の面積、1系統に蓄電池が1組だけ設置されている場合の整流装置及び交流無停電電源装置の蓄電池1組分の面積、受電装置種別ごとの受電装置数に受電装置更改面積を乗じたものの合計又は小規模局用電源装置1台分の面積の合計(更改のための面積を確保)
- (3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を、当該局の空調設備面積とする。
- (4) 局ごとに、(1)サで算定した面積を、当該局のケーブル室面積とする。
- (5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、1から建物付帯設備面積付加係数を減じたものを建物付帯設備面積付加係数で除したものを乗じて、当該局の建物付帯設備面積とする。
- (6) (1)から(5)までで算定したネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を、当該局の機械室建物面積とする。
- 2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定
- 3 投資額の算定

機械室土地	<p>局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積又はRT-BOX単価を用い局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局の局ごと機械室建物投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。</p> <p>局ごと機械室建物投資額 ÷ 機械室建物面積 × 機械室建物建設単価</p> <p>又は</p> <p>局ごと機械室建物投資額 ÷ RT-BOX単価</p> <p>1 交換機設置局の機械室土地の設備量の算定</p> <p>局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>2 局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局の機械室土地の設備量の算定</p> <p>局ごとに、次の手順で算定を行う。</p> <p>(1) 当該局がRT-BOX、無線併設局、無線単独局及び衛星通信地球局以外の場合、次の手順で算定を行う。この場合において、当該局が複数階局であるか平屋局であるかについては、空調設備、機械室建物及び機械室土地の資本コスト(減価償却費、自己資本費用、他人資本費用、利益対応税、通信設備使用料、固定資産税)及び保守コスト(施設保全費、道路占用料、撤去費用)の合計を比較し決定する。</p> <p>ア 当該局が複数階局の場合、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>イ 当該局が平屋局の場合、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものを、地上鉄塔土地面積及び駐車スペース等土地面積の合計から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの(回線数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>(2) 当該局がRT-BOXの場合、RT-BOX土地面積及び地上鉄塔土地面積の合計から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの(回線数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積を用い局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局の局ごと機械室土地投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。</p> <p>局ごと機械室土地投資額 ÷ 機械室土地面積 × (固定資産評価額 ÷ 土地単価時価補正係数) × 土地単価時価補正係数</p>
監視設備(総合監視)	<p>監視設備(総合監視) 投資額 ÷ ネットワーク設備投資額合計 × 監視設備(総合監視) 対投資額比率</p> <p>注 ネットワーク設備とは、別表第1の1第1表に規定する設備区分に係る設備及び別表第1の2第1表に規定する附属設備等のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。</p>
監視設備(加入者交換機)	<p>監視設備(加入者交換機) 投資額 ÷ (加入者交換機投資額 + 消防警察トランク投資額 + 警察消防用回線集約装置投資額) × 監視設備(加入者交換機) 対投資額比率</p>
監視設備(中継交換機)	<p>監視設備(中継交換機) 投資額 ÷ 中継交換機投資額 × 監視設備(中継交換機) 対投資額比率</p>
監視設備(伝送無線機械)	<p>監視設備(伝送無線機械) 投資額 ÷ (伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通信設備投資額) × 監視設備(伝送無線機械) 対投資額比率</p>
監視設備(市外線路)	<p>監視設備(市外線路) 投資額 ÷ 市外線路投資額 (中継系光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置及び中継系電柱の投資額の合計) × 監視設備(市外線路) 対投資額比率</p>
監視設備(市内線路)	<p>監視設備(市内線路) 投資額 ÷ 市内線路投資額 (加入系光ケーブル、メタルケーブル及び加入系電柱の投資額の合計) × 監視設備(市内線路) 対投資額比率</p>
共通建物	<p>共通建物投資額 ÷ 機械室建物投資額 × 共通建物対投資額比率</p>
共通土地	<p>共通土地投資額 ÷ 機械室土地投資額 × 共通土地対投資額比率</p>
構築物	<p>構築物投資額 ÷ (機械室建物投資額 + 共通建物投資額) × 構築物対投資額比率</p>
機械及び装置	<p>機械及び装置投資額 ÷ ネットワーク設備投資額合計 × 機械及び装置対投資額比率</p>
車両	<p>車両投資額 ÷ ネットワーク設備投資額合計 × 車両対投資額比率</p>

工具、器具及び備品	工具、器具及び備品投資額	ネットワーク設備投資額合計	×	工具、器具及び備品対投資額比率
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	無形固定資産	ネットワーク設備投資額合計	×	無形固定資産（交換機ソフトウェア）対投資額比率
無形固定資産（その他）	無形固定資産	ネットワーク設備投資額合計	×	無形固定資産（その他の無形固定資産）対投資額比率
無形固定資産（その他）	無形固定資産	ネットワーク設備投資額合計	×	無形固定資産（その他の無形固定資産）対投資額比率

第2表

定額法正味固定資産価額 $\parallel M_{n-1}$ 経済的耐用年数 (定額法正味固定資産価額 (n) \times 経済的耐用年数)

定額法正味固定資産価額 (n) \parallel (期首定額法正味固定資産価額 (n) \times 期末定額法正味固定資産価額 (n) \times 2)

期首定額法正味固定資産価額 (n) $\parallel M_{AX}$ (投資額 - (投資額 - 最低残存価額) \times 法定耐用年数) \times (n-1)、最低残存価額)

期末定額法正味固定資産価額 (n) $\parallel M_{AX}$ (投資額 - (投資額 - 最低残存価額) \times 法定耐用年数) \times n、最低残存価額)

定率法正味固定資産価額 $\parallel M_{n-1}$ 経済的耐用年数 (定率法正味固定資産価額 (n) \times 経済的耐用年数)

定率法正味固定資産価額 (n) \parallel (期首定率法正味固定資産価額 (n) \times 期末定率法正味固定資産価額 (n) \times 2)

期首定率法正味固定資産価額 (n) $\parallel M_{AX}$ (投資額 \times (1 - 償却率) $^{n-1}$ 、投資額 \times 最低残存率)

期末定率法正味固定資産価額 (n) $\parallel M_{AX}$ (投資額 \times (1 - 償却率) n 、投資額 \times 最低残存率)

償却率 $\parallel 1 -$ (残存率) $^{1 \div$ 法定耐用年数

残存率 $\parallel 0.1$ とする。

なお、投資額は、次の設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

設備区分

算定方法

1 音声収容ルータの設置基準
 収容局であって、収容回線に光地域 I P 回線が含まれないもの又はコア局との間の伝送（離島設備の適用区間に限る。）を無線伝送装置又は衛星通信設備により行うもの（以下「離島局」という。）には、音声収容ルータを設置する。

2 設備量の算定

(1) 音声収容ルータ設置局ごとに、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の音声収容ルータユニット数とする。
 ア マタル回線収容装置用 L2 S W 対向 I G ポート数、O L T (光回線終端装置をいう。以下同じ。) 対向 I G ポート数 (当該局が離島局の場合に限る。)、A D S L 地域 I P 1 G ポート数及び音声収容ルータ P T N (パケット伝送装置をいう。以下同じ。) 対向 I G ポート数の合計を音声収容ルータユニット数とし、これを音声収容ルータユニット数とする。
 ウ アナログ電話、総合デジタル通信サービス及び A D S L 地域 I P サービス並びに光 I P 電話及び光地域 I P サービス (当該局が離島局の場合に限る。) の最繁時帯域の合計を音声収容ルータの最繁時帯域とし、これを音声収容ルータユニット数とする。

(2) (1) の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの (Q o S 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁時帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタル I P 音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。

(3) (1) の音声収容ルータ P T N 対向 I G ポート数からデータ系サービスに係るもの (Q o S 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁時帯域比により算定するものとする。) を控除したものをメタル I P 音声系音声収容ルータ P T N 対向 I G ポート数とする。

(4) (1) のメタル回線収容装置用 L2 S W 対向 I G ポート数及び (3) のメタル I P 音声系音声収容ルータ P T N 対向 I G ポート数の合計に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局のメタル I P 音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。

3 投資額の算定
 次の算定式により局ごと音声収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容ルータ投資額を算定する。

<p>局ごと音声収容ルータ投資額ⅡメタルIP音声系冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収容ルータユニット単価+メタルIP音声系冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収容ルータソフトウェア単価</p> <p>共用収容ルータ</p> <p>1 共用収容ルータの設置基準</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。</p> <p>ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数(メタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数、OLT対向1Gポート数及びADSL地域IP1Gポート数の合計)を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ1Gボード数とし、これを共用収容ルータ1Gボード数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数(共用収容ルータCWD(波長分割多重装置をいう。以下同じ。)対向10Gポート数(当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。)、及び共用収容ルータ共用コアラータ対向10Gポート数(当該局が収容局兼コア局の場合に限る。))の合計)を共用収容ルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数から共用収容ルータ間渡り10Gインタフェース数を減じたもので除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルータ10Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>ウ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁忙帯域の合計を共用収容ルータの最繁忙帯域とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>エ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁忙帯域の合計を共用収容ルータの最繁忙帯域とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(2) (1)アのメタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数を冗長化考慮したものをメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数とする。</p> <p>(3) (1)アの共用収容ルータ1Gボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域及びポート数により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とする。</p> <p>(4) (1)イの共用収容ルータ10Gインタフェース数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とし、データ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とする。</p> <p>(5) (1)イの共用収容ルータ10Gボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とし、データ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とする。</p> <p>(6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域及びポート数により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと共用収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用収容ルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと共用収容ルータ投資額ⅡメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータユニット数×共用収容ルータユニット単価+メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数×共用収容ルータ10Gボード単価+メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数×共用収容ルータ10Gインタフェース単価+メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数×共用収容ルータ1Gボード単価+メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数×共用収容ルータ1Gインタフェース単価</p>	<p>メタル回線</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、アナログ電話、第一種総合デジタル通信サービス及び第二種総合デジタル通信サービスの回線数を、それぞれ、メタル回線収容装置回線収容率及び当該サービスに係るボード1枚当たり最大収容回線数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボード数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数とする。</p> <p>(2) (1)のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボード数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数に、それぞれ当該サービスに係るボード当たり占有スロット数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当該局のメタル回線収容装置スロット数とし、これをメタル回線収容装置1ユニット当たり最大収容スロット数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のメタル回線収容装置ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとメタル回線収容装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算したものに、メタル回線収容装置ソフトウェア投資額(3)に係るものを除く。)を加え、メタル回線収容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) メタル回線収容装置(回線収容部)投資額Ⅱアナログ電話用ボード数×アナログ電話用ボード単価+第一種総合デジタル通信サービス用ボード数×第一種総合デジタル通信サービス用ボード単価+第二種総合デジタル通信サービス用ボード数×第二種総合デジタル通信サービス用ボード単価</p>
--	---

<p>メタル回線 L2SW</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のメタル回線収容装置用L2SWユニット数とする。</p> <p>ア メタル回線収容装置100Mインタフェース数をメタル回線収容装置用L2SWポート収容率で除したものをメタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数とし、これをメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数からメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり音声収容ルータ接続数を減じたもので除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙呼量に1接続1秒当たり音声パケット数を乗じ、メタル回線収容装置用L2SW収容率及びメタル回線収容装置用L2SW最大処理最繁忙パケット数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(2) (1)のメタル回線収容装置用L2SWユニット数にメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SWユニット数とする。</p> <p>(3) (1)のメタル回線収容装置用L2SWユニット数にメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり音声収容ルータ接続数及びメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース数とする。</p> <p>(4) (1)のメタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数にメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとメタル回線収容装置用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタル回線収容装置用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごとメタル回線収容装置用L2SW投資額\parallel冗長化後メタル回線収容装置用L2SWユニット数\timesメタル回線収容装置用L2SWユニット単価$+$冗長化後メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数\timesメタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース単価</p>	<p>消防警察ト ランク</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容回線数が2万回線以上の場合には、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に2を加えた値とする。当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。</p> <p>(2) 消防警察トランク設置収容局ごとに、(1)の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の消防警察トランク架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと消防警察トランク投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。</p> <p>局ごと消防警察トランク投資額\parallel消防警察トランク数\times消防警察トランク単価$+$消防警察トランク架数\times消防警察トランク搭載架単価</p>	<p>警察消防用 回線集約装 置</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された収容局ごとに、以下の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。</p> <p>(1) 受付台収容局に設定された専用線回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象として指定された消防警察トランク設置収容局ごとに、必要となる専用線回線数を算定して割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該割付対象局の総割付回線数とする。</p> <p>(2) 割付対象局の警察消防用回線集約装置数は、当該割付対象局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には0とし、総割付回線数を超える場合には、当該割付対象局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(3) (2)の割付対象局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載架最大搭載数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該割付対象局の警察消防用回線集約装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を求め、全ての対象局について当該投資額を合算し、警察消防用回線集約装置投資額を算定する。</p> <p>割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額\parallel警察消防用回線集約装置数\times警察消防用回線集約装置単価$+$警察消防用回線集約装置搭載架数\times警察消防用回線集約装置搭載架単価</p>	<p>き線点遠隔 収容装置</p> <p>1 回線数の算定</p> <p>回勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。なお、各(県、調査区)につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。</p> <p>世帯自県案分率(県、調査区)\parallel世帯数(県、調査区)\times小総世帯数(調査区)</p> <p>就業者自県案分率(県、調査区)\parallel就業者数(県、調査区)\times小総就業者数(調査区)</p>
--	---	---	---

- (1) 住宅用加入電話回線数Ⅱ局ごと住宅用加入電話契約回線数Ⅰ調査区ごとの世帯数の局ごと合計×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率
 - (2) 事務用加入電話回線数Ⅱ局ごと事務用加入電話契約回線数Ⅰ調査区ごとの就業者数の局ごと合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率
 - (3) 住宅用光地域ⅠP回線数Ⅱ局ごと住宅用光地域ⅠP回線数Ⅰ調査区ごとの世帯数の局ごと合計×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率
 - (4) 事務用光地域ⅠP回線数Ⅱ局ごと事務用光地域ⅠP回線数Ⅰ調査区ごとの就業者数の局ごと合計×調査区ごとの就業者数×世帯自県案分率
 - (5) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数Ⅱ単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数Ⅰ調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率
 - (6) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数Ⅱ単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数Ⅰ調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率
 - (7) 第二種総合デジタル通信サービス回線数Ⅱ単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数Ⅰ調査区ごとの就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率
 - (8) 第一種公衆電話回線数Ⅱ単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数Ⅰ単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率
 - (9) 第二種公衆電話回線数Ⅱ単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数Ⅰ単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率
 - (10) 第一種公衆電話回線数Ⅱ単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数Ⅰ調査区ごとの就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率
 - (11) 第二種公衆電話回線数Ⅱ単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数Ⅰ調査区ごとの就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率
 - (12) 低速専用線二線式回線数Ⅱ単位料金区域別低速専用線実績回線数Ⅰ(県別低速専用線二線式実績回線数Ⅰ+県別低速専用線四線式実績回線数Ⅰ)×調査区ごとの就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率
 - (13) 低速専用線四線式回線数Ⅱ単位料金区域別低速専用線実績回線数Ⅰ(県別低速専用線四線式実績回線数Ⅰ+県別低速専用線二線式実績回線数Ⅰ)×調査区ごとの就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率
 - (14) 高速メタル専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅰ(県別高速メタル専用線実績回線数Ⅰ+県別高速メタル専用線四線式実績回線数Ⅰ)×調査区ごとの就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率
 - (15) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅰ(県別高速光専用線実績回線数Ⅰ+県別高速メタル専用線実績回線数Ⅰ)×調査区ごとの就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率
- 2 き線点Ⅰ収容局間伝送路経路の選択
- 収容局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとのき線点を設定するものとし、き線点Ⅰ局間伝送路経路は、次の基準により決定する。
- (1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。
 - (2) 局を起点とし、H45.の傾きの範囲ごとに収容する。
 - (3) H45.の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。
 - (4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中心を通るように敷設する伝送路を設置する。
 - (5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。
 - (6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。
- 3 設備構成選択
- き線点Ⅰ収容局間伝送路ごとに、次の組合せの中から設備管理運営費(減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により選択不可能なものを除く。
- (1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。
 - (2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
 - (3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。
 - (4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
- 4 設備量の算定
- (1) き線点遠隔収容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔収容装置ユニット数とする。
 - ア メタル電話回線数をき線点遠隔収容装置最大収容電話回線数で除したものの
 - イ 低速専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容低速専用線回線数で除したものの
 - ウ 高速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用線回線数で除したものの
- (2) 収容局ごとに、当該局に収容されるき線点ごとに(1)で算定したき線点遠隔収容装置ユニット数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置ユニット数とし、当該き線点ごとのき線点遠隔収容装置収容回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。
- 5 投資額の算定

総合デジタル通信局内回線終端装置	<p>次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔收容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔收容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔收容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごとき線点遠隔收容装置投資額Ⅱ(き線点遠隔收容装置ユニット数×(き線点遠隔收容装置ユニット単価+き線点遠隔收容装置ユニット災害対策増分単価) + 専用線收容装置ユニット数×専用線ユニット単価)×き線点遠隔收容装置回線数+専用線遠隔收容装置回線数</p> <p>(2) 局ごとき線点遠隔收容装置投資額Ⅱ(き線点遠隔收容装置ユニット数×(き線点遠隔收容装置ユニット単価+き線点遠隔收容装置ユニット災害対策増分単価))</p>
置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) メタル回線收容装置の設備量の算定において求めたメタル回線收容装置ユニット数を局ごとのメタル回線收容装置ユニット数とする。</p> <p>(2) 收容局ごとに、当該局がき線点遠隔收容装置ごとに收容する第一種総合デジタル通信サービス回線数の合計を当該局のき線点遠隔收容装置收容総合デジタル通信サービス回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。</p> <p>(1) メタル回線收容装置(総合デジタル通信サービス回線收容部) 投資額Ⅱ(第一種総合デジタル通信サービス用ボード単価×第一種総合デジタル通信サービス用ボード数×第二種総合デジタル通信サービス用ボード数×第二種総合デジタル通信サービス用ボード単価)</p> <p>(2) メタル回線收容装置(総合デジタル通信サービス回線收容部ソフトウェア) 投資額Ⅱ(メタル回線收容装置ユニット数×メタル回線收容装置ソフトウェア単価)×メタル回線收容装置(総合デジタル通信サービス回線收容部) 投資額Ⅰ(メタル回線收容装置(回線收容部) 投資額+メタル回線收容装置(ユニット部) 投資額)</p> <p>(3) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額Ⅱ(き線点遠隔收容装置收容総合デジタル通信サービス回線数×き線点遠隔收容装置総合デジタル通信サービス回線単価+メタル回線收容装置(総合デジタル通信サービス回線收容部ソフトウェア) 投資額)</p>
アナログ局内回線收容部	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) メタル回線收容装置の設備量の算定において求めたメタル回線收容装置ユニット数を局ごとのメタル回線收容装置ユニット数とする。</p> <p>(2) 收容局ごとに、当該局がき線点遠隔收容装置ごとに收容するアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔收容装置收容アナログ電話回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとアナログ局内回線收容部投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ局内回線收容部投資額を算定する。</p> <p>(1) メタル回線收容装置(アナログ電話回線收容部) 投資額Ⅱ(アナログ電話用ボード数×アナログ電話用ボード単価)</p> <p>(2) メタル回線收容装置(アナログ電話回線收容部ソフトウェア) 投資額Ⅱ(メタル回線收容装置ユニット数×メタル回線收容装置ソフトウェア単価)×メタル回線收容装置(アナログ電話回線收容部) 投資額Ⅰ(メタル回線收容装置(回線收容部) 投資額+メタル回線收容装置(ユニット部) 投資額)</p> <p>(3) 局ごとアナログ局内回線收容部投資額Ⅱ(き線点遠隔收容装置收容アナログ電話回線数×き線点遠隔收容装置アナログ電話回線単価+メタル回線收容装置(アナログ電話回線收容部) 投資額+メタル回線收容装置(アナログ電話回線收容部ソフトウェア) 投資額)</p>
アナログ・デジタル回線共通部	<p>1 設備量の算定</p> <p>收容局ごとに、当該局がき線点遠隔收容装置ごとに收容する第一種総合デジタル通信サービス回線数及びアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔收容装置收容回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ・デジタル回線共通部投資額を算定する。</p> <p>局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額Ⅱ(き線点遠隔收容装置收容回線数×き線点遠隔收容装置回線単価)</p>
主配線盤	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で收容される回線数及びき線回線予備率分の回線数の合計を主配線盤回線收容率で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2) (1)の主配線盤端子数を主配線盤架当たり回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(3) 当該局の主配線盤架数とし、専用線サービスに係るもの(回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系主配線盤架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと主配線盤投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、主配線盤投資額を算定する。</p> <p>局ごと主配線盤投資額Ⅱ(音声系主配線盤端子数×主配線盤端子当たり単価+音声系主配線盤架数×主配線盤架当たり単価)</p>
光ケーブル成端架	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のア及びイにより求めた心線数の合計を当該局の光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>ア 当該局に直接光回線で收容される回線数に1回線当たり心線数を乗じたものにき線回線予備率分の心線数を加えたもの及び当該局に帰属するき線点遠隔收容装置数にき線点遠隔收容装置ユニット当たり心線数を乗じたものに当該局に帰属する光信号分離装置(通信用建物外に設置されるものに限る。)ユニット数及び光子備心線数を加えたものの合計を光ケーブル成端架收容率で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>イ 当該局が收容する中継伝送用光回線の心線数の合計を光ケーブル成端架收容率で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p>

<p>(2) (1) の光ケーブル成端架心線数を光ケーブル成端架(大型) 架当たり心線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の光ケーブル成端架(大型) 架数とし、これに光ケーブル成端架(大型) 架当たり心線数を乗じたものを当該局の光ケーブル成端架(大型) 心線数とする。</p> <p>(3) (1) の光ケーブル成端架心線数から(2) の光ケーブル成端架(大型) 心線数を減じたものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架(中型) 架当たり心線数を超える場合は光ケーブル成端架(大型) に收容する。また、この心線数が光ケーブル成端架(小型2) 架当たり心線数を超え光ケーブル成端架(中型) 架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(中型) に收容し、光ケーブル成端架(小型1) 架当たり心線数を超え光ケーブル成端架(小型2) 架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(小型2) に收容し、光ケーブル成端架(小型1) 架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(小型1) に收容する。</p> <p>(4) (3) の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(大型) 架数に1を加え、光ケーブル成端架(大型) 心線数に光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。</p> <p>(5) (3) の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(中型) に收容する場合には、光ケーブル成端架(中型) 架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(中型) 心線数とする。</p> <p>(6) (3) の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型2) に收容する場合には、光ケーブル成端架(小型2) 架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型2) 心線数とする。</p> <p>(7) (3) の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1) に收容する場合には、光ケーブル成端架(小型1) 架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1) 心線数とする。</p> <p>(8) (1) から(7) までにより求めた架数及び心線数から、種別ごとにデータ系サービスに係るもの(心数比により算定するものとする。)を控除し、心数比により階梯ごとに配賦したものを当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>(9) 階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数から、光IP電話に係るもの(心数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系光ケーブル成端架架数及びメタルIP音声系光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。</p> <p>階梯ごと光ケーブル成端架投資額\parallel当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(大型) 架数\times光ケーブル成端架(大型) 架当たり単価$+$当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(中型) 架数\times光ケーブル成端架(中型) 架当たり単価$+$当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(小型1) 架数\times光ケーブル成端架(小型1) 架当たり単価$+$当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(小型2) 架数\times光ケーブル成端架(小型2) 架当たり単価$+$当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(大型) 心線数\times光ケーブル成端架(大型) 心線当たり単価$+$当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(中型) 心線数\times光ケーブル成端架(中型) 心線当たり単価$+$当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(小型1) 心線数\times光ケーブル成端架(小型1) 心線当たり単価$+$当該階梯メタルIP音声系光ケーブル成端架(小型2) 心線数\times光ケーブル成端架(小型2) 心線当たり単価</p>	<p>共用コア ルータ</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、次のアからエまで(共用コアルータが100Gインタフェースを有しない場合は、アを除く。)により求めた共用コアルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアルータユニット数とする。</p> <p>ア データ系IP装置対向100Gインタフェース数を共用コアルータ100Gボード当たり最大收容インタフェース数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用コアルータ100Gボード数とし、これを共用コアルータ1ユニット当たり最大100Gボード数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>イ 共用コアルータ100Gインタフェース数(CWDM10Gインタフェース数、共用收容ルータ対向10Gインタフェース数(当該局が收容局兼コア局の場合に限る。)、コア局用L2SW対向10Gインタフェース数、データ系IP装置対向10Gインタフェース数(共用コアルータが100Gインタフェースを有する場合を除く。))及び閉門系ルータ対向10Gインタフェース数の合計)を共用コアルータ100Gボード当たり最大收容インタフェース数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>ウ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル通信サービス及びADSL地域IPサービス並びに光IP電話及び光地域IPサービスの最繁忙帯域の合計を共用コアルータ最繁忙帯域とし、これを共用コアルータ收容率及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>エ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル通信サービス及びADSL地域IPサービス並びに光IP電話及び光地域IPサービスの最繁忙帯域の合計を共用コアルータ最繁忙帯域数とし、これを共用コアルータ收容率及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(2) (1) のCWDM10Gインタフェース数、共用收容ルータ対向10Gインタフェース数(当該局が收容局兼コア局の場合に限る。))及びコア局用L2SW対向10Gインタフェース数から、それぞれデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。))及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。))を控除したものの合計をメタルIP音声系共用コアルータ(ユニット部)100Gインタフェース数とする。</p> <p>(3) (1) の閉門系ルータ対向10Gインタフェースから光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。))を控除したものをメタルIP音声系共用コアルータ(閉門系ルータ対向部)10Gインタフェース数とする。</p>
--	--

<p>(4) (1) の共用コアラータ10Gボード数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除し、インタフェース数比によりユニット部及び閉門系ルータ対向部に配賦したものを、メタルIP音声系共用コアラータ(ユニット部)10Gボード数及びメタルIP音声系共用コアラータ(閉門系ルータ対向部)10Gボード数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと共用コアラータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用コアラータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと共用コアラータ投資額\parallelメタルIP音声系共用コアラータユニット数\times共用コアラータユニット単価$+$(メタルIP音声系共用コアラータ(ユニット部)10Gボード数\timesメタルIP音声系共用コアラータ(閉門系ルータ対向部)10Gボード数)\times共用コアラータ10Gボード単価$+$(メタルIP音声系共用コアラータ(ユニット部)10Gインタフェース数$+$メタルIP音声系共用コアラータ(閉門系ルータ対向部)10Gインタフェース数)\times共用コアラータ10Gインタフェース単価$+$メタルIP音声系共用コアラータユニット数\times共用コアラータソフトウェア単価</p>	<p>コアラ局用L1 設備量の算定</p> <p>2 SW</p> <p>(1) コアラ局ごとに、PTN1Gポート数及びCS1Gポート数の合計をコアラ局用L2SW1Gインタフェース数とし、共用コアラータにおけるコアラ局用L2SW対向10Gインタフェース数をコアラ局用L2SW10Gインタフェース数とする。</p> <p>(2) (1) のコアラ局用L2SW1Gインタフェース数及びコアラ局用L2SW10Gインタフェース数の合計をコアラ局用L2SW1ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコアラ局用L2SWユニット数とする。</p> <p>(3) (1) 及び(2) で算定したコアラ局用L2SW1Gインタフェース数、コアラ局用L2SW10Gインタフェース数及びコアラ局用L2SWユニット数のそれぞれについて冗長化考慮し、PTN経由のデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後コアラ局用L2SW1Gインタフェース数、メタルIP音声系冗長化後コアラ局用L2SW10Gインタフェース数及びメタルIP音声系冗長化後コアラ局用L2SWユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとコアラ局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コアラ局用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごとコアラ局用L2SW投資額\parallelメタルIP音声系冗長化後コアラ局用L2SWユニット単価$+$メタルIP音声系冗長化後コアラ局用L2SW10Gインタフェース数\timesコアラ局用L2SW1Gインタフェース数\timesコアラ局用L2SW10Gインタフェース数\timesコアラ局用L2SW1Gインタフェース単価$+$メタルIP音声系冗長化後コアラ局用L2SW1Gインタフェース単価</p>	<p>伝送装置</p> <p>1 PTN及びCWD Mの設置基準</p> <p>収容局とコアラ局間の伝送は、PTN又はCWD Mにより行う。共用収容ルータを設置する収容局にはCWD Mを設置し、それ以外の収容局にはPTNを設置する。コアラ局には対向する収容局と同じ伝送装置を設置する。</p> <p>2 PTNの設備量算定</p> <p>(1) PTN設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス及び専用線サービス並びに光IP電話及び光地域IPサービス(PTN設置局が離島局又は離島局と対向するコアラ局である場合に限る。)の最繁忙帯域から算定されるPTN低速インタフェース混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数とし、データ系サービスに係るもの(ポート容量比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数とする。</p> <p>(2) PTN設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものをPTNユニット数とする。</p> <p>ア 当該局が属するループのPTNリング数を合計し、これから1を減じたものを(1)に満たない場合は、1とする。</p> <p>イ PTN低速インタフェース混在ボード数をPTN1ユニット当たり最大低速インタフェースボード数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(3) (2) のPTNユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTNユニット数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局が属するループごとにポート容量比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後PTNユニット数とする。</p> <p>(4) (2) のPTNリング数及びPTNユニット数から算定した当該局のPTN高速インタフェース数のうちPTN10G高速インタフェース数を当該局の10GPTNリング数により算定し、残りをPTN2.4G高速インタフェース数とする。</p> <p>(5) (4) のPTN10G高速インタフェース数及びPTN2.4G高速インタフェース数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTN10G高速インタフェース数及び冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数とし、これらからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局が属するループごとにポート容量比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後PTN10G高速インタフェース数及びメタルIP音声系冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数とする。</p> <p>3 収容局設置CWD Mの設備量算定</p> <p>(1) CWD M設置収容局ごとに、CWD Mが接続する共用収容ルータの設備量からCWD M10Gインタフェース数及びCWD M低速10Gカード数を算定する。また、当該CWD Mが接続する専用線装置の設備量からCWD MSTM1インタフェース数及びCWD M低速STM1カード数を算定する。CWD M低速10Gカード数及びCWD M低速STM1カード数の合計に2を乗じたものを当該局のCWD M高速インタフェース波長数とする。</p>
--	---	---

<p>中間中継伝送装置</p>	<p>(2) (1) の C W D M 高速インタフェース波長数を C W D M 高速インタフェース最大波長数で除したものを (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。) を当該局の C W D M ユニットとする。</p> <p>(3) (2) の C W D M ユニット数からデータ系サービスに係るもの (QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。) 並びに専用線サービスに係るもの (波長数比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタル I P 音声系 C W D M ユニット数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M ユニット数とする。</p> <p>(4) (1) の C W D M 低速 10 G カード数からデータ系サービスに係るもの (QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタル I P 音声系 C W D M 低速 10 G カード数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M 低速 10 G カード数とする。</p> <p>(5) (1) の C W D M 10 G インタフェース数からデータ系サービスに係るもの (QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタル I P 音声系 C W D M 10 G インタフェース数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M 10 G インタフェース数とする。</p> <p>4 コア局設置 C W D M の設備量算定</p> <p>(1) コア局ごとに、当該局に属する C W D M 設置収容局のメタル I P 音声系 C W D M 10 G インタフェース数、メタル I P 音声系 C W D M 低速 10 G カード数及びメタル I P 音声系 C W D M ユニット数 (当該コア局設置 C W D M に対向するものに限る。) を、それぞれ全ての当該局に属する C W D M 設置収容局について合算したものを、当該局のメタル I P 音声系収容局対向 C W D M 10 G インタフェース数、メタル I P 音声系収容局対向 C W D M 低速 10 G カード数及びメタル I P 音声系収容局対向 C W D M ユニット数とする。</p> <p>(2) コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、A D S L 地域 I P サービス、光 I P 電話及び光地域 I P サービスの最繁忙帯域から定まるコア局渡り C W D M 10 G インタフェース数を C W D M 低速 10 G カード当たり最大収容インタフェース数で除したものを (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。) をコア局渡り C W D M 低速 10 G カード数とする。</p> <p>(3) コア局間で伝送される専用線サービスの最繁忙帯域から定まるコア局渡り C W D M S T M 1 インタフェース数を C W D M 低速 S T M 1 カード当たり最大収容 S T M 1 インタフェース数で除したものを (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。) をコア局渡り C W D M 低速 S T M 1 カード数とする。</p> <p>(4) (2) 及び (3) で算定したコア局渡り C W D M 低速 10 G カード数及びコア局渡り C W D M 低速 S T M 1 カード数の合計に 2 を乗じたものをコア局渡り C W D M 高速インタフェース波長数とし、これを C W D M 高速インタフェース最大波長数で除したものを (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。) をコア局渡り C W D M ユニット数とする。</p> <p>(5) (2) のコア局渡り C W D M 10 G インタフェース数からデータ系サービスに係るもの (QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものをメタル I P 音声系コア局渡り C W D M 10 G インタフェース数とし、これに (1) のメタル I P 音声系収容局対向 C W D M 10 G インタフェース数を加えたものを、当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M 10 G インタフェース数とする。</p> <p>(6) (2) のコア局渡り C W D M 低速 10 G カード数からデータ系サービスに係るもの (QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものをメタル I P 音声系コア局渡り C W D M 低速 10 G カード数とし、これに (1) のメタル I P 音声系収容局対向 C W D M 低速 10 G カード数を加えたものを、当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M 低速 10 G カード数とする。</p> <p>(7) (4) のコア局渡り C W D M ユニット数からデータ系サービスに係るもの (QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。) 並びに専用線サービスに係るもの (波長数比により算定するものとする。) を控除したものをメタル I P 音声系コア局渡り C W D M ユニット数とし、これに (1) のメタル I P 音声系収容局対向 C W D M ユニット数を加えたものを、当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M ユニット数とする。</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと P T N 投資額及び局ごと C W D M 投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、P T N 投資額及び C W D M 投資額を算定する。</p> <p>局ごと P T N 投資額Ⅱ (メタル I P 音声系冗長化後 P T N 低速インタフェース混在ボード単価×メタル I P 音声系冗長化後 P T N ユニット数×P T N ユニット単価+メタル I P 音声系冗長化後 P T N 2.4 G 高速インタフェース数×P T N 2.4 G 高速インタフェースポート単価+メタル I P 音声系冗長化後 P T N 10 G 高速インタフェース数×P T N 10 G 高速インタフェースポート単価) × (1+クロック供給装置投資額加算率)</p> <p>局ごと C W D M 投資額Ⅱ (メタル I P 音声系冗長化後 C W D M ユニット数×C W D M ユニット単価+メタル I P 音声系冗長化後 C W D M 低速 10 G カード数×C W D M 低速 10 G カード単価+メタル I P 音声系冗長化後 C W D M 10 G インタフェース数×C W D M 10 G インタフェース単価) × (1+クロック供給装置投資額加算率)</p> <p>1 収容局とコア局間に設置する C W D M 用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>C W D M を設置する収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送距離を C W D M 用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数 (1 に満たない端数は、切り捨てるものとする。) に、メタル I P 音声系冗長化後 C W D M ユニット数を乗じたものを当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M 用中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>2 コア局間に設置する C W D M 用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>C W D M を設置する C W D M 用中間中継伝送装置の設備量を C W D M 用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数 (1 に満たない端数は、切り捨てるものとする。) に、当該区間のメタル I P 音声系コア局渡り C W D M ユニット数を乗じたものを当該区間のメタル I P 音声系 C W D M 用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。</p> <p>3 P T N 用中間中継伝送装置の設備量の算定</p>
-----------------	--

<p>PTNによる伝送の経路となるループごとに、ループ延長をPTN用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)から当該ループに属するPTN設置局数を減じ、当該ループに係る中継伝送用光回線の心線数(データ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。))及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものとする。)を乗じたものを当該ループのメタルIP音声系PTN用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ内にPTN設置局がある場合には当該ループ内PTN設置局のうち収容回線数が最も多い局に、当該ループ内にPTN設置局がない場合には当該ループ内の局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。</p> <p>4 中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>1から3までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局のメタルIP音声系中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと中間中継伝送装置投資額ⅡメタルIP音声系中間中継伝送装置ユニット数×中間中継伝送装置ユニット単価</p> <p>C S</p> <p>1 CSの設備量の算定</p> <p>(1) 中継区域ごとに、音声サービス回線数(音声サービス(アナログ電話、総合デジタル通信サービス及び光IP電話をいう。)の回線数の合計をいう。)を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS収容音声サービス回線数とし、これをCS収容率及びCS1ユニット当たり最大処理回線数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該区域に属するコア局のCSユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のCSユニット数にCS冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CSユニット数とし、光IP電話に係るもの(回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該区域に属するコア局のメタルIP音声系冗長化後CSユニット数とする。</p> <p>(3) 中継区域ごとに、メタルIP電話回線数(アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの回線数の合計をいう。)を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS収容メタルIP電話回線数とする。</p> <p>2 CS用データベース(以下「CS用DB」という。)の設備量の算定</p> <p>(1) 中継区域ごとに、音声サービスの最繁時呼数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS音声サービス最繁時呼数とし、これをCS用DB収容率及びCS用DB1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該区域に属するコア局のCS用DBユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のCS用DBユニット数にCS用DB冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CS用DBユニット数とし、光IP電話に係るもの(最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを当該区域に属するコア局のメタルIP音声系冗長化後CS用DBユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとCS投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算したものに、CSソフトウェア投資額(光IP電話に係るものを控除したもの。)を加え、CS投資額を算定する。</p> <p>局ごとCS投資額ⅡメタルIP音声系冗長化後CSユニット数×CSユニット単価+冗長化後CS収容メタルIP電話回線数×CS1回線当たり単価+メタルIP音声系冗長化後CS用DBユニット数×CS用DBユニット単価</p> <p>関門系ルータ</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、次のアからエまでにより求めた関門系ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の関門系ルータユニット数とする。</p> <p>ア 関門系ルータ10Gインタフェース数(コア局対向10Gインタフェース数、同一局内共用コアルータ対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、SB対向10Gインタフェース数、ENUMサーバ対向10Gインタフェース数、DNSサーバ対向10Gインタフェース数及び相互接続局用L2SW対向10Gインタフェース数の合計をいう。)を関門系ルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 当該相互接続局の最繁時帯域を関門系ルータ収容率及び関門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>ウ 当該相互接続局の最繁時パケット数を関門系ルータ収容率及び関門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時パケット数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(2) (1)アのコア局対向10Gインタフェース数、共用コアルータ対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、SB対向10Gインタフェース数、ENUMサーバ対向10Gインタフェース数、DNSサーバ対向10Gインタフェース数及び相互接続局用L2SW対向10Gインタフェース数から、それぞれ光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除し、合計したものを、当該局のメタルIP音声系関門系ルータ10Gインタフェース数とする。</p> <p>(3) (1)アの関門系ルータ10Gボード数から光IP電話に係るもの(インタフェース数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系関門系ルータ10Gボード数とする。</p> <p>(4) (1)の関門系ルータユニット数から光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系関門系ルータユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと関門系ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、関門系ルータ投資額を算定する。</p>

相互接続局用L2SW	<p>局ごと閉門系ルータ投資額ⅡメタルIP音声系閉門系ルータユニット単価×メタルIP音声系閉門系ルータ10Gボード数×閉門系ルータ10Gボード単価+メタルIP音声系閉門系ルータ10Gインタフェース数×閉門系ルータ10Gインタフェース単価+メタルIP音声系閉門系ルータユニット数×閉門系ルータソフトウェア単価</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用1Gインタフェース数に相互接続局用L2SW予備1Gインタフェース数を加えたものを当該局の相互接続局用L2SW1Gインタフェース数とし、光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系相互接続局用L2SW1Gインタフェース数とする。</p> <p>(2) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用10Gインタフェース数及び閉門系ルータ対向10Gインタフェース数の合計に相互接続局用L2SW予備10Gインタフェース数を加えたものを当該局の相互接続局用L2SW10Gインタフェース数とし、光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系相互接続局用L2SW10Gインタフェース数とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した相互接続局用L2SW1Gインタフェース数及び相互接続局用L2SW10Gインタフェース数の合計を相互接続局用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の相互接続局用L2SWユニット数とし、光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系相互接続局用L2SWユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと相互接続局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、相互接続局用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごと相互接続局用L2SW投資額ⅡメタルIP音声系相互接続局用L2SWユニット単価+メタルIP音声系相互接続局用L2SW1Gインタフェース数×相互接続局用L2SW1Gインタフェース単価+メタルIP音声系相互接続局用L2SW10Gインタフェース数×相互接続局用L2SW10Gインタフェース単価</p>
SBC	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙時呼数(接続呼に係るものに限る。)をSBC収容率及びSBC呼処理部1ユニット当たり最大処理最繁忙時呼数で除したものを、当該局のSBCユニット(呼処理部)数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理セッション数により決定する場合には、SBCユニット(呼処理部)数は0とする。</p> <p>(2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙時呼量(接続呼に係るものに限る。)から算定したSBC同時接続数をSBC収容率及びSBCセッション管理部1ユニット当たり最大処理同時接続数で除したものを、当該局のSBCユニット(セッション管理部)数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理セッション数により決定する場合には、SBCユニット(セッション管理部)数は0とする。</p> <p>(3) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙時呼量(接続呼に係るものに限る。)をSBCセッション数とし、これをSBC収容率及びSBC1ユニット当たり最大処理セッション数で除したものを、当該局のSBCユニット数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理最繁忙時呼数及びSBC1ユニット当たり最大処理同時接続数により決定する場合には、SBCユニット数は0とする。</p> <p>(4) (1)のSBCユニット(呼処理部)数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁忙時呼数比により算定するものとする)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系SBCユニット(呼処理部)数とする。</p> <p>(5) (2)のSBCユニット(セッション管理部)数及び(3)のSBCユニット数から、それぞれ光IP電話に係るもの(当該局の最繁忙帯域比により算定するものとする)を控除したものを、メタルIP音声系SBCユニット(セッション管理部)数及びメタルIP音声系SBCユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごとSBC投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、SBC投資額を算定する。</p> <p>局ごとSBC投資額Ⅱ(メタルIP音声系SBCユニット(呼処理部)数×SBCユニット(呼処理部)単価+メタルIP音声系SBCユニット(セッション管理部)数×SBCユニット単価)×(1+相互接続局共通設備投資額加算率)+メタルIP音声系SBCユニット(呼処理部)数×SBCユニット(呼処理部)ソフトウェア単価+メタルIP音声系SBCユニット(セッション管理部)数×SBCユニット(セッション管理部)ソフトウェア単価+メタルIP音声系SBCユニット数×SBCユニットソフトウェア単価+SBC同時接続数×SBC同時接続数当たりソフトウェア単価)×(1+相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率)</p>
ENUMSA	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙時呼数(接続呼に係るものに限る。)から算定したENUMクエリ数をENUMサーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のENUMサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、ENUMサーバユニット数は0とする。</p> <p>(2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙時呼数(接続呼に係るものに限る。)から算定したENUMクエリ数及びDNSクエリ数を合計したものをENUM・DNS共通サーバユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のENUM・DNS共通サーバユニット数とする。ただし、当該局にENUMサーバ及びDNSサーバを設置する場合には、ENUM・DNS共通サーバユニット数は0とする。</p> <p>(3) (1)のENUMサーバユニット数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁忙時呼数比により算定するものとする)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系ENUMサーバユニット数とする。</p> <p>(4) (2)のENUM・DNS共通サーバユニット数からDNSに係るもの(クエリ数比により算定するものとする)及び光IP電話に係るもの(当該局の最繁忙時呼数比により算定するものとする)を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(ENUM相当分)とする。</p> <p>2 投資額の算定</p>

<p>次の算定式により、局ごとENUMサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、ENUMサーバ投資額を算定する。</p> <p>局ごとENUMサーバ投資額Ⅱ（メタルIP音声系ENUMサーバユニット数×ENUMサーバユニット数（ENUM相当分）×ENUM・DNS共通サーバユニット単価）×（1+相互接続局共通設備投資額加算率）+（メタルIP音声系ENUMサーバユニット数×ENUMサーバユニット数×ENUMサーバユニット単価）×（1+相互接続局共通設備投資額加算率）×ENUM相当分）×ENUM・DNS共通サーバユニットソフトウェア単価+ENUMクエリ数×ENUMクエリ当たりソフトウェア単価）×（1+相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率）</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>（1）相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数（接続呼に係るものに限る。）から算定したDNSクエリ数をDNSサーバユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のDNSサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、DNSサーバユニット数は0とする。</p> <p>（2）（1）のDNSサーバユニット数から光IP電話に係るもの（当該局の最繁忙呼数により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。</p> <p>（3）ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの（クエリ数により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（当該局の最繁忙呼数により算定するものとする。）を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数（DNS相当分）とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。</p> <p>局ごとDNSサーバ投資額Ⅱ（メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNSサーバユニット単価+メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数（DNS相当分）×ENUM・DNS共通サーバユニット単価）×（1+相互接続局共通設備投資額加算率）+（メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNSサーバユニット数×ENUMサーバユニット単価+メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数（DNS相当分）×ENUM・DNS共通サーバユニットソフトウェア単価+DNSクエリ数×DNSクエリ当たりソフトウェア単価）×（1+相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率）</p>	<p>1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>（1） 起点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布を基にあらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの直長kmを算定する。ケーブルの対数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数及び条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長km及び対kmを算定する。</p> <p>（2） 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmは、局ごと与えられた配線地下比率により算定する。ただし、2（3）において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>（3） ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する。</p> <p>（4） 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルIP音声系架空メタルケーブル対km、メタルIP音声系地下メタルケーブル対km及びメタルIP音声系地下メタルケーブル延長kmとする。</p> <p>2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>（1） 収容局から起点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線直長kmを算定する。</p> <p>（2） （1）によりき線直長kmを算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費（減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>（3） 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、収容局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。</p> <p>（4） （3）により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。</p> <p>（5） 伝送路の各区分において需要数を勘案して必要対数及び条数を算定し、それらを用いてメタルケーブル延長km及び対kmを算定する。</p> <p>（6） 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルIP音声系架空メタルケーブル対km、メタルIP音声系地下メタルケーブル対km及びメタルIP音声系地下メタルケーブル延長kmとする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとのメタルケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタルケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p>	<p>メタルケーブル</p>	<p>1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>（1） 起点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布を基にあらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの直長kmを算定する。ケーブルの対数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数及び条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長km及び対kmを算定する。</p> <p>（2） 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmは、局ごと与えられた配線地下比率により算定する。ただし、2（3）において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>（3） ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する。</p> <p>（4） 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルIP音声系架空メタルケーブル対km、メタルIP音声系地下メタルケーブル対km及びメタルIP音声系地下メタルケーブル延長kmとする。</p> <p>2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>（1） 収容局から起点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線直長kmを算定する。</p> <p>（2） （1）によりき線直長kmを算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費（減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>（3） 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、収容局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。</p> <p>（4） （3）により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。</p> <p>（5） 伝送路の各区分において需要数を勘案して必要対数及び条数を算定し、それらを用いてメタルケーブル延長km及び対kmを算定する。</p> <p>（6） 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルIP音声系架空メタルケーブル対km、メタルIP音声系地下メタルケーブル対km及びメタルIP音声系地下メタルケーブル延長kmとする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとのメタルケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタルケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p>
---	--	--	----------------	--

加入系光ケーブル	<p>局ごと種別ごとメタルケーブル投資額Ⅱ当該種別メタルIP音声系架空メタルケーブル対km単価×当該種別架空メタルケーブル対km単価+当該種別メタルIP音声系架空メタルケーブル対km単価×当該種別架空メタルケーブル対km単価+当該種別メタルIP音声系地下メタルケーブル対km単価×当該種別地下メタルケーブル対km単価</p> <p>1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの巨長kmを算定する。ケーブルの心数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数及び条数を用いて、光ケーブルの延長km及び心kmを算定する。</p> <p>(2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長kmは、収容局ごとに与えられた配線地下比率により算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線巨長kmを算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線巨長kmを算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費(減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、当該局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。</p> <p>(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。</p> <p>(5) 伝送路の各区間において需要数を勘案して必要心数及び条数を算定し、それらを用いて光ケーブル延長km及び心kmを算定する。</p> <p>(6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長km及び心kmそれぞれの合計からデータ系サービス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルIP音声系架空光ケーブル心km、メタルIP音声系架空光ケーブル延長km、メタルIP音声系地下光ケーブル心km及びメタルIP音声系地下光ケーブル延長kmとする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとの光ケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと光ケーブル投資額ⅡメタルIP音声系加入系架空光ケーブル心km×加入系架空光ケーブル心km単価+メタルIP音声系加入系架空光ケーブル延長km×(加入系架空光ケーブル延長km単価+加入系光ケーブル延長km災害対策増分単価)+メタルIP音声系加入系地下光ケーブル心km×加入系地下光ケーブル心km単価+メタルIP音声系加入系地下光ケーブル延長km×(加入系地下光ケーブル延長km単価+加入系光ケーブル延長km災害対策増分単価)</p>
中継系光ケーブル	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で経由する全てのループについて、当該収容局のCWDMMユニット数にCWDMM1ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。</p> <p>(2) コア局渡りごとに、コア局間の伝送で経由する全てのループについて、コア局渡りCWDMMユニット数にCWDMM1ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。</p> <p>(3) ループごとに、(1)及び(2)で算定した心線数を合計したものを当該ループのCWDMM心線数とする。</p> <p>(4) ループごとに、PTNリング数にPTN高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループのPTNリング心線数とする。</p> <p>(5) (3)のCWDMM心線数、(4)のPTNリング心線数、中継データファイバ分の心線数及び光子備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とし、これを光ケーブル最大規格心線数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を光ケーブル条数とする。</p> <p>(6) (5)の光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(5)の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。</p> <p>(7) ループごとに、(5)及び(6)で算定した光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長kmを乗じたものを当該ループの光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。</p> <p>(8) (7)の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからそれぞれ離島設備に係るものを控除し、中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmとする。</p> <p>(9) ループごとに、(8)の中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系架空光ケーブル心km、メタルIP音声系中継系架空光ケーブル延長km、メタルIP音声系中継系地下光ケーブル心km及びメタルIP音声系中継系地下光ケーブル延長kmとする。</p>

<p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごとと光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>ループごとと光ケーブル投資額×メートルI P音声系中継系架空光ケーブル心k m×中継系架空光ケーブル心k m単価+メートルI P音声系中継系架空光ケーブル延長k m単価+メートルI P音声系中継系地下光ケーブル心k m×中継系地下光ケーブル心k m単価+メートルI P音声系中継系地下光ケーブル延長k m単価</p>	<p>海底光ケーブル</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合には、当該区間は有中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2)を有中継海底光ケーブル条数とし、これに有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル心線数とする。</p> <p>(2) (1)の有中継海底光ケーブル心線数及び有中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の有中継海底光ケーブル心k m及び有中継海底光ケーブル延長k mとする。</p> <p>(3) 区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合には、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2)を無中継海底光ケーブル条数とする。</p> <p>(4) (3)の無中継海底光ケーブル条数から1を減じたものに無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(3)の必要心線数との差分である無中継海底光ケーブル心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを無中継海底光ケーブル心線数とする。</p> <p>(5) (3)及び(4)で算定した無中継海底光ケーブル心線数及び無中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の無中継海底光ケーブル心k m及び無中継海底光ケーブル延長k mとする。</p> <p>(6) ループごとに、(2)及び(5)で算定した有中継海底光ケーブル心k m、有中継海底光ケーブル延長k m、無中継海底光ケーブル心k m及び無中継海底光ケーブル延長k m(それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの)からそれぞれデータ系サービスに係るもの及び光I P電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする)を控除したものを当該ループのメートルI P音声系有中継海底光ケーブル心k m、メートルI P音声系有中継海底光ケーブル延長k m、メートルI P音声系無中継海底光ケーブル心k m及びメートルI P音声系無中継海底光ケーブル延長k mとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごとと海底光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>ループごとと海底光ケーブル投資額×メートルI P音声系有中継海底光ケーブル心k m×(有中継海底光ケーブル心k m当たり単価+海底光ケーブル心k m当たり単価+漁業補償費)+メートルI P音声系有中継海底光ケーブル延長k m×有中継海底光ケーブル延長k m当たり単価+メートルI P音声系無中継海底光ケーブル心k m×(無中継海底光ケーブル心k m当たり単価+海底光ケーブル心k m当たり漁業補償費)+メートルI P音声系無中継海底光ケーブル延長k m×無中継海底光ケーブル延長k m当たり単価</p>	<p>海底中間中継伝送装置</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間では有中継海底光ケーブルを使用する場合には、区間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。(2)を区間中継数とし、これに有中継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該区間の海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>(2) ループごとに、(1)の海底中間中継伝送装置数(当該ループが属する全ての区間について合計したもの)からデータ系サービス及び光I P電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする)を控除したものを当該ループのメートルI P音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。</p> <p>(3) (1)の場合の区間の両端の局に海底中間中継伝送装置用給電装置を1ずつ設置し、これを当該局の海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(3)の海底中間中継伝送装置用給電装置数(当該局が属する全てのループについて合計したもの)からデータ系サービス及び光I P電話に係るもの(ループごとに心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする)を控除したものを当該局のメートルI P音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごとと海底中間中継伝送装置投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。また、局ごとと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>ループごとと海底中間中継伝送装置投資額×メートルI P音声系海底中間中継伝送装置数×海底中間中継伝送装置単価</p> <p>局ごとと海底中間中継伝送装置投資額×メートルI P音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数×海底中間中継伝送装置用給電装置単価</p>	<p>無線伝送装置</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mbps数を、変復調回線切替装置1ユニット当たり最大収容52Mbps数で除したもの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2)を變復調回線切替装置ユニット数、無線送受信装置1ユニット当たり最大収容52Mbps数で除したもの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(3)を無線送受信装置ユニット数とする。</p> <p>(2) 局ごとに、(1)の變復調回線切替装置ユニット数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの)を變復調回線切替装置架当たりユニット数で除したもの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(4)を無線送受信装置架当たりユニット数で除したもの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(5)を無線送受信装置架数とする。</p>
---	---	---	---

<p>(3) 局ごとに、(1) 及び(2) で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系サービスピッチ及び光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系変復調回線切替装置ユニット数、メタルIP音声系変復調回線切替装置架数、メタルIP音声系無線送受信装置ユニット数及びメタルIP音声系無線送受信装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額ⅡメタルIP音声系変復調回線切替装置ユニット数×変復調回線切替装置ユニット単価+メタルIP音声系変復調回線切替装置架数×変復調回線切替装置架・共通部単価+メタルIP音声系無線送受信装置ユニット数×無線送受信装置架数×無線送受信装置架・共通部単価</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線伝送装置又は衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mbps数をインタフェース変換装置ポート収容率で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)をインタフェース変換装置ユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のインタフェース変換装置ユニット数をインタフェース変換装置ユニット数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)をインタフェース変換装置ユニット数とする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1) 及び(2) で算定したインタフェース変換装置ユニット数及びインタフェース変換装置架数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したものを。)からそれぞれデータ系サービスピッチ及び光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系インタフェース変換装置ユニット数及びメタルIP音声系インタフェース変換装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとインタフェース変換装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、インタフェース変換装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとインタフェース変換装置投資額ⅡメタルIP音声系インタフェース変換装置ユニット数×インタフェース変換装置ユニット単価+メタルIP音声系インタフェース変換装置架数×インタフェース変換装置架・共通部単価</p>	<p>無線アンテナ</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線伝送装置が指定されている経路数の合計に1経路当たりアンテナ数を乗じたものを当該局の無線アンテナ数とする。</p> <p>(2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数(当該局が属する全てのループについて合計したものを。)からデータ系サービスピッチ及び光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系無線アンテナ数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線アンテナ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線アンテナ投資額ⅡメタルIP音声系無線アンテナ数×アンテナ単価</p>	<p>無線鉄塔</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線アンテナ数(当該局が属する全てのループについて合計したものを。)を最大アンテナ搭載数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局が無線単独局に該当する場合は当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合は当該局の地上設置用鉄塔数とする。</p> <p>(2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数からそれぞれデータ系サービスピッチ及び光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系地上設置用無線鉄塔数及びメタルIP音声系屋上設置用無線鉄塔数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線鉄塔投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線鉄塔投資額ⅡメタルIP音声系地上設置用無線鉄塔数×地上設置用鉄塔単価+メタルIP音声系屋上設置用無線鉄塔数×屋上設置用鉄塔単価</p>	<p>衛星通信設備</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mbps数にチャンネル切上単位(52M)を乗じたものを地球局必要回線数とする。</p> <p>(2) (1)の地球局必要回線数を、1トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除したものを必要トランスポンダ数、時分割多元接続装置(この項において「TDM装置」という)架当たり最大収容回線数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)をTDM装置架数、衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を衛星送受信装置架数とする。</p> <p>(3) 地球局1局ごとに衛星アンテナ数は1組とし、本土側地球局1局ごとに衛星回線制御装置架数は1組とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(1) から(3) までにより求めた必要トランスポンダ数、TDM装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からそれぞれデータ系サービスピッチ及び光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする</p>
--	--	---	---	--

<p>。を控除したものを当該局のメタルIP音声系トランスポンダ数、メタルIP音声系TDMA装置架数、メタルIP音声系衛星送受信装置架数、メタルIP音声系衛星アンテナ数及びメタルIP音声系衛星回線制御装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと衛星通信設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと衛星通信設備投資額\parallelメタルIP音声系トランスポンダ数\timesトランスポンダ単価$+$メタルIP音声系TDMA装置架数\timesTDMA装置架単価$+$メタルIP音声系衛星送受信装置架数\times衛星送受信装置架単価$+$メタルIP音声系衛星アンテナ数\times衛星アンテナ単価$+$メタルIP音声系衛星回線制御装置架数\times衛星回線制御装置架単価</p> <p>加入系電柱</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を加入系電柱間隔で除したものを当該局の加入系電柱本数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系電柱投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系電柱投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系電柱投資額\parallelメタルIP音声系加入系電柱本数\times電柱単価\times電柱共架率</p>	<p>中継系電柱</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>ループごとに、中継系管路巨長km（離島設備の適用区間を除く。）に中継線路架空比率を乗じて中継系電柱間隔で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該ループの中継系電柱本数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの（心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系電柱投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系電柱投資額を算定する。</p> <p>ループごと中継系電柱投資額\parallelメタルIP音声系中継系電柱本数\times電柱単価</p>	<p>加入系管路</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>（1） 局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の合計を当該局の加入系管路巨長kmとする。</p> <p>（2） （1）の敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、それぞれ当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の加入系管路条km及びインナーパイプ延長kmとし、これらを局ごとにそれぞれ合計したものを当該局の加入系管路条km及びインナーパイプ延長kmとする。</p> <p>（3） 局ごとに、加入系管路条km及び加入系管路巨長kmから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。</p> <p>（4） （3）の加入系管路条km、加入系管路巨長km及び（2）のインナーパイプ延長kmからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条km、メタルIP音声系加入系管路巨長km及びメタルIP音声系インナーパイプ延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと加入系管路投資額\parallelメタルIP音声系加入系管路条km\times（加入系管路条km当たり単価$+$管路条km当たり災害対策増分単価）$+$メタルIP音声系加入系管路巨長km\times加入系管路巨長km当たり単価$+$メタルIP音声系インナーパイプ延長km\timesインナーパイプ延長km当たり単価</p>	<p>中継系管路</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>（1） ループごとに、ループ延長km（離島設備及び架空設備の適用区間を除く。）を中継系管路巨長kmとする。</p> <p>（2） 光ケーブル条数を中継管路当たり最大ケーブル条数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を管路条数とし、これに中継系管路巨長kmを乗じたものを中継系管路条kmとする。</p> <p>（3） （1）及び（2）で算定した中継系管路条km及び中継系管路巨長kmからそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系サービス及び光IP電話に係るもの（心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系管路条km及びメタルIP音声系中継系管路巨長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該ループが属する都道府県の値とする。</p> <p>ループごと中継系管路投資額\parallelメタルIP音声系中継系管路条km\times（中継系管路条km当たり単価$+$管路条km当たり災害対策増分単価）$+$メタルIP音声系中継系管路巨長km\times中継系管路巨長km当たり単価</p>
--	--	---	--

<p>加入系中口 径管路</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路巨長 k m にき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路巨長 k m とする。 (2) 端末系伝送路のき線部分に中口径管路、共同溝及びとう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。 (3) 局ごとに、中口径管路巨長 k m に加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする)を控除したものを当該局のメタル I P 音声系加入系中口径管路巨長 k m とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系中口径管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。 局ごと加入系中口径管路投資額 \parallel メタル I P 音声系加入系中口径管路巨長 k m \times 中口径管路巨長 k m 当たり単価</p>
<p>中継系中口 径管路</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定した中口径管路巨長 k m を管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループごと中口径管路巨長 k m とする。 (2) ループごとに、(1)の局ごと及びループごと中口径管路巨長 k m に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(心数比及び QoS 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする)を控除したものを当該ループのメタル I P 音声系中継系中口径管路巨長 k m とする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系中口径管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。 ループごと中継系中口径管路投資額 \parallel メタル I P 音声系中継系中口径管路巨長 k m \times 中口径管路巨長 k m 当たり単価</p>
<p>加入系共同 溝</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路巨長 k m にき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝巨長 k m とする。 (2) 局ごとに、共同溝巨長 k m に加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする)を控除したものを当該局のメタル I P 音声系加入系共同溝巨長 k m とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。 局ごと加入系共同溝投資額 \parallel メタル I P 音声系加入系共同溝巨長 k m \times 共同溝巨長 k m 当たり単価</p>
<p>中継系共同 溝</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定した共同溝巨長 k m を、管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループごと共同溝巨長 k m とする。 (2) ループごとに、(1)の局ごと及びループごと共同溝巨長 k m に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(心数比及び QoS 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする)を控除したものを当該ループのメタル I P 音声系中継系共同溝巨長 k m とする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系共同溝投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。 ループごと中継系共同溝投資額 \parallel メタル I P 音声系中継系共同溝巨長 k m \times 共同溝巨長 k m 当たり単価</p>
<p>加入系とう 道</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路巨長 k m にき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道巨長 k m とする。 (2) 局ごとに、とう道巨長 k m に加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする)を控除したものを当該局のメタル I P 音声系加入系とう道巨長 k m とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系とう道投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。 局ごと加入系とう道投資額 \parallel メタル I P 音声系加入系とう道巨長 k m \times (とう道巨長 k m 当たり単価 + とう道巨長 k m 当たり災害対策増分単価)</p>
<p>中継系とう 道</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定したとう道巨長 k m を、管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループごととう道巨長 k m とする。 (2) ループごとに、(1)の局ごと及びループごととう道巨長 k m に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(心数比及び QoS 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする)を控除したものを当該ループのメタル I P 音声系中継系とう道巨長 k m とする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系とう道投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。 ループごと中継系とう道投資額 \parallel メタル I P 音声系中継系とう道巨長 k m \times (とう道巨長 k m 当たり単価 + とう道巨長 k m 当たり災害対策増分単価)</p>
<p>電線共同溝</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条 k m にき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長 k m とする。 (2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条 k m に配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長 k m とする。</p>

<p>自治体管路</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条 k m にき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長 k m とする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条 k m に配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長 k m とする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1) 及び (2) で算定したき線自治体管路延長 k m 及び配線自治体管路延長 k m の合計を当該局の自治体管路延長 k m とし、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタル I P 音声系自治体管路延長 k m とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>自治体管路は、自治体の資産であり、投資額は算定しない。</p>	<p>情報ボックス</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条 k m にき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長 k m とする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条 k m に配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長 k m とする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1) 及び (2) で算定したき線情報ボックス延長 k m 及び配線情報ボックス延長 k m の合計を当該局の情報ボックス延長 k m とし、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタル I P 音声系情報ボックス延長 k m とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>情報ボックスは、国の資産であり、投資額は算定しない。</p>	<p>空調設備</p> <p>1 R T B O X (収容局(メタル回線収容装置架数及び F T T H 架数(O L T 及び光信号分離装置を設置する架の数をいう。))の合計が 3 以下で、かつ、共用架数が 1 以下のものに限る。))又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。))に設置する場合の設備量の算定</p> <p>空調設備は、R T B O X の局舎と一体のものとし、別途設備量の算定は行わない。</p> <p>2 R T B O X 以外の局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごと及び空調区画ごとに設置される設備の電力容量の合計に発熱重換算係数を乗じ、空調設備の 1 台当たりの能力で除した値(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。))に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別(空調設備(大)又は空調設備(小))を選択する。</p> <p>(2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数からデータ系サービス及び光 I P 電話に係るものを(電力容量比により算定するものとする。)を控除し、全ての空調区画について合計したものを当該局の種別ごとメタル I P 音声系空調設備台数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと空調設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと空調設備投資額 \parallel メタル I P 音声系空調設備(大)台数 \times 空調設備(大) 1 台当たり単価 $+$ メタル I P 音声系空調設備(小)台数 \times 空調設備(小) 1 台当たり単価</p>	<p>電力設備 (整流装置)</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局(相互接続局、コア局及び収容局(緊急通報受付台又はオペレーション設備を設置するものに限る。))をいう。以下同じ。))及び整流装置区画ごとに、所要電流値の合計を整流装置 1 系統当たり最大電流で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。))を整流装置系統数とする。</p> <p>(2) (1)の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器 1 ユニット当たり最大電流値で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。))を整流装置 1 系統当たり整流器ユニット数とする。</p> <p>(3) (2)の整流装置 1 系統当たり整流器ユニット数から整流装置基本部収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。))を整流装置 1 系統当たり増設架数とする。</p> <p>(4) (1)の整流装置系統数を整流装置基本部数とし、(2)及び(3)で算定した整流装置 1 系統当たり増設架数及び整流装置 1 系統当たり整流器ユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを整流装置増設架数及び整流器ユニット数とする。</p> <p>(5) (4)の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(電流比により算定するものとする。)を控除し、全ての整流装置区画について合計したものを当該局のメタル I P 音声系整流装置基本部数、メタル I P 音声系整流装置増設架数及びメタル I P 音声系整流器ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと整流装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと整流装置投資額 \parallel メタル I P 音声系整流装置基本部数 \times 整流装置基本部単価 $+$ メタル I P 音声系整流装置増設架数 \times 整流装置増設架単価 $+$ メタル I P 音声系整流器ユニット数 \times 整流器ユニット単価</p>
--	--	---	---

<p>電力設備 (蓄電池)</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 大規模局ごとに、消防警察トランク数に警察消防用回線1回線当たりの消費電流を乗じたもの及び警察消防用回線所要電流値とする。 (2) (1)の警察消防用回線所要電流値を直流変換電源装置1架当たり最大電流で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(1)を当該局の直流変換電源装置架数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと直流変換電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、直流変換電源装置投資額を算定する。 局ごと直流変換電源装置投資額 ÷ 直流変換電源装置架数 × 直流変換電源装置架数</p>	<p>電力設備 (交流無停電電源装置)</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流100Vを要する設備の交流100V所要電力の合計を交流100V所要電力とし、これを交流無停電電源装置(100V用最大規格)の規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。(1)を当該局の交流無停電電源装置(100V用最大規格)台数とする。また、それによって生じた交流100V総所要電力の余りから交流無停電電源装置(100V用直近上位規格)を選定し、当該交流無停電電源装置(100V用直近上位規格)の台数を1とする。 (2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備の交流200V所要電力の合計を交流200V総所要電力とし、これを交流無停電電源装置(200V用最大規格)の規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。(1)を当該局の交流無停電電源装置(200V用最大規格)台数とする。また、それによって生じた交流200V総所要電力の余りから交流無停電電源装置(200V用直近上位規格)を選定し、当該交流無停電電源装置(200V用直近上位規格)の台数を1とする。 (3) (1)及び(2)で算定した規格ごとの交流無停電電源装置(100V)台数及び規格ごとの交流無停電電源装置(200V)台数からそれぞれデータ系サービ及び光IP電話に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする)を控除したものを当該局の規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源装置(100V)台数及び規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源装置(200V)台数とする。</p>	<p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと規格ごと交流無停電電源装置(100V)投資額及び規格ごと交流無停電電源装置(200V)投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。 規格ごと交流無停電電源装置(100V)投資額 ÷ 当該規格メタルIP音声系交流無停電電源装置(100V)台数 × 当該規格交流無停電電源装置(100V)単価 規格ごと交流無停電電源装置(200V)投資額 ÷ 当該規格メタルIP音声系交流無停電電源装置(200V)台数 × 当該規格交流無停電電源装置(200V)単価</p>	<p>電力設備 (蓄電池)</p>	<p>1 大規模局に設置する場合の設備量の算定 (1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池容量とし、これを整流装置用蓄電池容量の余りから整流装置用蓄電池(直近上位規格)を選定し、当該整流装置用蓄電池(直近上位規格)の組数を1とする。 (2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置(100V)用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置(100V)用蓄電池(最大規格)の規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。(1)を当該局の交流無停電電源装置(100V)用蓄電池組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置(100V)用蓄電池容量の余りから交流無停電電源装置(100V)用蓄電池(直近上位規格)を選定し、当該局の交流無停電電源装置(100V)用蓄電池(直近上位規格)の組数を1とする。 (3) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(200V)の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置(200V)用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置(200V)用蓄電池(最大規格)の規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。(1)を当該局の交流無停電電源装置(200V)用蓄電池組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置(200V)用蓄電池容量の余りから交流無停電電源装置(200V)用蓄電池(直近上位規格)を選定し、当該局の交流無停電電源装置(200V)用蓄電池(直近上位規格)の組数を1とする。 (4) (1)から(3)までで算定した規格ごとの整流装置用蓄電池組数、交流無停電電源装置(100V)用蓄電池組数及び交流無停電電源装置(200V)用蓄電池組数からそれぞれデータ系サービ及び光IP電話に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする)を控除したものを当該局の規格ごとメタルIP音声系整流装置用蓄電池組数、規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源装置(100V)用蓄電池組数及び規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源装置(200V)用蓄電池組数とする。</p>	<p>2 小規模局(大規模局以外の局をいう。以下同じ)に設置する場合の設備量の算定 (1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とし、これを小規模局用電源装置用蓄電池(最大規格)の規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。(1)を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池(最大規格)組数とする。また、それによって生じた小規模局用電源装置用蓄電池容量の余りから小規模局用電源装置用蓄電池(直近上位規格)を選定し、当該小規模局用電源装置用蓄電池(直近上位規格)の組数を1とする。</p>	<p>3 投資額の算定 当該局の規格ごとメタルIP音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。</p>
-----------------------	---	-----------------------------	--	---	-----------------------	---	---	---

<p>電力設備 (受電装置)</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置受電容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)を要する設備の所要電力量及び交流無停電電源装置(200V)を要する設備の所要電力量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局の種別ごと空調設備台数に当該種別ごとの空調設備1台当たり電力量を乗じたものを全ての種別について合計したもの、これを空調設備電力量とする。</p> <p>(4) (1)から(3)までにより求めた電力量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置(最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の受電装置(最大規格)台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから受電装置(直近上位規格)を選定し、当該受電装置(直近上位規格)の台数を1とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までにおいて、メタルIP電話相当分の所要電力量により算定した受電装置所要容量を当該局のメタルIP音声系受電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと受電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと受電装置投資額ⅡメタルIP音声系受電装置所要容量×受電装置単位容量当たり単価</p>	<p>電力設備 (発電装置)</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の整流器ユニット数の合計に整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)を要する設備の所要電力量及び交流無停電電源装置(200V)を要する設備の所要電力量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局の種別ごと空調設備台数に当該種別ごとの空調設備1台当たり電力量を乗じたものを全ての種別について合計したもの、これを空調設備電力量とする。</p> <p>(4) (1)から(3)までにより求めた電力量の合計を当該局の発電装置所要容量とし、これを発電装置(最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の発電装置(最大規格)台数とする。また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから発電装置(直近上位規格)を選定し、当該発電装置(直近上位規格)の台数を1とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までにおいて、メタルIP電話相当分のユニット数及び所要電力量により算定した発電装置所要容量を当該局のメタルIP音声系発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと発電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと発電装置投資額ⅡメタルIP音声系発電装置所要容量×(発電装置単位容量当たり単価+発電装置単位容量当たり停電対策増分単価)</p>	<p>電力設備 (小規模局局ごと)</p> <p>1 RT-BOX以外に小規模局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(小規模局局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置(RT-BOX以外に小規模局用)の1台当たり最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り上げる用電源装置ものとする。))を当該局の小規模局用電源装置(RT-BOX以外に小規模局用)台数とし、データ系サービスマルIP電話に係るもの(電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系小規模局用電源装置(RT-BOX以外に小規模局用)台数とする。</p> <p>2 RT-BOXに設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置(RT-BOX用最大規格)1台当たり最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。))を当該局の小規模局用電源装置(RT-BOX用最大規格)台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから小規模局用電源装置(RT-BOX用直近上位規格)を選定し、当該小規模局用電源装置(RT-BOX用直近上位規格)の台数を1台とする。</p> <p>(2) (1)で算定した規格ごとの小規模局用電源装置(RT-BOX用)台数からデータ系サービスマルIP電話に係るもの(電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとメタルIP音声系小規模局用電源装置(RT-BOX用)台数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに小規模局用電源装置(RT-BOX以外に小規模局用)投資額及び規格ごと小規模局用電源装置(RT-BOX用)投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p>	<p>池単価</p> <p>規格ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額Ⅱ当該規格メタルIP音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数×当該規格小規模局用電源装置用蓄電池単価</p> <p>規格ごと交流無停電電源装置(200V)用蓄電池投資額Ⅱ当該規格メタルIP音声系交流無停電電源装置(200V)用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置(200V)用蓄電池単価</p> <p>規格ごと整流装置用蓄電池投資額Ⅱ当該規格メタルIP音声系整流装置用蓄電池組数×当該規格整流装置用蓄電池単価</p> <p>規格ごと交流無停電電源装置(100V)用蓄電池投資額Ⅱ当該規格メタルIP音声系交流無停電電源装置(100V)用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置(100V)用蓄電池単価</p> <p>規格ごと交流無停電電源装置(200V)用蓄電池投資額Ⅱ当該規格メタルIP音声系交流無停電電源装置(200V)用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置(200V)用蓄電池単価</p>
--	---	--	---

<p>電力設備 (可搬型発動発電機) 1 設備量の算定 小規模局用電源装置 (RT-BOX 以外) 単価 規格ごと小規模局用電源装置 (RT-BOX 用) 投資額Ⅱ当該規格メタルIP音声系小規模局用電源装置 (RT-BOX 用) 台数×当該規格小規模局用電源装置 (RT-BOX 用) 単価</p>	<p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごとに可搬型発動発電機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、可搬型発動発電機投資額を算定する。 可搬型発動発電機投資額ⅡメタルIP音声系可搬型発動発電機所要容量×可搬型発動発電機単位容量当たり単価</p> <p>1 RT-BOX 以外の局の機械室建物の設備量の算定 (1) 局ごとに、次のアからスまでに求めた面積の合計を当該局のネットワーク設備面積とする。 ア メタル回線収容装置の架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの イ CSの架数及びCS用DBの架数に、それぞれ当該設備の架当たり面積を乗じたものを合計したもの ウ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数及び無線送受信装置の架数に、それぞれ当該装置の架当たり面積を乗じたものを合計したもの エ 衛星通信設備のTDMA装置の架数、衛星送受信装置の架数及び衛星回線制御装置の架数に、それぞれ当該装置の架当たり面積を乗じたものを合計したもの オ 消防警察トランクの架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの カ 警察消防回線集約装置の架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの キ SBCの架数、ENUMサーバの架数、DNSサーバの架数及び相互接続局共通設備の架数の合計に相互接続局設備共用架当たり面積を乗じたもの ク 主配線盤収容端子数を10,000で除したものの(1に満たない端子数は、切り上げるものとする。)に1万端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの ケ 種別ごとに、光ケーブル成端架収容心線数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したものの(1に満たない端子数は、切り上げるものとする。)に光ケーブル成端架単位面積を乗じたものを、全ての種別について合計したもの コ 海底中間継伝送装置用給電装置数に海底中間継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの サ オペレーション設備の所要面積 シ 共用架搭載設備(メタル回線収容装置用L2SW、音声収容ルータ、共用収容ルータ、共用コアルータ、コア局用L2SW、PTN、CWD、中間継伝送装置、インタフェース変換装置、閉門ルータ及び相互接続局用L2SW)ごとに当該設備のユニット数をそれぞれの共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したもの(1に満たない端子数は、切り上げるものとする。)を当該局の共用架数とし、これに共用架当たり所要面積を乗じたもの ス メタル回線収容装置、光信号分離装置、OLT、CS、海底中間継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク及び警察消防回線集約装置の各設備並びに相互接続局設備共用架及び共用架の更改のための面積のうち最大のものを (2) 局ごとに、次のアからクまでに求めた面積の合計を当該局の電力設備面積とする。 ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計 イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの ウ 交流無停電電源装置種別及び規格ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計 エ 蓄電池種別及び規格ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたものの合計 オ 受電装置規格ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積を乗じたものの合計 カ 発電装置規格ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積を乗じたものの合計 キ 小規模局用電源装置種別及び規格ごとに、小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計 ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び小規模局用電源装置の各設備の更改のための面積の合計 (3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を当該局の空調設備面積とする。 (4) 局ごとに、(1)で算定した面積を当該局のケーブル室面積とする。 (5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、1から建物付帯設備面積付加係数を減じたものを乗じ、建物付帯設備面積付加係数で除したものを当該局の建物付帯設備面積とする。 (6) (1) から(5) までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とする。 (7) (1) から(6) までにおいて、メタルIP電話相当分の面積により算定した機械室建物面積を当該局のメタルIP音声系機械室建物面積とする。</p> <p>2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定</p>
---	---

<p>監視設備 (伝送無線信設備投資額) × 監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率</p>	<p>監視設備 (伝送無線機械) 投資額 ÷ (伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + インタフェース変換装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通 機)</p>	<p>監視設備 (伝送無線機械) 投資額 ÷ (伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + インタフェース変換装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通 機)</p>	<p>監視設備 (伝送無線機械) 投資額 ÷ (伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + インタフェース変換装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通 機)</p>	<p>監視設備 (伝送無線機械) 投資額 ÷ (伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + インタフェース変換装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通 機)</p>	<p>監視設備 (伝送無線機械) 投資額 ÷ (伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + インタフェース変換装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通 機)</p>	<p>監視設備 (伝送無線機械) 投資額 ÷ (伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + インタフェース変換装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通 機)</p>	<p>監視設備 (伝送無線機械) 投資額 ÷ (伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + インタフェース変換装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通 機)</p>	<p>監視設備 (伝送無線機械) 投資額 ÷ (伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + インタフェース変換装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通 機)</p>	<p>監視設備 (伝送無線機械) 投資額 ÷ (伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + インタフェース変換装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通 機)</p>	<p>監視設備 (伝送無線機械) 投資額 ÷ (伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + インタフェース変換装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通 機)</p>	<p>監視設備 (伝送無線機械) 投資額 ÷ (伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + インタフェース変換装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通 機)</p>	<p>監視設備 (伝送無線機械) 投資額 ÷ (伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + インタフェース変換装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通 機)</p>	<p>監視設備 (伝送無線機械) 投資額 ÷ (伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + インタフェース変換装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通 機)</p>	<p>監視設備 (伝送無線機械) 投資額 ÷ (伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + インタフェース変換装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通 機)</p>	<p>監視設備 (伝送無線機械) 投資額 ÷ (伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + インタフェース変換装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通 機)</p>
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

機械室土地

1 局舎種別の選定基準

(1) 大規模局、無線併設局及び衛星通信併設局の局舎種別は複数階局とし、無線単独局及び衛星通信単独局の局舎種別は平屋局とする。

(2) その他の局 (RT-BOXを除く。) の局舎種別は、複数階局及び平屋局の場合についてそれぞれ算定した機械室建物及び機械室土地の資本コスト (減価償却費、利益対応税及び固定資産税の合計をいう。) 及び保守コスト (施設保全費及び撤去費用の合計をいう。) の合計を比較し、より安価なものを選択する。

2 複数階局の機械室土地の設備量の算定

(1) 局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。

(2) (1) の機械室土地面積から、データ系サービス及び光IP電話に係るもの (機械室建物の所要面積比により算定するものとする。) を控除したものを、当該局のメタルIP音声系機械室土地面積とする。

3 平屋局の機械室土地の設備量の算定

(1) 局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものを、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積 (無線伝送装置を設置する場合に限る。) の合計を当該局の機械室土地面積とする。

(2) (1) の機械室土地面積から、駐車スペース面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの (回線数比により算定するものとする。) 及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの (機械室建物の所要面積比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタルIP音声系機械室土地面積とする。

4 RT-BOXの機械室土地の設備量の算定

局ごとに、RT-BOX土地面積を当該局の機械室土地面積とし、駐車スペース面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの (回線数比により算定するものとする。) 及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの (機械室建物の所要面積比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタルIP音声系機械室土地面積とする。

5 投資額の算定

次の算定式により局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。この場合に使用する土地単価時点補正係数は、当該局が属する都道府県の値とする。

局ごと機械室土地投資額 ÷ メタルIP音声系機械室土地面積 × (固定資産評価額 ÷ 土地単価時点補正係数) × 土地単価時点補正係数

監視設備 (総合監視) 注 ネットワーク設備とは、別表第1の1第2表に規定する設備区分に係る設備をいう。以下この表において同じ。

監視設備 (市外線路)	監視設備(市外線路) 投資額Ⅱ市外線路投資額(中継系光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置及び中継系電柱の投資額の合計) × 監視設備(市外線路) 対投資額比率		
監視設備 (市内線路)	監視設備(市内線路) 投資額Ⅱ市内線路投資額(加入系光ケーブル、メタルケーブル及び加入系電柱の投資額の合計) × 監視設備(市内線路) 対投資額比率		
共通用建物	共通用建物投資額Ⅱネットワーク設備投資額合計 × 共通用建物対投資額比率		
共通用土地	共通用土地投資額Ⅱネットワーク設備投資額合計 × 共通用土地対投資額比率 × 共通用土地単価補正係数		
構築物	構築物投資額Ⅱ(機械室建物投資額 + 共通用建物投資額) × 構築物対投資額比率		
機械及び装置	機械及び装置投資額Ⅱネットワーク設備投資額合計 × 機械及び装置対投資額比率		
車両	車両投資額Ⅱネットワーク設備投資額合計 × 車両対投資額比率		
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品投資額Ⅱネットワーク設備投資額合計 × 工具、器具及び備品対投資額比率		
無形固定資産	無形固定資産投資額Ⅱネットワーク設備投資額合計 × 無形固定資産(ソフトウェア以外) 対投資額比率		

別表第2の2 (第6条関係) 正味固定資産価額算定に用いる数値

第1表

項目		数値	単位
メタルケーブル(小)	規格対数(1)	5	対
メタルケーブル(小)	規格対数(2)	10	対
メタルケーブル(小)	規格対数(3)	20	対
メタルケーブル(小)	規格対数(4)	30	対
メタルケーブル(小)	規格対数(5)	50	対
メタルケーブル(中)	規格対数(6)	100	対
メタルケーブル(中)	規格対数(7)	200	対
メタルケーブル(中)	規格対数(8)	400	対
メタルケーブル(中)	規格対数(9)	600	対
メタルケーブル(小)	規格対数(10)	800	対
メタルケーブル(小)	規格対数(11)	1,000	対
メタルケーブル(小)	規格対数(12)	1,200	対
メタルケーブル(小)	規格対数(13)	1,400	対
メタルケーブル(小)	規格対数(14)	1,600	対
メタルケーブル(小)	規格対数(15)	1,800	対
メタルケーブル(小)	規格対数(16)	2,000	対
メタルケーブル(小)	規格対数(17)	2,400	対
メタルケーブル(小)	規格対数(18)	3,000	対
メタルケーブル(中)	規格対数(1)	5	対
メタルケーブル(中)	規格対数(2)	10	対
メタルケーブル(中)	規格対数(3)	20	対
メタルケーブル(中)	規格対数(4)	30	対
メタルケーブル(中)	規格対数(5)	50	対
メタルケーブル(中)	規格対数(6)	100	対
メタルケーブル(中)	規格対数(7)	200	対
メタルケーブル(中)	規格対数(8)	400	対
メタルケーブル(中)	規格対数(9)	600	対

加入系光ケーブル最大規格心数 (架空)	200	心
加入系光ケーブル最大規格心数 (架空)	1,000	心
加入系光ケーブル最大規格対数 (架空)	200	対
加入系光ケーブル最大規格対数 (架空)	400	対
加入系光ケーブル最大規格対数 (架空)	400	対
加入系光ケーブル最大伝送距離	7	km
加入系光ケーブル最大伝送距離	4	km
加入系光ケーブル最大伝送距離	2	km
加入系光ケーブル最大伝送距離	31.25	
加入系光ケーブル最大伝送距離	4	
加入系光ケーブル最大伝送距離	0.026	
加入系光ケーブル最大伝送距離	0.035	km
加入系光ケーブル規格心数 (17)	1,000	心
加入系光ケーブル規格心数 (16)	800	心
加入系光ケーブル規格心数 (15)	600	心
加入系光ケーブル規格心数 (14)	500	心
加入系光ケーブル規格心数 (13)	400	心
加入系光ケーブル規格心数 (12)	300	心
加入系光ケーブル規格心数 (11)	200	心
加入系光ケーブル規格心数 (10)	160	心
加入系光ケーブル規格心数 (9)	120	心
加入系光ケーブル規格心数 (8)	100	心
加入系光ケーブル規格心数 (7)	80	心
加入系光ケーブル規格心数 (6)	60	心
加入系光ケーブル規格心数 (5)	40	心
加入系光ケーブル規格心数 (4)	32	心
加入系光ケーブル規格心数 (3)	24	心
加入系光ケーブル規格心数 (2)	16	心
加入系光ケーブル規格心数 (1)	8	心
加入系光ケーブル最大規格対数	600	対
加入系光ケーブル最大規格対数	1,200	対
加入系光ケーブル最大規格対数	3,000	対
加入系光ケーブル最大規格対数	600	対
加入系光ケーブル最大規格対数	400	対
加入系光ケーブル最大規格対数	200	対
加入系光ケーブル最大規格対数	100	対
加入系光ケーブル最大規格対数	50	対
加入系光ケーブル最大規格対数	30	対
加入系光ケーブル最大規格対数	20	対
加入系光ケーブル最大規格対数	10	対
加入系光ケーブル最大規格対数	5	対
加入系光ケーブル最大規格対数	1,200	対
加入系光ケーブル最大規格対数	1,000	対
加入系光ケーブル最大規格対数	800	対

加入系光ファイバケーブル径(5)	11	m
加入系光ファイバケーブル径(4)	11	m
加入系光ファイバケーブル径(3)	11	m
加入系光ファイバケーブル径(2)	11	m
加入系光ファイバケーブル径(1)	11	m
メタルケーブル(大)径(9)	70	m
メタルケーブル(大)径(8)	59	m
メタルケーブル(大)径(7)	43	m
メタルケーブル(大)径(6)	38	m
メタルケーブル(大)径(5)	34	m
メタルケーブル(大)径(4)	27	m
メタルケーブル(大)径(3)	23	m
メタルケーブル(大)径(2)	18	m
メタルケーブル(大)径(1)	14	m
メタルケーブル(中)径(12)	70	m
メタルケーブル(中)径(11)	67	m
メタルケーブル(中)径(10)	60	m
メタルケーブル(中)径(9)	53	m
メタルケーブル(中)径(8)	44	m
メタルケーブル(中)径(7)	33	m
メタルケーブル(中)径(6)	28	m
メタルケーブル(中)径(5)	21	m
メタルケーブル(中)径(4)	18	m
メタルケーブル(中)径(3)	16	m
メタルケーブル(中)径(2)	14	m
メタルケーブル(中)径(1)	13	m
メタルケーブル(小)径(18)	70	m
メタルケーブル(小)径(17)	63	m
メタルケーブル(小)径(16)	59	m
メタルケーブル(小)径(15)	56	m
メタルケーブル(小)径(14)	53	m
メタルケーブル(小)径(13)	50	m
メタルケーブル(小)径(12)	47	m
メタルケーブル(小)径(11)	43	m
メタルケーブル(小)径(10)	39	m
メタルケーブル(小)径(9)	35	m
メタルケーブル(小)径(8)	30	m
メタルケーブル(小)径(7)	23	m
メタルケーブル(小)径(6)	19	m
メタルケーブル(小)径(5)	16	m
メタルケーブル(小)径(4)	14	m
メタルケーブル(小)径(3)	12	m
メタルケーブル(小)径(2)	11	m
メタルケーブル(小)径(1)	11	m

加入系光ファイバケーブル径 (6)	1	1	m
加入系光ファイバケーブル径 (7)	1	3	m
加入系光ファイバケーブル径 (8)	1	3	m
加入系光ファイバケーブル径 (9)	1	5	m
加入系光ファイバケーブル径 (10)	1	5	m
加入系光ファイバケーブル径 (11)	1	7	m
加入系光ファイバケーブル径 (12)	1	9	m
加入系光ファイバケーブル径 (13)	2	3	m
加入系光ファイバケーブル径 (14)	2	3	m
加入系光ファイバケーブル径 (15)	2	3	m
加入系光ファイバケーブル径 (16)	2	3	m
加入系光ファイバケーブル径 (17)	3	0	m
インナーパイプ径 (外径) (1)	2	7	m
インナーパイプ径 (外径) (2)	3	6	m
インナーパイプ径 (外径) (3)	4	7	m
インナーパイプ径 (外径) (4)	5	6	m
インナーパイプ径 (内径) (1)	2	3	m
インナーパイプ径 (内径) (2)	3	2	m
インナーパイプ径 (内径) (3)	4	2	m
インナーパイプ径 (内径) (4)	4	0	m
インナーパイプ径 (空き径) (1)	3	3	m
インナーパイプ径 (空き径) (2)	2	2	m
インナーパイプ径 (空き径) (3)	3	3	m
インナーパイプ径 (空き径) (4)	1	3	m
予備管路あたり最大管路数	5	1	条
き線点遠隔収容装置最大収容電話回線数	2	3	回線
き線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	3	3	回線
き線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	4	4	回線
き線点遠隔収容装置当たり必要心数	7	4	心
き線点遠隔収容装置収容配線最大長	4	0	k
き線点遠隔収容装置設置最小回線数	0	9	回線
き線点遠隔収容装置収容率	0	9	回線
き線回線予備率	0	1	回線
配線光予備心線数	2	1	心
引込ビル数算定式二次係数	0	0	
引込ビル数算定式一次係数	0	3	
引込ビル数算定式定数	0	1	
き線点遠隔収容装置加入者交換機間中継伝送路年経費	1	0	円
き線管路総延長	1	2	k
自治体管路総延長	3	9	k
電線共同溝総延長	1	5	k
情報ボックス総延長	8	3	k
配線自治体管路適用率	0	2	
配線電線共同溝適用率	0	1	

配線情報ボックス適用率	0		
き線点遠隔収容装置帰属先局舎種別判別値	15,000		回線
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10		
時間帯パラメータ(アナログ電話)	1		
時間帯パラメータ(総合デジタル通信サービス)	1		
呼完了率(アナログ電話)	0.7		
呼完了率(総合デジタル通信サービス)	0.7		
加入者交換機最大収容回線数	96,500		回線
加入者交換機最大処理最繁時呼量	53,600		BHE
加入者交換機最大処理最繁時総呼量	800,000		BHCA
加入者交換機低速バス	1.5M		
リンク当たり信号数	240		信号数/リンク
中継区域内中継交換機渡り回線通過率	0.5		
信号区域間リンク分散数	2		数
信号用中継交換機当たり最大リンク数	1,056		リンク/ST
信号用中継交換機対当たり渡りリンク数	8		リンク/ST
信号用中継交換機対当たり処理信号数	56,320		P 信号数/ST
加入者交換機/局設置遠隔収容装置判別値	12,000		回線
同一単位料金区域当たり電話遠隔収容装置収容最大回線数	12,000		回線
局設置簡易遠隔収容装置最大収容回線数	512		回線/台
局設置簡易遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23		回線/台
局設置簡易遠隔収容装置最大収容高速専用回線数	3		回線/台
局設置遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	2,900		回線/台
局設置簡易遠隔収容装置使用最大回線数	512		回線
専用6Mバス収容回線数(低速)	96		回線/6Mパ
専用6Mバス収容回線数(高速メタル)	48		回線/6Mパ
専用6Mバス収容回線数(高速光)	4		回線/6Mパ
総合デジタル通信サービス6Mバス収容回線数	48		回線/6Mパ
クロック供給装置—1S架当たり最大クロック分配数	120		ス 回線/6Mパ
クロック供給装置—1G基本架当たり最大クロック分配数	400		架 クロック数/
クロック供給装置—1S架収容率(遠隔収容装置設置局)	0.8		
クロック供給装置—1G架収容率(加入者交換機設置局)	0.8		
クロック供給装置—1G架収容率(中継交換機設置局)	0.8		
中間中継伝送装置平均距離(52M)	30		km

中間中継伝送装置平均距離 (156 M)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (600 M)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (2.4 G)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (10 G)	30	k m
加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフェース装置最大搭載数	6	I F / 台
加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフェース装置最大収容システム数	16	s y s (R S B M F) /
加入者系半固定バス伝送装置局内インタフェース装置最大搭載数	1,792	I F / 台
加入者系半固定バス伝送装置局内インタフェース装置最大収容システム数	8	I F / 台
加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数	16	s y s / 装置
加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス最大収容回線数	4	装置 / 台
加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり総合デジタル通信サービス最大収容回線数	60	回線
加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり低速専用線最大収容回線数	96	回線
加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり高速専用線最大収容回線数	48	回線
中継交換機最大処理最繁時呼量	104,000	64 k チャネル / ユニット
中継交換機最大処理最繁時総呼数	53,600	B H E / ユニット
中継系電柱距離	800,000	B H C A / ユニット
中継系管路当たり最大ケーブル条数	0.035	k m
チャネル切上単位 (1.5 M)	24	ケーブル条数 / 管路
チャネル切上単位 (2 M)	30	
チャネル切上単位 (6 M)	96	
チャネル切上単位 (8 M)	120	
チャネル切上単位 (52 M)	672	
収容52 Mパス数 (156 M)	3	
収容52 Mパス数 (600 M)	12	
収容52 Mパス数 (2.4 G)	48	
収容52 Mパス数 (10 G)	192	
インタフェース当たりハイウェイ数 (1.5 M)	4	H W / I F
インタフェース当たりハイウェイ数 (6 M)	2	H W / I F
インタフェース当たりハイウェイ数 (2 M)	8	H W / I F
インタフェース当たりハイウェイ数 (8 M)	2	H W / I F
ユニット当たり局間インタフェース数 (多重変換装置52 M)	3	システム / ユニット

架当たり5.2Mインタフェース数(高速終端中継伝送装置2.4G)	4	8	架	5.2M I F /
架当たり1.56Mインタフェース数(分岐挿入伝送装置2.4G)	4	8	架	1.56M I F /
架当たり1.56Mインタフェース数(分岐挿入伝送装置1.0G)	1	4	架	1.56M I F /
局間インタフェース当たり心線数(多重変換装置5.2M)	4		心線 / I F	
局間インタフェース当たり心線数(多重変換装置1.56M)	4		心線 / I F	
局間インタフェース当たり心線数(高速終端中継伝送装置1.56M)	4		心線 / I F	
局間インタフェース当たり心線数(高速終端中継伝送装置6.00M)	4		心線 / I F	
局間インタフェース当たり心線数(高速終端中継伝送装置2.4G)	4		心線 / I F	
ユニット当たり心線数(電話遠隔収容装置小)	4		心線 / ユニツ	
ユニット当たり心線数(電話遠隔収容装置大)	4		心線 / ユニツ	
き線点遠隔収容装置当たり心線数	4		心線 / き線点	
回線当たり心線数(第二種総合デジタル通信サービス)	2		心線 / 回線	
回線当たり心線数(高速光専用線)	2		心線 / 回線	
局間インタフェース当たり心線数(分岐挿入伝送装置6.00M)	4		心線 / I F	
局間インタフェース当たり心線数(分岐挿入伝送装置2.4G)	4		心線 / I F	
局間インタフェース当たり心線数(分岐挿入伝送装置1.0G)	4		心線 / I F	
主配線盤回線収容率	0	965		
光ケーブル成端架収容率	0	965		
電話遠隔収容装置回線収容率	0	965		
加入者交換機回線収容率	0	965		
電話遠隔収容装置集線率	8			
伝送装置収容率	0	8		
伝送装置共用比率(ATM系、ADSL地域IP)	1	8		
伝送装置共用比率(光地域IP)	0			
中継交換機側架収容率多重変換装置5.2Mパス単位	0	8		
中継交換機側架収容率システム単位(1.56M)	0	8		
中継交換機側架収容率システム単位(6.00M)	0	8		
中継交換機側架収容率システム単位(2.4G)	0	8		
中間中継伝送装置架収容率(5.2M)	0	8		
中間中継伝送装置架収容率(1.56M)	0	8		
中間中継伝送装置架収容率(6.00M)	0	8		
中間中継伝送装置架収容率(2.4G)	0	8		
中継系光ケーブル規格心数(1)	8		心	
中継系光ケーブル規格心数(2)	16		心	
中継系光ケーブル規格心数(3)	24		心	
中継系光ケーブル規格心数(4)	32		心	
中継系光ケーブル規格心数(5)	40		心	
中継系光ケーブル規格心数(6)	60		心	

電話遠隔收容装置單位面積最大收容回線數	2,560	回線
電話遠隔收容装置單位面積	4,68	m ²
電話遠隔收容装置基本部面積	4,68	m ²
電話遠隔收容装置單位電流最大收容回線數	2,560	回線
電話遠隔收容装置單位電流	28	A
中継交換機最大搭載中継インタフェース數	165	
加入者交換機最大搭載中継インタフェース數	54	
衛星送受信装置架当たり最大收容回線數	298	回線/架
時分割多元接続装置架当たり最大收容回線數	298	回線/架
トランスポンダ当たり最大接続可能回線數	149	回線/トランスポンダ
海底用中間中継伝送装置規格收容システム數	4	システム
海底用中間中継伝送装置最大規格收容システム數	4	システム
混在收容時効率低下係數(加入者交換機)	1	
混在收容時効率低下係數(遠隔收容装置)	1	
中継系最大規格心線數	300	心
最大アンテナ搭載數	12	個
ルート当たりアンテナ數	3	個
架当たりユニット數(無線送受信装置)	0.8	
クロック供給装置1S架收容率(無線単独局)	5	ユニット/架
無線送受信装置ユニット当たり最大收容52Mパス數	1	ユニット
架当たりユニット數(変復調回線切替装置)	4	ユニット/架
変復調回線切替装置ユニット当たり最大收容52Mパス數	1	ユニット
無中継光ケーブル規格心線數(7)	100	心
無中継光ケーブル規格心線數(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線數(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線數(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線數(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線數(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線數(1)	16	心
有中継光ケーブル最大規格心線數	100	心
有中継光ケーブル最大規格心線數	8	心
有中継光ケーブル最大規格心線數	8	心
有中継光ケーブル最大規格心線數	8	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km
中継系予備心線數	4	心
中継系光ケーブル規格心數(12)	300	心
中継系光ケーブル規格心數(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心數(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心數(9)	120	心
中継系光ケーブル規格心數(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心數(7)	80	心

分岐挿入伝送装置2. 4Gユニット電流	3.2	A/ユニット
分岐挿入伝送装置2. 4G架面積	2	m ² /架
分岐挿入伝送装置2. 4G1アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置10G基本部電流	0	A/台
分岐挿入伝送装置10Gユニット電流	5.5	A/ユニット
分岐挿入伝送装置10G架面積	2	m ² /架
分岐挿入伝送装置10G1アイランド最大架数	1	架
クロック供給装置1S架面積	1.44	A/架
クロック供給装置1S架面積	1.44	m ² /架
クロック供給装置1G架面積	4	A/架
クロック供給装置1G架面積	1.44	m ² /架
中間中継伝送装置(52M)基本部電流	7.1	A/架
中間中継伝送装置(156M)基本部電流	19.6	A/架
中間中継伝送装置(600M)基本部電流	30.7	A/架
中間中継伝送装置(2.4G)基本部電流	20	A/架
中間中継伝送装置架面積	1.6	m ² /架
信号用中継交換機基本部電流	12.7	A/台
信号用中継交換機收容架単位電流	67	A
信号用中継交換機收容架単位電流	480	リンク
信号用中継交換機A/C電流	0.16	A/台
信号用中継交換機基本部面積	0	m ² /台
信号用中継交換機收容架単位面積	1.5	m ²
信号用中継交換機收容架単位面積最大收容リンク数(48K換算)	480	リンク
交換機の端子収容率	0.965	
1万端子当たりの必要主配線盤長	2.52	m
作業スペース込みの主配線盤幅	3.9	m
加入者系半固定バス伝送装置単位電流	27.12	A
加入者系半固定バス伝送装置単位電流最大收容端子数	14,336	端子
加入者系半固定バス伝送装置架面積	1.6	m ²
加入者系半固定バス伝送装置架面積最大收容端子数	14,336	端子
光ケーブル成端架単位面積(大)	1.2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大收容端子数(大)	2,000	端子
光ケーブル成端架単位面積(小1)	1	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大收容端子数(小1)	128	端子
光ケーブル成端架単位面積(小2)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大收容端子数(小2)	256	端子
光ケーブル成端架架面積(中)	2	m ²
光ケーブル成端架架面積最大收容端子数(中)	389	端子
オペレーション設備(総合監視)設置局数	11	局
オペレーション設備(試験受付)設置局数	47	局
オペレーション設備(総合監視)単位面積当たりA/C電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備(試験受付)単位面積当たりA/C電流	0.8	A/m ²

オペレーション設備（総合監視）面積	505	m ²
オペレーション設備（試験受付）面積	432	m ²
海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流	0.92	A/台
海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積	1.44	m ²
変復調回線切替装置単位電流	1.7	A/台
変復調回線切替装置単位面積	1.92	m ² /架
無線送受信装置単位電流	0.5	A/台
無線送受信装置単位面積	1.44	m ² /架
地上鉄塔土地面積	144	m ²
発熱量換算係数	860	kcal/k
空調設備1台当たりの能力(1)	48,151	kcal/台
空調設備1台当たりの能力(2)	19,261	kcal/台
空調設備1台当たりの電力容量(1)	18.54	kVA
空調設備1台当たりの電力容量(2)	5.6	kVA
空調設備単位面積(1)	3.43	m ²
空調設備単位面積(2)	0.67	m ²
整流器1ユニット当たり最大電流	100	A/ユニット
整流装置1系統当たり最大電流	800	A/系統
整流装置基本収容可能整流器数	4	個/架
整流装置増設架収容可能整流器数	4	個/架
整流装置総合効率	0.87	
整流装置基本部面積	10	m ² /架
整流装置増設架面積	2	m ² /架
直流電圧値	48	V
警察消防用回線1回線当たりの消費電流	0.484375	A/回線
直流変換電源装置1架最大電流	80	A/架
直流変換電源装置単位面積	5	m ² /架
人力変換効率	0.85	
交流無停電電源装置規定出力容量(1)	1	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(2)	3	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(3)	5	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(4)	7	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(5)	10	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(6)	15	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(7)	20	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(8)	30	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(9)	50	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(10)	75	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(11)	100	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(12)	200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(13)	250	kVA

交流無停電電源装置規定出力容量(14)	3000	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(15)	4000	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(16)	5000	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(17)	6000	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(18)	8000	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(19)	1,0000	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(20)	1,2000	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(21)	1,5000	kVA
交流無停電電源装置所要面積(1)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(2)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(3)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(4)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(5)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(6)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(7)	8	m ²
交流無停電電源装置所要面積(8)	8	m ²
交流無停電電源装置所要面積(9)	8	m ²
交流無停電電源装置所要面積(10)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(11)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(12)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(13)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(14)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(15)	30	m ²
交流無停電電源装置所要面積(16)	30	m ²
交流無停電電源装置所要面積(17)	20	m ²
交流無停電電源装置所要面積(18)	30	m ²
交流無停電電源装置所要面積(19)	50	m ²
交流無停電電源装置所要面積(20)	40	m ²
交流無停電電源装置所要面積(21)	50	m ²
交流無停電電源装置総合効率	0.88	
交流無停電電源装置(100V)直流部電圧	0.88	
交流無停電電源装置(200V)直流部電圧	0.87	
蓄電池容量算出係数(交換機設置局 整流装置用、保持時間…3時間)	0.88	kV
蓄電池容量算出係数(交換機設置局 交流無停電電源装置用、保持時間…3時間)	5.8	kV
蓄電池容量算出係数(遠隔收容装置設置局及びR T-B O X (局設置簡易遠隔收容装置設置局を除く。)(作業員の到着に1.5時間以上を要するもの及び災害対策の強化を目的とするものを除く。)、保持時間…10時間)	12.6	kV
蓄電池容量算出係数(遠隔收容装置設置局及びR T-B O X (局設置簡易遠隔收容装置設置局を除く。)(作業員の到着に1.5時間以上を要するものに限る。)、保持時間…18時間)	21.7	kV
蓄電池容量算出係数(遠隔收容装置設置局及びR T-B O X (局設置簡易遠隔收容装置設置局を除く。)(災害対策の強化を目的とするものに限る。)、保持時間…36時間)	39.7	kV

蓄電池容量算出係数(局設置簡易遠隔收容装置設置局(作業員の到着に1.5時間以上を要するもの及び災害対策の強化を目的とするものを除く。)、保持時間…2時間)			5.0	AH/A
蓄電池容量算出係数(局設置簡易遠隔收容装置設置局(作業員の到着に1.5時間以上を要するものに限る。)、保持時間…10時間)			15.3	AH/A
蓄電池容量算出係数(局設置簡易遠隔收容装置設置局(災害対策の強化を目的とするものに限る。)、保持時間…28時間)			33.3	AH/A
整流装置用蓄電池規定容量(1)		2000		AH
整流装置用蓄電池規定容量(2)		3000		AH
整流装置用蓄電池規定容量(3)		5000		AH
整流装置用蓄電池規定容量(4)		1,000		AH
整流装置用蓄電池規定容量(5)		1,500		AH
整流装置用蓄電池規定容量(6)		2,000		AH
整流装置用蓄電池規定容量(7)		3,000		AH
整流装置用蓄電池規定容量(8)		3,000		AH
整流装置用蓄電池規定容量(9)		5,000		AH
整流装置用蓄電池規定容量(10)		6,000		AH
整流装置用蓄電池所要面積(1)		5		m ²
整流装置用蓄電池所要面積(2)		6		m ²
整流装置用蓄電池所要面積(3)		5		m ²
整流装置用蓄電池所要面積(4)		8		m ²
整流装置用蓄電池所要面積(5)		11		m ²
整流装置用蓄電池所要面積(6)		13		m ²
整流装置用蓄電池所要面積(7)		15		m ²
整流装置用蓄電池所要面積(8)		18		m ²
整流装置用蓄電池所要面積(9)		22		m ²
整流装置用蓄電池所要面積(10)		23		m ²
交流無停電電源装置(100V)用蓄電池規定容量(1)		50		AH
交流無停電電源装置(100V)用蓄電池規定容量(2)		100		AH
交流無停電電源装置(100V)用蓄電池規定容量(3)		200		AH
交流無停電電源装置(100V)用蓄電池規定容量(4)		300		AH
交流無停電電源装置(100V)用蓄電池規定容量(5)		500		AH
交流無停電電源装置(100V)用蓄電池規定容量(6)		1,000		AH
交流無停電電源装置(100V)用蓄電池規定容量(7)		1,500		AH
交流無停電電源装置(100V)用蓄電池規定容量(8)		2,000		AH
交流無停電電源装置(100V)用蓄電池規定容量(9)		3,000		AH
交流無停電電源装置(100V)用蓄電池所要面積(1)		3,000		m ²
交流無停電電源装置(100V)用蓄電池所要面積(2)		8		m ²
交流無停電電源装置(100V)用蓄電池所要面積(3)		8		m ²
交流無停電電源装置(100V)用蓄電池所要面積(4)		9		m ²
交流無停電電源装置(100V)用蓄電池所要面積(5)		8		m ²
交流無停電電源装置(100V)用蓄電池所要面積(6)		13		m ²
交流無停電電源装置(100V)用蓄電池所要面積(7)		18		m ²
交流無停電電源装置(100V)用蓄電池所要面積(8)		21		m ²

発電装置所要面積 (13)	7 2	m ²
発電装置所要面積 (12)	7 2	m ²
発電装置所要面積 (11)	7 2	m ²
発電装置所要面積 (10)	7 2	m ²
発電装置所要面積 (9)	5 4	m ²
発電装置所要面積 (8)	5 4	m ²
発電装置所要面積 (7)	5 4	m ²
発電装置所要面積 (6)	3 6	m ²
発電装置所要面積 (5)	3 6	m ²
発電装置所要面積 (4)	3 6	m ²
発電装置所要面積 (3)	3 6	m ²
発電装置所要面積 (2)	3 6	m ²
発電装置所要面積 (1)	3 6	m ²
発電装置規定容量 (19)	3, 1 2 5	kV A
発電装置規定容量 (18)	2, 0 0 0	kV A
発電装置規定容量 (17)	1, 7 5 0	kV A
発電装置規定容量 (16)	1, 5 0 0	kV A
発電装置規定容量 (15)	1, 0 0 0	kV A
発電装置規定容量 (14)	7 5 0	kV A
発電装置規定容量 (13)	6 2 5	kV A
発電装置規定容量 (12)	5 0 0	kV A
発電装置規定容量 (11)	3 7 5	kV A
発電装置規定容量 (10)	3 0 0	kV A
発電装置規定容量 (9)	2 5 0	kV A
発電装置規定容量 (8)	2 0 0	kV A
発電装置規定容量 (7)	1 5 0	kV A
発電装置規定容量 (6)	1 0 0	kV A
発電装置規定容量 (5)	7 5	kV A
発電装置規定容量 (4)	5 0	kV A
発電装置規定容量 (3)	3 7 5	kV A
発電装置規定容量 (2)	2 0	kV A
発電装置規定容量 (1)	1 0	kV A
受電装置更改面積 (9)	2 1 2	m ²
受電装置更改面積 (8)	5 4	m ²
受電装置更改面積 (7)	5 2	m ²
受電装置更改面積 (6)	3 7	m ²
受電装置更改面積 (5)	3 5	m ²
受電装置更改面積 (4)	3 2	m ²
受電装置更改面積 (3)	2 5	m ²
受電装置更改面積 (2)	2 5	m ²

時分割多元接続装置架単位電流		9.5	A/架
駐車スペース面積	21	m ²	
RT-BOX土地面積	75	m ²	
駐車スペース等土地面積	90	m ²	
平屋局舎容積率	100	%	
複数階局舎容積率	400	%	
可搬型発動発電機設置台数 (11)	1	台	
可搬型発動発電機設置台数 (10)	0	台	
可搬型発動発電機設置台数 (9)	0	台	
可搬型発動発電機設置台数 (8)	0	台	
可搬型発動発電機設置台数 (7)	0	台	
可搬型発動発電機設置台数 (6)	2	台	
可搬型発動発電機設置台数 (5)	2	台	
可搬型発動発電機設置台数 (4)	0	台	
可搬型発動発電機設置台数 (3)	6	台	
可搬型発動発電機設置台数 (2)	29	台	
可搬型発動発電機設置台数 (1)	0	台	
可搬型発動発電機規定容量 (11)	11	kVA	
可搬型発動発電機規定容量 (10)	10	kVA	
可搬型発動発電機規定容量 (9)	9	kVA	
可搬型発動発電機規定容量 (8)	8	kVA	
可搬型発動発電機規定容量 (7)	7	kVA	
可搬型発動発電機規定容量 (6)	6	kVA	
可搬型発動発電機規定容量 (5)	5	kVA	
可搬型発動発電機規定容量 (4)	4	kVA	
可搬型発動発電機規定容量 (3)	3	kVA	
可搬型発動発電機規定容量 (2)	2	kVA	
可搬型発動発電機規定容量 (1)	1	kVA	
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積 (RT-BOX) (3)	9	m ²	
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積 (RT-BOX) (2)	9	m ²	
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積 (RT-BOX) (1)	9	m ²	
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流 (遠隔收容装置設置局)	37.5	A	
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流 (RT-BOX) (1)	150	A	
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流 (RT-BOX) (2)	50	A	
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流 (RT-BOX) (3)	100	A	
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積 (遠隔收容装置設置局)	7	m ²	
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積 (RT-BOX) (1)	9	m ²	
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積 (RT-BOX) (2)	9	m ²	
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積 (RT-BOX) (3)	9	m ²	
発電装置所要面積 (19)	108	m ²	
発電装置所要面積 (18)	108	m ²	
発電装置所要面積 (17)	108	m ²	
発電装置所要面積 (16)	108	m ²	
発電装置所要面積 (15)	108	m ²	
発電装置所要面積 (14)	72	m ²	

時分割多元接続装置架単位面積	1.44	m ² /架
衛星送受信装置架単位電流	36.7	A/架
衛星送受信装置架単位面積	1.44	m ² /架
衛星回線制御装置架単位電流	210.5	A/架
衛星回線制御装置架単位面積	16.38	m ² /架
土地単価時価補正係数	0.7	
土地単価時点補正係数(北海道)	0.9372	
土地単価時点補正係数(青森県)	0.6723	
土地単価時点補正係数(岩手県)	0.7125	
土地単価時点補正係数(宮城県)	1.1305	
土地単価時点補正係数(秋田県)	0.6269	
土地単価時点補正係数(山形県)	0.7561	
土地単価時点補正係数(福島県)	0.8232	
土地単価時点補正係数(茨城県)	0.7157	
土地単価時点補正係数(栃木県)	0.7236	
土地単価時点補正係数(群馬県)	0.7276	
土地単価時点補正係数(埼玉県)	0.9031	
土地単価時点補正係数(千葉県)	0.9441	
土地単価時点補正係数(東京都)	1.1041	
土地単価時点補正係数(神奈川県)	0.9517	
土地単価時点補正係数(新潟県)	0.7519	
土地単価時点補正係数(富山県)	0.8261	
土地単価時点補正係数(石川県)	0.8081	
土地単価時点補正係数(福井県)	0.7037	
土地単価時点補正係数(山梨県)	0.7464	
土地単価時点補正係数(長野県)	0.7577	
土地単価時点補正係数(岐阜県)	0.7920	
土地単価時点補正係数(静岡県)	0.8206	
土地単価時点補正係数(愛知県)	1.0368	
土地単価時点補正係数(三重県)	0.7798	
土地単価時点補正係数(滋賀県)	0.8572	
土地単価時点補正係数(京都府)	0.9713	
土地単価時点補正係数(大阪府)	0.9429	
土地単価時点補正係数(兵庫県)	0.8952	
土地単価時点補正係数(奈良県)	0.8323	
土地単価時点補正係数(和歌山県)	0.6755	
土地単価時点補正係数(鳥取県)	0.6703	
土地単価時点補正係数(島根県)	0.7259	
土地単価時点補正係数(岡山県)	0.8331	
土地単価時点補正係数(広島県)	0.8623	
土地単価時点補正係数(山口県)	0.7236	
土地単価時点補正係数(徳島県)	0.6329	
土地単価時点補正係数(香川県)	0.6927	

土地単価時点補正係数(愛媛県)	0.7401	
土地単価時点補正係数(高知県)	0.6037	
土地単価時点補正係数(福岡県)	0.636	
土地単価時点補正係数(佐賀県)	0.7567	
土地単価時点補正係数(長崎県)	0.7946	
土地単価時点補正係数(熊本県)	0.9062	
土地単価時点補正係数(大分県)	0.8159	
土地単価時点補正係数(宮崎県)	0.7928	
土地単価時点補正係数(鹿児島県)	0.6931	
土地単価時点補正係数(沖縄県)	0.3032	
監視設備(総合監視) 対投資額比率	0.001501	
監視設備(加入者交換機) 対投資額比率	0.05643	
監視設備(中継交換機) 対投資額比率	0.07811	
監視設備(市内線路) 対投資額比率	0.03659	
監視設備(伝送無線機械) 対投資額比率	0.09972	
共用建物 対投資額比率	0.01077	
共用土地 対投資額比率	0.06779	
共用土地単価補正係数	1	
構築物 対投資額比率	0.06675	
機械及び装置 対投資額比率	0.006728	
車両 対投資額比率	0.001275	
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.006621	
無形固定資産(交換機ソフトウェア) 対投資額比率	0.02356	
無形固定資産(その他の無形固定資産) 対投資額比率	0.004236	
第2表		
項目	数値	単位
メタルケーブル(小) 規格対数(1)	5	対
メタルケーブル(小) 規格対数(2)	10	対
メタルケーブル(小) 規格対数(3)	20	対
メタルケーブル(小) 規格対数(4)	30	対
メタルケーブル(小) 規格対数(5)	50	対
メタルケーブル(小) 規格対数(6)	100	対
メタルケーブル(小) 規格対数(7)	200	対
メタルケーブル(小) 規格対数(8)	400	対
メタルケーブル(小) 規格対数(9)	600	対
メタルケーブル(小) 規格対数(10)	800	対
メタルケーブル(小) 規格対数(11)	1,000	対
メタルケーブル(小) 規格対数(12)	1,200	対
メタルケーブル(小) 規格対数(13)	1,400	対
メタルケーブル(小) 規格対数(14)	1,600	対
メタルケーブル(小) 規格対数(15)	1,800	対
メタルケーブル(小) 規格対数(16)	2,000	対
メタルケーブル(小) 規格対数(17)	2,400	対

配線光予備心線数	2	心
き線回線予備率	0.116	
き線点遠隔収容装置収容率	0.965	
き線点遠隔収容装置設置最小回線数	400	回線
き線点遠隔収容装置設置最大回線数	7	k
き線点遠隔収容装置当たり必要心数	4	心
き線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線
き線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線
予備管路当たり最大管路数	512	回線
インナーパイプ径(空き径)(4)	13	条
インナーパイプ径(空き径)(3)	22	m
インナーパイプ径(空き径)(2)	33	m
インナーパイプ径(空き径)(1)	42	m
インナーパイプ径(内径)(4)	40	m
インナーパイプ径(内径)(3)	32	m
インナーパイプ径(内径)(2)	23	m
インナーパイプ径(内径)(1)	14	m
インナーパイプ径(外径)(4)	56	m
インナーパイプ径(外径)(3)	47	m
インナーパイプ径(外径)(2)	36	m
インナーパイプ径(外径)(1)	27	m
加入系光ファイバケーブル径(17)	30	m
加入系光ファイバケーブル径(16)	23	m
加入系光ファイバケーブル径(15)	23	m
加入系光ファイバケーブル径(14)	23	m
加入系光ファイバケーブル径(13)	19	m
加入系光ファイバケーブル径(12)	19	m
加入系光ファイバケーブル径(11)	17	m
加入系光ファイバケーブル径(10)	15	m
加入系光ファイバケーブル径(9)	15	m
加入系光ファイバケーブル径(8)	13	m
加入系光ファイバケーブル径(7)	13	m
加入系光ファイバケーブル径(6)	11	m
加入系光ファイバケーブル径(5)	11	m
加入系光ファイバケーブル径(4)	11	m
加入系光ファイバケーブル径(3)	11	m
加入系光ファイバケーブル径(2)	11	m
加入系光ファイバケーブル径(1)	11	m
メタルケーブル(大)径(9)	70	m
メタルケーブル(大)径(8)	59	m
メタルケーブル(大)径(7)	43	m
メタルケーブル(大)径(6)	38	m
メタルケーブル(大)径(5)	34	m

引込ビル数算定式二次係数	10.00000007	
引込ビル数算定式一次係数	0.0319	
引込ビル数算定式定数	0	
き線管路総延長	120,474	km
自治体管路総延長	39	km
電線共同溝総延長	1,558	km
情報ボックス総延長	8,335	km
配線自治体管路適用率	0.02275	
配線電線共同溝適用率	0.10725	
配線情報ボックス適用率	0	
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10	
時間帯パラメータ(アナログ電話)	1	
時間帯パラメータ(総合デジタル通信サービス)	1	
時間帯パラメータ(光IP電話)	1	
呼完了率(アナログ電話)	0.7	
呼完了率(総合デジタル通信サービス)	0.7	
呼完了率(光IP電話)	0.7	
1接続当たり音声帯域	105	kbps
1接続1秒当たり音声パケット数	100	pps
QoS制御係数	1.26	
6Mbps当たり帯域	6	Mbps
IPデータ系Mbps当たりパケット数	177	pps/Mb
メタル回線収容装置アナログ電話用ボード当たり最大収容回線数	24	回線/ボード
メタル回線収容装置第一種総合デジタル通信サービス用ボード当たり最大収容回線数	8	回線/ボード
メタル回線収容装置第二種総合デジタル通信サービス用ボード当たり最大収容回線数	1	回線/ボード
メタル回線収容装置アナログ電話用ボード当たり占有スロット数	1	スロット/ボード
メタル回線収容装置第一種総合デジタル通信サービス用ボード当たり占有スロット数	1	スロット/ボード
メタル回線収容装置第二種総合デジタル通信サービス用ボード当たり占有スロット数	2	スロット/ボード
メタル回線収容装置1ユニット当たり最大収容スロット数	28	スロット/ユニット
メタル回線収容装置1ユニット当たり100Mインタフェース数	4	IF/ユニット
メタル回線収容装置回線収容率	0.9	
メタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数	48	IF/ユニット
メタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり最大処理Mbps数	77.37	Mbps/ユニット
メタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり最大収容ルータ接続数	1	ユニット/ユニット
メタル回線収容装置ポート収容率	0.875	

メタル回線収容装置用 L2SW 収容率	1		1
メタル回線収容装置用 L2SW 冗長化係数	2		ユニット
音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大インタフェース数	26		IF / ユニツ
音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁時帯域	44,000		Mbps / ユ
音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁時パケット数	65		Mpps / ユ
音声収容ルータ収容率	0.9		ニット
音声収容ルータ冗長化係数	2		ユニット
共用収容ルータ 1G ボード当たり最大収容インタフェース数	26		IF / ボード
共用収容ルータ 10G ボード当たり最大収容インタフェース数	2		IF / ボード
共用収容ルータ 1 ユニット当たり最大 1G ボード数	1		ボード / ユニ
共用収容ルータ 1 ユニット当たり最大 10G ボード数	1		ット
共用収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁時帯域	800,000		Mbps / ユ
共用コアルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁時パケット数	600		Mpps / ユ
専用 6M パス収容回線数 (高速メタル)	48		回線 / 6M パ
専用 6M パス収容回線数 (低速度)	96		回線 / 6M パ
共用収容ルータ収容率	0.8		ニット
共用収容ルータ間渡り 10G ポート数	1		ポート / ユニ
共用収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁時帯域	44,000		Mbps / ユ
共用収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁時パケット数	65		Mpps / ユ
専用 6M パス収容回線数 (高速メタル)	48		回線 / 6M パ
専用 6M パス収容回線数 (低速度)	96		回線 / 6M パ
中間中継伝送装置平均距離 (CWD M)	80		km
中間中継伝送装置平均距離 (PTN)	80		km
コア局用 L2SW 1 ユニット当たり最大収容インタフェース数	48		IF / ユニツ
コア局用 L2SW 冗長化係数	2		ユニット
共用コアルータ 10G ボード当たり最大収容インタフェース数	40		IF / ボード
共用コアルータ 100G ボード当たり最大収容インタフェース数	4		IF / ボード
共用コアルータ 1 ユニット当たり最大 10G ボード数	1		ボード / ユニ
共用コアルータ 1 ユニット当たり最大 100G ボード数	1		ット

共用コアルータ収容率	0.8	ト
CS1ユニット当たり最大処理回線数	260,000	回線/ユニッ
CS収容率	1	ト
CS冗長化係数	2	ユニット
CS用DB1ユニット当たり最大処理最繁時呼数	2,190,000	BHCA/ユ
CS用DB収容率	1	ニット
CS用DB冗長化係数	2	ユニット
関門系ルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数	48	IF/ボード
関門系ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数	2	ボード/ユニ
関門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時帯域	705,000	Mbps/ユ
関門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時パケット数	367	Mpps/ユ
関門系ルータ収容率	0.6	ニット
相互接続局用L2SW予備1Gインタフェース数	3	IF
相互接続局用L2SW予備10Gインタフェース数	1	IF
相互接続局用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数	40	IF/ユニッ
SBC呼処理部1ユニット当たり最大処理最繁時呼数	0	BHCA/ユ
SBCセッション管理部1ユニット当たり最大処理同時接続数	0	ニット
SBC1ユニット当たり最大処理セッション数	15,000	回線数/ユニ
SBC収容率	0.8	ニット
ENUMクエリ対最繁時呼数比率	1	セッション/
ENUMサーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数	97,200,000	ユニット
ENUMクエリ対最繁時呼数比率	1	クエリ/ユニ
DNSサーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数	97,200,000	クエリ/ユニ
ENUM・DNS共通サーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数	0	クエリ/ユニ
ENUMサーバ収容率	0.8	ット
DNSサーバ収容率	0.8	ット
中継系電柱間隔	0.035	km
中継系管路当たり最大ケーブル条数	2	ケーブル条数
チャンネル切上単位(52M)	672	管路

架当たり回線数(主配線盤)	150,000	回線/架
架当たり心線数(光ケーブル成端架大)	2,000	心線/架
架当たり心線数(光ケーブル成端架中)	389	心線/架
架当たり心線数(光ケーブル成端架小1)	128	心線/架
架当たり心線数(光ケーブル成端架小2)	256	心線/架
CWDM低速10Gカード当たり最大収容インタフェース数	1	IF/カード
CWDM低速STM-1カード当たり最大収容STM-1インタフェース数	4	IF/カード
CWDM高速インタフェース最大波長数	8	波長/IF
CWDM1ユニット当たり心線数	1	心/ユニット
PTN2・4G高速インタフェース最大容量	24	Gbps
PTN10G高速インタフェース最大容量	10	Gbps
PTN1リング当たり高速インタフェース数	2	IF/リング
PTN1ユニット当たり最大高速インタフェース数	4	IF/ユニット
PTN高速インタフェース当たり心線数	2	心/IF
PTN低速混在インタフェースボード最大STM-1ポート数	4	STM-1ポート/混在ボード
PTN低速混在インタフェースボード最大1Gポート数	8	1Gポート/混在ボード
PTN1ユニット当たり最大低速インタフェースボード数	2	ボード/ユニット
PTN冗長化係数	2	ユニット
伝送装置収容率	1	
伝送装置ポート収容率	1	
1Gポート最大Mbps	1,000	Mbps/ポート
10Gポート最大Mbps	10,000	Mbps/ポート
100Gポート最大Mbps	100,000	Mbps/ポート
STM-1ポート最大Mbps	156	Mbps/ポート
回線当たり心線数(第二種総合デジタル通信サービス)	2	心線/回線
回線当たり心線数(高速光専用線)	2	心線/回線
回線当たり心線数(光地域IPデータ回線)	1	心線/回線
主配線盤回線収容率	0.965	
光ケーブル成端架収容率	0.965	
中継系光ケーブル規格心数(1)	8	心
中継系光ケーブル規格心数(2)	16	心
中継系光ケーブル規格心数(3)	24	心
中継系光ケーブル規格心数(4)	32	心
中継系光ケーブル規格心数(5)	40	心
中継系光ケーブル規格心数(6)	60	心

中継系光ケーブル規格心数(7)	80	心
中継系光ケーブル規格心数(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心数(9)	120	心
中継系光ケーブル規格心数(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心数(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心数(12)	300	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km
有中継光ケーブル最大規格心線数	8	心
無中継光ケーブル最大規格心線数	100	心
無中継光ケーブル規格心線数(1)	16	心
無中継光ケーブル規格心線数(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線数(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	100	心
52Mbps当たり帯域	52	Mbps
変復調回線切替装置1ユニット当たり最大収容52Mbps数	1	52Mbps/ユニット
架当たりユニット数(変復調回線切替装置)	4	ユニット/架
無線送受信装置1ユニット当たり最大収容52Mbps数	1	52Mbps/ユニット
架当たりユニット数(無線送受信装置)	5	ユニット/架
ルート当たりアンテナ数	3	個
最大アンテナ搭載数	12	個
中継系最大規格心線数	300	心
トランスボンダ当たり最大接続可能回線数	149	回線/トランスボンダ
時分割多元接続装置当たり最大収容回線数	298	回線/架
衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架
局当たり衛星通信用アンテナ数	2	個
インタフェース変換装置1ユニット当たり最大収容インタフェース数	6	IF/ユニット
インタフェース変換装置ポート収容率	1	個
RTBOX最大回線収容装置架数	3	架/RTBOX
RTBOX最大共用架数	1	架/RTBOX
共用架当たり所要面積	1.5	m ² /架
メタル回線収容装置1ユニット当たりDC電流	10.45	A/ユニット
メタル回線収容装置架当たり最大搭載ユニット数	2	ユニット/架
メタル回線収容装置架当たり面積	0.172	m ² /架
メタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たりDC電流	10.5	A/ユニット
メタル回線収容装置用L2SW共用架当たり最大搭載ユニット数	18	ユニット/架

音声収容ルータ1ユニット当たりDC電流	5	A/ユニット
音声収容ルータ1ユニット当たりAC1000V電流	0	A/ユニット
音声収容ルータ1ユニット当たり最大搭載ユニット数	11	A/ユニット/架
共用収容ルータ1ユニット当たりDC電流	5	A/ユニット
共用収容ルータ1ユニット当たり最大搭載ユニット数	12	A/ユニット/架
共用コアルータ1ユニット当たりDC電流	8	A/ユニット
共用コアルータ1ユニット当たりAC2000V電流	0	A/ユニット
共用コアルータ1ユニット当たり最大搭載ユニット数	8	A/ユニット/架
コア局用L2SW1ユニット当たりAC1000V電流	6.6	A/ユニット
コア局用L2SW1ユニット当たり最大搭載ユニット数	6.6	A/ユニット/架
CS1ユニット当たりDC電流	5.4.5	A/ユニット
CS1ユニット当たりAC1000V電流	0	A/ユニット
CS架当たり最大搭載ユニット数	12	ユニット/架
CS架当たり面積	1.5	ユニット/架
CS用DB架当たり最大搭載ユニット数	2	ユニット/架
CS用DB架当たり面積	3	m ² /架
関門系ルータ1ユニット当たりDC電流	0	A/ユニット
関門系ルータ1ユニット当たりAC2000V電流	16	A/ユニット
関門系ルータ1ユニット当たり最大搭載ユニット数	5	A/ユニット/架
相互接続局用L2SW1ユニット当たりDC電流	2.6	A/ユニット
相互接続局用L2SW1ユニット当たり最大搭載ユニット数	14	A/ユニット/架
SBC呼処理部1ユニット当たりDC電流	0	A/ユニット
SBC呼処理部1ユニット当たりAC2000V電流	0	A/ユニット
SBC呼処理部相互接続局設備共用架当たり最大搭載ユニット数	0	ユニット/架
SBCセクション管理部1ユニット当たりDC電流	0	A/ユニット
SBCセクション管理部1ユニット当たりAC2000V電流	0	A/ユニット
SBCセクション管理部相互接続局設備共用架当たり最大搭載ユニット数	0	ユニット/架
SBC1ユニット当たりDC電流	8.74	A/ユニット
SBC1ユニット当たりAC2000V電流	0	A/ユニット
SBC相互接続局設備共用架当たり最大搭載ユニット数	16	ユニット/架
ENUMサーバ1ユニット当たりDC電流	8.96	A/ユニット
ENUMサーバ1ユニット当たりAC2000V電流	0	A/ユニット
ENUMサーバ相互接続局設備共用架当たり最大搭載ユニット数	16	ユニット/架
DNSサーバ1ユニット当たりDC電流	8.96	A/ユニット
DNSサーバ1ユニット当たりAC2000V電流	0	A/ユニット
DNSサーバ相互接続局設備共用架当たり最大搭載ユニット数	16	ユニット/架
ENUM・DNS共通サーバ1ユニット当たりDC電流	0	A/ユニット
ENUM・DNS共通サーバ1ユニット当たりAC2000V電流	0	A/ユニット
ENUM・DNS共通サーバ相互接続局設備共用架当たり最大搭載ユニット数	0	ユニット/架
相互接続局共通設備当たりDC電流	206.4	A
相互接続局共通設備当たりAC2000V電流	0	A
相互接続局共通設備架数	3	架

相互接続局設備共用架当たり面積		0.63	m ² /架
PTN1ユニット当たりDC電流		3.05	A/ユニット
PTN共用架当たり最大搭載ユニット数		16	ユニット/架
CWDM1ユニット当たりDC電流		4.2	A/ユニット
CWDM1ユニット当たりAC100V電流		2	A/ユニット
CWDM共用架当たり最大搭載ユニット数		8	ユニット/架
中間中継伝送装置1ユニット当たりDC電流		4.2	A/ユニット
中間中継伝送装置1ユニット当たりAC100V電流		2	A/ユニット
中間中継伝送装置共用架当たり最大搭載ユニット数		8	ユニット/架
1万端子当たりの必要主配線盤長		2.52	m
作業スペース込みの主配線盤幅		3.9	m
光ケーブル成端架単位面積(大)		1.2	m ²
光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数(大)		2,000	端子
光ケーブル成端架単位面積(中)		2	m ²
光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数(中)		389	端子
光ケーブル成端架単位面積(小1)		1	m ²
光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数(小1)		128	端子
光ケーブル成端架単位面積(小2)		2	m ²
光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数(小2)		256	端子
オペレーション設備(総合監視)単位面積当たりAC電流		0.8	A/m ²
オペレーション設備(試験受付)単位面積当たりAC電流		0.8	A/m ²
オペレーション設備(総合監視)面積		505	m ²
オペレーション設備(試験受付)面積		432	m ²
海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流		0.92	A/台
海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積		1.44	m ² /台
変復調回線切替装置単位電流		1.7	A/台
変復調回線切替装置単位面積		1.92	m ² /架
無線送受信装置単位電流		0.5	A/台
無線送受信装置単位面積		1.44	m ² /架
地上鉄塔土地面積		144	m ²
発熱量換算係数		860	kcal/kVA
空調設備1台当たりの能力(1)		48,151	kcal/台
空調設備1台当たりの能力(2)		19,261	kcal/台
空調設備1台当たりの電力容量(1)		18.54	kVA
空調設備1台当たりの電力容量(2)		5.6	kVA
空調設備単位面積(1)		3.43	m ²
空調設備単位面積(2)		0.67	m ²
空調設備予備台数		1	台
整流器1ユニット当たり最大電流		100	A/ユニット
整流装置1系統当たり最大電流		800	A/系統

整流装置基本部収容可能整流器数			4	個/架
整流装置増設架収容可能整流器数			4	個/架
整流装置総合効率			0.87	個/架
整流装置基本部面積			10	m ² /架
整流装置増設架面積			2	m ² /架
整流器予備ユニット数			1	ユニット
直流通電圧値			48	V
警察消防用回線1回線当たりの消費電流			0.484375	A/回線
直流変換電源装置1架最大電流			80	A/架
直流変換電源装置当たり単位面積			5	m ² /架
交流無停電電源装置規定出力容量(1)			1	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(2)			3	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(3)			5	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(4)			7	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(5)			10	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(6)			15	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(7)			20	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(8)			30	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(9)			50	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(10)			75	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(11)			100	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(12)			200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(13)			250	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(14)			300	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(15)			400	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(16)			500	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(17)			600	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(18)			800	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(19)			1,000	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(20)			1,200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(21)			1,500	kVA
交流無停電電源装置所要面積(1)			4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(2)			4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(3)			4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(4)			4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(5)			7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(6)			7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(7)			8	m ²
交流無停電電源装置所要面積(8)			8	m ²
交流無停電電源装置所要面積(9)			8	m ²
交流無停電電源装置所要面積(10)			10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(11)			10	m ²

交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池規定容量(6)	1,000	AH
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池規定容量(7)	1,500	AH
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池規定容量(8)	2,000	AH
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池規定容量(9)	3,000	AH
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(1)	8	m ²
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(2)	8	m ²
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(3)	8	m ²
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(4)	9	m ²
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(5)	8	m ²
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(6)	13	m ²
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(7)	18	m ²
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(8)	21	m ²
交流無停電電源装置(100V)	用蓄電池所要面積(9)	27	m ²
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池規定容量(1)	200	AH
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池規定容量(2)	300	AH
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池規定容量(3)	500	AH
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池規定容量(4)	1,000	AH
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池規定容量(5)	1,500	AH
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池規定容量(6)	2,000	AH
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池規定容量(7)	3,000	AH
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池所要面積(1)	13	m ²
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池所要面積(2)	16	m ²
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池所要面積(3)	22	m ²
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池所要面積(4)	22	m ²
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池所要面積(5)	31	m ²
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池所要面積(6)	38	m ²
交流無停電電源装置(200V)	用蓄電池所要面積(7)	49	m ²
建物付帯設備面積付加係数(複数階局舎、オペレーション設備あり)	0.7		
建物付帯設備面積付加係数(複数階局舎、オペレーション設備なし)	0.8		
建物付帯設備面積付加係数(平屋局舎)	0.9		
単位面積当たりの建物付帯設備電力容量	0.01		kVA/m ²
受電装置規定容量(1)	100		kVA
受電装置規定容量(2)	200		kVA
受電装置規定容量(3)	300		kVA
受電装置規定容量(4)	500		kVA
受電装置規定容量(5)	750		kVA
受電装置規定容量(6)	1,000		kVA
受電装置規定容量(7)	1,500		kVA
受電装置規定容量(8)	2,000		kVA
受電装置規定容量(9)	4,000		kVA
受電装置所要面積(1)	30		m ²

発電装置所要面積 (4)	36	m ²
発電装置所要面積 (3)	36	m ²
発電装置所要面積 (2)	36	m ²
発電装置所要面積 (1)	36	m ²
発電装置規定容量 (19)	3,125	kVA
発電装置規定容量 (18)	2,000	kVA
発電装置規定容量 (17)	1,750	kVA
発電装置規定容量 (16)	1,500	kVA
発電装置規定容量 (15)	1,000	kVA
発電装置規定容量 (14)	750	kVA
発電装置規定容量 (13)	625	kVA
発電装置規定容量 (12)	500	kVA
発電装置規定容量 (11)	375	kVA
発電装置規定容量 (10)	300	kVA
発電装置規定容量 (9)	250	kVA
発電装置規定容量 (8)	200	kVA
発電装置規定容量 (7)	150	kVA
発電装置規定容量 (6)	100	kVA
発電装置規定容量 (5)	75	kVA
発電装置規定容量 (4)	50	kVA
発電装置規定容量 (3)	37.5	kVA
発電装置規定容量 (2)	20	kVA
発電装置規定容量 (1)	10	kVA
受電装置更改面積 (9)	212	m ²
受電装置更改面積 (8)	54	m ²
受電装置更改面積 (7)	52	m ²
受電装置更改面積 (6)	37	m ²
受電装置更改面積 (5)	35	m ²
受電装置更改面積 (4)	32	m ²
受電装置更改面積 (3)	25	m ²
受電装置更改面積 (2)	25	m ²
受電装置更改面積 (1)	15	m ²
受電装置所要面積 (9)	162	m ²
受電装置所要面積 (8)	60	m ²
受電装置所要面積 (7)	50	m ²
受電装置所要面積 (6)	50	m ²
受電装置所要面積 (5)	50	m ²
受電装置所要面積 (4)	50	m ²
受電装置所要面積 (3)	45	m ²
受電装置所要面積 (2)	45	m ²

可搬型発動発電機設置台数(7)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(6)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(5)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(4)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(3)	6	台
可搬型発動発電機設置台数(2)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(1)	0	台
可搬型発動発電機規定容量(11)	11	kVA
可搬型発動発電機規定容量(10)	10	kVA
可搬型発動発電機規定容量(9)	9	kVA
可搬型発動発電機規定容量(8)	8	kVA
可搬型発動発電機規定容量(7)	7	kVA
可搬型発動発電機規定容量(6)	6	kVA
可搬型発動発電機規定容量(5)	5	kVA
可搬型発動発電機規定容量(4)	4	kVA
可搬型発動発電機規定容量(3)	3	kVA
可搬型発動発電機規定容量(2)	2	kVA
可搬型発動発電機規定容量(1)	1	kVA
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積(RT BOX)(3)	9	m ²
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積(RT BOX)(2)	9	m ²
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積(RT BOX)(1)	9	m ²
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積(小規模局)	7	m ²
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流(RT BOX)(3)	100	A
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流(RT BOX)(2)	50	A
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流(RT BOX)(1)	37.5	A
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流(小規模局)	150	A
発電装置所要面積(19)	108	m ²
発電装置所要面積(18)	108	m ²
発電装置所要面積(17)	108	m ²
発電装置所要面積(16)	108	m ²
発電装置所要面積(15)	108	m ²
発電装置所要面積(14)	72	m ²
発電装置所要面積(13)	72	m ²
発電装置所要面積(12)	72	m ²
発電装置所要面積(11)	72	m ²
発電装置所要面積(10)	72	m ²
発電装置所要面積(9)	54	m ²
発電装置所要面積(8)	54	m ²
発電装置所要面積(7)	54	m ²
発電装置所要面積(6)	36	m ²
発電装置所要面積(5)	36	m ²

可搬型発動発電機設置台数(8)	0		台
可搬型発動発電機設置台数(9)	0		台
可搬型発動発電機設置台数(10)	0		台
可搬型発動発電機設置台数(11)	4		台
複数階局舎容積率	400		%
平屋局舎容積率	1000		%
駐車スペース等土地面積	90		m ²
RT-BOX土地面積	75		m ²
駐車スペース面積	21		m ²
時分割多元接続装置架当たりDC電流	9.5		A/架
時分割多元接続装置架当たり面積	1.44		m ² /架
衛星送受信装置架当たりDC電流	36.7		A/架
衛星送受信装置架当たり面積	1.44		m ² /架
衛星回線制御装置架当たりDC電流	210.5		A/架
衛星回線制御装置架当たり面積	16.38		m ² /架
インタフェース変換装置1ユニット当たりDC電流	3.125		A/ユニット
インタフェース変換装置共用架当たり最大搭載ユニット数	5		ユニット/架
土地単価時価補正係数	0.7		
土地単価時点補正係数(北海道)	0.9372		
土地単価時点補正係数(青森県)	0.6723		
土地単価時点補正係数(岩手県)	0.7125		
土地単価時点補正係数(宮城県)	1.305		
土地単価時点補正係数(秋田県)	6269		
土地単価時点補正係数(山形県)	7561		
土地単価時点補正係数(福島県)	8232		
土地単価時点補正係数(茨城県)	7157		
土地単価時点補正係数(栃木県)	7236		
土地単価時点補正係数(群馬県)	7276		
土地単価時点補正係数(埼玉県)	9031		
土地単価時点補正係数(千葉県)	9441		
土地単価時点補正係数(東京都)	1041		
土地単価時点補正係数(神奈川県)	9517		
土地単価時点補正係数(新潟県)	7519		
土地単価時点補正係数(富山県)	8261		
土地単価時点補正係数(石川県)	8081		
土地単価時点補正係数(福井県)	7037		
土地単価時点補正係数(山梨県)	7464		
土地単価時点補正係数(長野県)	7577		
土地単価時点補正係数(岐阜県)	7920		
土地単価時点補正係数(静岡県)	8206		
土地単価時点補正係数(愛知県)	0368		
土地単価時点補正係数(三重県)	7798		
土地単価時点補正係数(滋賀県)	08572		

土地単価時点補正係数(京都府)	0.	9	7	1	3
土地単価時点補正係数(大阪府)	0.	9	4	2	9
土地単価時点補正係数(兵庫県)	0.	8	9	5	2
土地単価時点補正係数(奈良県)	0.	8	3	2	3
土地単価時点補正係数(和歌山県)	0.	6	7	0	5
土地単価時点補正係数(鳥取県)	0.	6	7	0	3
土地単価時点補正係数(島根県)	0.	7	2	5	9
土地単価時点補正係数(岡山県)	0.	8	3	3	1
土地単価時点補正係数(広島県)	0.	8	6	2	3
土地単価時点補正係数(山口県)	0.	7	2	3	6
土地単価時点補正係数(徳島県)	0.	6	3	2	9
土地単価時点補正係数(香川県)	0.	6	9	2	7
土地単価時点補正係数(愛媛県)	0.	7	4	0	1
土地単価時点補正係数(高知県)	0.	6	0	3	7
土地単価時点補正係数(福岡県)	1.	0	6	3	6
土地単価時点補正係数(佐賀県)	0.	7	5	6	7
土地単価時点補正係数(長崎県)	0.	7	9	4	6
土地単価時点補正係数(熊本県)	0.	9	0	6	2
土地単価時点補正係数(大分県)	0.	8	1	5	9
土地単価時点補正係数(宮崎県)	0.	7	9	2	8
土地単価時点補正係数(鹿児島県)	0.	6	9	3	1
土地単価時点補正係数(沖縄県)	1.	3	0	3	2
監視設備(総合監視) 対投資額比率	0.	0	0	1	5
監視設備(収容局設備) 対投資額比率	0.	0	5	6	4
監視設備(コア局設備) 対投資額比率	0.	0	7	8	1
監視設備(市外線路) 対投資額比率	0.	0	3	6	5
監視設備(市内線路) 対投資額比率	0.	0	1	0	9
監視設備(伝送無線機械) 対投資額比率	0.	0	9	9	7
共用建物 対投資額比率	0.	0	1	0	7
共用土地 対投資額比率	0.	0	0	6	7
共用土地単価補正係数	1.	0	0	6	7
建築物 対投資額比率	0.	0	6	6	7
機械及び装置 対投資額比率	0.	0	0	0	6
車両 対投資額比率	0.	0	0	0	1
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.	0	0	0	6
無形固定資産(ソフトウェアを除く) 対投資額比率	0.	0	0	4	2

別表第4の1(第6条関係) 費用算定方式

第1表

費用区分	算定方式
減価償却費	(投資額ー最低残存価額)×法定耐用年数×法定耐用年数÷除去損)×経済的耐用年数
通信設備使用料	土地は減価償却しない。除去損は最低残存価額とする。 伊豆大島と本土中継交換機間及び大石と中継交換局間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価 信号用中継交換機に係るもの 信号用中継交換機伝送路数×信号用中継交換機専用線料金単価 定率法正味固定資産価額は、別表第2の1第1表に定める算出式により算定する。
固定資産税	定率法正味固定資産価額×固定資産税率
施設保全費	加入者交換機に係るもの 投資額×投資額×施設保全費対投資額比率(二次係数) + 投資額×施設保全費対投資額比率(二次係数) + 加入者数×1加入者当たりの施設保全費 + 加入者数×1加入者当たりの施設保全費 加入系線路に係るもの 設備延長k m×1 k m当たりの施設保全費 + 加入者数×1加入者当たり施設保全費 中継系架空光ファイバ、中継系地下光ファイバ、海底光ケーブル、管路、自治体管路及び電線共同溝に係るもの 設備延長k m×1 k m当たりの施設保全費 中口径管路、とう道及び共同溝に係るもの 設備延長k m×1 k m当たりの施設保全費 監視設備(加入者交換機)に係るもの 投資額×投資額×施設保全費対投資額比率(二次係数) + 投資額×施設保全費対投資額比率(二次係数)
道路占用料	投資額×施設保全費対投資額比率 電柱に係るもの 電柱本数×電柱1本当たり道路占用料 管路等(管路、中口径管路、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックス)に係るもの 管路等延長k m×管路等1 k m当たり道路占用料 き線点遠隔收容装置に係るもの き線点遠隔收容装置数×き線点遠隔收容装置1台当たり道路占用料 撤去費用 投資額×撤去費用対投資額比率 試験研究費 直接費×対直接費比率 撤去費用 直接費×対直接費比率 撤去費用 直接費×対直接費比率
接続関連事務費	加入者回線に係るもの 加入者回線数×1回線当たり接続関連事務費 中継伝送専用機能に係るもの 中継伝送専用回線数×1回線当たり専用型接続関連事務費 専用回線管理運営費に係るもの 中継伝送専用回線数×1回線当たり専用回線管理運営費 管理共通費 (施設保全費+試験研究費+接続関連事務費)×管理共通費比率
費用区分	算定方式
減価償却費	(投資額ー最低残存価額)×法定耐用年数×法定耐用年数÷除去損)×経済的耐用年数
通信設備使用料	土地は、減価償却しない。除去損は最低残存価額とする。 伊豆大島と本土中継交換機間及び大石と中継交換局間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価
固定資産税	定率法正味固定資産価額×固定資産税率

第2表

		<p>施設保全費</p> <p>定率法正味固定資産価額は、別表第2の1第2表に定める算出式により算定する。</p> <p>(1) 加入系線路に係るもの</p> <p>設備延長 $k \text{ m} \times 1 \text{ k m}$ 当たりの施設保全費 + 加入者数 $\times 1$ 加入者当たり施設保全費</p> <p>(2) 中継系架空光ケーブル、中継系地下光ケーブル、海底光ケーブル、電線共同溝、自治体管路、監視設備（市外線路）及び監視設備（市内線路）に係るもの</p> <p>設備延長 $k \text{ m} \times 1 \text{ k m}$ 当たりの施設保全費</p> <p>(3) 管路、中口径管路、共同溝及びびと道に係るもの</p> <p>設備延長 $k \text{ m} \times 1 \text{ k m}$ 当たりの施設保全費</p> <p>(4) 上記以外のもの</p> <p>投資額 \times 施設保全費対投資額比率</p>	
		<p>道路占用料</p> <p>(1) 電柱に係るもの</p> <p>電柱本数 \times 電柱1本当たり道路占用料</p> <p>(2) 管路、中口径管路及びびと道に係るもの</p> <p>設備延長 $k \text{ m} \times 1 \text{ k m}$ 当たり道路占用料</p> <p>(3) 電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスに係るもの</p> <p>設備延長 $k \text{ m} \times 1 \text{ k m}$ 当たり道路占用料</p> <p>(4) き線点遠隔收容装置に係るもの</p> <p>き線点遠隔收容装置ユニット数 \times き線点遠隔收容装置1ユニット当たり道路占用料</p> <p>投資額 \times 撤去費用対投資額比率</p>	
		<p>撤去費用</p> <p>投資額 \times 撤去費用対投資額比率</p>	
		<p>試験研究費</p> <p>直接費 \parallel 減価償却費 + 通信設備使用料 + 固定資産税 + 施設保全費 + 道路占用料 + 撤去費用</p>	
		<p>管理共通費</p> <p>(施設保全費 + 試験研究費) \times 管理共通費比率</p>	
<p>別表第4の2（第6条関係）</p> <p>共通費等の配賦基準</p>			
<p>第1表</p>			
<p>区分</p>		<p>帰属対象設備</p>	
<p>試験研究費</p>		<p>別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備</p>	
<p>接続関連事務費</p>		<p>別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備</p>	
<p>管理共通費</p>		<p>別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備</p>	
<p>監視設備</p>		<p>加入者交換機階梯以上の各設備</p>	
<p>総合監視</p>		<p>加入者交換機、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置</p>	
<p>加入者交換機</p>		<p>加入者交換機、信号用中継交換機</p>	
<p>中継交換機</p>		<p>中継交換機、信号用中継交換機</p>	
<p>伝送無線機械</p>		<p>伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備</p> <p>(き線点遠隔收容装置) 加入者交換機間伝送のうち局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局 \rightarrow 加入者交換機設置局間伝送、局設置簡易遠隔收容装置 \rightarrow 加入者交換機間伝送、局設置遠隔收容装置 \rightarrow 加入者交換機間伝送、加入者交換機 \rightarrow 中継交換機間伝送、中継交換機間及び中継交換機 \rightarrow 相互接続点間伝送)</p> <p>光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置</p>	
<p>市外線路</p>		<p>(き線点遠隔收容装置) 加入者交換機間伝送のうち局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局 \rightarrow 加入者交換機設置局間伝送、局設置簡易遠隔收容装置 \rightarrow 加入者交換機間伝送、局設置遠隔收容装置 \rightarrow 加入者交換機間伝送、加入者交換機 \rightarrow 中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送)</p>	
<p>市内線路</p>		<p>メタルケーブル、光ケーブル</p>	
		<p>配賦基準</p>	
		<p>直接費比</p>	
		<p>投資額比</p>	
		<p>施設保全費 + 試験研究費 + 接続関連事務費の合計額比</p>	
		<p>資本コスト + 保守コストの合計額比</p>	

共通用建物	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
共通用土地	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
構築物	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	接続関連事務費の合計額比
機械及び装置	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	機械室土地建物、共通用土地建物の資本コスト＋保守コストの合計額比
車両	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
工具、器具及び備品	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	施設保全費比
無形固定交換機ソフトウェア	加入者交換機、中継交換機、信号用中継交換機、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
資産	エア	ネットワーク設備投資額
空調設備	その他の無形固定資産	ネットワーク設備投資額
電力設備	整流装置	電力容量比
	加入者交換機、加入者系半固定バス伝送装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、伝送装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及びび信号用中継交換機	電力容量比
	蓄電池	電力容量比
	加入者交換機、加入者系半固定バス伝送装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、伝送装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及びび信号用中継交換機	電力容量比
	交流無停電電源装置	電力容量比
	加入者交換機、加入者系半固定バス伝送装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、伝送装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及びび信号用中継交換機	電力容量比
	発電装置	電力容量比
	加入者交換機、加入者系半固定バス伝送装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、伝送装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及びび信号用中継交換機	電力容量比
	小規模局舎用電源装置	電力容量比
	局設置遠隔收容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及びび信号用中継交換機	電力容量比
	小規模局舎用蓄電池	電力容量比
	局設置簡易遠隔收容装置、局設置遠隔收容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及びび信号用中継交換機	電力容量比
	可搬型発動発電機	電力容量比
	局設置簡易遠隔收容装置、局設置遠隔收容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及びび信号用中継交換機	電力容量比
	直流変換電源装置	電力容量比
	消防警察トランク、警察消防用回線集約装置	電力容量比
機械室建物	局設置簡易遠隔收容装置、局設置遠隔收容装置、加入者交換機、主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置、光ケーブル成端架、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中継交換機、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、衛星通信設備及び信号用中継交換機	面積比
機械室土地	局設置簡易遠隔收容装置、局設置遠隔收容装置、加入者交換機、主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置、光ケーブル成端架、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中継交換機、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、無線鉄塔、衛星通信設備及び信号用中継交換機	面積比

注 資本コスト削減償却費＋自己資本費用＋他人資本費用＋利益対応税＋通信設備使用料＋固定資産税
保守コスト＋施設保全費＋道路占用料＋撤去費用

第2表

区分	試験研究費	管理共通費	監視設備 総合監視	收容局設備	コア局設備	伝送無線機械	市外線路	市内線路	共用建物	共用土地	構築物	機械及び装置	車両	工具、器具及び備品	無形固定資産	空調設備	電力設備 整流装置	蓄電池	交流無停電電 源装置	受電装置
帰属対象設備	別表第1の1第2表の設備区分に定める各設備	別表第1の1第2表の設備区分に定める各設備	收容局以上の各設備	收容局の各設備	コア局の各設備	伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備及びインタフェース変換装置	中継系光ケーブル、海底光ケーブル及び海底中間中継伝送装置	メタルケーブル及び加入系光ケーブル	別表第1の1第2表の設備区分に定める各設備	音声收容ルータ、共用收容ルータ、メタル回線收容装置、メタル回線收容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアル電力容量比	ENUMサーバ及びDNSサーバ	音声收容ルータ、共用收容ルータ、メタル回線收容装置、メタル回線收容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアル電力比	UMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備	音声收容ルータ、共用收容ルータ、メタル回線收容装置、メタル回線收容装置用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、開門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備						
配賦基準	直接費比	施設保全費+試験研究費の合計額比	資本コスト+保守コストの合計額比	資本コスト+保守コストの合計額比	資本コスト+保守コストの合計額比	資本コスト+保守コストの合計額比	資本コスト+保守コストの合計額比	資本コスト+保守コストの合計額比	施設保全費+試験研究費の合計額比	施設保全費+試験研究費の合計額比	施設保全費+試験研究費の合計額比	施設保全費+試験研究費の合計額比	施設保全費+試験研究費の合計額比	施設保全費+試験研究費の合計額比	ネットワーク設備投資額比	電力容量比	電力比	電力容量比	電力容量比	

発電装置	音声收容ルータ、共用收容ルータ、メタル回線收容装置、メタル回線收容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアル電力容量比	
小規模局用電	用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、開門系ルータ、相互接続局	
源装置	音声收容ルータ、共用收容ルータ、メタル回線收容装置、メタル回線收容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	
小規模局用電	音声收容ルータ、共用收容ルータ、メタル回線收容装置、メタル回線收容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	
電池	音声收容ルータ、共用收容ルータ、メタル回線收容装置、メタル回線收容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	
可搬型発動発	音声收容ルータ、共用收容ルータ、メタル回線收容装置、メタル回線收容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	
電機	音声收容ルータ、共用收容ルータ、メタル回線收容装置、メタル回線收容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	
直流変換電源	音声收容ルータ、共用收容ルータ、メタル回線收容装置、メタル回線收容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	
装置	音声收容ルータ、共用收容ルータ、メタル回線收容装置、メタル回線收容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	
機械室建物	主配線盤、光ケーブル成端架、音声收容ルータ、共用收容ルータ、メタル回線收容装置、メタル回線收容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、開門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備	面積比
機械室土地	主配線盤、光ケーブル成端架、音声收容ルータ、共用收容ルータ、メタル回線收容装置、メタル回線收容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、開門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備	面積比

注 資本コスト削減償却費+自己資本費用+他人資本費用+利益対応税+通信設備使用料+固定資産税

別表第4の3(第6条関係)費用算定に用いる数値

第1表

項目	数値	単位
加入者交換機施設保全費対投資額比率(二次係数)	146.081	フェムト
加入者交換機施設保全費対投資額比率(一次係数)	0.05031	
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	512	円/回線
加入者交換機都道府県別施設保全費(北海道)	200,328	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(青森県)	188,604	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(岩手県)	195,638	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(宮城県)	205,017	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(秋田県)	193,293	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(山形県)	198,569	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(福島県)	202,086	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(茨城県)	202,086	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(栃木県)	199,742	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(群馬県)	197,397	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(埼玉県)	211,465	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(千葉県)	212,638	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(東京都)	226,706	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(神奈川県)	213,224	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(新潟県)	195,638	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(富山県)	202,086	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(石川県)	202,086	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(福井県)	180,983	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(山梨県)	209,707	円

加入者交換機都道府県別施設保全費(長野県)	200,914,468	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(岐阜県)	190,949,190	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(静岡県)	198,569,697	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(愛知県)	191,535,383	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(三重県)	192,121,576	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(滋賀県)	189,190,612	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(京都府)	186,259,648	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(大阪府)	190,949,190	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(兵庫県)	183,914,877	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(奈良県)	189,190,612	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(和歌山県)	177,776,805	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(鳥取県)	177,466,756	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(島根県)	177,466,756	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(岡山県)	180,983,913	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(広島県)	185,673,455	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(山口県)	182,156,298	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(徳島県)	186,259,648	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(香川県)	189,190,612	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(愛媛県)	183,328,684	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(高知県)	183,328,684	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(福岡県)	195,052,540	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(佐賀県)	192,121,576	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(長崎県)	186,259,648	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(熊本県)	183,914,877	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(大分県)	185,673,455	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(宮崎県)	182,742,491	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(鹿児島県)	182,742,491	円
加入者交換機都道府県別施設保全費(沖縄県)	169,260,056	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.03431	
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.02688	
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	95,307	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	89,794	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	93,101	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	97,512	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	91,999	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	94,480	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	96,134	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	96,134	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	95,031	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	93,928	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	100,544	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	101,095	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	107,711	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	101,371	円/km

メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	93,101	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	96,134	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	96,409	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	86,210	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	99,717	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	95,582	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	90,896	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	94,480	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	91,172	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	91,447	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	90,069	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	88,691	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	90,896	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	87,588	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	90,069	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	84,345	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	84,556	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	84,556	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	86,210	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	88,415	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	86,761	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	88,691	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	90,069	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	87,313	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	87,313	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	92,447	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	91,447	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	88,691	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	87,588	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	88,415	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	87,037	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	88,691	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	80,697	円/km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	120	円/回線
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	14,745	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	14,834	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	15,381	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	16,110	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	15,199	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	15,609	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	15,882	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	15,882	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	15,700	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	15,518	円/km

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	313,688	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	302,266	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	321,302	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	80,533	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	88,576	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	86,912	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	88,467	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	91,349	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	92,736	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	87,189	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	89,962	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	88,576	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	86,635	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	88,298	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	86,080	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	84,416	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	90,240	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	89,962	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	87,467	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	90,794	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	88,576	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	89,962	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	91,349	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	91,072	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	94,400	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	90,794	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	95,509	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	99,669	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	86,080	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	96,341	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	96,064	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	93,013	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	101,333	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	107,711	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	101,056	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	100,501	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	93,845	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	94,954	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	96,064	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	96,064	円/km

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	297,748	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿兒島県)	298,458	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	299,274	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	299,465	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	300,277	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	300,458	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	301,373	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	301,699	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	302,369	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	303,218	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	299,458	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	298,796	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	297,507	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	289,892	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	284,181	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	284,181	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	300,169	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	300,321	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	294,651	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	300,458	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	306,073	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	307,977	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	307,025	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	318,447	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	306,073	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	322,254	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	336,531	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	289,892	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	325,110	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	324,158	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	313,342	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	342,242	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	364,134	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	341,290	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	339,387	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	316,543	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	320,350	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	324,158	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	322,447	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	309,880	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	328,917	円/km

管路延長1km当たり施設保全費			46,489	円/km
中口径管路1km当たり施設保全費			46,489	円/km
とう道1km当たり施設保全費			46,489	円/km
共同溝1km当たり施設保全費			46,489	円/km
自治体管路延長1km当たり施設保全費			46,489	円/km
電線共同溝延長1km当たり施設保全費			46,489	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率		0.03428		
可搬型発動発電機施設保全費対投資額比率		0.03428		
機械室建物施設保全費対投資額比率		0.01364		
監視設備(総合監視)施設保全費対投資額比率		0.06952		
監視設備(加入者交換機)施設保全費対投資額比率(二次係数)		0.08175		
監視設備(加入者交換機)施設保全費対投資額比率(一次係数)		0.05031		
監視設備(中継交換機)施設保全費対投資額比率		0.03431		
監視設備(市外線路)市外線路延長1km当たり施設保全費		3,960	円/km	
監視設備(市内線路)市内線路延長1km当たり施設保全費		1,106	円/km	
監視設備(伝送無線機械)施設保全費対投資額比率		0.02688		
共用建物施設保全費対投資額比率		0.01364		
構築物施設保全費対投資額比率		0		
機械及び装置施設保全費対投資額比率		0		
車両施設保全費対投資額比率		0.03101		
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率		0.001665		
無形固定資産(交換機ソフトウェア)施設保全費対投資額比率		0		
無形固定資産(その他の無形固定資産)施設保全費対投資額比率		0		
電柱1本当たり道路占用料		248	円/本	
管路1km当たり道路占用料		29,225	円/km	
中口径管路1km当たり道路占用料		29,227	円/km	
とう道1km当たり道路占用料		615,336	円/km	
情報ボックス1km当たり道路占用料		3,239	円/km	
自治体管路1km当たり道路占用料		3,239	円/km	
電線共同溝1km当たり道路占用料		3,239	円/km	
電線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料		52	円/台	
主配線盤端末回線側比率		0.5		
光ケーブル成端架端末回線側比率		0.5		
機械設備撤去費用対投資額比率		0.002797		
市外線路撤去費用対投資額比率		0.001866		
市内線路撤去費用対投資額比率		0.001981		
土木設備撤去費用対投資額比率		0.008598		
可搬型発動発電機撤去費用対投資額比率		0.002464		
建物撤去費用対投資額比率		0.002464		
構築物撤去費用対投資額比率		0.006274		
機械及び装置撤去費用対投資額比率		0.001048		
車両撤去費用対投資額比率		0		
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率		0.001072		
試験研究費対直接費比率		0.02522		

1 回線当たり接続関連事務費	0	円/回線
1 回線当たり専用回線管理運営費	0	円/回線
1 回線当たり専用回線管理運営費	5,747	円/回線
管理共通費比率	2,113.6	
専用型速度換算係数	2.23	
専用型52M収容回線数	672	回線
端末系交換回数比率	0.1410	
中継系交換回数比率	0.3135	
経済的耐用年数		
交換機	29.3	年
局設置遠隔収容装置	30.1	年
局設置簡易遠隔収容装置	13.5	年
伝送装置	31.0	年
さ線点遠隔収容装置	13.5	年
無線伝送装置	9	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	35.5	年
地下メタルケーブル	44.5	年
陸上架空光ケーブル	25	年
陸上地下光ケーブル	30	年
海底光ケーブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	6.6	年
中口径管路	6.6	年
とう道	7.5	年
共同溝	7.5	年
電線共同溝	6.5	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	22.8	年
電力設備(整流装置)	15.7	年
電力設備(整流装置用蓄電池)	9.9	年
電力設備(直流変換電源装置)	20.4	年
電力設備(交流無停電電源装置)	12.9	年
電力設備(交流無停電電源装置用蓄電池)	9.4	年
電力設備(小規模局用電源装置)	17.6	年
電力設備(小規模局用電源装置用蓄電池)	9.9	年
電力設備(発電装置)	18.2	年
電力設備(受電装置)	20.9	年
電力設備(可搬型発動発電機)	22.5	年
機械室建物	24.1	年
監視設備(総合監視)	9	年
監視設備(加入者交換機)	10.6	年
監視設備(中継交換機)	10.5	年

メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	86,210	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	99,717	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	95,582	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	90,896	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	94,480	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	91,172	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	91,447	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	90,069	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	88,691	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	90,896	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	87,588	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	90,069	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	90,345	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	84,556	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	84,556	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	86,210	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	88,415	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	86,761	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	88,691	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	90,069	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	87,313	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	87,313	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	92,826	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	91,447	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	88,691	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	87,588	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	88,415	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	87,037	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	88,691	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	80,697	円/km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	120	円/回線
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	15,745	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	14,834	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	15,381	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	16,110	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	15,199	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	15,609	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	15,882	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	15,882	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	15,700	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	15,518	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	16,610	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	16,702	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	17,795	円/km

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	318,447	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	309,880	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	328,917	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	313,688	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	302,266	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	321,302	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	80,533	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	88,576	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	86,912	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	88,298	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	87,467	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	88,576	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	91,349	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	92,736	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	87,189	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	87,962	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	89,576	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	88,635	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	86,298	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	88,080	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	84,416	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	84,416	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	90,240	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	89,962	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	87,467	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	90,794	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	88,576	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	89,962	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	91,349	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	91,072	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	94,400	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	90,794	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	95,509	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	99,669	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	86,080	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	96,341	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	96,064	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	93,013	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	101,333	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	107,711	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	101,056	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	100,501	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	93,845	円/km

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	324	158	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	324	158	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	320	350	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	316	543	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	339	387	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	341	290	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	364	134	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	342	242	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	313	688	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	324	158	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	325	110	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	289	892	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	336	531	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	322	254	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	306	073	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	318	447	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	307	025	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	307	977	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	303	218	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	298	458	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	306	073	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	294	651	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	303	218	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	304	169	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	284	181	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	284	181	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	289	892	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	297	507	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	291	796	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	298	458	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	303	218	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	293	699	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	293	699	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	312	736	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	307	977	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	298	458	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	294	651	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	297	507	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	292	748	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	298	458	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	270	856	円/km
管径延長1km当たり施設保全費	46	489	円/km
中口径管径延長1km当たり施設保全費	46	489	円/km
とう道延長1km当たり施設保全費	46	489	円/km

共同溝延長1km当たり施設保全費	46,489	円/km
自治体管路延長1km当たり施設保全費	46,489	円/km
電線共同溝延長1km当たり施設保全費	46,489	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.03428	
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01364	
監視設備(総合監視)施設保全費対投資額比率	0.06952	
監視設備(収容局設備)施設保全費対投資額比率	0.05007	
監視設備(コア局設備)施設保全費対投資額比率	0.04161	
監視設備(市外線路)市外線路延長1km当たり施設保全費	3,960	円/km
監視設備(市内線路)市内線路延長1km当たり施設保全費	1,106	円/km
監視設備(伝送無線機械)施設保全費対投資額比率	0.02688	
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.01364	
構築物施設保全費対投資額比率	0	
機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	
車両施設保全費対投資額比率	0.03101	
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.01665	
メタル回線収容装置ソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.04250	
音声収容ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.1365	
共用収容ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.09875	
共用コアルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.08869	
CSソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.08789	
関門系ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.08590	
SBCソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.0575	
ENUMサーバソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.10573	
DNSサーバソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.10555	
無形固定資産(ソフトウェアを除く)施設保全費対投資額比率	0	
電柱1本当たり道路占用料	248	円/本
管路1km当たり道路占用料	29,225	円/km
中口径管路1km当たり道路占用料	292,027	円/km
とう道1km当たり道路占用料	615,336	円/km
情報ボックス1km当たり道路占用料	3,239	円/km
自治体管路1km当たり道路占用料	3,239	円/km
電線共同溝1km当たり道路占用料	3,239	円/km
き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料	52	円/台
機械設備撤去費用対投資額比率	0.002797	
市外線路撤去費用対投資額比率	0.001866	
市内線路撤去費用対投資額比率	0.001981	
土木設備撤去費用対投資額比率	0.008598	
建物撤去費用対投資額比率	0.002464	
構築物撤去費用対投資額比率	0.006274	
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.001048	
車両撤去費用対投資額比率	0	
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.001072	
試験研究費対直接費比率	0.02522	

管理共通費比率（メタル I P 電話）
 管理共通費比率（光 I P 電話）
 経済的耐用年数

電力設備（受電装置）	20.9	年
電力設備（発電装置）	18.9	年
電力設備（小規模局用電源装置用蓄電池）	9.9	年
電力設備（小規模局用電源装置）	17.4	年
電力設備（交流無停電電源装置用蓄電池）	9.4	年
電力設備（交流無停電電源装置）	12.9	年
電力設備（直流変換電源装置）	20.4	年
電力設備（整流装置用蓄電池）	9.9	年
電力設備（整流装置）	15.7	年
空調設備	22.8	年
無線鉄塔	24.3	年
無線アンテナ	24.3	年
電線共同溝	65.6	年
共同溝	75	年
とう道	75	年
中口径管路	65.6	年
管路	65.6	年
電柱	21.2	年
海底光ケーブル	26.5	年
陸上地下光ケーブル	30	年
陸上架空光ケーブル	25	年
地下メタルケーブル	44.5	年
架空メタルケーブル	35.5	年
衛星通信設備	9	年
無線伝送装置	9	年
無線伝送装置	13.5	年
き線点遠隔収容装置	9	年
伝送装置	9	年
DNSサーバ	9	年
ENUMサーバ	9	年
SBC	9	年
相互接続局用 L2SW	9	年
関門系ルータ	9	年
C S	9	年
コア局用 L2SW	9	年
共用コアルータ	9	年
共用収容ルータ	9	年
音声収容ルータ	9	年
光ケーブル成端架	29.3	年
主配線盤	29.3	年
メタル回線収容装置用 L2SW	9	年
メタル回線収容装置	9	年

0.1344
 0.1136

別表第6(第19条関係)

様式第1

第1表

通信量記録 都道府県別通信量						年度分
都道府県	同一単位料金区域内通信回数	同一中継区域内単位料金区域間通信回数	加入者交換機接続通信回数	中継交換機接続通信回数 (加入者交換機を経由するもの)	中継交換機接続通信回数 (加入者交換機を経由しないもの)	
	同一単位料金区域内通信時間	同一中継区域内単位料金区域間通信時間	加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間 (加入者交換機を経由するもの)	中継交換機接続通信時間 (加入者交換機を経由しないもの)	

注1 アナログ電話用設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。)又は総合デジタル通信用設備(インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。)を用いて提供される音声伝送役務について記録すること。

注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第2表

通信量記録 都道府県別通信量				年度分
都道府県	同一中継区域内通信回数	中継区域間通信回数	関門系ルータ接続通信回数	
	同一中継区域内通信時間	中継区域間通信時間	関門系ルータ接続通信時間	

注1 メタルIP電話等(メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供される音声伝送役務をいう。)、光IP電話(インターネットプロトコル電話用設備を用いて提供される音声伝送役務をいう。)及びワイヤレス固定電話(ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供される音声伝送役務をいう。様式第2第1表において同じ。)の別に区分して記録すること。

注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注3 同一中継区域内通信回数の欄には発信回数を、同一中継区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第3表

通信量記録 単位料金区域別通信量						年度分
単位料金区域	同一単位料金区域内通信回数	同一中継区域内単位料金区域間通信回数	加入者交換機接続通信回数	中継交換機接続通信回数 (加入者交換機を経由するもの)	中継交換機接続通信回数 (加入者交換機を経由しないもの)	
	同一単位料金区域内通信時間	同一中継区域内単位料金区域間通信時間	加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間 (加入者交換機を経由するもの)	中継交換機接続通信時間 (加入者交換機を経由しないもの)	

注1 アナログ電話用設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。)又は総合デジタル通信用設備(インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。)を用いて提供される音声伝送役務について記録すること。

注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第4表

通信量記録 単位料金区域別通信量					年度分
単位料金区域	アナログ電話呼率	総合デジタル通信サービス呼率	光IP電話呼率	自ユニット折返し比率	

第5表

通信量記録			年度分
項目名	数値	単位	
平均保留時間(アナログ電話)		秒	
平均保留時間(総合デジタル通信サービス)		秒	
平均保留時間(光IP電話)		秒	
平均保留時間(ワイヤレス固定電話)		秒	

1呼当たり信号数(アナログ電話)		信号/呼
1呼当たり信号数(総合デジタル通信サービス)		信号/呼

第6表

通 信 量 記 録			年度分
項 目 名	数 値	単 位	
メディアゲートウェイ		bps	
ゲートウェイルータ		bps	
一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。)		bps	
網終端装置		bps	

注 ゲートウェイルータ及び一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。)については、品質クラス別に区分して記録すること。

様式第2
第1表

回線数記録 都道府県別回線数										
年度末現在										
都道府県	低速専用線二線式回線数	低速専用線四線式回線数	高速メタル専用線回線数	高速光専用線回線数	A T Mデータ伝送回線数	A T M一心式専用線回線数	A T M二心式専用線回線数	光 I P電話チャンネル数	事務用光 I P電話チャンネル数	ワイヤレス固定電話回線数

注1 低速専用線二線式回線数の欄には低速専用線(専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒未満のもの。以下同じ。)であって二線式のものにつき記録することとし、低速専用線四線式回線数の欄には低速専用線であって四線式のものにつき記録することとし、高速メタル専用線回線数の欄には高速専用線(専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒以上のもの。以下同じ。)であって第一種指定端末系伝送路設備にメタルケーブルを設置するものにつき記録することとし、高速光専用線回線数の欄には高速専用線であって第一種指定端末系伝送路設備に光ケーブルを設置するものにつき記録すること。

注2 ATMデータ伝送回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行うデータ伝送サービスの回線数を記録することとし、ATM一心式専用線回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって一心式のものにつき回線数を記録することとし、ATM二心式専用線回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって二心式のものにつき回線数を記録すること。

注3 光IP電話チャンネル数の欄には光地域IP回線(第一種指定中継系伝送路設備に接続する光回線をいう。以下同じ。)を用いた音声伝送役務であって最大2チャンネルまで通信が可能なものにつきチャンネル数を記録することとし、事務用光IP電話チャンネル数の欄には光地域IP回線を用いた音声伝送役務であって最大8チャンネルまで通信が可能なものにつきチャンネル数を記録することとする。

第2表

回線数記録															
単位料金区域別回線数等															
													年度末現在		
単位料金区域	住宅用加入電話回線数	事務用加入電話回線数	低速専用線回線数	高速専用線回線数	第一種公衆電話回線数	第一種デジタル公衆電話回線数	第二種公衆電話回線数	第二種デジタル公衆電話回線数	住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数	事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数	第二種総合デジタル通信サービス回線数	低速専用線加入者交換機折返し比率	高速専用線加入者交換機折返し比率	ATMデータ伝送加入者交換機折返し比率	ATM専用線加入者交換機折返し比率

注1 住宅用加入電話回線数の欄には、契約約款において加入電話サービスと規定するサービスであって料金表において住宅用と規定するものにつき記録することとし、事務用加入電話回線数の欄には、契約約款において加入電話サービスと規定するサービスであって料金表において事務用と規定するものにつき記録すること。

注2 第一種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第一種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生活の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第二種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって第一種公衆電話以外のものにつき記録することとし、第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスであって第一種デジタル公衆電話以外のものにつき記録すること。

注3 第二種公衆電話回線数の欄及び第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、平時に避難所として指定されている場所等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害等が発生した際に電話機を接続して通話の用に供されるものを含めること。

注4 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数及び事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数の欄には、契約約款において第一種総合デジタル通信サービスと規定するサービスにつき記録することとし、第二種総合デジタル通信サービス回線数の欄には、契約約款において第二種総合デジタル通信サービスと規定するサービス及び接続約款において総合デジタル通信端末回線伝送機能と規定する機能につき記録すること。

第3表

回線数記録 局別回線数						
						年度末現在
都道府県	単位料金 区域	局	ADSL地域 IP回線数	光地域IP回線数		
				光地域IPデー タ専用回線数	事務用光 地域IP回 線数	

注1 ADSL地域IP回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録すること。

注2 光地域IP回線数の欄には光地域IP回線の回線数を記録することとする。

注3 光地域IPデータ専用回線数には光地域IP回線数のうち専ら音声伝送役務以外の電気通信役務の提供の用に供する回線の回線数を記録することとし、事務用光地域IP回線数には光地域IP回線数のうち音声通信役務の提供の用に供する回線であって最大8チャンネルまでの通信が可能なものの回線数を記録することとする。

第4表

回 線 数 記 録 緊急通報専用線接続方式局別回線数			
			年度末現在
警察機関回線数			
都 道 府 県	単 位 料 金 区 域	局	専用回線回線数
消防機関回線数			
都 道 府 県	単 位 料 金 区 域	局	専用回線回線数

第5表

回 線 数 記 録 中継伝送専用機能に係る回線数			
			年度末現在
相互接続点の帰属する中継交換機等設置局	加入者交換機設置局	接 続 事 業 者	回 線 数

第6表

回 線 数 記 録 中 継 伝 送 共 用 機 能 に 係 る 回 線 数		
		年度末現在
相互接続点の帰属する中継 交換機等設置局	接 続 事 業 者	回 線 数

別表第7（第19条関係） 法第33条第12項の総務省令で定める事項

1呼当たり信号数

総信号数

リルーティング指示に係る網保留時間

リダイレクション網使用機能（網内型） 接続処理時間

リダイレクション網使用機能（中継交換機接続型） 接続処理時間

リダイレクション網使用機能（加入者交換機接続型） 接続処理時間

別表第8 (第19条関係) 法第33条第12項の総務省令で定める事項の記録 (平
26総省令58・全改)

機能の利用回数等		年度分
項目名	数値	単位
1 呼当たり信号数		信号/通信
総信号数		億信号/年
リルーティング指示に係る網保留時間		秒/通信
リダイレクション網使用機能(網内型) 接続処理時間		秒/通信
リダイレクション網使用機能(中継交換機接続型) 接続処理時間		秒/通信
リダイレクション網使用機能(加入者交換機接続型) 接続処理時間		秒/通信